

大飯発電所保安規定審査資料	R0
提出年月日	2022年1月19日

## 大飯発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書

### 審査資料

関西電力株式会社



大飯発電所 原子炉施設保安規定

大山生竹テフラの噴出規模見直しに伴う変更について

大山生竹テフラの噴出規模の見直しに伴い、火山影響等発生時の対応に係る記載を変更する。

(変更)

- ・添付2 火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準(第18条、第18条の2、第18条の2の2、第18条の3および第18条の3の2 関連)

以上

補足説明資料

- 1：大飯発電所原子炉施設保安規定  
保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更内容の説明
- 2：大飯発電所原子炉施設保安規定  
上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容
- 3：大飯発電所原子炉施設保安規定  
上流文書（設計及び工事計画）から保安規定への記載内容
- 4：大飯発電所3，4号炉  
大山生竹テフラの噴出規模見直しに伴う保安規定変更に関する  
補足説明

大飯発電所原子炉施設保安規定

保安規定審査基準の要求事項に対する  
保安規定変更内容の説明

(本資料において、ご説明する事項)

原子炉施設保安規定の変更認可申請においては、変更内容に関する下記の2点についてご確認いただく必要がある。

実用炉規則第92条第1項各号及び「実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準」(以下「保安規定審査基準」という。)に定める基準に適合するものであること。

原子炉等規制法第43条の3の24第2項に定める「核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであること」に該当しないこと。

そのため、本資料の説明の構成は次のとおり。

#### 1. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条項の整理

実用炉規則第92条第1項及び保安規定審査基準(以下、「審査基準等」という。)で要求される事項について、既認可の保安規定においてどの条項で対応しているかを整理している。

今回の変更認可申請において、審査基準等に適合する変更内容であることを説明するため、審査基準等が要求する事項に対して直接的に該当する内容を変更するものについては変更有無欄に「有」を記載し、「主要な変更対象の項目」として黄色ハッチングを行う。

また、審査基準等が要求する事項に対して、直接的に該当する内容の変更ではないものの、条文単位で該当するものについては、変更有無欄にどの実用炉規則要求で変更するかを【〇〇関連にて変更】と明示する。

#### 2. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

前項において抽出された「審査基準等 - 保安規定条文の変更」について、詳細な対比を行い、審査基準等に適合する変更内容であること、又は審査基準等が要求する事項に影響のない変更内容であることを「保安規定の記載の考え方」欄でご説明する。

また、保安規定の変更内容に対応する社内標準(2次文書)の変更概要を記載する。

なお、上述の観点をご説明するためには、記載の妥当性を示す必要があるが、本表内で説明しきれない部分については、「補足説明資料」を添付する。

#### 補足説明資料

必要により、変更内容の詳細事項を説明する。

# 1. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条項の整理

下表において、変更対象となる保安規定条文に該当する保安規定審査基準を示す。

: 主要な変更対象の項目

## (1) 第1編(3号炉及び4号炉)

保安規定審査基準(実用炉) (H25.6.19 制定、R2.4.1 最終改正)		保安規定条文		変更有無
実用炉規則第92条第1項第1号 【関係法令及び保安規定の遵守のための体制】	1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関するについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。	第2条の2	関係法令および本規定の遵守	-
	2. 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実に行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。	第2条の2	関係法令および本規定の遵守	-
実用炉規則第92条第1項第2号 【品質マネジメントシステム】	1. 品質マネジメントシステム(以下「QMS」という。)については、原子炉等規制法第43条の3の5第1項又は第43条の3の8第1項の許可(以下単に「許可」という。)を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第2号)及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈(原規規発第1912257号-2(令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を踏まえて定められていること。	第3条	品質マネジメントシステム計画	-
	2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、発電用原子炉施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。	第3条	品質マネジメントシステム計画	-
	3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。	第3条	品質マネジメントシステム計画	-
	4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関するについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。	第3条	品質マネジメントシステム計画	-
実用炉規則第92条第1項第3号 【発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織】	1. 本店等における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。	第4条 第5条	保安に関する組織 保安に関する職務	- -
	2. 工場又は事業所における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。	第4条 第5条	保安に関する組織 保安に関する職務	- -
実用炉規則第92条第1項第4号、5号、6号 【発電用原子炉主任技術者の職務の範囲等】	1. 発電用原子炉の運転に関し、保安の監督を行う発電用原子炉主任技術者の選任について定められていること。	第9条	原子炉主任技術者の選任	-
	2. 発電用原子炉主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第43条の3の26第2項において準用する第42条第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容(発電用原子炉の運転に従事する者は、発電用原子炉主任技術者が保安のために指示に従うことを含む。)について適切に定められていること。また、発電用原子炉主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。	第3条	品質マネジメントシステム計画	-
		第5条	保安に関する職務	-
		第6条	原子力発電安全委員会	-
		第8条	原子力発電安全運営委員会	-
	3. 特に、発電用原子炉主任技術者が保安の監督に支障を来すことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも工場又は事業所の保安組織から発電用原子炉主任技術者が独立していることが求められるものではない。	第9条	原子炉主任技術者の選任	-
	4. 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、電気事業法第43条第4項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容について適切に定められていること。また、電気主	第9条	原子炉主任技術者の選任	-
	第10条	原子炉主任技術者の職務等	-	
第3条	品質マネジメントシステム計画	-		
第8条	原子力発電安全運営委員会	-		

保安規定審査基準（実用炉） （H25.6.19 制定、R2.4.1 最終改正）		保安規定条文		変更有無
	任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。	第9条の2	電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の選任	-
		第10条の2	電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等	-
	5. 発電用原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が相互の職務について情報を共有し、意思疎通を図ることが定められていること。	第8条	原子力発電安全運営委員会	-
		第10条	原子炉主任技術者の職務等	-
		第10条の2	電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等	-
実用炉規則第92条第1項第7号 【保安教育】	1. 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者（役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。）について、保安教育実施方針が定められていること。	第136条	所員への保安教育	-
		第137条	請負会社従業員への保安教育	-
	2. 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。	第136条	所員への保安教育	-
		第137条	請負会社従業員への保安教育	-
	3. 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。	第136条	所員への保安教育	-
		第137条	請負会社従業員への保安教育	-
	4. 燃料取替に関する業務の補助及び放射性廃棄物取扱設備に関する業務の補助を行う従業員については、当該業務に係る保安教育を実施することが定められていること。	第137条	請負会社従業員への保安教育	-
		第136条	所員への保安教育	-
	5. 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起さないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。	第137条	請負会社従業員への保安教育	-
		第136条	所員への保安教育	-
実用炉規則第92条第1項第8号イからハまで 【発電用原子炉施設の運転に関する体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等】	1. 発電用原子炉の運転に必要な運転員の確保について定められていること。	第13条	運転員等の確保	-
		第13条の2	運転管理業務	-
	2. 発電用原子炉施設の運転管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。	第15条	運転管理に関する社内標準の作成	-
		第16条	引継	-
	4. 発電用原子炉の起動その他の発電用原子炉の運転に当たって確認すべき事項について定められていること。	第13条の2	運転管理業務	-
		第17条	原子炉起動前の確認事項	-
	5. 地震、火災、有毒ガス（予期せず発生するものを含む。）等の発生時に講ずべき措置について定められていること。	第18条	火災発生時の体制の整備	-
		第18条の2	内部溢水発生時の体制の整備	-
		第18条の2	火山影響等発生時の体制の整備	-
		第18条の3	その他自然災害発生時等の体制の整備	-
		第18条の3	有毒ガス発生時の体制の整備	-
		第18条の4	資機材等の整備	-
		第18条の5	重大事故等発生時の体制の整備	-
	添付2	火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準（第18条、第18条の2、第18条の2の2、第18条の3および第18条の3の2関連）	【実用炉規則第92条第1項第16号関連】	
	添付3	重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準（第18条の5および第18条の6関連）	-	
	6. 原子炉冷却材の水質の管理について定められていること。	第19条	水質管理	-
	7. 発電用原子炉施設の重要な機能に関して、安全機能を有する系統及び機器、重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成する設備を含む。）等について、運転状態に対応した運転上の制限（Limiting Conditions for Operation. 以下「LCO」という。）LCOを逸脱していないことの確認（以下「サーベイランス」という。）の実施方法及び頻度、LCOを逸脱した場合に要求される措置（以下単に「要求される措置」という。）並びに要求される措置の完了時間（Allowed Outage Time. 以下「AOT」とい	第20条	停止余裕	-
		第21条	臨界ボロン濃度	-
		第22条	減速材温度係数	-
第23条		制御棒動作機能	-	
第24条		制御棒の挿入限界	-	
第25条		制御棒位置指示	-	
第26条		炉物理検査 - モード1 -	-	



保安規定審査基準（実用炉） （H25.6.19 制定、R2.4.1 最終改正）		保安規定条文	変更有無
う。)が定められていること。 なお、LCO等は、許可を受けたところによる安全解析の前提条件又はその他の設計条件を満足するように定められていること。	第 27 条	炉物理検査 - モード 2 -	-
	第 28 条	化学体積制御系（ほう酸濃縮機能）	-
	第 29 条	原子炉熱出力	-
	第 30 条	熱流束熱水路係数 ( $F_0(Z)$ )	-
	第 31 条	核的エンタルピ上昇熱水路係数 ( $F_{th}$ )	-
	第 32 条	軸方向中性子束出力偏差	-
	第 33 条	1/4 炉心出力偏差	-
	第 34 条	計測および制御設備	-
	第 35 条	DNB 比	-
	第 36 条	1 次冷却材の温度・圧力および 1 次冷却材温度変化率	-
	第 37 条	1 次冷却系 - モード 3 -	-
	第 38 条	1 次冷却系 - モード 4 -	-
	第 39 条	1 次冷却系 - モード 5 (1 次冷却系満水) -	-
	第 40 条	1 次冷却系 - モード 5 (1 次冷却系非満水) -	-
	第 41 条	1 次冷却系 - モード 6 (キャビティ高水位) -	-
	第 42 条	1 次冷却系 - モード 6 (キャビティ低水位) -	-
	第 43 条	加圧器	-
	第 44 条	加圧器安全弁	-
	第 45 条	加圧器逃がし弁	-
	第 46 条	低温過加圧防護	-
	第 47 条	1 次冷却材漏えい率	-
	第 48 条	蒸気発生器細管漏えい監視	-
	第 49 条	余熱除去系への漏えい監視	-
	第 50 条	1 次冷却材中のよう素 131 濃度	-
	第 51 条	蓄圧タンク	-
	第 52 条	非常用炉心冷却系 - モード 1、2 および 3 -	-
	第 53 条	非常用炉心冷却系 - モード 4 -	-
	第 54 条	燃料取替用水ビット	-
	第 56 条	原子炉格納容器	-
	第 64 条	原子炉格納容器スプレイ系	-
	第 65 条	アニュラス空気浄化系	-
	第 66 条	アニュラス	-
	第 67 条	主蒸気安全弁	-
	第 68 条	主蒸気隔離弁	-
	第 69 条	主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁	-
	第 70 条	主蒸気逃がし弁	-
	第 71 条	補助給水系	-
	第 72 条	復水ビット	-
	第 73 条	原子炉補機冷却水系	-
	第 74 条	原子炉補機冷却海水系	-
	第 75 条	制御用空気系	-
	第 76 条	中央制御室非常用循環系	-
	第 77 条	安全補機室空気浄化系	-
	第 78 条	外部電源	-
	第 79 条	ディーゼル発電機 - モード 1、2、3 および 4 -	-
	第 80 条	ディーゼル発電機 - モード 1、2、3 および 4 以外 -	-

保安規定審査基準（実用炉） （H25.6.19 制定、R2.4.1 最終改正）		保安規定条文		変更有無
		第 81 条	ディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気	-
		第 82 条	非常用直流電源 - モード 1、2、3 および 4 -	-
		第 83 条	非常用直流電源 - モード 5、6 および照射済燃料移動中 -	-
		第 84 条	所内非常用母線 - モード 1、2、3 および 4 -	-
		第 85 条	所内非常用母線 - モード 5、6 および照射済燃料移動中 -	-
		第 86 条	1 次冷却材中のほう素濃度 - モード 6 -	-
		第 87 条	原子炉キャビティ水位	-
		第 88 条	原子炉格納容器貫通部	-
		第 89 条	使用済燃料ピットの水位および水温	-
		第 90 条	重大事故等対処設備	-
		第 91 条	1 次冷却系の耐圧・漏えい検査の実施	-
		第 91 条の 2	安全注入系逆止弁漏えい検査の実施	-
		8 . サーベイランスの実施方法については、確認する機能が必要となる事故時等の条件で必要な性能が発揮できるかどうかを確認（以下「実条件性能確認」という。）するために十分な方法（事故時等の条件を模擬できない場合等においては、実条件性能確認に相当する方法であることを検証した代替の方法を含む。）が定められていること。また、サーベイランス及び要求される措置を実施する時期の延長に関する考え方、サーベイランスの際の L C O の取扱い等が定められていること。	第 92 条	運転上の制限の確認
9 . L C O を逸脱した場合について、事象発見から L C O に係る判断までの対応目安時間等を組織内規程類に定めること及び要求される措置等の取扱い方法が定められていること。	第 93 条	運転上の制限を満足しない場合	-	
1 0 . L C O に係る記録の作成について定められていること。	第 95 条	運転上の制限に関する記録	-	
1 1 . L C O を逸脱した場合のほか、緊急遮断等の異常発生時や監視項目が警報設定値を超過するなどの異状があった場合の基本的対応事項及び講ずべき措置並びに異常収束後の措置について定められていること。	第 13 条の 2	運転管理業務	-	
	第 96 条	異常時の基本的な対応	-	
	第 97 条	異常時の措置	-	
	第 98 条	異常収束後の措置	-	
	添付 1	異常時の運転操作基準（第 97 条関連）	-	
1 2 . L C O が設定されている設備等について、予防保全を目的とした保全作業をその機能が要求されている発電用原子炉の状態においてやむを得ず行う場合には、当該保全作業が限定され、原則として A O T 内に完了することとし、必要な安全措置を定め、確率論的リスク評価（P R A : Probabilistic Risk Assessment）等を用いて措置の有効性を検証することが定められていること。	第 94 条	予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合	-	
	第 12 条	構成および定義	-	
	第 19 条の 2	原子炉冷却材圧力パウンダリ隔離弁管理	-	
実用炉規則第 92 条第 1 項第 8 号二【発電用原子炉の運転期間】	1 . 発電用原子炉の運転期間の範囲内で、発電用原子炉を運転することが定められていること。	第 12 条の 2	原子炉の運転期間	-
	2 . 取替炉心の安全性評価を行うことが定められていること。なお、取替炉心の安全性評価に用いる期間は、当該取替炉心についての燃料交換の間隔から定まる期間としていること。	第 102 条	燃料の取替等	-
	3 . 実用炉規則第 9 2 条第 2 項第 1 号に基づき、実用炉規則第 9 2 条第 1 項第 8 号二に掲げる発電用原子炉の運転期間を定め、又はこれを変更しようとする場合は、申請書に発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書（発電用原子炉の運転期間を変更しようとする場合は、実用炉規則第 8 2 条第 4 項の見直しの結果を記載した書類を含む。以下単に「説明書」という。）が添付されていること。	-	〔手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし〕	-

保安規定審査基準（実用炉） （H25.6.19 制定、R2.4.1 最終改正）		保安規定条文		変更有無
	4. 発電用原子炉ごとに、説明書に記載された 発電用原子炉を停止して行う必要のある点検及び検査の間隔から定まる期間、燃料交換の間隔から定まる期間（発電用原子炉起動から次の定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間）のうちいずれか短い期間の範囲内で、実用炉規則第5条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、発電用原子炉の運転期間（定期事業者検査が終了した日から次の定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間）が記載されていること。なお、発電用原子炉の運転期間の設定に当たっては、発電用原子炉を起動してから定期事業者検査が終了するまでの期間も考慮していること。 実用炉規則第8条第4項の見直しの結果の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」（原管P発第1306198号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））を参考として記載していること。	-	〔手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし〕	-
	5. 特に、同結果において、発電用原子炉の運転期間の変更に伴う長期施設管理方針の変更の有無及びその理由が明らかとなっていること。	-	〔手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし〕	-
	6. 発電用原子炉の運転期間を延長する場合には、実用炉規則第5条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、段階的に延長することとなっていること。	-	〔運転期間の延長は実施していないことから、該当なし〕	-
	7. 運転期間が13月を超える延長の場合には、当該延長に伴う許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した影響評価の結果が説明書に記載されていること。	-	〔運転期間の延長は実施していないことから、該当なし〕	-
	8. 説明書に記載された燃料交換の間隔から定まる期間については、期間を変更した後においても発電用原子炉の安全性について許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針を満たしていること。	-	〔運転期間の延長は実施していないことから、該当なし〕	-
実用炉規則第92条第1項第8号ホ【発電用原子炉施設の運転の安全審査】	1. 発電用原子炉施設の保安に関する重要事項及び発電用原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。	第6条	原子力発電安全委員会	-
		第8条	原子力発電安全運営委員会	-
実用炉規則第92条第1項第9号【管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等】	1. 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。	第110条の2	管理区域の設定・解除	-
		添付4	管理区域図（第110条の2および第111条関連）	-
	2. 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。	第111条	管理区域内における区域区分	-
		第112条	管理区域内における特別措置	-
	4. 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。	第113条	管理区域への出入管理	-
		第113条	管理区域への出入管理	-
	6. 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。	第114条	管理区域出入者の遵守事項	-
		第121条	管理区域外等への搬出および運搬	-
	8. 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。	第122条	発電所外への運搬	-
		第115条 添付5	保全区域 保全区域図（第115条関連）	-
9. 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。	第116条	周辺監視区域	-	
	第123条	請負会社の放射線防護	-	
10. 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。	第124条	頻度の定義	-	
	第106条	放射性液体廃棄物の管理	-	
実用炉規則第92条第1項第10号【排気監視設備及び排水監視設備】	1. 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。	第107条	放射性気体廃棄物の管理	-

保安規定審査基準（実用炉） （H25.6.19 制定、R2.4.1 最終改正）		保安規定条文		変更有無
	2. これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第18号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、第12号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。	-	[1.の記載箇所についての説明であり、保安規定には記載なし]	-
実用炉規則第92条第1項第11号 【線量、線量当量、汚染の除去等】	1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。	第117条	放射線業務従事者の線量管理等	-
	2. 国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（as low as reasonably achievable. 以下「ALARA」という。）の精神の通り、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。	第2条	基本方針	-
		第110条	放射線管理に係る基本方針	-
	3. 実用炉規則第78条に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。	第118条	床・壁等の除染	-
	4. 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。	第119条	外部放射線に係る線量当量率等の測定	-
	5. 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。	第121条	管理区域外等への搬出および運搬	-
	6. 核燃料物質等（新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。）の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、第13号又は第14号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第121条	管理区域外等への搬出および運搬	-
		第122条	発電所外への運搬	-
	7. 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第14号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	-	[クリアランス規定は、採用していないため、保安規定に記載なし]	-
	8. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1）））を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第14号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	第105条の3	放射性廃棄物でない廃棄物の管理	-
第105条の4		事故由来放射性物質の降下物の影響確認	-	
第109条		頻度の定義	-	
第110条の2		管理区域の設定・解除	-	
9. 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。	第111条	管理区域内における区域区分	-	
	第114条	管理区域出入者の遵守事項	-	
	第118条	床・壁等の除染	-	
	第121条	管理区域外等への搬出および運搬	-	
	添付3	重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準（第18条の5および第18条の6関連）	-	
実用炉規則第92条第1項第12号 【放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法】	1. 放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。	第108条	放出管理用計測器の管理	-
	第120条	放射線計測器類の管理	-	
2. 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部等として、第18号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	-	[1.の記載箇所についての説明であり、保安規定には記載なし]	-	
実用炉規則第92条第1項第13号【核燃料物質の受払、運搬、貯蔵等】	1. 工場又は事業所内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。	第99条	新燃料の運搬	-
		第100条	新燃料の貯蔵	-
		第103条	使用済燃料の貯蔵	-
		第104条	使用済燃料の運搬	-
	2. 新燃料及び使用済燃料の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に関	第99条	新燃料の運搬	-

保安規定審査基準（実用炉） （H25.6.19 制定、R2.4.1 最終改正）		保安規定条文		変更有無	
	することが定められていること。なお、この事項は、第11号又は第14号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第104条	使用済燃料の運搬		
	3. 燃料取替に際して、炉心の核的制限値及び熱的制限値の範囲内で運転するために取替炉心の安全性評価を許可を受けたところによる安全評価と同様に行った上で燃料装荷実施計画を定めること及び燃料移動手順に従うこと等が定められていること。なお、発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書において取替炉心ごとに管理するとして項目が、取替炉心の安全性評価項目等として定められていること。	第102条	燃料の取替等	-	
実用炉規則第92条第1項第14号 【放射性廃棄物の廃棄】	1. 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。	第105条の2	放射性固体廃棄物の管理	-	
	2. 放射性液体廃棄物の固化化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。	第105条の2	放射性固体廃棄物の管理	-	
		第105条の5	輸入廃棄物の管理	-	
	3. 放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、第11号及び第13号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第105条の2	放射性固体廃棄物の管理	-	
	4. 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第106条	放射性液体廃棄物の管理	-	
	5. 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第107条	放射性気体廃棄物の管理	-	
	6. 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。	第119条の2	平常時の環境放射線モニタリング	-	
		7. ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。	第2条	基本方針	-
			第105条	放射性廃棄物管理に係る基本方針	-
	実用炉規則第92条第1項第15号 【非常の場合に講ずべき措置】	1. 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。	第109条	頻度の定義	-
第126条			原子力防災組織	-	
第127条			原子力防災要員	-	
第128条			原子力防災資機材等の整備	-	
2. 緊急時における運転に関する組織内規程類を作成することが定められていること。		第128条	原子力防災資機材等の整備	-	
		3. 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。	第129条	通報経路	-
第131条			通報	-	
4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。		第126条	原子力防災組織	-	
		5. 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。	第132条	原子力防災体制等の発令	-
			第133条	応急措置	-
6. 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。 （1）緊急作業時の放射線の生体と与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者であること。 （2）緊急作業についての訓練を受けた者であること。 （3）実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。	第134条	緊急時における活動	-		
	第127条の2	緊急作業従事者の選定	-		
7. 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。	第134条の2	緊急作業従事者の線量管理等	-		

保安規定審査基準（実用炉） （H25.6.19 制定、R2.4.1 最終改正）		保安規定条文		変更有無
	8. 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。	第 135 条	原子力防災体制等の解除	-
	9. 防災訓練の実施頻度について定められていること。	第 130 条	原子力防災訓練	-
実用炉規則第 92 条第 1 項第 16 号 【設計想定事象等に係る発電用原子炉施設の保安に関する措置】	1. 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。	-	-	-
	(1) 発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。	-	-	-
	イ 火災 可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。	第 18 条	火災発生時の体制の整備	-
		添付 2	火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準（第 18 条、第 18 条の 2、第 18 条の 2 の 2、第 18 条の 3 および第 18 条の 3 の 2 関連）	【実用炉規則第 92 条第 1 項第 16 号関連】
	ロ 火山現象による影響（影響が発生するおそれを含む。以下「火山影響等」という。） 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。 に掲げるもののほか、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること。 に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。	第 18 条の 2 の 2	火山影響等発生時の体制の整備	-
		添付 2	火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準（第 18 条、第 18 条の 2、第 18 条の 2 の 2、第 18 条の 3 および第 18 条の 3 の 2 関連）	有
	ハ 重大事故に至るおそれのある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」という。） 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。 重大事故等発生時における原子炉停止時の燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。 重大事故等（原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるものを除く。）発生時における特定重大事故等対処施設を用いた対策（上記 から までの対策に関することを含む。）に関すること。 発生する有毒ガスからの運転員等の防護に関すること。	第 18 条の 5	重大事故等発生時の体制の整備	-
		添付 3	重大事故等および大規模損壊等対応に係る実施基準（第 18 条の 5 および第 18 条の 6 関連）	-
	ニ 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。） 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。 重大事故等（原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるものに限る。）発生時における特定重大事故等対処施設を用いた対策に関すること。	第 18 条の 6	大規模損壊発生時の体制の整備	-
		添付 3	重大事故等および大規模損壊等対応に係る実施基準（第 18 条の 5 および第 18 条の 6 関連）	-
	(2)(1) に掲げる措置のうち重大事故等発生時又は大規模損壊発生時におけるそれぞれの措置に係る手順については、それぞれ次に掲げるとおりとすること。	-	-	-

保安規定審査基準（実用炉） （H25.6.19 制定、R2.4.1 最終改正）		保安規定条文		変更有無	
イ 重大事故等発生時 許可を受けた対応手段、重要な配慮事項、有効性評価の前提条件となる操作の成立性に係る事項が定められ、定められた内容が重大事故等に対する確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと。 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防ぐために最優先すべき操作等の判断基準の基本的な考え方が定められていること。 原子炉格納容器の過圧破損の防止に係る手順については、格納容器圧力逃がし装置を設けている場合、格納容器代替循環冷却系又は格納容器再循環ユニットにより原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させる手順を、格納容器圧力逃がし装置による手順に優先して実施することが定められているとともに、原子炉格納容器内の圧力が高い場合など、必要な状況においては確実に格納容器圧力逃がし装置を使用することが定められていること。 措置に係る手順の優先順位や手順着手の判断基準等（ に関するものを除く。）については記載を要しない。		-	[特定重大事故対所施設に係る審査基準改正（R1.10.2）であり経過措置により、現時点で保安規定に記載なし]	-	
	ロ 大規模損壊発生時 定められた内容が大規模損壊に対する確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと。		-	[特定重大事故対所施設に係る審査基準改正（R1.10.2）であり経過措置により、現時点で保安規定に記載なし]	-
	（3）必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年1回以上定期に実施すること及び重大事故等対所施設の使用を開始するに当たって必要な教育及び訓練をあらかじめ実施すること。	[(1)と同じ]	[(1)と同じ]		【実用炉規則第92条第1項第16号関連】
	（4）必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付けること。	第18条	火災発生時の体制の整備	-	-
		第18条の2	内部溢水発生時の体制の整備	-	-
		第18条の2の2	火山影響等発生時の体制の整備	-	-
		第18条の3	その他自然災害発生時等の体制の整備	-	-
		第18条の3の2	有毒ガス発生時の体制の整備	-	-
		第18条の4	資機材等の整備	-	-
		第18条の5	重大事故等発生時の体制の整備	-	-
		第18条の6	大規模損壊発生時の体制の整備	-	-
		添付2	火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準（第18条、第18条の2、第18条の2の2、第18条の3および第18条の3の2関連）		
	添付3	重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準（第18条の5および第18条の6関連）			-
	（5）その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。	[(1)と同じ]	[(1)と同じ]		【実用炉規則第92条第1項第16号関連】
2. 重大事故等又は大規模損壊が発生した場合において、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害を防止するために必要があると認めるときは、組織内規程類にあらかじめ定めた計画及び手順にとらわれず、発電用原子炉施設の保全のための所要の措置を講ずることが定められていること。	-	[特定重大事故対所施設に係る審査基準改正（R1.10.2）であり経過措置により、現時点で保安規定に記載なし]	-	-	
実用炉規則第92条第1項第17号 【記録及び報告】	1. 発電用原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。	第138条 第3条	記録 品質マネジメントシステム計画	- -	- -
	2. 実用炉規則第67条に定める記録について、その記録の管理に関すること（計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められていること。	第138条	記録	-	-
	3. 発電所長及び発電用原子炉主任技術者に報告すべき事項が定められていること。	第139条	報告	-	-
		第10条	原子炉主任技術者の職務等	-	-

保安規定審査基準（実用炉） （H25.6.19 制定、R2.4.1 最終改正）		保安規定条文		変更有無
	4. 特に、実用炉規則第 134 条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。	第 139 条	報告	-
	5. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。	第 139 条	報告	-
実用炉規則第 92 条第 1 項第 18 号 【発電用原子炉施設の施設管理】	1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第 1912257号 - 7（令和元年 12 月 25 日原子力規制委員会決定））を参考として定められていること。	第 14 条	巡視点検	-
		第 125 条	施設管理計画	-
		第 125 条の 2	設計管理	-
	2. 発電用原子炉施設の経年劣化に係る技術的な評価に関することについては、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」を参考とし、実用炉規則第 8 2 条に規定された発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的実施することが定められていること。	第 125 条の 3	作業管理	-
		第 125 条の 6	原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期施設管理方針	-
	3. 運転を開始した日以後 30 年を経過した発電用原子炉については、長期施設管理方針が定められていること。	-	[ 大飯 3 4 号は対象外（運転開始 30 年未満）]	-
	4. 実用炉規則第 9 2 条第 1 項第 18 号に掲げる発電用原子炉施設の施設管理に関することを変更しようとする場合（実用炉規則第 8 2 条第 1 項から第 3 項までの規定により長期施設管理方針を策定し、又は同条第 4 項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。）は、申請書に実用炉規則第 8 2 条第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項の評価の結果又は第 4 項の見直しの結果を記載した書類（以下「技術評価書」という。）が添付されていること。	-	[ 手続きに関する事項であり保安規定には記載なし]	-
5. 長期施設管理方針及び技術評価書の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策の実施ガイド」を参考として記載されていること。	-	[ 大飯 3 4 号は対象外（運転開始 30 年未満）]	-	
6. 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。	第 125 条の 4	使用前事業者検査の実施	-	
7. 燃料体に関する定期事業者検査として、装荷予定の照射された燃料のうちから選定したものの健全性に異常のないことを確認すること、燃料使用の可否を判断すること等が定められていること。	第 125 条の 5	定期事業者検査の実施	-	
	第 101 条	燃料の検査	-	
実用炉規則第 92 条第 1 項第 19 号 【技術情報の共有】	1. プラントメーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を BWR 事業者協議会、PWR 事業者連絡会等の事業者の情報共有の場を活用し、他の発電用原子炉設置者と共有し、自らの発電用原子炉施設の保安を向上させるための措置が定められていること。	第 125 条	施設管理計画	-
実用炉規則第 92 条第 1 項第 20 号 【不適合発生時の情報の公開】	1. 発電用原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。	第 3 条	品質マネジメントシステム計画	-
	2. 情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録等に必要な事項が定められていること。	第 3 条	品質マネジメントシステム計画	-
実用炉規則第 92 条第 1 項第 21 号 【その他必要な事項】	1. 日常の QMS に係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、発電用原子炉施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。	第 1 条	目的	-
	2. 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止を図るものとして定められていること。	第 1 条	目的	-



(2)第2編(1, 2号炉)

保安規定審査基準(廃止措置) (H25.11.27 制定、R2.4.1 最終改正)		保安規定条文		変更有無
実用炉規則第92条第3項第1号 【関係法令及び保安規定の遵守のための体制】	1) 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関するについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。 特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。	第143条	関係法令および本規定の遵守	-
		第144条	品質マネジメントシステム計画	-
実用炉規則第92条第3項第2号 【品質マネジメントシステム】	2) 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にを行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。	第143条	関係法令および本規定の遵守	-
	1) 品質マネジメントシステム(以下「QMS」という。)については、法第43条の3の5第1項又は第43条の3の8第1項の許可(以下単に「許可」という。)若しくは法第43条の3の3第2項の認可を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第2号)及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈(原規規発第1912257号-2(令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を踏まえて定められていること。 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、発電用原子炉施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。 その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。	第144条	品質マネジメントシステム計画	-
実用炉規則第92条第3項第3号 【廃止措置に係る品質マネジメントシステム】	2) 手順書等の保安規定上の位置付けに関するについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。	第144条	品質マネジメントシステム計画	-
	前項に加え、廃止措置の実施に係る組織、文書規定等を定めること。廃止措置の段階に応じて、保安の方法等が明確に示されていること。	第144条	品質マネジメントシステム計画	-
実用炉規則第92条第3項第4号 【廃止措置を行う者の職務及び組織】	1) 本店(本部)及び工場又は事業所における廃止措置段階の発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。	第145条 第146条	保安に関する組織 保安に関する職務	- -
	2) 廃止措置主任者の選任に関すること 廃止措置に係る保安の監督に関する責任者(以下「廃止措置主任者」という。)として、核燃料物質や放射性廃棄物の取扱い及び管理に関する専門的知識及び実務経験を有する者を廃止措置の段階に応じて配置することが、その職務及び責任範囲と併せて定められていること。また、廃止措置主任者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。この際、以下の事項を考慮すること。 ・廃止措置主任者の選任及び配置に関すること 廃止措置主任者は、原子炉設置者(社長、理事長等)の下で、組織の長以上の職位の者が、表1記載の資格を有する者から、廃止措置の段階に応じた専門的知識や実務経験及び職位を考慮して選任すること及び当該主任者は、その職務の重要性から、組織の長等に対し、意見具申できる立場に配置すること。	第149条	廃止措置主任者の選任	-
	・廃止措置主任者の職務に関すること a. 組織の長に対し意見具申等を行うこと。 b. 発電用原子炉施設の廃止措置に従事する者に対して、指導・助言を行うこと。 c. 保安教育の実施計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。 d. 各種マニュアルの制定、改廃に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。 e. 保安上重要な計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。 f. 保安規定に係る記録の確認を行うこと。 g. 法令に基づく報告について、精査、指導・助言を行うこと。	第150条	廃止措置主任者の職務等	-

保安規定審査基準（廃止措置） （H25.11.27 制定、R2.4.1 最終改正）		保安規定条文		変更有無
	<p>・廃止措置主任者の意見等の尊重</p> <p>a. 組織の長は、廃止措置主任者の意見具申等を尊重すること。</p> <p>b. 発電用原子炉施設の廃止措置に従事する者は、廃止措置主任者の指導・助言を尊重すること。</p>	第150条	廃止措置主任者の職務等	-
	<p>・廃止措置主任者を補佐する組織</p> <p>廃止措置の対象となる発電用原子炉施設については、その規模や当該施設を設置する工場又は事業所の組織規模等が多様であることを勘案し、個々の原子炉設置者の判断により、廃止措置主任者の補佐組織を設けることは妨げない。</p> <p>この場合、補佐組織が他の職務を兼務するときには、当該組織による補佐業務が影響を受けないよう指揮命令系統を明確にすること。</p>	-	〔補佐組織を設置していないため、保安規定に記載なし〕	-
	<p>・廃止措置主任者の代行者の選任及び配置</p> <p>廃止措置の対象となる発電用原子炉施設については、その規模等や当該施設を設置する工場又は事業所の組織規模等が多様であることを勘案し、個々の原子炉設置者の判断により、廃止措置主任者の代行者をあらかじめ選任し、配置しておくことを妨げない。この場合、保安の監督に関する代行者の選任及び配置については、「廃止措置主任者の選任及び配置に関する」と同様の手続とすること。</p> <p>なお、法第43条の3の3第2項の廃止措置計画の認可を受けるとともに、発電用原子炉の機能停止措置を行った場合は、当該発電用原子炉については、法第43条の3の2第1項の「発電用原子炉の運転」を行うものではないことから、その旨の保安規定の変更認可を受けた原子炉設置者については、同項の規定による当該発電用原子炉に係る発電用原子炉主任技術者の選任を要しない。</p>	第149条	廃止措置主任者の選任	-
<p>実用炉規則第92条第3項第5号</p> <p>【廃止措置を行う者に対する保安教育】</p>	<p>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>1) 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者（役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。）について、保安教育実施方針が定められていること。</p>	第206条 第207条	所員への保安教育 請負会社従業員への保安教育	- -
	<p>2) 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。</p>	第206条 第207条	所員への保安教育 請負会社従業員への保安教育	- -
	<p>3) 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。</p>	第206条 第207条	所員への保安教育 請負会社従業員への保安教育	- -
	<p>4) 燃料取扱に関する業務の補助及び放射性廃棄物取扱設備に関する業務の補助を行う従業員については、当該業務に係る保安教育を実施することが定められていること。</p>	第207条	請負会社従業員への保安教育	-
	<p>5) 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。</p>	第206条 第207条	所員への保安教育 請負会社従業員への保安教育	- -
<p>実用炉規則第92条第3項第6号</p> <p>【発電用原子炉の運転停止に関する恒久的な措置】</p> <p>廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。</p>	<p>発電用原子炉を恒久的に運転停止するために講ずべき措置が定められていること。</p> <p>具体的には</p> <p>1) 発電用原子炉の炉心に核燃料物質を装荷しないこと。</p>	第156条	原子炉の運転停止に関する恒久的な措置	-
	<p>2) 原子炉制御室の原子炉モードスイッチを原則として停止から他の位置に切り替えないこと。</p>	-	〔原子炉モードスイッチが設置されていないため、保安規定に記載なし〕	-
	<p>3) 核燃料物質の譲渡し先が明確になっていること。 等が明確になっていること。</p>	第156条	原子炉の運転停止に関する恒久的な措置	-
<p>実用炉規則第92条第3項第7号</p> <p>【発電用原子炉施設の運転の安全審査】</p>	<p>1) 発電用原子炉施設の保安に関する重要事項及び発電用原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。</p>	第147条	原子力発電安全委員会	-
		第148条	原子力発電安全運営委員会	-
<p>実用炉規則第92条第3項第8号</p> <p>【管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びに立入制限】</p>	<p>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>1) 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。</p>	第177条の2	管理区域の設定・解除	-
		添付4	管理区域図（第110条の2および第111条関連）	-
		添付6	管理区域図（第177条の2および第178条関連）	-
	<p>2) 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。</p>	第178条	管理区域内における区域区分	-

保安規定審査基準（廃止措置） （H25.11.27 制定、R2.4.1 最終改正）		保安規定条文		変更有無
	3) 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。	第179条	管理区域内における特別措置	-
	4) 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。	第180条	管理区域への出入管理	-
	5) 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。	第180条	管理区域への出入管理	-
	6) 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。	第181条	管理区域出入者の遵守事項	-
	7) 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。	第188条	管理区域外等への搬出および運搬	-
		第189条	発電所外への運搬	-
	8) 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。	第182条	保全区域	-
		添付5	保全区域図（第115条関連）	-
	添付7	保全区域図（第182条関連）	-	
		第183条	周辺監視区域	-
9) 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。	第183条	周辺監視区域	-	
10) 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。	第190条	請負会社の放射線防護	-	
	第191条	頻度の定義	-	
実用炉規則第92条第3項第9号 【排気監視設備及び排水監視設備】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。	第173条	放射性液体廃棄物の管理	-
	1) 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。	第174条	放射性気体廃棄物の管理	-
	これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、(17)における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものについては、施設全体の管理方法の一部として、(11)における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。			
実用炉規則第92条第3項第10号 【線量、線量当量、汚染の除去等】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。	第184条	放射性業務従事者の線量管理等	-
	1) 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。	第141条	基本方針	-
	2) 国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。）の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。	第177条	放射線管理に係る基本方針	-
		第188条	管理区域外等への搬出および運搬	-
	3) 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。	第185条	床・壁等の除染	-
	4) 実用炉規則第78条又は研開炉規則第73条に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。	第186条	外部放射線に係る線量当量率等の測定	-
	5) 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。	第188条	管理区域外等への搬出および運搬	-
		第189条	発電所外への運搬	-
6) 核燃料物質等（新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。）の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、(12)及び(13)における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第171条	放射性廃棄物でない廃棄物の管理	-	
7) 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1）））を参考として記載していること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、(13)における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。				
8) 法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、(13)における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	-	〔クリアランス規定は、採用していないため、保安規定に記載なし〕	-	

保安規定審査基準（廃止措置） （H25.11.27 制定、R2.4.1 最終改正）		保安規定条文		変更有無
	9) 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。	第177条の2	管理区域の設定・解除	-
		第178条	管理区域内における区域区分	-
		第181条	管理区域出入者の遵守事項	-
		第185条	床・壁等の除染	-
		第188条	管理区域外等への搬出および運搬	-
実用炉規則第92条第3項第11号 【放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。	第175条	放出管理用計測器の管理	-
		第187条	放射線計測器類の管理	-
	2) 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、(17)における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。			[1.の記載箇所についての説明であり、保安規定には記載なし]
実用炉規則第92条第3項第12号 【核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い】 廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 核燃料物質の工場又は事業所内における運搬及び工場又は事業所の外における運搬に関すること。 ここでは、工場又は事業所における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること及び貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。 また、新燃料及び使用済燃料の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、(10)及び(13)における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第166条	新燃料の運搬	-
		第167条	新燃料の貯蔵	-
		第168条	使用済燃料の貯蔵	-
		第169条	使用済燃料の運搬	-
実用炉規則第92条第3項第13号 【放射性廃棄物の廃棄】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 放射性気体廃棄物の放出箇所及び放出管理目標値を満たすための放出管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第174条	放射性気体廃棄物の管理	-
		2) 放射性液体廃棄物の放出箇所、放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第173条	放射性液体廃棄物の管理
	3) 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。	第186条の2	平常時の環境放射線モニタリング	-
	4) A L A R A の精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。	第141条	基本方針	-
		第170条	放射性廃棄物管理に係る基本方針	-
	5) 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。	第170条の2	放射性固体廃棄物の管理	-
	6) 放射性液体廃棄物の固化等処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。	第170条の2	放射性固体廃棄物の管理	-
		第172条の2	輸入廃棄物の管理	-
	7) 放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、(10)及び(12)における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第170条の2	放射性固体廃棄物の管理	-
		第176条	頻度の定義	-
実用炉規則第92条第3項第14号 【非常の場合に講ずべき処置】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。	第194条	原子力防災組織	-
		第195条	原子力防災要員	-
		第197条	原子力防災資機材等の整備	-
	2) 緊急時における運転に関する組織内規程類を作成することが定められていること。	第154条	廃止措置管理に関する社内標準の作成	-
	3) 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。	第198条	通報経路	-
		第200条	通報	-
	4) 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。	第194条	原子力防災組織	-
	5) 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急処置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。	第201条	原子力防災体制等の発令	-
		第202条	応急措置	-
第203条		緊急時における活動	-	

保安規定審査基準（廃止措置） （H25.11.27 制定、R2.4.1 最終改正）		保安規定条文		変更有無
	6) 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。 ・緊急作業時の放射線の生体と与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者であること。 ・緊急作業についての訓練を受けた者であること。 ・実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。	第196条	緊急作業従事者の選定	-
	7) 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。	第204条	緊急作業従事者の線量管理等	-
	8) 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。	第205条	原子力防災体制等の解除	-
	9) 防災訓練の実施頻度について定められていること。	第199条	原子力防災訓練	-
実用炉規則第92条第3項第15号 <b>【設計想定事象等に対する発電用原子炉施設の保全に関する措置】</b>	本事項については、以下のような事項が明記されていること。	-	-	-
	1) 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針又は法第43条の3の34第2項の認可を受けた廃止措置計画に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。			
	・発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項（研究開発段階発電用原子炉にあっては、口に掲げる事象を除く。）を含めること。	第157条	地震・火災等発生時の措置	-
		第158条	電源機能喪失時等の体制の整備	-
	イ 火災 可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。	第157条	地震・火災等発生時の措置	-
	ロ 火山現象による影響（影響が発生するおそれを含む。以下「火山影響等」という。） 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。	第158条	電源機能喪失時等の体制の整備	-
	ハ 重大事故に至るおそれのある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」という。） 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。			
	ニ 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。） 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。			
	・必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年1回以上定期に実施すること。 ・必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付けること。 ・その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。			
実用炉規則第92条第3項第16号、17号 <b>【発電用原子炉施設及び廃止措置に係る保安</b>	本事項については、以下のような事項が明記されていること。	第208条	記録	-
	1) 発電用原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが、明確に記載されていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。	第144条	品質マネジメントシステム計画	-

保安規定審査基準（廃止措置） （H25.11.27 制定、R2.4.1 最終改正）		保安規定条文		変更有無
に関する適正な記録及び報告】	2) 実用炉規則第67条又は研開炉規則第62条に定める記録について、その記録の管理に関すること（計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められていること。	第208条	記録	-
	3) 発電所長及び廃止措置主任者に報告すべき事項が定められていること。	第209条	報告	-
		第150条	廃止措置主任者の職務等	-
	4) 特に、実用炉規則第134条各号又は研開炉規則第129条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、例えば、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。	第209条	報告	-
5) 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。	第209条	報告	-	
実用炉規則第92条第3項第18号 【発電用原子炉施設の施設管理】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」(原規規発第1912257号-7(令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を参考として定められていること(廃止措置計画の認可後に安全機能を維持する必要がある施設の施設管理を含む。)	第153条	巡視	-
		第192条	施設管理計画	-
		第192条の2	設計管理	-
		第192条の3	作業管理	-
	2) 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。	第192条の4	使用前事業者検査の実施	-
第192条の5	定期事業者検査の実施	-		
実用炉規則第92条第3項第19号 【保安に関する技術情報についての他の発電用原子炉設置者との共有】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 プラントメーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報をBWR事業者協議会、PWR事業者連絡会等の事業者の情報共有の場を活用し、他の原子炉設置者と共有し、自らの発電用原子炉施設の保安を向上させるための措置が記載されていること。	第192条	施設管理計画	-
実用炉規則第92条第3項第20号 【不適合に関する情報の公開】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 発電用原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が明確に定められていること。 2) 情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録等に必要事項が定められていること。	第144条	品質マネジメントシステム計画	-
		第144条	品質マネジメントシステム計画	-
実用炉規則第92条第3項第21号 【廃止措置の管理】	廃止措置作業の計画、廃棄物の管理、廃止措置の実施の管理について、必要な事項が記録されていること。	第151条	構成および定義	-
		第152条	運転員の確保	-
		第152条の2	運転管理業務	-
		第154条	廃止措置管理に関する社内標準の作成	-
		第155条	引継	-
		第157条	地震・火災等発生時の措置	-
		第159条	安全貯蔵措置	-
		第160条	工事の計画および実施	-
		第161条	工事完了の報告	-
		第162条	使用済燃料ピットの水温	-
		第163条	施設運用上の基準の確認	-
		第164条	施設運用上の基準を満足しない場合	-
		第165条	施設運用上の基準に関する記録	-
		第170条の2	放射性固体廃棄物の管理	-
		第171条	放射性廃棄物でない廃棄物の管理	-
		第172条	事故由来放射性物質の降下物の影響確認	-
		第173条	放射性液体廃棄物の管理	-
		第174条	放射性気体廃棄物の管理	-
第208条	記録	-		

保安規定審査基準（廃止措置） （H25.11.27 制定、R2.4.1 最終改正）		保安規定条文		変更有無
实用炉規則第 92 条第 3 項第 22 号 【その他必要な事項】	前各項に加えて、以下の内容を定めていること。 1) 日常の QMS に係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、発電用原子炉施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。	第 140 条	目的	-
	2) 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止を図るものとして定められていること。	第 140 条	目的	-

## 2. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

項 目	説 明 内 容
関連する実用炉規則	「黒字」により、保安規定審査基準に関連する実用炉規則の内容を記載する。
保安規定審査基準	「黒字」により、保安規定審査基準の内容を記載する
記載すべき内容	<p>「黒字」により、保安規定に記載すべき内容を記載する。</p> <p>また、記載に当たっては、文書の体系がわかる範囲で記載する。</p> <p>「<u>黒字（赤下線）</u>」により、保安規定の変更内容を記載する。</p>
記載の考え方	<p>保安規定に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。</p> <p>社内規定文書（2次文書等）に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。</p> <p>保安規定及び社内規定文書（2次文書等）他に記載しない場合の考え方を記載する。</p>
該当規定文書	該当する社内規定文書（2次文書等）を記載する。
記載内容の概要	該当する社内規定文書（2次文書等）の具体的な記載内容を記載する。



(1) 第1編 (3号炉及び4号炉)

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>第92条 (保安規定)</p> <p>第1項 法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>ハ 発電用原子炉施設の運転に關することであつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 発電用原子炉の運転を行う体制の整備に關すること。</p> <p>ロ 発電用原子炉の運転に當つて確認すべき事項及び運転の操作に必要な事項</p> <p>ハ 異状があつた場合の措置に關すること。(第十五号に掲げるものを除く。)</p>	<p>実用炉規則第92条第1項第8号イからハまで 【発電用原子炉施設の運転に關する体制、確認すべき事項、異状があつた場合の措置等】</p> <p>5. 地震、火災、有毒ガス(予期せず発生するものを含む。)等の発生時に講ずべき措置について定められていること。</p>	<p>添付2 火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準 (第18条の2、第18条の2の2、第18条の3および第18条の3の2関連) 【実用炉規則第92条第1項第16号関連】(後述)にて整理]</p> <p>第18条(火災発生時の体制の整備) 第18条の2(内部溢水発生時の体制の整備) 第18条の2の2(火山影響等発生時の体制の整備) 第18条の3(その他自然災害発生時等の体制の整備) 第18条の3の2(有毒ガス発生時の体制の整備) 第18条の4(資機材等の整備) 第18条の5(重大事故等発生時の体制の整備) 添付3(重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準 (第18条の5および第18条の6関連)) [変更なし]</p>	<p>・添付2の変更については、地震、火災、有毒ガス(予期せず発生するものを含む。)等の発生時に講ずべき措置に係る変更ではなく、審査基準に影響なし。</p>		
<p>十六 設計規定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る発電用原子炉施設の保全に關する措置に關すること。</p>	<p>実用炉規則第92条第1項第16号 【設計規定事象等に係る発電用原子炉施設の保全に關する措置】</p>				
<p>1. 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。 (1) 発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に關する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従つて必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。</p>	<p>イ 火災 可燃物の管理、消防士員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行つた活動に關すること。</p>	<p>添付2 火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準 (第18条の2、第18条の2の2、第18条の3および第18条の3の2関連) 【実用炉規則第92条第1項第16号関連】(後述)にて整理]</p> <p>第18条(火災発生時の体制の整備) [変更なし]</p>	<p>・添付2の変更については、可燃物の管理、消防士員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行つた活動に係る変更ではなく、審査基準に影響なし。</p>		
<p>ロ 火山現象による影響(影響が発生するおそれを含む。以下「火山影響等」という。)</p>	<p>添付2 火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準 (第18条の2、第18条の2の2、第18条の3)</p>	<p>添付2 火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準 (第18条の2、第18条の2の2、第18条の3)</p>	<p>・添付2の変更については、可燃物の管理、消防士員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行つた活動に係る変更ではなく、審査基準に影響なし。</p>		

(1) 第1編(3号炉及び4号炉)

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。</p> <p>火に掲げるもののほか、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること。</p> <p>に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p>	<p>記載すべき内容 (中略)</p> <p>3 および第18条の3の2(関連)</p> <p>3 火山影響等、降雪、地滑り発生時 安全・防災室長は、火山影響等、降雪および地滑り発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の3.1項から3.4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課(室)長は、計画に基づき、火山影響等、降雪および地滑り発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3.1 要員の配置 (1) 所長は、災害(原子力災害を除く。)が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要な要員を配置する。 (2) 所長は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第126条に定める必要な要員を配置する。 また、所長は、降灰予報等によりおおい町への多量の降灰が予想される場合、社内標準に定める組織の要員を召集して活動する。 なお、休日、時間外(夜間)においては、第13条に定める重大事故等の対応を行う要員を活用する。</p> <p>3.2 教育訓練の実施 (1) 安全・防災室長は、全所員に対して、火山影響等、積雪および地滑り発生時に対する運用管理に関する教育訓練を定期的の実施する。 (2) 発電室長は、運転員に対して、火山影響等および地滑り発生時の運転操作等に係る手順に関する教育訓練を定期的の実施する。 (3) 各課(室)長は、各課員に対して、火山影響等、積雪および地滑り発生時に対する運用管理に関する教育訓練ならびに火山事象、積雪および地滑りより防護すべき施設の施設管理、点検に関する教育訓練を定期的の実施する。 (4) 安全・防災室長は、緊急安全対策要員に対して、その役割に応じて、火山影響等発生時のディーゼル発電機の機能を維持するための対策および炉心の著しい損傷を防止するための対策等に関する教育訓練を定期的の実施する。</p> <p>3.3 資機材の配備 (1) 各課(室)長は、降下火砕物の除去等の屋外作業時に使用する道具や防護員等を配備する。 (2) 各課(室)長は、火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要なディーゼル発電機用の着脱可能なフィルタ(300メッシュ)その他の必要な資機材を配備する。</p> <p>3.4 手順書の整備 (1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、火山影響等、降雪および地滑り発生時における原子炉施設の保全の</p>			

(1) 第1編 (3号炉及び4号炉)

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原炉施設保安規定	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>記載すべき内容</p> <p>ための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 降下火砕物の侵入防止</p> <p>当直課長は、外気取入口に設置している平型フィルタの差圧確認、外気取入ダンパの閉止、換気空調設備の停止、中央制御室および安全補機閉閉器室の閉回路循環運転による建屋内への降下火砕物の侵入防止を実施する。</p> <p>b. 降下火砕物および積雪の除去作業</p> <p>(a) 各課(室)長は、降灰が確認された場合は、施設機能に影響が及ばないよう、換気空調設備のフィルタおよびディーゼル発電機消音器のフィルタの清掃や取替え、水循環系のストレーナ洗浄作業、閉閉所設備の碍子洗浄作業を実施する。</p> <p>(b) 各課(室)長は、降下火砕物の堆積が確認された場合は、降下火砕物より防護すべき屋外の施設、ならびに降下火砕物より防護すべき施設を内包する建屋について、長期的な堆積により施設に悪影響を及ぼさないよう降下火砕物を除去する。</p> <p>また、上記以外の重大事故等対応設備に対する降下火砕物および積雪の除去作業については、降灰および降雪の状況を踏まえ、設備に悪影響を及ぼさないよう実施する。</p> <p>c. 地滑り防護対策の確保の健全性確保</p> <p>土木建築課長は、地滑りが確認された場合は、施設の機能に影響が及ばないよう、堆積の堆積制限位以下になるよう土砂撤去作業を実施する。</p> <p>d. 地滑り発生後の撤去作業が困難と判断された場合の対応</p> <p>土木建築課長は、地滑り発生後の土砂撤去作業において、7日以内に堆積制限位以下にできないと判断した場合は当直課長に連絡する。連絡を受けた当直課長は、地滑りが確認された後、7日以内に原子炉を停止(モード5まで)する。</p> <p>e. ディーゼル発電機の機能を維持するための対策</p> <p>火山影響等発生時において、ディーゼル発電機の機能を維持するため、ディーゼル発電機へのフィルタの取付およびフィルタの取替・清掃を実施する。</p> <p>(a) ディーゼル発電機への改良型フィルタ取付</p> <p>各課(室)長は、フィルタの取替・清掃が容易な改良型フィルタを取り付ける。</p> <p>ア. 手順書の判断基準</p> <p>気象庁が発表する降灰予報(「速報」または「詳細」)によりおおい町への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において、地理的領域(発電所敷地から半径160km)内の活火山に20km以上の噴煙が観測されたが噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合は降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合</p> <p>(b) ディーゼル発電機改良型フィルタのフィルタ取</p>			

(1) 第1編 (3号炉及び4号炉)

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>替・清掃 各課(室)長は、ディーゼル発電機が起動した場合において、フィルタの閉塞を防止するため、フィルタの取替・清掃を実施する。</p> <p>ア．手順着手の判断基準 火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、ディーゼル発電機が起動した場合</p> <p>f．タービン動補助給水ポンプを用いた炉心を冷却するための対策 火山影響等発生時において外部電源喪失およびディーゼル発電機が機能喪失した場合は、タービン動補助給水ポンプを使用し、蒸気発生器2次側による1次冷却系の冷却を行う。</p> <p>(a) タービン動補助給水ポンプを用いた炉心冷却 当直課長は、タービン動補助給水ポンプを用いた蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。</p> <p>ア．手順着手の判断基準 火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、ディーゼル発電機2台ともに機能喪失した場合</p> <p>g．蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)を用いた炉心の著しい損傷を防止するための対策 火山影響等発生時において、外部電源喪失およびディーゼル発電機が機能喪失し、かつタービン動補助給水ポンプが機能喪失した場合は、蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)を使用し、蒸気発生器2次側による1次冷却系の冷却を行う。</p> <p>(a) 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)の準備作業 各課(室)長は、電源車を降下火砕物の影響を受けるとしない3号炉および4号炉原子炉周辺建屋内へ移動し、準備作業を行う。</p> <p>ア．手順着手の判断基準 気象庁が発表する降灰予報(「速報」または「詳細」)によりおおい町への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において、地理的領域(発電所敷地から半径160km)内の活火山に20km以上の噴煙が観測されたが噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合は降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合</p> <p>(b) 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)を用いた炉心冷却 緊急時対策本部および当直課長は、タービン動補助給水ポンプによる給水ができない場合は、電源車を起動し、蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)を用いた蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。</p> <p>ア．手順着手の判断基準 火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、ディーゼル発電機2台ともに機能喪失し、かつタービン動補助給水ポンプによ</p>	<p>火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策として、降下火砕物の層厚変更によっても安全機能を損なわない原子炉周辺建屋内に配置することを定める。</p>	<p>運転管理通達</p>	<p>運転管理通達(2次文書)に紐づく3次文書において、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策として実施する電源車の移動について、降下火砕物の層厚変更によっても安全機能を損なわない原子炉周辺建屋内に配置することを定める。</p>

(1) 第1編 (3号炉及び4号炉)

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>給水ができない場合</p> <p>h. 緊急時対策所の居住性確保に関する対策 火山影響等発生時において、緊急時対策所入口扉を開放することにより緊急時対策所の居住性を確保する。</p> <p>(a) 緊急時対策所の居住性確保 各課(室)長は、緊急時対策所入口扉の開放により居住性を確保し、降下火砕物の侵入を防止するため、入口扉(2箇所)に仮設フィルタを取り付ける。仮設フィルタ取り付け後は、緊急時対策所内の酸素濃度および二酸化炭素濃度の監視を行う。</p> <p>ア. 手順着手の判断基準 気象庁が発表する降灰予報(「速報」または「詳細」)によりおおい町への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において、地理的領域(発電所敷地から半径160km)内の活火山に20km以上の噴煙が観測されたが噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合は降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合</p> <p>イ. 通信連絡設備に関する対策 火山影響等発生時における通信連絡について、降下火砕物の影響を受けない有線系の設備を複数手段確保することにより機能を確保する。ディーゼル発電機の機能が喪失した場合には、3号炉および4号炉原炉内建屋内に配置した電源車から給電する。</p> <p>(a) 電源車の準備作業 各課(室)長は、電源車を降下火砕物の影響を受けない3号炉および4号炉原炉内建屋内へ移動し準備作業を行う。</p> <p>ア. 手順着手の判断基準 気象庁が発表する降灰予報(「速報」または「詳細」)によりおおい町への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において、地理的領域(発電所敷地から半径160km)内の活火山に20km以上の噴煙が観測されたが噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合は降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合</p> <p>(b) 電源車からの給電開始 緊急時対策本部および当直課長は、電源車からの給電準備を行ったのち給電を開始する。</p> <p>ア. 手順着手の判断基準 電源車による給電開始は、火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、3号炉または4号炉のディーゼル発電機全台が機能喪失した場合</p> <p>イ. 電源車の燃料確保に関する対策 火山影響等発生時において、電源車の燃料を軽</p>	<p>火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策として実施する電源車の移動について、降下火砕物の層厚変更によっても安全機能を損なわない原子炉周辺建屋内に配置することを定める。</p>	<p>運転管理通達</p>	<p>運転管理通達(2次文書)に紐づく3次文書において、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策として実施する電源車の移動について、降下火砕物の層厚変更によっても安全機能を損なわない原子炉周辺建屋内に配置することを定める。</p>

(1) 第1編 (3号炉及び4号炉)

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>油ドラム缶により確保する。</p> <p>(a) 軽油ドラム缶の建屋近傍への移動          名課(室)長は、軽油ドラム缶を3号炉および4号炉原子炉周辺建屋近傍へ移動する。          ア．手順着手の判断基準          気象庁が発表する降灰予報(「速報」または「詳細」)によりおおい町への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において、地理的領域(発電所敷地から半径160km)内の活火山に20km以上の噴煙が観測されたが噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合は降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合</p> <p>(b) 軽油ドラム缶による燃料補給          緊急時対策本部は、軽油ドラム缶から電源車へ燃料補給を行う。          ア．手順着手の判断基準          電源車の運転継続のために燃料補給が必要と判断した場合</p> <p>k．消火水バックアップタンクから復水ピットへの補給に関する対策          火山影響等発生時において、消火水バックアップタンクから復水ピットへの補給を行う。</p> <p>(a) 消火水バックアップタンクから復水ピットへの補給準備          各課(室)長は、消火水バックアップタンクから復水ピットへの補給のための系統構成を行う。          ア．手順着手の判断基準          気象庁が発表する降灰予報(「速報」または「詳細」)によりおおい町への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において、地理的領域(発電所敷地から半径160km)内の活火山に20km以上の噴煙が観測されたが噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合は降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合</p> <p>(b) 消火水バックアップタンクから復水ピットへの補給          緊急時対策本部および当直課長は、消火水バックアップタンクから復水ピットへの補給を行う。          ア．手順着手の判断基準          復水ピットへの補給が必要と判断した場合</p>	<p>火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策として実施する軽油ドラム缶の建屋近傍への移動について、降下火砕物の層厚変更によっても安全機能を損なわない原子炉周辺建屋近傍に配置することを定める。</p>	<p>運転管理通達</p>	<p>運転管理通達(2次文書)に紐づく3次文書において、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策として実施する軽油ドラム缶の建屋近傍への移動について、降下火砕物の層厚変更によっても安全機能を損なわない原子炉周辺建屋近傍に配置することを定める。</p>

(1) 第1編 (3号炉及び4号炉)

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書																																																																											
			<p><b>火山影響等発生時の対策における主な作業</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>作業手順</th> <th>対応手段</th> <th>要員</th> <th>要員数</th> <th>想定時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>e (a)</td> <td>ディーゼル発電機への改良型フィルタ取付</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>6</td> <td>50分</td> </tr> <tr> <td>e (b)</td> <td>ディーゼル発電機改良型フィルタのフィルタ取替</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>8</td> <td>20分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ディーゼル発電機改良型フィルタのフィルタ清掃<sup>1</sup></td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>4</td> <td>80分</td> </tr> <tr> <td>g (a)</td> <td>蒸気発生器補給用低設中圧ポンプ(電動)の準備作業</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>2</td> <td>50分</td> </tr> <tr> <td>i (a)</td> <td>蒸気発生器補給用低設中圧ポンプ(電動)の準備作業 (電源車の移動)</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>3号炉および 4号炉合計</td> <td>50分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>蒸気発生器補給用低設中圧ポンプ(電動)の準備作業 (給電用ケーブル敷設)</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>2</td> <td>35分</td> </tr> <tr> <td>g (a)</td> <td>蒸気発生器補給用低設中圧ポンプ(電動)の準備作業 (ホース接続・系統構成)</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>5</td> <td>110分</td> </tr> <tr> <td>g (b)</td> <td>蒸気発生器補給用低設中圧ポンプ(電動)を用いた炉心冷却 電源車からの給電開始 (給電用ケーブル接続)</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>2</td> <td>20分</td> </tr> <tr> <td>i (b)</td> <td>蒸気発生器補給用低設中圧ポンプ(電動)を用いた炉心冷却 電源車からの給電開始 (不要負荷切り離し・受電操作)</td> <td>運転員等 (中央制御室、現場)</td> <td>3</td> <td>35分</td> </tr> <tr> <td>h (a)</td> <td>緊急時対策所の居住性確保(仮設フィルタ取付)</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>2 (3号炉および 4号炉合計)</td> <td>50分</td> </tr> <tr> <td>j (a)</td> <td>軽油ドラム缶の建屋近傍への移動</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>6 (3号炉および 4号炉合計)</td> <td>50分</td> </tr> <tr> <td>k (a)</td> <td>消火水バックアップタンクから備水ビットへの補給準備</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>1 (3号炉および 4号炉合計)</td> <td>30分</td> </tr> <tr> <td>k (b)</td> <td>消火水バックアップタンクから備水ビットへの補給</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>3 (3号炉および 4号炉合計)</td> <td>75分</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>運転員等 (中央制御室)</td> <td>1 (3号炉および 4号炉合計)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	作業手順	対応手段	要員	要員数	想定時間	e (a)	ディーゼル発電機への改良型フィルタ取付	緊急安全対策要員	6	50分	e (b)	ディーゼル発電機改良型フィルタのフィルタ取替	緊急安全対策要員	8	20分		ディーゼル発電機改良型フィルタのフィルタ清掃 <sup>1</sup>	緊急安全対策要員	4	80分	g (a)	蒸気発生器補給用低設中圧ポンプ(電動)の準備作業	緊急安全対策要員	2	50分	i (a)	蒸気発生器補給用低設中圧ポンプ(電動)の準備作業 (電源車の移動)	緊急安全対策要員	3号炉および 4号炉合計	50分		蒸気発生器補給用低設中圧ポンプ(電動)の準備作業 (給電用ケーブル敷設)	緊急安全対策要員	2	35分	g (a)	蒸気発生器補給用低設中圧ポンプ(電動)の準備作業 (ホース接続・系統構成)	緊急安全対策要員	5	110分	g (b)	蒸気発生器補給用低設中圧ポンプ(電動)を用いた炉心冷却 電源車からの給電開始 (給電用ケーブル接続)	緊急安全対策要員	2	20分	i (b)	蒸気発生器補給用低設中圧ポンプ(電動)を用いた炉心冷却 電源車からの給電開始 (不要負荷切り離し・受電操作)	運転員等 (中央制御室、現場)	3	35分	h (a)	緊急時対策所の居住性確保(仮設フィルタ取付)	緊急安全対策要員	2 (3号炉および 4号炉合計)	50分	j (a)	軽油ドラム缶の建屋近傍への移動	緊急安全対策要員	6 (3号炉および 4号炉合計)	50分	k (a)	消火水バックアップタンクから備水ビットへの補給準備	緊急安全対策要員	1 (3号炉および 4号炉合計)	30分	k (b)	消火水バックアップタンクから備水ビットへの補給	緊急安全対策要員	3 (3号炉および 4号炉合計)	75分			運転員等 (中央制御室)	1 (3号炉および 4号炉合計)			
作業手順	対応手段	要員	要員数	想定時間																																																																												
e (a)	ディーゼル発電機への改良型フィルタ取付	緊急安全対策要員	6	50分																																																																												
e (b)	ディーゼル発電機改良型フィルタのフィルタ取替	緊急安全対策要員	8	20分																																																																												
	ディーゼル発電機改良型フィルタのフィルタ清掃 <sup>1</sup>	緊急安全対策要員	4	80分																																																																												
g (a)	蒸気発生器補給用低設中圧ポンプ(電動)の準備作業	緊急安全対策要員	2	50分																																																																												
i (a)	蒸気発生器補給用低設中圧ポンプ(電動)の準備作業 (電源車の移動)	緊急安全対策要員	3号炉および 4号炉合計	50分																																																																												
	蒸気発生器補給用低設中圧ポンプ(電動)の準備作業 (給電用ケーブル敷設)	緊急安全対策要員	2	35分																																																																												
g (a)	蒸気発生器補給用低設中圧ポンプ(電動)の準備作業 (ホース接続・系統構成)	緊急安全対策要員	5	110分																																																																												
g (b)	蒸気発生器補給用低設中圧ポンプ(電動)を用いた炉心冷却 電源車からの給電開始 (給電用ケーブル接続)	緊急安全対策要員	2	20分																																																																												
i (b)	蒸気発生器補給用低設中圧ポンプ(電動)を用いた炉心冷却 電源車からの給電開始 (不要負荷切り離し・受電操作)	運転員等 (中央制御室、現場)	3	35分																																																																												
h (a)	緊急時対策所の居住性確保(仮設フィルタ取付)	緊急安全対策要員	2 (3号炉および 4号炉合計)	50分																																																																												
j (a)	軽油ドラム缶の建屋近傍への移動	緊急安全対策要員	6 (3号炉および 4号炉合計)	50分																																																																												
k (a)	消火水バックアップタンクから備水ビットへの補給準備	緊急安全対策要員	1 (3号炉および 4号炉合計)	30分																																																																												
k (b)	消火水バックアップタンクから備水ビットへの補給	緊急安全対策要員	3 (3号炉および 4号炉合計)	75分																																																																												
		運転員等 (中央制御室)	1 (3号炉および 4号炉合計)																																																																													
		<p>1 : 1班4名で2班が交代して実施する。</p> <p>2 : 可搬式排気ファンおよび仮設ダクト等設置作業は、1箇所あたり上表とは別に緊急安全対策要員3名が130分以内で実施する。</p> <p>1 . 降灰および地滑り時の原子炉施設への影響確認 各課(室)長は、降灰および地滑りが確認された場合は、原子炉施設への影響を確認するため、降下火砕物より防護すべき施設または重要安全施設を内包する原子炉補助建屋について点検を行うとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>m . 施設管理、点検 各課(室)長は、火山現象より防護すべき施設の要求機能を維持するため、降灰後における降下火砕物による静的荷重、腐食、磨耗等の影響について、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p>																																																																														

(1) 第1編 (3号炉及び4号炉)

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>3.5 定期的な評価</p> <p>(1) 各課(室)長は、3.1項から3.4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、安全・防災室長に報告する。</p> <p>(2) 安全・防災室長は、各課(室)長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>3.6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>各課(室)長は、火山影響等、降雪および地滑り発生時の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>(1) 火山影響等発生時における原子炉停止の判断基準</p> <p>a. おおい町に降灰予報「多量」が発表された場合</p> <p>b. おおい町に降灰予報「多量」が発表されていない場合において、火山影響等発生時の対応に着手し、かつ、第78条に定める外部電源において、全5回線中、3回線以上が動作不能になり、動作可能な外部電源が2回線以下となった場合(送電線の点検時を含む。)またはすべての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合</p> <p>3.7 その他関連する活動</p> <p>(1) 原子力安全・技術部門統括(原子力安全・技術)は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 新たな知見の収集、反映</p> <p>原子力安全・技術部門統括(原子力安全・技術)は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合の火山事象の評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p> <p>(以下略)</p> <p>第18条の2の2(火山影響等発生時の体制の整備) [変更なし]</p>			
	<p>(3) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年1回以上定期に実施すること及び重大事故等対応施設の使用を開始するに</p>	<p>添付2(火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準(第18条、第18条の2、第18条の2の2、第18条の3および第18条の3の2(関連)) [実用炉規則第92条第1項第16号関連(前述)にて整理]</p> <p>第18条(火災発生時の体制の整備)</p> <p>第18条の2の2(火山影響等発生時の体制の整備)</p> <p>第18条の5(重大事故等発生時の体制の整備)</p> <p>第18条の6(大規模損壊発生時の体制の整備)</p> <p>添付3(重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準(第18条の5および第18条の6(関連)) [変更なし])</p>	<p>・添付2の変更については、必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練等に係る変更ではなく、審査基準に影響なし。</p>		



(1) 第1編(3号炉及び4号炉)

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

保安規定審査基準		原子炉施設保安規定		社内規定文書	
関連する実用炉規則	保安規定審査基準	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	<p>当たつて必要な教育及び訓練をあらかじめ実施すること。</p> <p>(4) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付けること。</p>	<p>添付2(火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準(第18条の2、第18条の3および第18条の3の2の2(関連))) [実用炉規則第92条第1項第16号(関連)にて整理]</p> <p>第18条(火災発生時の体制の整備) 第18条の2(内部溢水発生時の体制の整備) 第18条の2の2(火山影響等発生時の体制の整備) 第18条の3(その他の自然災害発生時等の体制の整備) 第18条の3の2(有毒ガス発生時の体制の整備) 第18条の4(資機材等の整備) 第18条の5(重大事故等発生時の体制の整備) 第18条の6(大規模損壊発生時の体制の整備) 添付3(重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準(第18条の5および第18条の6(関連))) [変更なし]</p>	<p>・添付2の変更については、電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材の備え付けに係る変更ではなく、審査基準に影響なし。</p>		
	<p>(5) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p>	<p>添付2(火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準(第18条、第18条の2、第18条の2の2、第18条の3および第18条の3の2(関連))) [実用炉規則第92条第1項第16号(関連)にて整理]</p> <p>第18条(火災発生時の体制の整備) 第18条の2の2(火山影響等発生時の体制の整備) 第18条の5(重大事故等発生時の体制の整備) 第18条の6(大規模損壊発生時の体制の整備) 添付3(重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準(第18条の5および第18条の6(関連))) [変更なし]</p>	<p>・添付2の変更については、その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制の整備に係る変更ではなく、審査基準に影響なし。</p>		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

(2)第2編(1, 2号炉)

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<p>第92条(保安規定) 第3項 法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第四十三条の三の三十四第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p>		<p>・大山生竹子フラの噴出規模見直しに係る保安規定第2編の変更なし</p>			

大飯発電所原子炉施設保安規定

上流文書（設置変更許可申請書）から  
保安規定への記載内容

## 目 次

- 1．上流文書から（設置変更許可申請書）から保安規定への記載方針
- 2．保安規定の記載方針フォーマットの説明
- 3．上流文書から（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容

## 1. 上流文書から（設置変更許可申請書）から保安規定への記載方針

設置変更許可申請書（DB、技術的能力）の記載内容から保安規定に記載すべき内容を整理するに当たっては、保安規定変更に係る基本方針を受け、以下の方針により記載する。

### （1）保安規定変更に係る基本方針の内容（抜粋）

#### 1. はじめに

設置変更許可申請書で確認された原子炉施設の安全性が、運転段階においても継続して確保されることを担保するために必要な事項を保安規定に要求事項として規定

#### 2.2.1 保安規定に記載すべき事項

保安規定に法令等へ適合することを確認した内容の行為者及び行為内容を定める

### （2）保安規定の記載方針

（1）項の「保安規定変更に係る基本方針」を受け、具体的には、以下の方針で記載する。

設置許可本文は、規制要求事項であるため、設置許可本文のうち運用に係る事項について実施手段も含めて網羅するように保安規定に記載する。

ただし、例示や多様性拡張設備等に相当する部分の記載は任意とする。

設置許可の添付書類は、直接の規制要求ではないが、（1）項の基本方針に沿って、要求事項に適合するための行為内容の部分は保安規定に記載し、実施手段に相当する部分は必要に応じて2次文書他に記載する。

また、2次文書他に記載するものについてはその理由を明確にする。

設置許可本文、添付書類の図、表は、法令等へ適合することを確認した内容の行為者および行為内容に係る部分を保安規定に添付する。

ただし、同図、表の内容が保安規定に記載されている場合は任意とする。

## 2. 保安規定の記載方針フォーマットの説明

項 目		説 明 内 容
設置変更許可申請書 【本文】		<p>「黒字」により、設置変更許可申請書（本文）の内容を記載する。</p> <p>「<u>青字（青下線）</u>」により、保安規定および関連する社内規定文書（2次文書）に記載すべき内容を明確にする。</p> <p>「<u>緑字（緑下線）</u>」により、関連する社内規定文書（2次文書）に記載すべき内容を明確にする。</p> <p>「<b>黄マーカー</b>」により、設置変更許可申請書において既許可より追加・変更された箇所を明確にする。</p>
設置変更許可申請書 【添付書類】		<p>「黒字」により、設置変更許可申請書（添付書類）の内容を記載する。</p> <p>「<u>青字（青下線）</u>」により、保安規定および関連する社内規定文書（2次文書）に記載すべき内容を明確にする。</p> <p>「<u>緑字（緑下線）</u>」により、関連する社内規定文書（2次文書）に記載すべき内容を明確にする。</p> <p>「<b>黄マーカー</b>」により、設置変更許可申請書において既許可より追加・変更された箇所を明確にする。</p>
原子 炉 施 設 保 安 規 定	記載すべき内容	<p>「黒字」により、保安規定に記載すべき内容を記載する。また、記載に当たっては、文書の体系がわかる範囲で記載する。</p> <p>「<u>黒字（赤下線）</u>」により、変更申請箇所を明確にする。</p> <p>「<u>青字（青下線）</u>」により、要求事項を実施する行為者を明確にする。</p>
	記載の考え方	<p>保安規定に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。社内規定文書（2次文書）に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。</p> <p>保安規定及び社内規定文書（2次文書）他に記載しない場合の考え方を記載する。</p>
社 内 規 定 文 書	該当規定文書	該当する社内規定文書（2次文書）を記載する。
	記載内容の概要	関連する社内規定文書（2次文書）の具体的な記載内容を記載する。

### 3. 上流文書から（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容

上流文書（設置変更許可申請書）	保安規定対象条文
本文五号 + 添付書類八、添付書類十	添付 2

本文五号 + 添付書類八、添付書類十

設置変更許可申請書【本文】 2021.5.19 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 2021.5.19 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載の考え方
<p>五、発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備 (中略) ロ、発電用原子炉施設の一一般構造3号炉及び4号炉 (中略) (3) その他の主要な構造 ( ) 本原子炉施設は、(1) 耐震構造、(2) 耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。 a. 設計基準対象施設 (a) 外部からの衝撃による損傷の防止 安全施設は、発電所敷地で想定される洪水、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災、高潮の自然現象(地震及び津波を除く。)又はその組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものもたらす環境条件及びその結果として施設で生じ得る環境条件においても、安全機能を損なうことのない設計とする。 なお、発電所敷地で想定される自然現象のうち、洪水については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。 また、自然現象の組合せにおいては、風(台風)、積雪、火山の影響及び地滑りによる荷重の組合せを設計上考慮する。 上記に加え、重要安全施設は、科学的技術的知見を踏まえ、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力、時間的変化を考慮して、適切に組み合わせる。 また、安全施設は、発電所敷地又はその周辺におい</p>					



本文五号 + 添付書類八、添付書類十

設置変更許可申請書【本文】 2021.5.19 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 2021.5.19 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載の考え方
<p>て想定される飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突又は電磁的障害により原子炉施設的安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）に對して安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>なお、発電所敷地又はその周辺において想定される人為事象のうち、飛来物（航空機落下）については、確率的要因により設計上考慮する必要はない。また、ダムの崩壊については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。</p> <p>ここで、想定される自然現象及び原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）に對して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含む。</p> <p>（中略）</p> <p>(a-2) 安全施設は、発電所の運用期間中において発電所の安全機能に影響を及ぼし得る火山事象として設定した最大層厚25cm、粒径1mm以下、密度0.7g/cm3（乾燥状態）～1.5g/cm3（湿潤状態）の降下火砕物に對し、その直接的影響である構造物への静的負荷に對して安全裕度を有する設計とすること、水循環系の閉塞に對して狭隙部等が閉塞しない設計とすること、換気系、電氣系及び計装制御系に對する機械的影響（閉塞）に對して降下火砕物が侵入しにくい設計とすること、水循環系の内部における磨粒</p>	<p>添付書類八 発電用原子炉施設の安全設計に関する説明書 （中略）</p> <p>（3号炉及び4号炉）</p> <p>1.安全設計</p> <p>1.10 火山防護に関する基本方針</p> <p>1.10.1 設計方針</p> <p>1.10.1.3 設計条件の設定</p> <p>1.10.1.3.1 設計条件に用いる降下火砕物の設定</p> <p>(1) 降下火砕物の層厚、密度及び粒径の設定</p> <p>地質調査結果に文獻調査結果も参考にして、大飯発電所の敷地において考慮する火山事象としては、「添付書類六 8.火山」に示すとおり、最大層厚25cm、粒径1mm以下、密度0.7g/cm3（乾燥状態）～1.5g/cm3（湿潤状態）の降下火砕物を設計条件として設定する。</p> <p>（中略）</p>	<p>添付2 火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準（第18条、第18条の2、第18条の2の2、第18条の3および第18条の3の2関連） （中略）</p> <p>3 火山影響等、降雪、地滑り発生時 （中略）</p>	<p>上流文書に記載されている「最大層厚 25cm」については、噴出規模見直しに伴う層厚変更により設置許可を変更しているが、保安規定には層厚に直接的に關係する記載がないことから、変更を要しない。</p>	<p>運転管理通達</p>	<p>【既存・変更なし】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上流文書に記載されている「最大層厚25cm」については、噴出規模見直しに伴う層厚変更により設置許可を変更しているが、社内規定文書には層厚に直接的に關係する記載がないことから、変更を要しない。</li> </ul>

本文五号 + 添付書類八、添付書類十

設置変更許可申請書【本文】 2021.5.19 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 2021.5.19 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載の考え方
<p>及び換気系、電気系及び計装制御系に対する機械的影響(磨耗)に対して磨耗しにくい設計とすること、構造物の化学的影響(腐食)、水循環系の化学的影響(腐食)及び換気系、電気系及び計装制御系に対する化学的影響(腐食)に対して短期での腐食が発生しない設計とすること、<u>発電所周辺の大气污染防治に対して中央制御室の換気空調系は降下火砕物が侵入しにくく、さらに外気を遮断できる設計とすること</u>、絶縁低下に対して空気を取り込む機構を有する計装盤の設置場所の換気空調系は降下火砕物が侵入しにくく、さらに外気を遮断できる設計とすることにより、安全機能を損なうことのない設計とする。また、降下火砕物の間接的影響である7日間の外部電源喪失、発電所外での交通の途絶によるアークセス制限事象に対し、発電所の安全性を維持するため、燃料貯蔵設備からディーゼル発電機への燃料供給、並びにディーゼル発電機による必要となる電源の供給が継続でき、安全機能を損なうことのない設計とする。(以下略)</p>	<p>1.10.1.6 防護対象施設的设计 降下火砕物が発電所の構築物、系統及び機器に及ぼす影響は、前述したとおり、「直接的影響因子」と「間接的影響因子」があり、岩々に応じて、各構築物、系統及び機器についてこれらを適切に考慮した設計とする。 1.10.1.6.1 直接的影響に対する設計方針 直接的影響については、防護対象施設の構造や設置状況等(形状、機能、外気吸入や海水通水の有無等)を考慮し、想定される各影響因子に対して、影響を受ける各防護対象施設が安全機能を損なうことのない設計とする。 (1) 荷重 a. 構築物への静的負荷 防護対象施設のうち、構築物への静的負荷を考慮すべき施設は、以下に示すとおり、降下火砕物が堆積しやすい屋根構造を有する建屋及び屋外施設である。 ・原子炉格納容器、<u>原子炉周辺建屋</u>、制御建屋、廃棄物処理建屋 ・海水ポンプ 当該施設の許容荷重が、降下火砕物による荷重に対して安全裕度を有することにより、構造健全性を失わず安全機能を損なうことのない設計とする。 (中略)</p>	<p>安全・防災室長は、火山影響等、降雪および地滑り発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の3・1項から3・4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課(室)長は、計画に基づき、火山影響等、降雪および地滑り発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。  3.4 手順書の整備 (1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、火山影響等、降雪および地滑り発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。 a. 降下火砕物の侵入防止 当直課長は、外気取入口に設置している平型フィルタの差圧確認、外気取入ダンパの閉止、換気空調設備の停止、中央制御室および安全補機開閉器室の閉回路循環運転による建屋内への降下火砕物の侵入防止を実施する。 (中略)</p>	<p>上流文書に記載されている「発電所周辺の大气污染防治に対して中央制御室の換気空調系は降下火砕物が侵入しにくく、さらに外気を遮断できる設計とする」については、保安規定に記載すべき事項として3.4(1)a.の運用を定め、かつ、降下火砕物の侵入を防止する運用を規定し、運用を満足していることから、変更を要しない。</p>	<p>運転管理通達</p>	<p>【既存・変更なし】 ・運転管理通達(2次文書)に紐づく3次文書において、降下が確認された場合の処置として、閉回路循環運転ならびにダンパの閉止等を行うことを記載しており、上流文書における運用要求を満足していることから、変更を要しない。</p>
<p>8. 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)を用いた炉心の著しい損傷を防止するための対策 火山影響等発生時において、外部電源喪失およびディーゼル発電機が機能喪失し、かつタービン動補給水ポンプが機能喪失した場合は、蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)を使用し、蒸気発生器2次側による1次冷却系の冷却を行う。 (a) 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)の準備作業 各課(室)長は、電源車を降下火砕物の影響を受けることのない3号炉および4号炉原子炉周辺建屋内へ移動し、準備作業を行う。 (中略) i. 通信連絡設備に関する対策 火山影響等発生時における通信連絡について、降下火砕物の影響を受けられない線系の設備を複数手段確保することにより機能を確保する。ディーゼル発電機の機能が喪失した場合においては、3号炉および4号炉原子炉周辺建屋内に配置した電源車から給電する。 (a) 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)の準備作業 各課(室)長は、電源車を降下火砕物の影響を受けることのない3号炉および4号炉原子炉周辺建屋内へ移動し準備作業を行う。 (中略)</p>	<p>8. 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)を用いた炉心の著しい損傷を防止するための対策 火山影響等発生時において、外部電源喪失およびディーゼル発電機が機能喪失し、かつタービン動補給水ポンプが機能喪失した場合は、蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)を使用し、蒸気発生器2次側による1次冷却系の冷却を行う。 (a) 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)の準備作業 各課(室)長は、電源車を降下火砕物の影響を受けることのない3号炉および4号炉原子炉周辺建屋内へ移動し、準備作業を行う。 (中略) i. 通信連絡設備に関する対策 火山影響等発生時における通信連絡について、降下火砕物の影響を受けられない線系の設備を複数手段確保することにより機能を確保する。ディーゼル発電機の機能が喪失した場合においては、3号炉および4号炉原子炉周辺建屋内に配置した電源車から給電する。 (a) 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)の準備作業 各課(室)長は、電源車を降下火砕物の影響を受けることのない3号炉および4号炉原子炉周辺建屋内へ移動し準備作業を行う。 (中略)</p>	<p>運転管理通達</p>	<p>炉規則8.3条の対応とし、保安規定の添付2「3火山影響等、降雪および地滑り発生時」に定めている蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)の準備作業、通信連絡設備に関する対策および電源車の燃料確保に関する対策について、「電源車」および「軽油ドラム缶」の配置場所をタービン建屋として、火山影響等を与える評価において火砕物による影響を考慮し、火砕物降灰の厚みに裕度のある建屋として、原子炉周辺建屋に変更する。</p>	<p>【既存・変更あり】 ・運転管理通達(2次文書)に紐づく3次文書において、「電源車」および「軽油ドラム缶」の配置場所をタービン建屋としているが、上流文書において火砕物が影響を与える評価対象施設として評価し、火砕物降灰の厚みに裕度のある建屋として、原子炉周辺建屋に変更する。</p>	

本文五号 + 添付書類八、添付書類十

設置変更許可申請書【本文】  
2021.5.19 許可

設置変更許可申請書【添付書類】  
2021.5.19 許可

原子炉施設保安規定  
記載すべき内容

記載の考え方

該当規定文書

社内規定文書  
記載の考え方

j. 電源車の燃料確保に関する対策  
 火山影響等発生時において、電源車の燃料を軽油ドラム缶により確保する。  
 (a) 軽油ドラム缶の建屋近傍への移動  
 各課(室)長は、軽油ドラム缶を3号炉および4号炉原子炉周辺建屋近傍へ移動する。  
 (中略)

火山影響等発生時の対策における主な作業

作業手順	対応手段	要員	要員数	想定時間
e (a)	ディーゼル発電機への交換型フィルタ取付	緊急安全対策要員	6	50分
e (b)	ディーゼル発電機改良型フィルタのフィルタ取替	緊急安全対策要員	8	20分
	ディーゼル発電機改良型フィルタのフィルタ清掃	緊急安全対策要員	4	80分
g (a)	高気圧生剤補給用仮設中圧ポンプ(電動)の準備作業	緊急安全対策要員	2	50分
i (a)	高気圧生剤補給用仮設中圧ポンプ(電動)の準備作業 (給電用ケーブル取替)	緊急安全対策要員	2	35分
g (a)	高気圧生剤補給用仮設中圧ポンプ(電動)の準備作業 (ホース接続・系統構成)	緊急安全対策要員	5	110分
g (b)	高気圧生剤補給用仮設中圧ポンプ(電動)を用いた炉心冷却	緊急安全対策要員	2	20分
i (b)	高気圧生剤補給用仮設中圧ポンプ(電動)を用いた炉心冷却 (給電用ケーブル接続)	運転員等 (中央制御室、現場)	3	35分
h (a)	高気圧生剤補給用仮設中圧ポンプ(電動)を用いた炉心冷却 (不要負荷切り離し・受電操作)	緊急安全対策要員	2	50分
j (a)	軽油ドラム缶の建屋近傍への移動	緊急安全対策要員	6	50分
k (a)	消火バックアップタンクから軽油ピットへの補給準備	緊急安全対策要員	1	30分
k (b)	消火バックアップタンクから軽油ピットへの補給	緊急安全対策要員 運転員等 (中央制御室)	3 4 4	75分

- 1班4名で2班が交代して実施する。
- 可搬型排気ファンおよび仮設ダクト等設置作業は、1箇所あたり上表とは別に緊急安全対策要員3名が130分以内で実施する。

炉規則83条の対応とし  
 て、保安規定の添付2「3火山影響等、降雪および地滑り発生時」に定めている蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)の準備作業、通信連絡設備に関する対策および「軽油ドラム缶」および「電源車」の配置場所を与える評価対象施設として評価し、火山灰降灰層増加を考慮しても許容層厚に裕度のある建屋として、原子炉周辺建屋に変更することに伴い、関連する要員数、想定時間を変更する。

運転管理通達

上流文書に記載されている

「最大層厚 25cm」について  
 は、噴出規模見直しに伴う層厚変更により設置許可を変更しているが、保安規定には層厚に直接的に關係する記載がないことから、変更を要しない。

運転管理通達

【既存・変更あり】  
 ・運転管理通達(2次文書)に紐づく3次文書において、「電源車」および「軽油ドラム缶」の配置場所をタービン建屋として評価し、火山灰降灰層増加を考慮しても許容層厚に裕度のある建屋として、原子炉周辺建屋に変更することに伴い、関連する要員数、想定時間を変更する。

【既存・変更なし】

・上流文書に記載されている  
 「最大層厚25cm」については、噴出規模見直しに伴う層厚変更により設置許可を変更しているが、社内規定文書には層厚に直接的に關係する記載がないことから、変更を要しない。

添付書類十 発電用原子炉施設において事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する説明書  
(中略)

5. 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力
- 5.2 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他の予見リスクへの対応における事項
  - 5.2.1 可搬型設備等による対応
    - 5.2.1.1 大規模損壊発生時の手順書の整備  
(中略)

(1) 大規模損壊を発生させる可能性のある自然災害への対応における考慮

- a. 自然災害の規模の想定  
(中略)
  - (1) 火山(火山活動、降灰)設計想定である25cmの降灰を超えるような降灰が発生する可能性は低いと、設計想定である25cmを超える規模を想定する。  
なお、火山(降灰)は事前に予測し、降灰等の必要な安全措置を講じることができる。  
(以下略)



大飯発電所原子炉施設保安規定  
上流文書（設計及び工事計画）から  
保安規定への記載内容

## 目 次

- 1．基本設計方針他に記載された運用事項の整理
- 2．保安規定への反映フォーマットの説明

## 1 . 基本設計方針他に記載された運用事項の整理

### ( 1 ) 本資料の構成について

今回の整理では、要目表、基本設計方針及び添付説明書にて記載された運用要求事項は、条文毎にそれぞれ対応する記載を横並びで整理する。当社の資料構成の詳細については、別紙に示す。

### ( 2 ) 運用要求事項の抽出方法及びその結果について

今回の整理における運用要求の抽出は、要目表、基本設計方針及び添付資料をそれぞれに対して以下のステップで実施した。

#### 運用要求の抽出

要目表、基本設計方針及び添付資料における運用要求の抽出は、以下の手順で実施した。抽出のフローを図 1 に示す。

Step1<sup>1</sup> : 基本設計方針については、「設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書」に規定する「様式 - 8」<sup>2</sup>にて逐条的に整理された基本設計方針のうち、要求種別が「運用要求」と整理された基本設計方針条文の抽出を行う。

Step2<sup>1</sup> : Step1 にて要求種別が「運用要求」以外と整理された基本設計方針条文、要目表及び添付資料において「保安規定に定める」等と記載され、かつ設計所管が運用で担保する事項であると判断した箇所の抽出を行う。

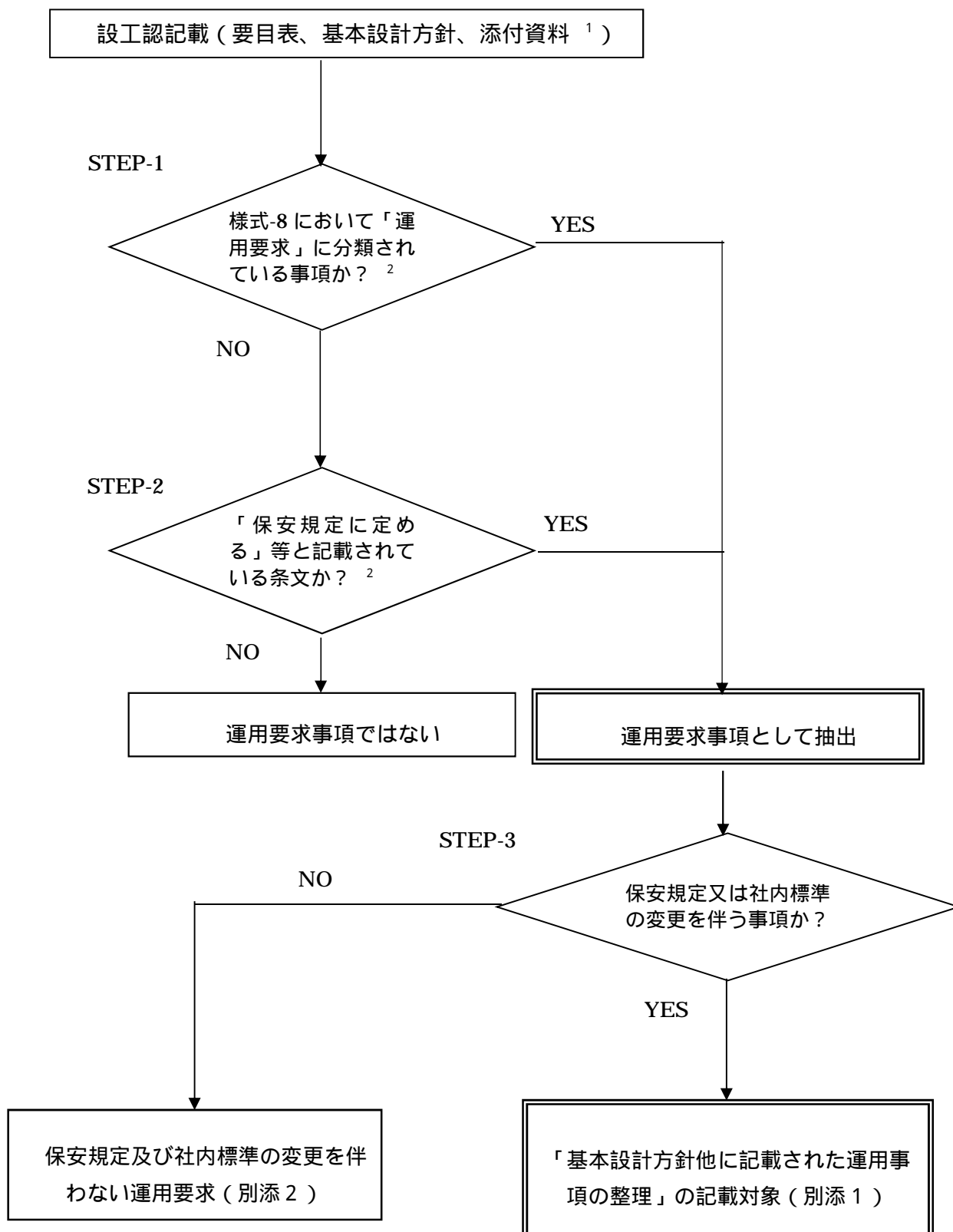
Step3 : 今回の変更（補正含む）申請に含まれる運用事項に関する条文の変更を示す観点から、保安規定変更（補正含む）申請の前後で、保安規定または社内標準の変更を伴うものを「基本設計方針他に記載された運用事項の整理」としてまとめた。また、変更を伴わないものは別リストとした。

1 運用としての変更の有無に関わらず抽出

2 様式 - 8 : 基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表

上記の抽出フローに基づいて抽出された運用に対し、関連する保安規定、社内標準及び社内標準の具体的記載案を整理した。

結果については、別添 1 「基本設計方針他に記載された運用事項の整理」及び別添 2 「保安規定及び社内標準の変更を伴わない運用要求」にまとめた。



1 設工認の申請方法 (号機寄せ) により、関連する他号炉の添付資料も含む。

2 運用としての変更の有無に関わらず抽出する。

図 1 基本設計方針抽出フロー



## 2 . 保安規定への反映フォーマットの説明

項 目		説 明 内 容
基本設計方針		<p>「黒字」により、基本設計方針の内容を記載する。</p> <p>「<u>青字(青下線)</u>」により、保安規定および関連する社内規定文書(2次文書等)に記載すべき内容を明確にする。</p> <p>「<u>緑字(緑下線)</u>」により、関連する社内規定文書(2次文書等)に記載すべき内容を明確にする。</p> <p>「様式条文」にて様式-8における技術基準規則条文を示す。</p> <p>「施設区分」にて設計及び工事計画変更認可申請書における施設区分を示す。</p>
説明資料		<p>「黒字」により、説明資料の内容を記載する。</p> <p>「<u>青字(青下線)</u>」により、保安規定および関連する社内規定文書(2次文書等)に記載すべき内容を明確にする。</p> <p>「<u>緑字(緑下線)</u>」により、関連する社内規定文書(2次文書等)に記載すべき内容を明確にする。</p> <p>説明書番号/記載ページにて設計及び工事計画変更認可申請書(説明書)における説明書番号及び記載ページを示す。</p>
原子炉施設保安規定	記載すべき内容	<p>「<u>黒字(黒下線)</u>」により、設計及び工事計画変更認可申請書(要目表・基本設計方針・説明書)に定義した「保安規定」に定めるべき内容に対応した記載を示す。</p> <p>○「<u>黒字(赤下線)</u>」により、今回の保安規定変更認可申請に伴う保安規定変更箇所を明確にする。</p>
	記載の考え方	「保安規定(内容)」の補足説明を示す。
社内規定文書	該当規定文書	該当する社内規定文書(2次文書等)を記載する。
	記載内容の概要	社内標準における具体的記載案を示す。

別添 1 ( 1 ) : 「基本設計方針他に記載された運用事項の整理」(大飯 3 号機)

様式 条文	施設 区分	基本設計方針	説明資料	原子炉施設保安規定	記載の考え方	該当規定 文書	社内規定文書
-	-	基本設計方針	<p>説明書記載</p> <p>資料 2 - 2 - 3 降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針</p> <p>4. 要求機能及び性能目標          火山現象の発生に伴い、防護対象施設の安全機能を損なうおそれがないよう、また重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、ないよう火山防護設計を行う施設を「3. 施設分類」において、構造物への荷重を考慮する施設に分類している。これらを踏まえ、要求機能を整理するとともに、機能設計上の性能目標と構造強度設計上の性能目標を設定する。</p> <p>4.1 構造物への荷重を考慮する施設          防護対象施設と降下火砕物より防護すべき施設を内包する施設である建屋に施設分類し、各々の要求機能及び性能目標を設定する。</p> <p>防護対象施設          ・海水ポンプ          建屋          ・原子炉格納容器、<u>原子炉周辺建屋</u>、制御建屋、廃棄物処理建屋、緊急時対策所建屋</p>	<p>添付 2 3 火山影響等、降雪、地滑り発生時          (中略)</p> <p>3. 4 手順書の整備          (1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、火山影響等、降雪および地滑り発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うための必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。(中略)</p> <p>g. 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)を用いた炉心の著しい損傷を防止するための対策          火山影響等発生時において、外部電源喪失およびディーゼル発電機が機能喪失し、かつタービン補助給水ポンプが機能喪失した場合は、蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)を使用し、蒸気発生器 2 次側による 1 次冷却系の冷却を行う。</p> <p>(a) 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)の準備作業          各課(室)長は、電源車を降下火砕物の影響を受けることのない 3 号炉および 4 号炉原子炉周辺建屋内へ移動し、準備作業を行う。          (中略)</p> <p>i. 通信連絡設備に関する対策          火山影響等発生時における通信連絡について、降下火砕物の影響を受けられない有線系の設備を複数手段確保することにより機能を確保する。ディーゼル発電機の機能が喪失した場合においては、3 号炉および 4 号炉原子炉周辺建屋内に配置した電源車から給電する。          (a) 電源車の準備作業          各課(室)長は、電源車を降下火砕物の影響を受けることのない 3 号炉および 4 号炉原子炉周辺建屋内へ移動し準備作業を行う。          (中略)</p> <p>j. 電源車の燃料確保に関する対策          火山影響等発生時において、電源車の燃料を軽油ドラム缶により確保する。          (a) 軽油ドラム缶の建屋近傍への移動          各課(室)長は、軽油ドラム缶を 3 号炉および 4 号炉原子炉周辺建屋近傍へ移動する。</p>	<p>記載すべき内容</p> <p>添付 2 3 火山影響等、降雪、地滑り発生時          (中略)</p> <p>3. 4 手順書の整備          (1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、火山影響等、降雪および地滑り発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うための必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。(中略)</p> <p>g. 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)を用いた炉心の著しい損傷を防止するための対策          火山影響等発生時において、外部電源喪失およびディーゼル発電機が機能喪失し、かつタービン補助給水ポンプが機能喪失した場合は、蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)を使用し、蒸気発生器 2 次側による 1 次冷却系の冷却を行う。</p> <p>(a) 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)の準備作業          各課(室)長は、電源車を降下火砕物の影響を受けることのない 3 号炉および 4 号炉原子炉周辺建屋内へ移動し、準備作業を行う。          (中略)</p> <p>i. 通信連絡設備に関する対策          火山影響等発生時における通信連絡について、降下火砕物の影響を受けられない有線系の設備を複数手段確保することにより機能を確保する。ディーゼル発電機の機能が喪失した場合においては、3 号炉および 4 号炉原子炉周辺建屋内に配置した電源車から給電する。          (a) 電源車の準備作業          各課(室)長は、電源車を降下火砕物の影響を受けることのない 3 号炉および 4 号炉原子炉周辺建屋内へ移動し準備作業を行う。          (中略)</p> <p>j. 電源車の燃料確保に関する対策          火山影響等発生時において、電源車の燃料を軽油ドラム缶により確保する。          (a) 軽油ドラム缶の建屋近傍への移動          各課(室)長は、軽油ドラム缶を 3 号炉および 4 号炉原子炉周辺建屋近傍へ移動する。</p>	<p>記載の考え方</p> <p>【既存・変更あり】          ・炉規則 8 3 条の対応として、保安規定の添付 2 「3 火山影響等、降雪および地滑り発生時」に定めている蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)の準備作業、通信連絡設備に関する対策、および電源車の燃料確保に関する対策について、「電源車」および「軽油ドラム缶」の配置場所をタービン建屋としていないが、上流文書において火山灰が影響を与えるの評価し、火山灰降灰層厚増加を考慮しても許容層厚に裕度のある建屋に変更する。          (別紙 1 大飯発電所一般防災業務所連参照)</p>	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要          【既存・変更あり】          ・運転管理通達(2 次文書)に紐づく 3 次文書において、「電源車」および「電源車への燃料運搬車」の配置場所をタービン建屋としていないが、上流文書において火山灰が影響を与えるの評価し、火山灰降灰層厚増加を考慮しても許容層厚に裕度のある建屋としていない原屋に変更する。          (別紙 1 大飯発電所一般防災業務所連参照)</p>

別添 1 ( 2 ) : 「基本設計方針他に記載された運用事項の整理」( 大飯 4 号機 )

様式 条文	施設 区分	基本設計方針	説明資料	原子炉施設保安規定	社内規定文書	
基本設計方針	記載すべき内容				記載の考え方	記載内容の概要
-	-	基本設計方針	<p>資料 2 - 2 - 3 降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針</p> <p>(中略)</p> <p>4. 要求機能及び性能目標          火山現象の発生に伴い、防護対象施設の安全機能を損なうおそれがないよう、また重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、ないよう火山防護設計を行う施設を「3. 施設分類」において、構造物への荷重を考慮する施設に分類している。これらを踏まえ、要求機能を整理するとともに、機能設計上の性能目標と構造強度設計上の性能目標を設定する。</p> <p>4.1 構造物への荷重を考慮する施設          防護対象施設と降下火砕物より防護すべき施設を内包する施設である建屋に施設分類し、各々の要求機能及び性能目標を設定する。          防護対象施設          ・海水ポンプ          建屋          ・原子炉格納容器、<u>原子炉周辺建屋</u>、制御建屋、廃棄物処理建屋、緊急時対策所建屋</p>	<p>添付 2 3 火山影響等、降雪、地震り発生時          (中略)</p> <p>3. 4 手順書の整備          (1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、火山影響等、降雪および地滑り発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うための必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。(中略)</p> <p>g. 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)を用いた炉心の著しい損傷を防止するための対策          火山影響等発生時において、外部電源喪失およびディーゼル発電機が機能喪失し、かつタービン補助給水ポンプが機能喪失した場合、蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)を使用し、蒸気発生器 2 次側による 1 次冷却系の冷却を行う。          (a) 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)の準備作業          各課(室)長は、電源車を降下火砕物の影響を受けることのない 3 号炉および 4 号炉原子炉周辺建屋内へ移動し、準備作業を行う。          (中略)</p> <p>i. 通信連絡設備に関する対策          火山影響等発生時における通信連絡について、降下火砕物の影響を受けられない有線系の設備を複数確保することにより機能を確保する。ディーゼル発電機の機能が喪失した場合においては、3 号炉および 4 号炉原子炉周辺建屋内に配置した電源車から給電する。          (a) 電源車の準備作業          各課(室)長は、電源車を降下火砕物の影響を受けることのない 3 号炉および 4 号炉原子炉周辺建屋内へ移動し準備作業を行う。          (中略)</p> <p>j. 電源車の燃料確保に関する対策          火山影響等発生時において、電源車の燃料を軽油ドラム缶により確保する。          (a) 軽油ドラム缶の建屋近傍への移動          各課(室)長は、軽油ドラム缶を 3 号炉および 4 号炉原子炉周辺建屋近傍へ移動する。</p>	<p>記載の考え方          【既存・変更あり】          ・炉規則 8 3 条の対応として、保安規定の添付 2 「3 火山影響等、降雪および地滑り発生時」に定めている蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)の準備作業、通信連絡設備に関する対策、および電源車の燃料確保に関する対策について、「電源車」および「軽油ドラム缶」の配置場所をタービン建屋としているが、上流文書において火山灰が影響を与えている原屋として評価し、火山灰降灰層増加を考慮しても許容層厚に裕度のある建屋として評価している原屋に変更する。          (別紙 1 大飯発電所一般防災業務所連参照)</p>	<p>社内規定文書          【既存・変更あり】          ・運転管理通達(2 次文書)に紐づく 3 次文書において、「電源車」および「電源車への燃料運搬車」の配置場所をタービン建屋としていて、上流文書において火山灰が影響を与える評価し、火山灰降灰層増加を考慮しても許容層厚に裕度のある建屋として評価し、火山灰降灰層増加を考慮しても許容層厚に裕度のある建屋として評価している原屋に変更する。          (別紙 1 大飯発電所一般防災業務所連参照)</p>

別添2(1):「保安規定及び社内標準の変更を伴わない運用要求」(大飯3号機)

基本設計方針		説明資料		原子炉施設保安規定		社内規定文書	
様式 条文	施設 区分	基本設計方針	説明書記載	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定 文書	記載内容の概要
第7条	原子炉系 冷却施設 統 (蒸気ヒ タンを除 く。)	b. 火山 防護対象施設は、発電所の運用期間中 において安全性に影響を及ぼし得る火山 事象として設置(変更)許可を受けた降下 火砕物の特性を設定し、その降下火砕物 が発生した場合においても、防護対象施設 が安全機能を損なうおそれがない設計 とする。 なお、 <u>定期的に新和泉の確認を行い、新 和泉が得られた場合に評価する運用とす る。</u>	-	添付2 3 火山影響等、降雪、地 滑り発生時 (中略) 3. 7 その他関連する活動 (1) 原子炉安全・技術部門統括(原 子炉安全・技術)は、以下の活動 を実施することを社内標準に定め る。 a. 新たな和泉の収集、反映 原子炉安全・技術部門統括(原 子炉安全・技術)は、定期的に新 和泉の確認を行い、新たな和泉 が見得られた場合の火山事象の評 価を行い、必要な事項を適切に反 映する。	【既存・変更なし】 ・上流文書に記載された 確認を行い、新和泉が得 られた場合に評価する こと」については、保安 規定に記載すべき事項 として黒字下線の運用 を定めており、火山灰層 の増加によって従前 の記載で必要事項を満 足しており、上流文書に おける運用要求を満足 していることから、変更 を要しない。また、記載 内容としては、以降の項 目も含め、保安規定変更 に係る基本方針に基づ き行為者および行為内 容を定めており、詳細運 用については社内規定 文書に定めている。	・運転管 理通達	【既存・変更なし】 ・運転管理通達(2次文 書)に紐づく3次文書 において、火山事象の 精が確認された場合に 外設置として、建屋、屋 外設備(屋外SA設備、 特種施設含む)、アクセ スルート等の状況確認 を行うとともに、資機 材等を用いて30日を 目処に速やかに除灰す ることがあれば除灰時 に実施すること等を記 載しており、上流文書 における運用要求を満 足していることから、 変更を要しない。 (別紙3 大飯発電所 参 照)
第54条	原子炉系 冷却施設 統 (蒸気ヒ タンを除 く。)	イ. 直接的影響に対する設計方針 (イ) 構造物への荷重 防護対象施設及び防護対象施設に影響 を及ぼす可能性のあるクラス3(発電用 軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分 類)に属する施設(以下「クラス3に属す る施設」という。)のうち、屋外に設置し ており、防護対象施設を内包 し降下火砕物からその施設を防護する建 屋で、降下火砕物が堆積しやすい屋根構 造を有することにより、短期的な荷重に 対して安全機能を損なうおそれがないよ う許容荷重が降下火砕物、風(台風)及び 積雪による組合せを考慮した荷重に対し て安全裕度を有する設計とする。 なお、 <u>荷重により構造健全性を失わな いよう、降灰時には当該施設に堆積する 降下火砕物を除去することを保安規定に 定める。</u> 屋内の重大事故等対処設備について は、環境条件を考慮して降下火砕物によ る短期的な荷重により機能を損なわな いよう、降下火砕物による組合せを考慮 した荷重に対し安全裕度を有する建屋内 に設置する設計とする。 屋外の重大事故等対処設備について は、環境条件を考慮して降下火砕物によ る荷重により機能を損なわないうように、 直ちに影響は無いものの降下火砕物を除 去することにより、重大事故等対処設備 の重大事故等に対処するために必要な機 能が損なわれるおそれがない設計とす る。 なお、 <u>必要な機能が損なわれるおそれ</u>	別添1-1-1 火山への配慮が必要な施設の強度 計算の方針 3.1 構造強度の設計方針 (1) 防護対象施設 a. 海水ポンプ (中略) 30日を目処に速やかに降下火砕物の除去 を行うこと、また降灰時には除雪も併せて実 施することを保安規定に定め、降下火砕物 及び積雪による組合せ荷重を短期荷重とす る。 (2) 建屋 (中略) 30日を目処に速やかに降下火砕物の除去 を行うこと、また降灰時には除雪も併せて実 施すること等を保安規定に定め、降下火砕物 及び積雪による組合せ荷重を短期荷重とす る。 (2) 建屋 (中略) 30日を目処に速やかに降下火砕物の除去 を行うこと、また降灰時には除雪も併せて実 施すること等を保安規定に定め、降下火砕物 及び積雪による組合せ荷重を短期荷重とす る。 (2) 建屋 (中略)	添付2 3 火山影響等、降雪、地 滑り発生時 (中略) 3. 4 手摺の整備 (1) 各課(室)長(当直課長を除 く。)は、火山影響等、降雪およ び地滑り発生時に活動する原子炉施 設の保全のための活動を行うため に必要な体制の整備として、以下 の活動を実施することを社内標準 に定める。(中略) b. 降下火砕物および積雪の除去作 業 (a) 各課(室)長は、降灰が確認さ れた場合は、施設の機能に影響が 及ばないよう、換気空調設備のフ ィルタおよびデイジーゼル発電機消 音器のフィルタの清掃や取替え、 水循環系のストレーナー洗浄作業、 開閉所設備の掃帚洗浄作業を実施 する。 (b) 各課(室)長は、降下火砕物の 堆積が確認された場合は、降下火 砕物より防護すべき屋外の施設、 ならびに降下火砕物より防護すべ き施設を内包する建屋について、 長期的な堆積により施設に悪影響 を及ぼさないよう降下火砕物を除 去する。 また、上記以外の重大事故等対 処設備に対する降下火砕物および 積雪の除去作業については、降灰 および積雪の状況を踏まえ、設備 に悪影響を及ぼさないよう実施す	【既存・変更なし】 ・上流文書に記載され ている「荷重により構造 健全性を失わないよう、降 灰時には当該施設に堆積す る降下火砕物を除去す ること」および「必要 な機能が損なわないう おそれがないよう、降灰 時には屋外の重大事故 等対処設備に堆積する 降下火砕物を除去する こと」については、保安 規定に記載すべき事項 として黒字下線の運用 を定めており、火山灰層 の増加によって従前 の記載で必要事項を満 足しており、上流文書に おける運用要求を満足 していることから、変更 を要しない。	・運転管 理通達	【既存・変更なし】 ・運転管理通達(2次文 書)に紐づく3次文書 において、火山灰の堆 積が確認された場合に 外設置として、建屋、屋 外設備(屋外SA設備、 特種施設含む)、アクセ スルート等の状況確認 を行うとともに、資機 材等を用いて30日を 目処に速やかに除灰す ることがあれば除灰時 に実施すること等を記 載しており、上流文書 における運用要求を満 足していることから、 変更を要しない。 (別紙3 大飯発電所 参 照)

別添2(1):「保安規定及び社内標準の変更を伴わない運用要求」(大飯3号機)

様式 条文	基本設計方針			説明書記載 /記載ページ	原子炉施設保安規定		社内規定文書
	施設 区分	基本設計方針	説明書番号 /記載ページ		記載すべき内容	記載の考え方	
第7条	原子炉系 冷却系 統(蒸気ヒ ーターピ ンを除 く。)	基本設計方針 が「ないよう、降灰時には屋外の重大事故 等対処設備に堆積する降下火砕物を除去 すること」を保安規定に定める。 ・水循環系の閉塞 防護対象施設及び防護対象施設に影響 を及ぼす可能性のあるクラス3に属する 施設のうち、屋外に開口しており降下火 砕物を含む海水の流路となる施設につい て、降下火砕物の流路より大きな流水部 を設けることにより、水循環系の閉塞部 が閉塞しない設計とする。 なお、降下火砕物により水循環系が閉 塞しないよう、降灰時には点検を行い、状 況に応じてストレーナを洗浄することを 保安規定に定める。	-	添付2 3 火山影響等、降雪、地 滑り発生時 (中略) 3. 4 手順書の整備 (1) 各課(室)長(当直課長を除 く。)は、火山影響等、降雪およ び地滑り発生時における原子炉施 設の保全のための活動を行うため に必要な体制の整備として、以下 の活動を実施することを社内標準 に定める。 (中略) b. 降下火砕物および積雪の除去作 業 (a) 各課(室)長は、降灰が確認さ れた場合は、施設の機能に影響が 及ばないよう、換気空調設備のフ ィルタおよびデイズル発電機消 音器のフィルタの清掃や取替え、 水循環系のストレーナ洗浄作業、 開閉所設備の障子洗浄作業を要し ます。 (中略) 1. 降灰および地滑り時の原子炉施 設への影響確認 各課(室)長は、降灰および地 滑りが確認された場合は、原子炉 施設への影響を確認するため、降 下火砕物の影響を認識すべき施設また は重要安全施設を内包する原子炉 補助建屋について点検を行うこと も、その結果を所長および原子 炉主任技術者に報告する。	【既存・変更なし】 ・上流文書に記載されて いる「降下火砕物により 水循環系が閉塞しない よう、降灰時には点検を 行い、状況に応じてスト レーナを洗浄すること」 については、保安規定に 記載すべき事項として 黒字下線の運用を定め ており、火山灰層厚増加 によって従前の記載 で必要事項を満足して おり、上流文書における 運用要求を満足してい ない。	・運転管 理通達	【既存・変更なし】 ・運転管理通達(2次文 書)に紐づく3次文書 において、火山灰の降 灰が確認された場合の 処置として、降灰時の 点検、水循環系のスト レーナ洗浄の実施を記 載しており、上流文書 における運用要求を満 足していることから、 変更を要しない。 (別紙3 大飯発電所 参 照)
第7条	原子炉系 冷却系 統(蒸気ヒ ーターピ ンを除 く。)	換気系、電気系及び計装制御系に対する 機械的影響(閉塞) 防護対象施設、防護対象施設に影響を 及ぼす可能性のあるクラス3に属する施 設及びその他の施設のうち、屋外に開口 しており降下火砕物を含む空気の流路と なる換気空調系(外気取入口)について は、開口部を下向き構造とすること、又 はフィルタを設置することにより降下火 砕物が侵入しにくい構造とし、降下火砕 物により閉塞しない設計とする。 換気空調系以外の降下火砕物を含む空 気の流路となる施設についても、降下火 砕物が侵入しにくい構造、又は降下火砕 物が侵入した場合でも、降下火砕物によ り流路が閉塞しない設計とする。 なお、降下火砕物により閉塞しないよ う、降灰時には点検を行い、状況に応じて 換気空調系のフィルタの清掃や取替えの 実施について保安規定に定める。	-	添付2 3 火山影響等、降雪、地 滑り発生時 (中略) 3. 4 手順書の整備 (1) 各課(室)長(当直課長を除 く。)は、火山影響等、降雪およ び地滑り発生時における原子炉施 設の保全のための活動を行うため に必要な体制の整備として、以下 の活動を実施することを社内標準 に定める。 a. 降下火砕物の侵入防止 当直課長は、外気取入口に設置 している平型フィルタの差圧確 認、外気取入口の閉止、換気 空調設備の停止、中央制御室およ び安全補機閉閉閉閉閉閉閉閉閉閉閉 の侵入防止を実施する。 b. 降下火砕物および積雪の除去作 業 (a) 各課(室)長は、降灰が確認さ れた場合は、施設の機能に影響が	【既存・変更なし】 ・上流文書に記載されて いる「降下火砕物により 閉塞しないよう、降灰時 には点検を行い、状況に 応じて換気空調系のフ ィルタの清掃や取替え の実施」については、保 安規定に記載すべき事 項として黒字下線の 運用を定めており、火山 灰層厚増加によっても 従前の記載で必要事項 を満足しており、上流文 書における運用要求を 満足していることから、 変更を要しない。	・運転管 理通達	【既存・変更なし】 ・運転管理通達(2次文 書)に紐づく3次文書 において、火山灰の降 灰が確認された場合の 処置として、設備の詳 細点検ならびに施設の 機能に影響が及ばない よう必要な補修(フイ ルタの清掃や取替え) を実施することを記載 しており、上流文書に おける運用要求を満足 していることから、変 更を要しない。 (別紙3 大飯発電所 参 照)

別添2(1):「保安規定及び社内標準の変更を伴わない運用要求」(大飯3号機)

様式 条文	施設 区分	基本設計方針		説明書記載 /記載ページ	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		基本設計方針	説明書記載		記載すべき内容	記載の考え方		該当規定 文書
第7条	原子炉 冷却系設 施 (蒸気ター ビンを除 く。)	(八) 腐食 1. 水循環系、換気系、電気系及び計装制御 系に対する機械的影響(腐食) 防護対象施設及び防護対象施設に影響 を及ぼす可能性のあるクラス3に属する 施設のうち、屋外に開口しており降下火 砕物を含む海水の流路となる施設、並び に屋外に開口又は屋内の空気を機器内に 取り込む機構を有し、かつ摺動部を有す る換気系、電気系及び計装制御系の施設 については、降下火砕物に対し機能を損 なうおそれがないよう、降下火砕物が墜 入しにくい構造とすること又は磨耗しに くい材料を使用することにより、磨耗し にくい設計とする。 なお、磨耗が進展しないよう、降灰時に は水循環系、換気空調系のフィルタの点 検を行ない、状況に応じて清掃、取替え 並びに閉回路循環運転等の実施について 保安規定に定める。	-	-	及ばないよう、換気空調設備のフ ィルタおよびデイジーセル発電機消 音器のフィルタの清掃や取替え、 水循環系のストレーナ洗浄作業、 閉回路設備の碍子洗浄作業を実施 する。 (中略) 1. 降灰および地滑り時の原子炉施 設への影響確認 各課(室)長は、降灰および地 滑りが確認された場合は、原子炉 施設への影響を確認するため、降 下火砕物より防護すべき施設また は重要安全施設を内包する原子炉 補助建屋について点検を行うこと も、その結果を所長および原子 炉主任技術者に報告する。 添付2 3 火山影響等、降雪、地 滑り発生時 (中略) 3. 4 手順書の整備 (1) 各課(室)長(当直課長を除 く。)は、火山影響等、降雪およ び地滑り発生時における原子炉施 設の保全のための活動を行うため に必要な体制の整備として、以下 の活動を実施することを社内標準 に定める。 a. 降下火砕物の侵入防止 当直課長は、外気取入口に設置 している平型フィルタの差圧確 認、外気取入口ダンパの閉止、換気 空調設備の停止、中央制御室およ び安全補機閉路室の閉回路循環 運転による建屋内への降下火砕物 の侵入防止を実施する。 b. 降下火砕物および積雪の除去作 業 (a) 各課(室)長は、降灰が確認さ れた場合は、施設の機能に影響が 及ばないよう、換気空調設備のフ ィルタおよびデイジーセル発電機消 音器のフィルタの清掃や取替え、 水循環系のストレーナ洗浄作業、 閉回路設備の碍子洗浄作業を実施 する。 (中略) 1. 降灰および地滑り時の原子炉施 設への影響確認 各課(室)長は、降灰および地 滑りが確認された場合は、原子炉 施設への影響を確認するため、降 下火砕物より防護すべき施設また は重要安全施設を内包する原子炉 補助建屋について点検を行うこと も、その結果を所長および原子 炉主任技術者に報告する。 添付2 3 火山影響等、降雪、地 滑り発生時	【既存・変更なし】 ・上流文書に記載されて いる「磨耗が進展しない よう、降灰時には水循環 系、換気空調系のフィル タの点検を行ない、状況 に応じて清掃、取替え、 並びに閉回路循環運転 等の実施」については、 保安規定に記載すべき 事項として黒字下線の 運用を定めており、火山 灰層厚増加によっても 従前の記載で必要事項 を満足しており、上流文 書における運用要求を 満足していることから、 変更を要しない。	・運転管理 ・運転管理 ・運転管理	【既存・変更なし】 ・運転管理 ・運転管理 ・運転管理 (別紙3 大飯発電所 一般防災業務所連 参 照)
第7条 第54条	原子炉 冷却系	(二) 腐食 ・構造物の化学的影響(腐食)	-	-	及ばないよう、換気空調設備のフ ィルタおよびデイジーセル発電機消 音器のフィルタの清掃や取替え、 水循環系のストレーナ洗浄作業、 閉回路設備の碍子洗浄作業を実施 する。 (中略) 1. 降灰および地滑り時の原子炉施 設への影響確認 各課(室)長は、降灰および地 滑りが確認された場合は、原子炉 施設への影響を確認するため、降 下火砕物より防護すべき施設また は重要安全施設を内包する原子炉 補助建屋について点検を行うこと も、その結果を所長および原子 炉主任技術者に報告する。 添付2 3 火山影響等、降雪、地 滑り発生時	【既存・変更なし】 ・上流文書に記載されて	・運転管理 ・運転管理	【既存・変更なし】 ・運転管理 ・運転管理

別添2(1):「保安規定及び社内標準の変更を伴わない運用要求」(大飯3号機)

基本設計方針		説明書記載		原子炉施設保安規定		社内規定文書	
様式 条文	施設 区分	基本設計方針	説明書番号 /記載ページ	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定 文書	記載内容の概要
第7条	原子炉 冷却系 統施設 (蒸気 タンク を除く。)	<p>防護対象施設及び防護対象施設に影響を及ぼす可能性のあるクラス3に属する施設のうち、屋外に設置している施設並びに防護対象施設を内包し降下火砕物からその施設を防護する建屋については、耐食性のある塗装を実施することにより、降下火砕物により短期的に腐食が発生しない設計とする。</p> <p>なお、<u>長期的な腐食の影響が生じないよう、降灰時には日常保守管理における点検並びに状況に応じた塗装の実施について保安規定に定める。</u></p> <p>屋内の重大事故等対処設備については、降下火砕物による腐食による影響により機能を得ないよう、耐食性のある塗装を実施した建屋内に設置する設計とする。</p> <p>屋外の重大事故等対処設備について、降下火砕物を除去することにより、降下火砕物による腐食に対する重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>なお、<u>長期的な腐食の影響が生じないよう、降灰時には屋外の重大事故等対処設備に堆積する降下火砕物を除去することを保安規定に定める。</u></p>	-	<p>(中略)</p> <p>3. 4 手順書の整備 (1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、火山影響等、降雪および地滑り発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うため、以下に必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。(中略)</p> <p>b. 降下火砕物および積雪の除去作業 (b) 各課(室)長は、降下火砕物の堆積が確認された場合は、降下火砕物より防護すべき屋外の施設、ならびに降下火砕物より防護すべき施設を内包する建屋について、長期的な堆積により施設に影響を及ぼさないよう降下火砕物を除去する。</p> <p>また、上記以外の重大事故等対処設備に対する降下火砕物および積雪の除去作業については、降灰および降雪の状況を踏まえ、設備に悪影響を及ぼさないよう実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>m. 施設管理、点検 各課(室)長は、火山現象より防護すべき施設の要求機能を維持するため、降灰後における降下火砕物による静的荷重、腐食、磨耗等の影響について、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p>	<p>いる「長期的な腐食の影響が生じないよう、降灰時には日常保守管理における点検並びに状況に応じた塗装の実施」および「長期的な腐食の影響が生じないよう、降灰時には屋外の重大事故等対処設備に堆積する降下火砕物を除去すること」について、保安規定として、保安規定を定めておき、降灰時の運用を厚追加によっても従前の記載で必要事項を満足しており、上流文書に記していることから、変更を要しない。</p>		<p>書)に紐づく3次文書において、日常保守管理における点検を行い、設備等が正常な状態から外れ、または外れる兆候が認められる場合、適切に正常な状態に回復させることを記載しており、上流文書に記していることから、変更を要しない。</p> <p>また、火山灰の堆積が確認された場合の処置として、建屋、屋外設備(屋外SA設備、特重施設含む)アークレスルト等々の状況確認を行うとともに、資機材等を用いて30日を自見に速やかに除去すること、降灰時に積雪があれは除雪も合わせて実施すること等を記載しており、上流文書に記していることから、変更を要しない。</p> <p>(別紙3 大飯発電所 一般防災業務所達および別紙4 大飯発電所 係業務所則 参照)</p>
第7条	原子炉 冷却系 統施設 (蒸気 タンク を除く。)	<p>水循環系の化学的影響(腐食) 防護対象施設及び防護対象施設に影響を及ぼす可能性のあるクラス3に属する施設のうち、屋外に開口しており降下火砕物を含む海水の流路となる施設については、耐食性のある材料の使用や塗装を実施することにより、降下火砕物により短期的に腐食が発生しない設計とする。</p> <p>なお、<u>長期的な腐食の影響が生じないよう、降灰時には日常保守管理における点検並びに状況に応じた塗装の実施について保安規定に定める。</u></p>	-	<p>(中略)</p> <p>3. 4 手順書の整備 (1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、火山影響等、降雪および地滑り発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うため、以下に必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。(中略)</p> <p>m. 施設管理、点検 各課(室)長は、火山現象より防護すべき施設の要求機能を維持するため、降灰後における降下火砕物による静的荷重、腐食、磨耗等の影響について、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p>	<p>【既存・変更なし】 ・上流文書に記載されている「長期的な腐食の影響が生じないよう、降灰時には日常保守管理における点検並びに状況に応じた塗装の実施」に記すべき事項として黒字下線の運用を定めており、火山灰層厚増加によっても従前の記載で必要事項を満足しており、上流文書に記していることから、変更を要しない。</p>	<p>・運転管理 ・運転管理通達</p>	<p>【既存・変更なし】 ・運転管理通達(2次文書)に紐づく3次文書において、日常保守管理における点検を行い、設備等が正常な状態から外れ、または外れる兆候が認められる場合、適切に正常な状態に回復させることを記載しており、上流文書に記していることから、変更を要しない。</p> <p>(別紙4 大飯発電所 係業務所則 参照)</p>
第7条	原子炉 冷却系	<p>換気系、電気系及び計装制御系に対する化学的影響(腐食)</p>	-	<p>添付2 3 火山影響等、降雪、地滑り発生時 (中略)</p> <p>3. 4 手順書の整備 (1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、火山影響等、降雪および地滑り発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うため、以下に必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。(中略)</p> <p>m. 施設管理、点検 各課(室)長は、火山現象より防護すべき施設の要求機能を維持するため、降灰後における降下火砕物による静的荷重、腐食、磨耗等の影響について、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p>	<p>【既存・変更なし】 ・上流文書に記載されている「長期的な腐食の影響が生じないよう、降灰時には日常保守管理における点検並びに状況に応じた塗装の実施」に記すべき事項として黒字下線の運用を定めており、火山灰層厚増加によっても従前の記載で必要事項を満足しており、上流文書に記していることから、変更を要しない。</p>	<p>・運転管理 ・運転管理通達</p>	<p>【既存・変更なし】 ・運転管理通達(2次文書)に紐づく3次文書において、日常保守管理における点検を行い、設備等が正常な状態から外れ、または外れる兆候が認められる場合、適切に正常な状態に回復させることを記載しており、上流文書に記していることから、変更を要しない。</p> <p>(別紙4 大飯発電所 係業務所則 参照)</p>

別添2(1):「保安規定及び社内標準の変更を伴わない運用要求」(大飯3号機)

基本設計方針		説明資料		原子炉施設保安規定		社内規定文書	
様式 条文	施設 区分	基本設計方針	説明書記載 /記載ページ	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定 文書	記載内容の概要
第7条	原子炉 冷却系 統施設 (蒸気ピ ターンを 除く。)	防護対象施設及び防護対象施設に影響を及ぼす可能性のあるクラス3に属する施設のうち、屋外に開口しており降下火砕物を含む空気の流れとなる施設については、耐食性のある塗装を実施することにより、降下火砕物により短期的に腐食が発生しない設計とする。 なお、 <u>長期的な腐食の影響が生じないよう、降灰時には日常保守管理における点検並びに状況に応じた塗装の実施について保安規定に定める。</u>	-	3. 4 手順書の整備 (中略) (1) 各課(室)長(当直課長を除く)は、火山影響等、降雪および地滑り発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うため、必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。 m. 施設管理、点検 各課(室)長は、火山現象より防護すべき施設の要求機能を維持するため、降灰時における降下火砕物による静的荷重、腐食、腐耗等の影響について、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。	【既存・変更なし】 ・上流文書に記載されている「外気を遮断し降下火砕物の侵入による中央制御室の汚染を防止するため、降灰時には閉回路循環運転の実施」については、保安規定に記載すべき事項として黒字下線の運用を定めておられ、火山灰厚増加によっても従前の記載で必要事項を満足しており、上流文書における運用要求を満足していることから、変更を要しない。	・運転管理通達(2次文書)に紐づく3次文書において、日常保守管理における点検並びに、設備等が正常な状態から外れ、または外れから戻ることが認められる場合、適切に正常な状態に回復させることを記載しており、上流文書における運用要求を満足していることから、変更を要しない。 (別紙4、大飯発電所 保守業務所則 参照)	
第7条	原子炉 冷却系 統施設 (蒸気ピ ターンを 除く。)	(ホ) 発電所周辺の大気汚染 防護対象施設、防護対象施設に影響を及ぼす可能性のあるクラス3に属する施設のうち、中央制御室換気空調系については、フィルタを設置することにより、降下火砕物が中央制御室に侵入しにくい設計とする。 なお、 <u>外気を遮断し降下火砕物の侵入による中央制御室の大気汚染を防止するため、降灰時には閉回路循環運転の実施について保安規定に定める。</u>	-	添付2 3 火山影響等、降雪、地滑り発生時 (中略) 3. 4 手順書の整備 (1) 各課(室)長(当直課長を除く)は、火山影響等、降雪および地滑り発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うため、必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。 a. 降下火砕物の侵入防止 当直課長は、外気取入口に設置している平型フィルタの差圧確認、外気取入タンパの閉止、換気空調設備の停止、中央制御室および安全補機閉閉器室の閉回路循環運転による建屋内への降下火砕物の侵入防止を実施する。	【既存・変更なし】 ・上流文書に記載されている「外気を遮断し降下火砕物の侵入による中央制御室の汚染を防止するため、降灰時には閉回路循環運転の実施」については、保安規定に記載すべき事項として黒字下線の運用を定めておられ、火山灰厚増加によっても従前の記載で必要事項を満足しており、上流文書における運用要求を満足していることから、変更を要しない。	・運転管理通達 ・運転管理通達(2次文書)に紐づく3次文書において、火山灰の降灰が確認された場合の処置として、外気取入タンパの閉止、換気空調設備の停止または閉回路循環運転を実施することを記載しており、上流文書における運用要求を満足していることから、変更を要しない。 (別紙3 大飯発電所 一般防災業務所則 参照)	
第7条	原子炉 冷却系 統施設 (蒸気ピ ターンを 除く。)	(ハ) 絶縁低下 防護対象施設、防護対象施設に影響を及ぼす可能性のあるクラス3に属する施設及びその他の施設のうち、空気を取り込む機構を有する計装盤については、設置場所の換気空調系にフィルタを設置することにより、降下火砕物が侵入しにくい設計とする。 なお、 <u>外気を遮断し降下火砕物による計装盤の絶縁低下を防止するため、降灰時には外気取入タンパの閉止及び閉回路循環運転の実施について保安規定に定める。</u>	-	添付2 3 火山影響等、降雪、地滑り発生時 (中略) 3. 4 手順書の整備 (1) 各課(室)長(当直課長を除く)は、火山影響等、降雪および地滑り発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うため、必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。 a. 降下火砕物の侵入防止 当直課長は、外気取入口に設置している平型フィルタの差圧確認、外気取入タンパの閉止、換気空調設備の停止、中央制御室および安全補機閉閉器室の閉回路循環運転による建屋内への降下火砕物の侵入防止を実施する。	【既存・変更なし】 ・上流文書に記載されている「外気を遮断し降下火砕物の侵入による計装盤の絶縁低下を防止するため、降灰時には外気取入タンパの閉止及び閉回路循環運転の実施」については、保安規定に記載すべき事項として黒字下線の運用を定めておられ、火山灰厚増加によっても従前の記載で必要事項を満足しており、上流文書における運用要求を満足していることから、変更を要しない。	・運転管理通達 ・運転管理通達(2次文書)に紐づく3次文書において、火山灰の降灰が確認された場合の処置として、外気取入タンパの閉止、換気空調設備の停止または閉回路循環運転を実施することを記載しており、上流文書における運用要求を満足していることから、変更を要しない。 (別紙3 大飯発電所 一般防災業務所則 参照)	
第7条	原子炉 冷却系	間接的影響に対する設計方針 降下火砕物による間接的影響である7	-	添付3 重大事故等および大規模損壊対応に係るの実施基準	【既存・変更なし】 ・上流文書に記載されている「外気を遮断し降下火砕物の侵入による中央制御室の汚染を防止するため、降灰時には閉回路循環運転の実施」については、保安規定に記載すべき事項として黒字下線の運用を定めておられ、火山灰厚増加によっても従前の記載で必要事項を満足しており、上流文書における運用要求を満足していることから、変更を要しない。	・運転管理通達 ・運転管理通達(2次文書)に紐づく3次文書において、火山灰の降灰が確認された場合の処置として、外気取入タンパの閉止、換気空調設備の停止または閉回路循環運転を実施することを記載しており、上流文書における運用要求を満足していることから、変更を要しない。 (別紙3 大飯発電所 一般防災業務所則 参照)	



別添2(1):「保安規定及び社内標準の変更を伴わない運用要求」(大飯3号機)

基本設計方針		説明資料		原子炉施設保安規定		社内規定文書	
様式 条文	施設 区分	基本設計方針	説明書記載 /記載ページ	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定 文書	記載内容の概要
	統施設 (蒸気ピ タンを除 く。)	日間の外部電源喪失、発電所外での交通の途絶によるアクセス制限事象に対し、原子炉及び使用済燃料ピットの安全性を維持するために必要となる電源の供給が燃料油貯蔵タンク及び重油タンクからディーゼル発電機への燃料供給(タンクローリーによる重油タンクから燃料油貯蔵タンクへの燃料供給を含む。)により継続でき、非常用電源施設から受電できる設計とする。 なお、タンクローリーによる重油タンクから燃料油貯蔵タンクへの燃料供給に用いるアクセスルートについて、降下火砕物の堆積状況に応じて除去することを保安規定に定める。		1. (中略) 2. アクセスルートの確保、復旧作業および支保に係る事項 (1) アクセスルートの確保 (中略) イ 屋外アクセスルートの確保 安全・防災室長は、屋外のアクセスルートの確保に当たって、以下の運用管理を実施することを社内標準に定める。 (ウ) アクセスルート上の台風および竜巻による飛来物、積雪、降灰については、ブルドーズによる撤去を行う。積雪を上回る積雪、降灰が発生した場合は、除雪、除灰の頻度を増加させることにより対応し、車両については、オートレスターズンタイヤまたはスタッドレスタイヤを配備する。	「タンクローリーによる重油タンクから燃料油貯蔵タンクへの燃料供給に用いるアクセスルートについて、降下火砕物の堆積状況に応じて除去すること」について、保安規定に記載すべき事項として黒字下線の運用を定めており、火山灰層厚増加によっても従前の記載で必要事項を満足しており、上流文書における運用要求を満足していることから、変更を要しない。		【既存・変更なし】 ・運転管理通達(2次文書)に紐づく3次文書において、火山灰の堆積が確認された場合の措置として、ブルドーズによる構内除灰(アクセスルート、タンクローリー輸送・退避ルート、竜巻回避難ルート・退避場所)を実施することと記載しており、上流文書における運用要求を満足していることから、変更を要しない。 (別紙3 大飯発電所 一般防災業務所達 参照)
第54 条	原子炉系 冷却施設 (蒸気ピ タンを除 く。)	積雪及び火山の影響については、必要により除雪及び除灰等の措置を講じる。この運用について、保安規定に定める。		(中略) 3. 4 手順書の整備 (1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、火山影響等、降雪および地滑り発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。(中略) b. 降下火砕物および積雪の除去作業 (中略) (b) 各課(室)長は、降下火砕物の堆積が確認された場合は、降下火砕物より防護すべき屋外の施設、ならびに降下火砕物より防護すべき施設を内包する建屋について、長期的な堆積により施設に悪影響を及ぼさないよう降下火砕物を除去する。 また、上記以外の重大事故等対処設備に対する降下火砕物および積雪の除去作業については、降灰および降雪の状況を踏まえ、設備に悪影響を及ぼさないよう実施する。	【既存・変更なし】 ・上流文書に記載されている「積雪及び火山の影響に際しては、必要により除雪及び除灰等の措置を講じる。」について、保安規定に記載すべき事項として黒字下線の運用を定めており、火山灰層厚増加によっても従前の記載で必要事項を満足しており、上流文書における運用要求を満足していることから、変更を要しない。	・運転管理通達	【既存・変更なし】 ・運転管理通達(2次文書)に紐づく3次文書において、火山灰の堆積が確認された場合の措置として、建屋、屋外設備(屋外SA設備、特設施設含む)、アクセスルート等の状況確認を行うとともに、資機材等を用いて30日を目標に速やかに除灰すること、降灰時に積雪があれば除雪も合わせて実施すること等を記載しており、上流文書における運用要求を満足していることから、変更を要しない。 (別紙3 大飯発電所 一般防災業務所達 参照)

別添2(2):「保安規定及び社内標準の変更を伴わない運用要求」(大飯4号機)

様式 条文	施設 区分	基本設計方針		説明資料	原子炉施設保安規定		該当規定 文書	社内規定文書
		基本設計方針	説明書記載		記載すべき内容	記載の考え方		
第7条	原子炉系 冷却施設 (蒸気ピ タンを除 く。)	<p>b. 火山 防護対象施設は、発電所の運用期間中 において安全性に影響を及ぼし得る火山 事象として設置(変更)許可を受けた降下 火砕物の特性を設定し、その降下火砕物 がが発生した場合においても、防護対象設 計が安全機能を損なうおそれがない設計 とする。 なお、<u>定期的</u>に新知見の確認を行い、<u>新 知見が得られた場合に評価する運用とす る。</u></p>	<p>資料4 強 度に関する 説明書 /04-別添1- 1-3~1-1-4</p>	-	<p>添付2 3 火山影響等、降雪、地 滑り発生時 (中略) 3. 7 その他関連する活動 (1) 原子力安全・技術部門統括(原 子力安全・技術)は、定期的な新 たな知見の確認を行い、新たな評 価が行い、必要な事項を適切に反 映する。</p>	<p>【既存・変更なし】 ・運転管理通達(2次文 書)に紐づく3次文書 において、火山事象に 関する新知見の定期的 な確認・評価を実施す ることから、変更を要 しない。 運用要求を満足してい ることから、変更を要 しない。 (別紙2 原子力技術 業務要綱 参照)</p>		
第54条	原子炉系 冷却施設 (蒸気ピ タンを除 く。)	<p>イ. 直接的影響に対する設計方針 (イ) 構造物への荷重 防護対象施設及び防護対象施設に影響 を及ぼす可能性のあるクラス3(蒸気用 軽水型原子炉施設)の安全機能の重要度分 類)に属する施設(以下「クラス3」に属す る施設」という。)のうち、屋外に設置し ている施設、並びに防護対象施設を内包 し降下火砕物からその施設を防護する建 屋で、降下火砕物が堆積しやすいうち、 構造を有する施設については、降下火砕物 を除去することにより、短期的な荷重に 対して安全機能を損なうおそれがないよ う許容荷重が降下火砕物、風(台風)及び 構造による組合せを考慮した荷重に対し て安全裕度を有する設計とする。 なお、<u>荷重により構造健全性を失わな いよう、降灰時には当該施設に堆積する 降下火砕物を除去することを保安規定に 定める。</u> 屋内の重大事故等対処設備について は、環境条件を考慮して降下火砕物によ る短期的な荷重により機能を損なわな いよう、降下火砕物による組合せを考慮 した荷重に対し安全裕度を有する建屋内 に設置する設計とする。 屋外の重大事故等対処設備について は、環境条件を考慮して降下火砕物によ る荷重により機能を損なわないうちに、 直ちに影響は無いものの降下火砕物を除 去することにより、重大事故等対処設 備の重大事故等に対処するために必要な機 能が損なわれるおそれがない設計とす る。</p>	<p>別添1-1 火山への配慮が必要な施設の強度 計算の方針 3.1 構造強度の設計方針 (1) 防護対象施設 a. 海水ポンプ (中略) 30日を目処に速やかに降下火砕物の除去 を行うこと、また降灰時には除雪も併せて実 施することを保安規定に定め、降下火砕物 及び積雪による組合せ荷重を短期荷重とす る。 (2) 建屋 (中略) 30日を目処に速やかに降下火砕物の除去 を実施すること、また降灰時には除雪も併せて 及び積雪による組合せ荷重を短期荷重とす る。</p>	<p>添付2 3 火山影響等、降雪、地 滑り発生時 (中略) 3. 4 手順書の整備 (1) 各課(室)長(当直課長を除 く。)は、火山影響等、降雪および 地滑り発生時における原子炉施 設の保全のための活動を行うため に必要な体制の整備として、以下 の活動を実施することを社内標準 に定める。 (中略) b. 降下火砕物および積雪の除去作 業 (a) 各課(室)長は、降灰が確認さ れた場合は、施設の機能に影響が 及ばないよう、換気空調設備のフ ィルタおよびディイザーセル発電機消 水循環系のストレーナ洗浄作業、施 開閉所設備の帽子洗浄作業を実施 する。 (b) 各課(室)長は、降下火砕物の 堆積が確認された場合は、降下火 砕物より防護すべき屋外の施設 ならびに降下火砕物より防護すべ き施設を内包する建屋について、 長期的な堆積により施設に悪影響 を及ぼさないよう降下火砕物を除 去する。 また、上記以外の重大事故等対 処設備に対する降下火砕物および 積雪の除去作業については、降灰 および降雪の状況を踏まえ、設備</p>	<p>【既存・変更なし】 ・運転管理通達(2次文 書)に紐づく3次文書 において、火山灰の堆 積が確認された場合の 処置として、建屋、屋 外設備(屋外S.A設備、 特重施設含む)入アークセ スルート等との状況確認 を行うとともに、資機 材等を用いて30日を 目処に速やかに除灰す ること、降灰時に積雪 がなければ除雪も併せ て実施すること等を記 載しており、上流文書 における運用要求を満 足していることから、 変更を要しない。 (別紙3 大飯発電所 参 照)</p>			

別添2(2):「保安規定及び社内標準の変更を伴わない運用要求」(大飯4号機)

様式 条文	施設 区分	基本設計方針		説明書記載 /記載ページ	原子炉施設保安規定		記載の考え方	該当規定 文書	社内規定文書 記載内容の概要
		基本設計方針	記載すべき内容						
第7条	原子炉系 冷却系 統施設 (蒸気 タンクを 除く。)	<p>なお、必要な機能が損なわれるおそれがないよう、降灰時には屋外の重大事故等対策設備に堆積する降下火砕物を除去することを保安規定に定める。</p> <p>(口)閉塞 ・水循環系の閉塞 防護対象施設及び防護対象施設に影響を及ぼす可能性のあるクラス3に属する施設のうち、屋外に開口してあり降下火砕物を含む海水の流路となる施設について、降下火砕物の粒径より大きな流水部を設けることにより、水循環系の狭隘部が閉塞しない設計とする。 なお、降下火砕物により水循環系が閉塞しないよう、降灰時には点検を行い、状況に応じてストレーナを洗浄することを保安規定に定める。</p>	<p>添付2 3 火山影響等、降雪、地滑り発生時 (中略) 3. 4 手順書の整備 (1)各課(室)長(当直課長を除く。)は、火山影響等、降雪および地滑り発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うため、必要ない体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。(中略) b. 降下火砕物および積雪の除去作業 (a)各課(室)長は、降灰が確認された場合は、施設の機能に影響が及ばないよう、換気空調設備のフィルタおよびデイジーセル発電機消音器のフィルタの清掃や取替え、水循環系のストレーナ洗浄作業、閉塞所設備の碍子洗浄作業を実施する。 (中略) 1. 降灰および地滑り時の原子炉施設への影響確認 各課(室)長は、降灰および地滑りが確認された場合は、原子炉施設への影響を確認するため、降下火砕物より防護すべき施設または重要安全施設を点検を行うとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p>	<p>に悪影響を及ぼさないよう実施する。</p>	<p>【既存・変更なし】 ・上流文書に記載されている「降下火砕物により水循環系が閉塞しないよう、降灰時には点検を行い、状況に応じてストレーナを洗浄すること」については、保安規定に記載すべき事項として黒字下線の運用を定め、かつ従前の記載において必要事項を満足しており、上流文書における運用要求を満足していることから、変更を要しない。 (別紙3 大飯発電所 一般防災業務所連 参照)</p>	<p>・運転管理通達(2次文書)に紐づく3次文書において、火山灰の降灰が確認された場合の処置として、降灰時の点検、水循環系のストレーナ洗浄の実施を記載しており、上流文書における運用要求を満足していることから、変更を要しない。 (別紙3 大飯発電所 一般防災業務所連 参照)</p>			
第7条	原子炉系 冷却系 統施設 (蒸気 タンクを 除く。)	<p>換気系、電気系及び計装制御系に対する機械的影響(閉塞) 防護対象施設、防護対象施設に影響を及ぼす可能性のあるクラス3に属する施設及びその他の施設のうち、屋外に開口してあり降下火砕物を含む空気の流路となる換気空調系(外気取入口)については、開口部を下向き構造とすること、又はフィルタを設置することにより降下火砕物が侵入しにくい構造とし、降下火砕物により閉塞しない設計とする。 換気空調系以外の降下火砕物を含む空気の流路となる施設についても、降下火砕物が侵入しにくい構造、又は降下火砕物が侵入した場合でも、降下火砕物により流路が閉塞しない設計とする。 なお、降下火砕物により閉塞しないよう、降灰時には点検を行い、状況に応じて換気空調系のフィルタの清掃や取替えの実施について保安規定に定める。</p>	<p>添付2 3 火山影響等、降雪、地滑り発生時 (中略) 3. 4 手順書の整備 (1)各課(室)長(当直課長を除く。)は、火山影響等、降雪および地滑り発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うため、必要ない体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。 a. 降下火砕物の侵入防止 当直課長は、外気取入口に設置している平型フィルタの差圧確認、外気取入口ダンパの閉止、換気空調設備の停止、中央制御室および安全補機閉閉塞室の閉回路値環境の侵入防止による建屋内への降下火砕物の運搬を実施する。 b. 降下火砕物および積雪の除去作業 (a)各課(室)長は、降灰が確認さ</p>	<p>【既存・変更なし】 ・上流文書に記載されている「降下火砕物により閉塞しないよう、降灰時には点検を行い、状況に応じて換気空調系のフィルタの清掃や取替えの実施」については、保安規定に記載すべき事項として黒字下線の運用を定め、かつ従前の記載において必要事項を満足しており、上流文書における運用要求を満足していることから、変更を要しない。</p>	<p>【既存・変更なし】 ・運転管理通達(2次文書)に紐づく3次文書において、火山灰の降灰が確認された場合の処置として、設備の詳細点検ならびに施設の機能に影響が及ばないよう必要ない補修(フィルタの清掃や取替え)を実施すること記載しており、上流文書における運用要求を満足していることから、変更を要しない。 (別紙3 大飯発電所 一般防災業務所連 参照)</p>				

別添 2 ( 2 ) : 「保安規定及び社内標準の変更を伴わない運用要求」(大飯 4 号機)

様式 条文	施設 区分	基本設計方針			原子炉施設保安規定			社内規定文書
		基本設計方針	説明書記載 / 記載ページ	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定 文書	記載内容の概要	
第7条	原子炉系 冷却施設 (蒸気ピ タンを除 く。)	<p>(八) 磨耗 1. 水循環系、換気系、電気系及び計装制御系に対する機械的影響(磨耗) 防護対象施設及び防護対象施設に影響を及ぼす可能性のあるクラス3に属する施設のうち、屋外に開口しており降下火砕物を含む浄水の流路となる施設、並びに屋外に開口又は屋内の空気を機器内に取り込む機構を有し、かつ摺動部を有する換気系、電気系及び計装制御系の施設について、降下火砕物に対し機能を損なうおそれがないよう、降下火砕物が侵入しにくい構造とすること又はばね消耗しにくい設計とする。 なお、磨耗が進展しないよう、降灰時には水循環系、換気系、電気系のフィルタの点検を行い、状況に応じて清掃、取替え、並びに閉回路循環運転等の実施について保安規定に定める。</p>	-	<p>れた場合は、施設の機能に影響が及ばないよう、換気空調設備のフィルタおよびディエーゼル発電機潤滑油のフィルタの清掃や取替え、水循環系のストレートレーナ洗浄作業、閉回路設備の硝子洗浄作業を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>1. 降灰および地滑り時の原子炉施設への影響確認 各課(室)長は、降灰および地滑りが確認された場合は、原子炉施設への影響を確認するため、降下火砕物より防護すべき施設または重要安全施設を内包する原子炉補助建屋について点検を行うとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>添付 2 3 火山影響等、降雪、地滑り発生時 (中略)</p> <p>3. 4 手帳書の整備 (1) 各課(室)長(当直課長を除く)は、火山影響等、降雪および地滑り発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。 a. 降下火砕物の侵入防止 当直課長は、外気取入口に設置している平型フィルタの差圧確認、外気取入ダンパの閉止、換気空調設備の停止、中央制御室および安全種機関閉路室の閉回路循環による建屋内への降下火砕物の侵入防止を実施する。 b. 降下火砕物および積雪の除去作業 (a) 各課(室)長は、降灰が確認された場合は、施設の機能に影響が及ばないよう、換気空調設備のフィルタおよびディエーゼル発電機潤滑油のフィルタの清掃や取替え、水循環系のストレートレーナ洗浄作業、閉回路設備の硝子洗浄作業を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>1. 降灰および地滑り時の原子炉施設への影響確認 各課(室)長は、降灰および地滑りが確認された場合は、原子炉施設への影響を確認するため、降下火砕物より防護すべき施設または重要安全施設を内包する原子炉補助建屋について点検を行うとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p>	<p>【既存・変更なし】 ・上流文書に記載されている「磨耗が進展しないよう、降灰時には水循環系、換気空調系のフィルタの点検を行ない、状況並びに閉回路循環運転等の実施」については、保安規定に記載すべき事項として異字下線の運用を定めており、火山灰厚増加によっても従前の記載で必要事項を満足しており、上流文書における運用要求を満足していることから、変更を要しない。</p>	<p>・運転管理 ・理通連</p>	<p>【既存・変更なし】 ・運転管理通連(2次文書)に紐づく3次文書において、火山灰の降灰が確認された場合の処置として、降灰時の点検、外気取入口に設置している平型フィルタの差圧確認、外気取入ダンパの閉止、換気空調設備の停止または閉回路循環運転を実施すること等を記載して運用要求を満足していないことから、変更を要しない。 (別紙 3、大飯発電所 一般防災業務所運 参照)</p>	

別添2(2):「保安規定及び社内標準の変更を伴わない運用要求」(大飯4号機)

基本設計方針		説明書記載 / 記載ページ		原子炉施設保安規定		社内規定文書	
様式条文	施設区分	基本設計方針	説明書記載	記載すべき内容	記載の考え方	該当文書	記載内容の概要
第7条第54条	原子炉系冷却系統(蒸気タンク)	<p>(二) 腐食・構造物の化学的影響(腐食)防護対象施設及び防護対象施設に影響を及ぼす可能性のあるクラス3に属する施設のうち、屋外に設置している施設及びに防護対象施設を内包し降下火砕物からその施設を防護する建屋については、耐食性のある塗装を実施することにより、降下火砕物により短期的に腐食が発生しない設計とする。</p> <p>なお、<u>長期的な腐食の影響が生じないよう、降灰時には日常保守管理における点検並びに状況に応じた塗装の実施について保安規定に定める。</u></p> <p>屋内の重大事故等対処設備については、降下火砕物による短期的な腐食により機能を損なわないように、耐食性のある塗装を実施した建屋内に設置する設計とする。</p> <p>屋外の重大事故等対処設備については、降下火砕物を除去することにより、降下火砕物による腐食に対して重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれない設計とする。</p> <p>なお、<u>長期的な腐食の影響が生じないよう、降灰時には屋外の重大事故等対処設備に堆積する降下火砕物を除去することを保安規定に定める。</u></p>	-	<p>添付2 3 火山影響等、降雪、地滑り発生時 (中略)</p> <p>3. 4 手順書の整備 (1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、火山影響等、降雪および地滑り発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>(中略)</p> <p>b. 降下火砕物および積雪の除去作業 (b) 各課(室)長は、降下火砕物の堆積が確認された場合は、降下火砕物より防護すべき屋外の施設、ならびに降下火砕物より防護すべき施設を内包する建屋について、長期的な堆積により施設に悪影響を及ぼさないよう降下火砕物を除去する。</p> <p>また、上記以外の重大事故等対処設備に対する降下火砕物および積雪の除去作業については、降灰および降雪の状況を踏まえ、設備に悪影響を及ぼさないよう実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>m. 施設管理、点検 各課(室)長は、火山事象より防護すべき施設の要求機能を維持するため、降灰後における降下火砕物による静的荷重、腐食、磨耗等の影響について、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p>	<p>【既存・変更なし】</p> <p>・ 上流文書に記載されている「長期的な腐食の影響が生じないよう、降灰時には日常保守管理における点検並びに状況に応じた塗装の実施」および「長期的な腐食の影響が生じないよう、降灰時には屋外の重大事故等対処設備に堆積する降下火砕物を除去すること」については、保安規定に「記載すべき事項を定め、規定として昇字下線の運用要求を満足していることから、変更を要しない。</p> <p>また、火山灰の堆積が確認された場合の処置として、建屋、屋外設備(屋外SA設備、特種施設含む)入アークレスループ等の状況確認を行うとともに、道機材等を用いて30日を目標に速やかに除灰すること、降灰時に積雪がある場合は除雪も合わせて実施すること等を書き載しており、上流文書における運用要求を満足していることから、変更を要しない。</p> <p>(別紙3 大飯発電所一般防災業務所達および別紙4 大飯発電所 保安業務所則 参照)</p>		
第7条	原子炉系冷却系統(蒸気タンク)	<p>水循環系の化学的影響(腐食)防護対象施設及び防護対象施設に影響を及ぼす可能性のあるクラス3に属する施設のうち、屋外に開口しており降下火砕物を含む海水の流路となる施設については、耐食性のある材料の使用や塗装を実施することにより、降下火砕物により短期的に腐食が発生しない設計とする。</p> <p>なお、<u>長期的な腐食の影響が生じないよう、降灰時には日常保守管理における点検並びに状況に応じた塗装の実施について保安規定に定める。</u></p>	-	<p>添付2 3 火山影響等、降雪、地滑り発生時 (中略)</p> <p>3. 4 手順書の整備 (1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、火山影響等、降雪および地滑り発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>(中略)</p> <p>m. 施設管理、点検 各課(室)長は、火山事象より防護すべき施設の要求機能を維持するため、降灰後における降下火砕物による静的荷重、腐食、磨耗等の影響について、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p>	<p>【既存・変更なし】</p> <p>・ 上流文書に記載されている「長期的な腐食の影響が生じないよう、降灰時には日常保守管理における点検並びに状況に応じた塗装の実施」に記すべき事項として黒字下線の運用要求を定め、かつ、も従前の記載において、上流文書に必要事項を満足している運用要求を満足していることから、変更を要しない。</p>	<p>・ 運転管理通達(2次文書)において、日常保守管理における点検を行い、設備等が正常な状態から外れ、または外れる兆候が認められる場合、適切に正常な状態に回復させることを記載しており、上流文書における運用要求を満足していることから、変更を要しない。</p> <p>(別紙4 大飯発電所 保安業務所則 参照)</p>	

別添2(2):「保安規定及び社内標準の変更を伴わない運用要求」(大飯4号機)

基本設計方針		説明書記載		原子炉施設保安規定		社内規定文書	
様式 条文	施設 区分	基本設計方針	説明書記載 /記載ページ	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定 文書	記載内容の概要
第7条	原子炉系 冷却施設 統廃 (タービンを除く。)	換気系、電気系及び計装制御系に対する 化学的影響(腐食) 防護対象施設及び防護対象施設に影響 を及ぼす可能性のあるクラス3に属する 施設のうち、屋外に開口しており降下火 砕物を含む空気の流路となる施設につい ては、耐食性のある塗装を実施すること により、降下火砕物により短期的に腐食 が発生しない設計とする。 なお、 <u>長期的な腐食の影響が生じない よう、降灰時には日常保守管理における 点検並びに状況に応じた塗装の実施につ いて保安規定に定める。</u>	-	添付2 3 火山影響等、降雪、地 滑り発生時 (中略) 3. 4 手順書の整備 (1) 各課(室)長(当直課長を除 く。)は、火山影響等、降雪およ び地滑り発生時における原子炉施 設の保全のための活動を行うため に必要な体制の整備として、以下 の活動を実施することを社内標準 に定める。 a. 降下火砕物の侵入防止 当直課長は、外気取入口に設置 している平型フィルタの差圧確 認、外気取入口ダンパの閉止、換気 空調設備の停止、中央制御室およ び安全補機閉閉器室の閉回路循環 運転による建屋内への降下火砕物 の侵入防止を実施する。	【既存・変更なし】 ・上流文書に記載された 影響が生じないよう における「長期的な腐食の影 響が生じないよう における日常保守管理に おける点検並びに状況 に応じた塗装の実施」に 記載すべき事項として黒 字下線の運用を定めて おり、火山灰厚増加に よっても従前の記載で 必要事項を満足してい り、上流文書における運 用要求を満足している ことから、変更を要し ない。	・運転管 理通達	【既存・変更なし】 ・運転管理通達(2次文 書)に紐づく3次文書 において、火山灰の降 灰が確認された場合の 処置として、外気取入 ダンパの閉止、換気空 調設備の停止または閉 回路循環運転を実施す ることを記載してお り、上流文書における 運用要求を満足してい ることから、変更を要 しない。 (別紙3 大飯発電所 参 照)
第7条	原子炉系 冷却施設 統廃 (タービンを除く。)	(ホ) 発電所周辺の大気汚染 防護対象施設、防護対象施設に影響を 及ぼす可能性のあるクラス3に属する施 設及びその他の施設のうち、中央制御室 換気空調系については、フィルタを設置 することにより、降下火砕物が中央制御 室に侵入しにくい設計とする。 なお、 <u>外気を遮断し降下火砕物の侵入 による中央制御室の大気汚染を防止す るため、降灰時には閉回路循環運転の 実施について保安規定に定める。</u>	-	添付2 3 火山影響等、降雪、地 滑り発生時 (中略) 3. 4 手順書の整備 (1) 各課(室)長(当直課長を除 く。)は、火山影響等、降雪およ び地滑り発生時における原子炉施 設の保全のための活動を行うため に必要な体制の整備として、以下 の活動を実施することを社内標準 に定める。 a. 降下火砕物の侵入防止 当直課長は、外気取入口に設置 している平型フィルタの差圧確 認、外気取入口ダンパの閉止、換気 空調設備の停止、中央制御室およ び安全補機閉閉器室の閉回路循環 運転による建屋内への降下火砕物 の侵入防止を実施する。	【既存・変更なし】 ・上流文書に記載され ている「外気を遮断し降 下火砕物の侵入による中 央制御室の大気汚染を 防止するため、降灰時 には閉回路循環運転の 実施」に記載すべき事 項として黒字下線の運 用を定めており、火山 灰厚増加によっても従 前の記載で必要事項を 満足しており、上流文 書における運用要求を 満足していることか ら、変更を要しない。	・運転管 理通達	【既存・変更なし】 ・運転管理通達(2次文 書)に紐づく3次文書 において、火山灰の降 灰が確認された場合の 処置として、外気取入 ダンパの閉止、換気空 調設備の停止または閉 回路循環運転を実施す ることを記載してお り、上流文書における 運用要求を満足してい ることから、変更を要 しない。 (別紙3 大飯発電所 参 照)
第7条	原子炉系 冷却施設 統廃 (タービンを除く。)	(ハ) 絶縁低下 防護対象施設、防護対象施設に影響を 及ぼす可能性のあるクラス3に属する施 設及びその他の施設のうち、空気を取り 込む機構を有する計装盤については、設 置場所の換気空調系にフィルタを設置す ることにより、降下火砕物が侵入しにく い設計とする。 なお、 <u>外気を遮断し降下火砕物による 計装盤の絶縁低下を防止するため、降灰 時には外気取入口ダンパの閉止及び閉回 路循環運転の実施について保安規定に定 める。</u>	-	添付2 3 火山影響等、降雪、地 滑り発生時 (中略) 3. 4 手順書の整備 (1) 各課(室)長(当直課長を除 く。)は、火山影響等、降雪およ び地滑り発生時における原子炉施 設の保全のための活動を行うため に必要な体制の整備として、以下 の活動を実施することを社内標準 に定める。 a. 降下火砕物の侵入防止 当直課長は、外気取入口に設置 している平型フィルタの差圧確 認、外気取入口ダンパの閉止、換気 空調設備の停止、中央制御室およ び安全補機閉閉器室の閉回路循環 運転による建屋内への降下火砕物 の侵入防止を実施する。	【既存・変更なし】 ・上流文書に記載され ている「外気を遮断し降 下火砕物の侵入による 計装盤の絶縁低下を 防止するため、降灰時 には外気取入口ダンパ の閉止及び閉回路循環 運転の実施」に記載す べき事項として黒字下 線の運用を定めてお り、火山灰厚増加によ っても従前の記載で必 要事項を満足しており 、上流文書における運 用要求を満足している ことから、変更を要し ない。	・運転管 理通達	【既存・変更なし】 ・運転管理通達(2次文 書)に紐づく3次文書 において、火山灰の降 灰が確認された場合の 処置として、外気取入 ダンパの閉止、換気空 調設備の停止または閉 回路循環運転を実施す ることを記載してお り、上流文書における 運用要求を満足してい ることから、変更を要 しない。 (別紙3 大飯発電所 参 照)

別添2(2):「保安規定及び社内標準の変更を伴わない運用要求」(大飯4号機)

基本設計方針		説明資料		原子炉施設保安規定		社内規定文書	
様式 条文	施設 区分	基本設計方針	説明書記載 /記載ページ	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定 文書	記載内容の概要
第7条	原子炉冷却系統(蒸気タンクを除く。)	<p>基本設計方針</p> <p>口 間接的影響に対する設計方針                      降下火砕物による間接的影響である7日間の外部電源喪失、発電所外での交通の途絶によるアクセシブルの安全性を原子炉及び使用済燃料ピットの安全性を維持するために必要となる電源の供給が燃料油貯蔵タンク及び重油タンクからディーゼル発電機への燃料供給(タンクローリーによる重油タンクから燃料油貯蔵タンクへの燃料供給を含む。)により継続でき、非常用電源施設から受電できる設計とする。                      なお、タンクローリーによる重油タンクから燃料油貯蔵タンクへの燃料供給に用いるアクセシブルについて、降下火砕物の堆積状況に応じて除去することを保安規定に定める。</p>	-	<p>記載すべき内容</p> <p>添付3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準                      (中略)                      1. 2. アクセシブルの確保、復旧作業および支援に係る事項                      (1) アクセシブルの確保                      イ 屋外アクセシブルの確保                      安全・防災室長は、屋外のアクセシブルの確保に当たって、以下の運用管理を実施することを社内標準に定める。                      (中略)                      (ウ) アクセシブル上の台風および竜巻による飛来物、積雪、降灰については、ブルドガーによる撤去を行う。積雪を上回る積雪、降灰が発生した場合は、除雪、除灰の頻度を増加させることにより対処する。また、凍結、積雪を考慮し、車両については、オールシーズンタイヤまたはスタッドレスタイヤを配備する。</p>	<p>【既存・変更なし】</p> <p>・上流文書に記載されている「タンクローリーによる重油タンクへの燃料供給に用いるアクセシブルについて、降下火砕物の堆積状況に応じて除去すること」につき、保安規定に記載すべき事項として黒字下線の運用を定めており、火山灰層増加によっても従前の記載で必要事項を満足していることとから、変更を要しない。</p>	<p>該当規定文書</p> <p>・運転管理通達</p>	<p>【既存・変更なし】</p> <p>・運転管理通達(2次文書)に紐づく3次文書において、火山灰の堆積が確認された場合の処置として、ブルドガーによる構内除灰(アクセシブル、タンクローリー輸送・退避ルート・退避場所)を実施することを記載しており、上流文書に於ける運用要求を満足していることから、変更を要しない。                      (別紙3 大飯発電所 一般防災業務所 参照)</p>
第54条	原子炉冷却系統(蒸気タンクを除く。)	<p>積雪及び火山の影響については、必要により除雪及び除灰等の措置を講じる。この運用について、保安規定に定める。</p>	-	<p>添付2 3 火山影響等、降雪、地滑り発生時                      (中略)                      3. 4 手順書の整備                      (1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、火山影響等、降雪および地滑り発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。                      (中略)                      b. 降下火砕物および積雪の除去作業                      (中略)                      (b) 各課(室)長は、降下火砕物の堆積が確認された場合は、降下火砕物より防護すべき屋外の施設、ならびに降下火砕物より防護すべき施設を内包する建屋について、長期的な堆積により施設に悪影響を及ぼさないよう降下火砕物を除去する。                      また、上記以外の重大事故等対処設備に対する降下火砕物および積雪の除去作業については、降灰および降雪の状況を踏まえ、設備に悪影響を及ぼさないよう実施する。</p>	<p>【既存・変更なし】</p> <p>・上流文書に記載されている「積雪及び火山の影響により除雪及び除灰等の措置を講じる」については、必要に応じて黒字下線の運用を定めており、火山灰層増加によっても従前の記載で必要事項を満足しており、上流文書における運用要求を満足していることから、変更を要しない。</p>	<p>・運転管理通達</p>	<p>【既存・変更なし】</p> <p>・運転管理通達(2次文書)に紐づく3次文書において、火山灰の堆積が確認された場合の処置として、建屋、屋外設備(屋外SA設備、特重施設含む)、アクセシブル等を用いて30日を目安に速やかに除灰すること、降灰時に積雪がある場合は除雪も合わせて実施すること等を記載しており、上流文書における運用要求を満足していることから、変更を要しない。                      (別紙3 大飯発電所 一般防災業務所 参照)</p>

大飯発電所 3号機 電源車による電源応急復旧方法の決定

No	担当	作業要領	確認および注意事項等
1	発電所 対策 本部長	所内電源確保のため、電源車からの給電先（メタクラ盤、パワーセンタ盤）、電源車の寄付き場所（タービン建屋オープンハッチ内）およびケーブル敷設ルートを確認を電気係課長へ指示する。	電源車（610kVA）、扉等の鍵束を準備する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 平日日勤：電気係課長</li> <li>▪ 平日夜間、休日：当番者</li> <li>▪ 予備鍵：第2事務所 鍵箱</li> </ul>
給電先の健全性の確認			
2	電気 係 課長	給電先（メタクラ盤、パワーセンタ盤）の健全性を目視等により確認する。	給電先に給電が可能であることを確認する。
電源車寄付き場所からのケーブル敷設ルート確認			
3	電気 係 課長	電源車の寄付き場所（タービン建屋オープンハッチ内）およびケーブル敷設ルートの状態を確認する。	電源車の寄付き場所の状況を確認する。（扉、又はシャッターが開放可能であること） ケーブル敷設ルートを確認する。（ルートの確保、ケーブルが敷設できるか等） 添付-1, 3参照
	電気 係 課長	給電先および電源車の寄付き場所からのケーブル敷設ルートの確認結果を、発電所対策本部へ報告する。	
	発電所 対策 本部長	電源車の寄付き場所および給電先を決定し、電気係課長へ電源車からの給電を指示する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ タービン建屋オープンハッチ内からの給電</li> </ul>	



# 大飯発電所 一般防災所達

大飯発電所 3号機

給電

タービン建屋オープンハッチ内の電源車から仮設中圧ポンプへの

No	担当	作業要領	確認および注意事項等
電源車の移動・設置			
1	電気 保修 課長	電源車保管場所からタービン建屋オープンハッチ前まで電源車を移動する。	添付-1参照
2	電気 保修 課長	タービン建屋オープンハッチ前車両用ゲートおよびオープンハッチを開放し、電源車をオープンハッチ内へ移動する。	
3	電気 保修 課長	電源車をオープンハッチ内へ移動後、オープンハッチを閉止する。	降灰前までに実施する。
4	電気 保修 課長	電源車起動前点検を実施し、接地を取り付ける。	
5	電気 保修 課長	人用扉を開放し、可搬式排気ファンおよびダクトを設置する。	添付-2参照
6	電気 保修 課長	人用扉開口部にシート養生による目張りを実施する。	添付-2参照
ケーブルつなぎ込み			
7	電気 保修 課長	タービン建屋オープンハッチ内にある電源車～3-3B2動力変圧器1次側にケーブル接続。	添付-3参照
		(1) 4-3Bメタクラ各しゃ断器及び3-3B2パワーセンタ各しゃ断器が開放されていることを発電所対策本部に確認する。	
		(2) 3-3B2動力変圧器の無電圧を確認する。	検電器にて無電圧であることを確認する。
		(3) 電源車(変圧器)端子台にケーブルを接続する。	Uマーク-赤マークケーブル接続 Vマーク-白マークケーブル接続 Wマーク-黒マークケーブル接続 接続後、締付け確認する。

大飯 3, 4号機 電源車への燃料補給の指示

No	担当	作業要領	確認および注意事項等
1	発電所 対策 本部長	電気保修課長に、電源車への燃料の運搬を依頼する。	「大飯発電所 火山影響発生時における電源車の給油作業に関する事前計画書」に基づき、給油作業開始前に、若狭消防署大飯分署に電話連絡を行う。

No	担当	作業要領	確認および注意事項等
電源車への燃料補給			
1	電気保修課長	<p>電気保修課員は、電源車への燃料運搬を以下の手順にて実施する。</p> <p>&lt;燃料運搬&gt;</p> <p>① 燃料運搬車へ空ドラム缶7缶、消火器3本、油吸着マット10枚程度、燃料補給ポンプ（ホース長25m）を積載する。</p> <p>② 燃料運搬車にて燃料保管場所に移動し、燃料運搬車付近に消火器、吸着マットを設置する。燃料運搬車周囲を柵にて区画し危険物表示を設置した後、燃料保管用ドラム缶から燃料運搬車に積載している空ドラム缶に燃料補給ポンプ（ホース長10m）にて燃料を移送する。（7缶）</p> <p>③ 燃料運搬車を3.4号タービン建屋オープンハッチ近傍（屋外）に配置する。</p>	<p>降灰までの60分で実施すること。</p> <p>積載したドラム缶の固定を行うこと。</p> <p>燃料運搬車（危険物運搬車両）の「危」表示を確認する。</p> <p>燃料運搬車周囲に1.5m以上の空地を確保する。</p> <p>燃料移送作業前に、ドラム缶および燃料補給用ポンプに接地導線（アース）を接続し静電気防止を図る。</p>
2	電気保修課長	<p>電気保修課員は、電源車への燃料補給を以下の手順にて実施する。</p> <p>&lt;電源車への給油&gt;</p> <p>① 電源車および燃料運搬車付近に消火器、油吸着マットを設置する。また、電源車周囲を柵にて区画し危険物表示を設置する。</p> <p>② 燃料補給ポンプ（ホース長25m）をドラム缶にセットする。</p> <p>③ 燃料補給用ポンプの電源ケーブルを燃料運搬車バッテリーに接続する。</p> <p>④ 電源車の燃料タンクの蓋を外して給油ガンを入れる。</p>	<p>給油作業時は、ゴーグル、ヘルメットを使用する。</p> <p>燃料補給間隔は、&lt;参考&gt;電源車 燃料消費量を参照</p> <p>燃料運搬車周囲に1.5m以上の空地を確保する。</p> <p>給油時は原則電源車のエンジンを停止すること。</p> <p>燃料移送作業前に、ドラム缶および燃料補給用ポンプに接地導線（アース）を接続し静電気防止を図る。</p>

- ④原子力事業本部の研究の予算管理等総括
- ⑤原子力発電施設の運用高度化に関する調査・研究

### 3. 調査・研究の実施

調査・研究の実施については、「原子力事業本部他業務委託取扱要綱」および「原子力事業本部技術研究取扱通達指針」による。

## 第9章 地震・津波・竜巻・雷・火山事象に係る新知見の確認・評価等

### 1. 目的

原子力発電所の地震・津波・竜巻・雷・火山事象に係る新知見の確認・評価等を定期的に行うことを目的とする。

### 2. 新知見の確認・評価等

プラント・保全技術グループチーフマネジャーは、必要な場合、関係グループチーフマネジャーの協力を得ながら、以下の項目について実施する。

- (1) 耐震安全性(※1)、耐津波安全性(※1)、竜巻(※2)、雷(※2)および火山事象(※2)に関する新知見の定期的な確認・評価
  - (2) 耐震下位クラス施設による波及的影響防止に関し、設置許可基準規則 別記2に記載のある波及的影響に係る4つの観点以外の新たな波及的影響の観点の抽出(※1)
  - (3) 地震観測等による安全上特に重要なものに対する建屋振動性状の確認結果を受けた、機器・配管系の機能への影響評価
- ※1. 別紙2に定めるマニュアルに基づき実施する。  
 ※2. 別紙3に定めるマニュアルに基づき実施する。

### 3. 評価結果の反映

プラント・保全技術グループチーフマネジャーは、必要な場合、関係グループチーフマネジャーの協力を得ながら、前項で評価した新知見について、必要な事項を適切に反映する。

## 第10章 補則

### 1. 文書・記録の管理

プラント・保全技術グループチーフマネジャーは、下表の通り文書・記録を作成し保有する。

文書・記録一覧表

名称	審査者	承認者	保有期間
第2章から第9章の業務結果のうち発電所運営への導入または適用を意思決定する文書(「文書・記録管理要綱」に定められている文書とする)	「文書・記録管理要綱」による	「原子力事業本部の職制を定める通達」による	5年以上※

※ただし、業務決定文書の重要性により永年または10年保有が望ましいものは「文書・記録管理要綱」に基づき変更するものとする。

### 2. 本要綱の改廃

本要綱の改廃は、原子力安全・技術部門統括(原子力安全・技術)が行う。

ただし、以下に定める軽微な事項については、原子力事業本部プラント・保全技術グループチーフマネジャーが改正を行うことができる。

- (1) 「原子力部門における文書・記録管理通達」が定める軽微な変更

附 則(2021年9月29日 平成17原プ技要綱第2号-25)

(施行期日)

本要綱は、2021年10月1日から実施する。

別表 1 9

火山灰降灰予報時における対応手順

事象進展	実施箇所・内容		
	発電室 ( ※ 1 )	安全・防災室 ( ※ 1 )	各課 (室) ( ※ 1 )
福井県を対象に降灰予報が発表され、降灰予想地域に発電所が含まれる場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>当直課長は、気象協会からの情報(降灰予報)を受信(中央制御室へFAX)した場合、降灰予報FAXを確認する。</li> <li>当直課長は、降灰予想地域に発電所が含まれる場合は、安全・防災室課長(SA/D B)(※2)に連絡する。</li> </ul>	安全・防災室課長(SA/D B)は、当直課長からの連絡に基づき警戒本部を設置し、降灰情報の収集に努め、各課(室)長への周知を行うとともに以下の対応を実施する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>①対応要員の召集</li> <li>②降灰状況の監視</li> </ol>	
火山灰の降灰が確認された場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>当直課長は、以下の措置を実施する。               <ol style="list-style-type: none"> <li>①降灰時の点検(特別点検)を行い、状況に応じて、関係各課(室)に詳細点検等を依頼する。</li> <li>②外気取入口に設置している平型フィルタの差圧確認、外気取入ダンパの閉止、換気空調設備の停止または閉回路循環運転、水循環系のストレーナ洗浄の実施。</li> <li>③特高開閉所の碍子洗浄の実施。</li> </ol> </li> <li>発電室長は、当直課長から連絡を受けた点検結果について、所長および原子炉主任技術者へ報告する。 点検の結果、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとは判断した場合は、必要に応じて原子炉停止等の措置について対策本部と協議する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全・防災室課長(SA/D B)は、所長に報告するとともに、対策本部に移行する。</li> <li>本部長は関係各課(室)長に対して対策の実施を指示する。</li> <li>本部長は、換気空調設備停止に伴う屋内作業への影響を、各課(室)長に検討させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各課(室)長は、設備の詳細点検、ならびに施設の機能に影響が及ばないよう必要な補修(換気空調設備のフィルタの清掃や取替え含む)を実施する。 また、ディーゼル発電機消音器のフィルタについて、点検ならびに排気温度等の確認により、状況に応じて清掃や、取替えを行う。</li> <li>点検の結果により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある場合には、対策本部の指示に従い必要な対策を行う。</li> </ul>
火山灰の堆積が確認された場合	—	本部の長は、関係各課(室)への対策を指示する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>安全・防災室課長(SA/D B)は、ブルドーザによる構内除灰(アクセスルート、タンクローリー輸送・退避ルート、竜巻車両避難ルート・避難場所(※3))を指示する。</li> </ul>	各課(室)長は、建屋、屋外設備(屋外SA設備含む)の状況確認を行うとともに、資機材等を用いて30日を目処に速やかに除灰を実施する。

		<p>また、タンクローリー上部の除灰が必要と判断した場合は、除灰を実施する。なお、撤去作業に使用するブルドーザの使用優先順位は別表 2 9 に定める。</p> <p>・屋外設備等（SA 設備を含む）に関して重機以外での除灰作業が求められる場合は、対応要員の召集を行う。</p>	
<p>火山灰の降灰後における中長期の対応</p>	<p>発電室長は、発電室業務所則に基づき、設備の日常巡回点検を行う。</p> <p>異常が確認されれば、関係各課（室）長等へ対応を依頼する。</p>	<p>—</p>	<p>関係各課（室）長は、降下火砕物より防護すべき屋外の施設、ならびに防護すべき施設を内包する建屋について、長期的な堆積により施設に悪影響を及ぼさないよう降下火砕物を除去する。</p> <p>また、上記以外の重大事故等対処設備に対する降下火砕物の除去作業については、降灰の状況を踏まえ、設備に悪影響を及ぼさないよう実施する。</p>

前兆事象を伴う事象により、設備の巡視点検が必要と判断される場合は、本部長（※2）の指示により、別表 2 7 に定める設備の巡視点検を実施し、外観点検等により異常の有無を確認する。

※ 1 : 発電室、関係各課の対応標準

発電室・・・3・4号機事故時操作所則

電気保守課、機械保守課・・・保守業務所則

土木建築課・・・土木建築業務所則

※ 2 : 通常勤務時間外は全体指揮者、休祭日は休日指揮者が代行する。

※ 3 : 各種ルート、場所については別表 2 8 に定める。

必要なデータ項目、評価方法および管理基準

- (c) 実施頻度
- (d) 実施時期

なお、担当課（室）長は、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、巡視点検または定例試験の状態監視を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、「第 6 章 3(2)b 状態基準保全」に準じて必要な事項を定める。

#### b. 状態基準保全

担当課（室）長は、保全方式として状態基準保全を選択する場合は、状態監視方法として以下の事項を定める。

##### (a) 設備診断技術による保全

担当課（室）長は、「原子力発電所保守業務要綱指針」に定める「設備診断業務実施マニュアル」に基づき、設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、以下の事項を定める。

また、設備診断技術による保全のうち回転機器振動診断については、「大飯発電所回転機器振動診断業務所則指針」、潤滑油診断については、「大飯発電所潤滑油診断業務所則指針」および赤外線サーモグラフィー診断については、「大飯発電所赤外線サーモグラフィー診断業務所則指針」に基づき、以下の事項を定める。

なお、時間基準保全に併用する場合においても、上記社内標準を適用する。

#### 7. 状態監視データの具体的採取方法

- イ. 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法および必要な対応を適切に判断するための管理基準
- ウ. 状態監視データ採取頻度
- エ. 実施時期
- オ. 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法

##### (b) 巡視点検による保全

担当課（室）長は、原子炉施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、また外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるように巡視点検を実施する時期までに、以下の事項を定める。

#### 7 巡視点検の具体的方法

- イ 所管する設備の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法および管理基準
- ウ 実施頻度
- エ 実施時期

オ 機器の状態が管理基準に達するかまたは故障の兆候を発見した場合の対応方法

(c) 定例試験による保全

担当課（室）長は、定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。

ア. 定例試験の具体的方法

イ. 所管する設備が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法および管理基準

ウ. 実施頻度

エ. 実施時期

オ. 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法

c. 事後保全

担当課（室）長は、事後保全を選択する場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法および修復時期を定める。

(3) 事業者検査における考慮

担当課（室）長は、所管する設備の点検を実施する構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者検査により確認・評価する時期までに次の事項を定める。

a. 事業者検査の具体的方法

b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査の項目、評価方法および管理基準

c. 事業者検査の実施時期

なお、事業者検査とは、点検および工事に伴うリリースのため、点検および工事とは別に、要求事項への適合を確認する合否判定行為であり、使用前事業者検査および定期事業者検査をいう。

(4) 点検計画の策定および変更における考慮

担当課（室）長は、保全方式ごとの点検計画の実施時期について、実施頻度内となるよう策定および変更する。

また、保全方式ごとの点検計画の実施時期を変更する場合は、以下の処置を行う。

a. 点検計画の実施時期の変更に伴い、実施頻度の変更を行う場合は、「原子力発電所保修業務要綱指針」に定める「保全計画策定マニュアル」に基づき必要な改正を実施する。

b. 点検計画の変更の時期は、点検の実施段階（当該機器の養生等の点検準備段階）までにこれらの手続きを実施する。

c. 点検後の実績については、遅滞なく点検計画に反映する。





大飯発電所 3 , 4 号炉  
大山生竹テフラ噴出規模見直しに伴う  
保安規定変更に関する補足説明

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

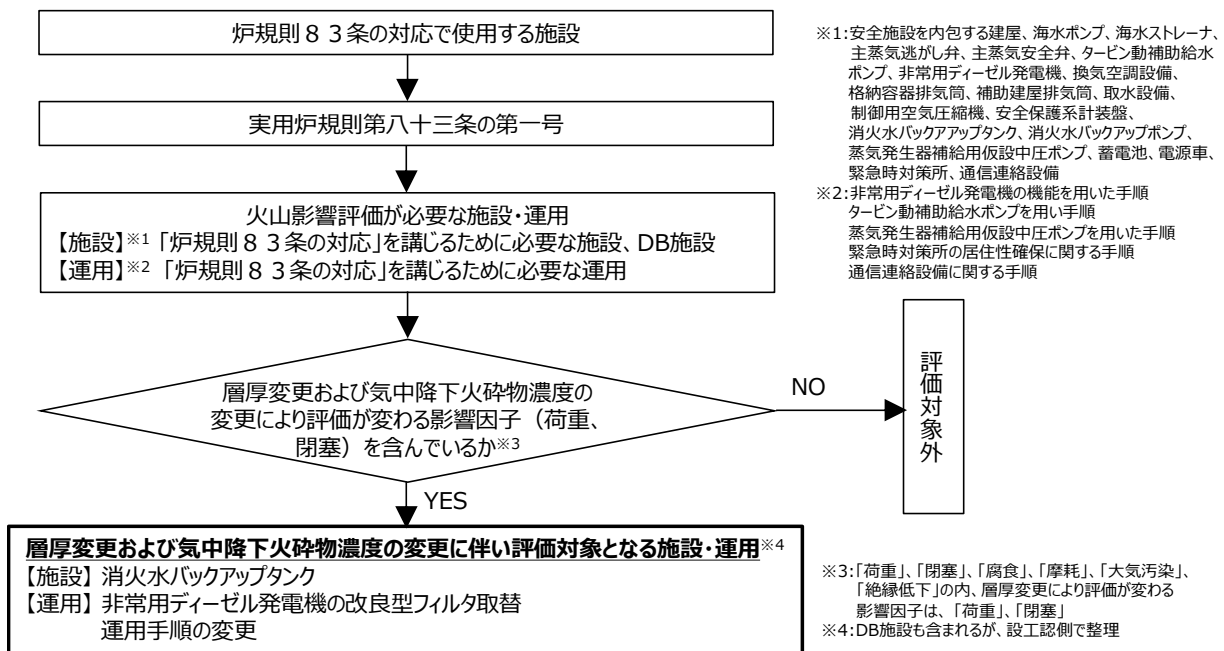
## 目 次

1. 層厚変更および気中降下火砕物濃度の変更に伴い評価対象となる施設・運用の整理
2. 層厚変更に伴い評価対象となる施設の成立性確認
3. 気中降下火砕物濃度の変更に伴い評価対象となる運用の評価
4. 火山影響等発生時における手順の変更について
5. 海水ポンプおよび海水ストレーナに対する気中降下火砕物濃度の影響について
6. 火山対応の運用等に対する設工認上の扱いについて

## 1. 層厚変更および気中降下火砕物濃度の変更に伴い評価対象となる施設・運用の整理

実用炉規則第八十三条の第一号(以下、「炉規則 8 3 条の対応」という。)で使用する施設の内、層厚変更および気中降下火砕物濃度の変更に伴い評価対象となる施設・運用の抽出結果を以下に示す。

また、大飯 3, 4 号炉の蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプを用いた手順、および通信連絡設備に関する手順について、電源車を配置する場所をタービン建屋からより頑強な原子炉周辺建屋に変更する。



## 2. 層厚変更に伴い評価対象となる施設の成立性確認

炉規則 8 3 条の対応で使用する施設の内、層厚変更に伴い評価対象となる施設・運用について、炉規則改正に伴う既認可保安規定（平成 30 年 12 月 17 日付け、原規規発第 1812177 号）の補足説明資料における評価に対する層厚変更に伴う成立性確認を以下に示す。

なお、層厚変更に伴う変更箇所を下線で示す。

### (1) 消火水バックアップタンクにおける降下火砕物荷重の影響評価

#### a. 概要

本資料は、消火水バックアップタンクが降下火砕物等堆積時においても、主要な構造部材が構造健全性を有することを確認する。

#### b. 構造概要

大飯 3, 4 号炉の消火水バックアップタンクは横置き円筒タンクであり、上面が曲面となっていることから、タンク上面に降下火砕物が堆積しにくい構造であるため、影響は軽微と考えられる。

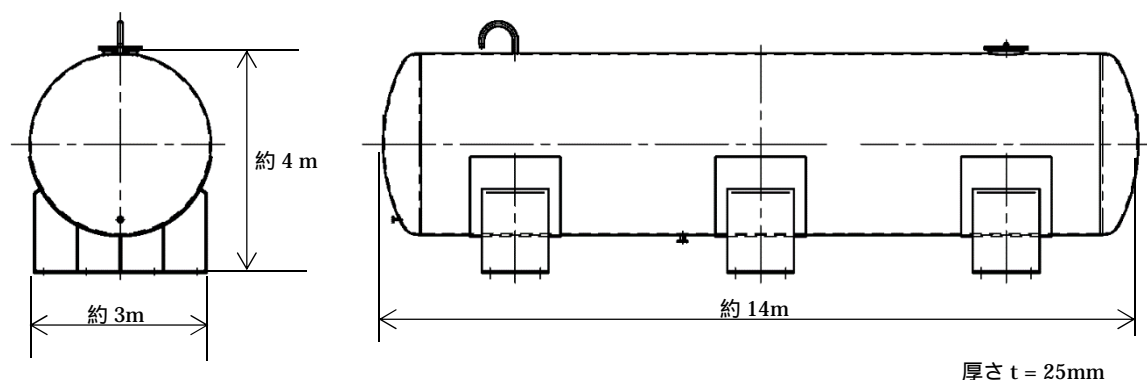


図1 消火水バックアップタンクの構造

#### c. 強度評価

本資料では、保守的な想定としてタンク上面に、積雪 100cm、火山灰 25cm を堆積させた条件で、消火水バックアップタンクの胴板並びに支持脚の評価を行う。

消火水バックアップタンクは、「工事計画認可申請書 資料 13 別添 1 火災防護設備の耐震性に関する説明書」にて耐震評価を実施している。具体的には、基準地震動  $S_s$  設計用加速度（水平  $10.94\text{m/s}^2$ （ $\approx 1.12\text{G}$ ）、鉛直  $7.30\text{m/s}^2$ （ $\approx 0.74\text{G}$ ））に対して、胴板の裕度は 1.9 以上、支持脚の裕度は 8.2 以上であることを確認している。

タンク上面への堆積を想定した火山灰および積雪の質量は 30,290kg であり、消火水バックアップタンクの質量  $147,000\text{kg}$  の約 21% に相当する。

つまり、タンク上面に積雪および火山灰を堆積させた状態は、胴板および支持脚に対して、タンク単体の自重による荷重に鉛直加速度 0.21G を加えた状態と等価である。

一方で、耐震評価では、タンク単体の自重に鉛直加速度  $0.74\text{G}$  を加えた状態で応力評価を行っており、その結果、十分な裕度を有していることを確認している。

以上のことから、耐震評価は、火山灰および積雪を堆積させた強度評価を包含しているものと考えられる。

なお、耐震評価結果を踏まえた評価は、消火水バックアップタンクの堆積荷重評価に対して、保守的な評価であることを別紙 1 に示す。

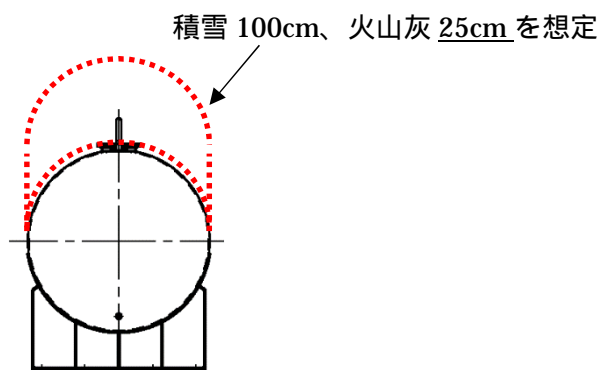


図 2 強度評価における積雪・火山灰の想定

表 1 消火水バックアップタンクの耐震評価結果

評価部位	材料	応力	基準地震動 $S_s$ による応力		裕度
			評価応力 (MPa)	許容応力 (MPa)	
胴板	SS400	一次一般膜	19	240	12.63
		一次	69	360	5.21
		一次 + 二次	123	235	1.91
支持脚	SS400	組合せ	34	279	8.20
		座屈	0.08	1	12.50

## 消火水バックアップタンクの成立性確認に用いた手法について

## 1. はじめに

- ・消火水バックアップタンクは、火山防護設計の観点から防護対象施設に該当しないが、炉規則 83 条の対応で使用する設備であることから、保安規定の補足説明資料で、火山灰荷重に対する成立性確認を行っている。
- ・成立性確認の評価内容は、降下火砕物等の堆積荷重を地震加速度に置き換え、その数値と再稼働工認の耐震評価で使用した地震加速度とを比較することで、成立性確認を簡易的に行っている。(以下、「耐震評価結果を踏まえた評価」と言う。)
- ・本資料は消火水バックアップタンクに堆積荷重を作用させ、各評価部位の発生応力を計算し、許容応力と比較することで、健全性確認を行う。
- ・また、前述の「耐震評価結果を踏まえた評価」が、成立性確認を行う上で、有用な手法であることを考察する。

## 2. 評価部位

- ・消火水バックアップタンクは横置円筒形タンクであり、胴板、支持脚及び基礎ボルトが評価対象部位となる。(耐震評価においても、同じ部位を評価している。)
- ・基礎ボルトについては、水平方向の荷重が作用することで、引張及びせん断の影響を受けることになるが、火山防護設計において、水平方向の荷重は風荷重のみであり、耐震評価の水平方向の地震荷重と比較して、風荷重は施設に与える影響が小さいため、風荷重による評価の結果は、耐震評価の結果に包絡される。
- ・したがって、評価部位は鉛直の荷重を受ける胴板及び支持脚とする。

## 3. 評価方法

- ・荷重条件は、自重及び降下火砕物等(火山灰及び雪)の堆積荷重を組み合わせることとする。
- ・発生応力の計算には耐震評価モデルの JEAG4601 評価式を準用することとする。
- ・許容応力は、JEAG4601 の許容応力状態 AS とする。

## 4. 評価条件

- ・評価条件は、下表のとおり。

	今回評価	耐震評価	備考
評価用温度	40	同左	最高使用温度
評価用圧力	大気圧	同左	最高使用圧力
質量	177,290kg	147,000kg	内包水含む
積雪	100cm		
火山灰	25cm		
鉛直地震加速度		7.30m/s <sup>2</sup> (0.74G)	重力加速度除く

## 5. 評価結果

- ・評価結果は下表のとおり。
- ・各評価部位の裕度は 1 以上あることから、施設が健全であることを確認した。

評価部位	応力の種類	発生応力 (MPa)	許容応力 (MPa)	裕度 (-)
胴板	一次一般膜応力	12	235	19.58
	一次応力	30	352	11.73
支持脚	組合せ	3	234	78.00
	座屈	0.02	1	50.00

## 6. 考察

- ・今回算出した発生応力は、「耐震評価結果を踏まえた評価」で算出した地震加速度 0.21G に相当するものであり、当然のことながら、地震加速度 0.74G から算出した耐震評価の発生応力より値が低いものになる。
- ・そこで、「耐震評価結果を踏まえた評価」で算出した地震加速度 0.21G と耐震評価の地震加速度 0.74G の比から、耐震評価結果を 0.21G に相当する発生応力に比例計算で換算する。
- ・この比例計算で得られた発生応力（堆積荷重相当に対する発生応力）と今回評価の発生応力は、どちらも火山灰層厚（25cm）相当の発生応力であり、これを比較することで、「耐震評価結果を踏まえた評価」が保守的であることを確認する。
- ・結果は下表のとおりとなり、同じ火山灰層厚（25cm）相当であっても、発生応力は、「耐震評価結果を踏まえた評価」の方が厳しく、包絡条件となる。
- ・したがって、「耐震評価結果を踏まえた評価」は、算出した地震加速度が耐震評価の地震加速度以下であれば、健全性確認として有用な手法である。

### 【比例計算】

堆積荷重から比例計算した鉛直方向の地震加速度：1.21G（重力加速度 1G 含む。）

耐震評価の鉛直方向の地震加速度：1.74G（重力加速度 1G 含む。）

$$\text{発生応力(比例計算)} = \text{耐震評価の発生応力} \times \frac{1.21}{1.74}$$

評価部位	応力の種類	発生応力 (MPa)		
		耐震評価：0.74G	比例計算：0.21G 相当	今回評価
胴板	一次一般膜応力	19	14	12
	一次応力	69	48	30
支持脚	組合せ	34	24	3
	座屈	0.08	0.06	0.02

### 3. 気中降下火砕物濃度の変更に伴い評価対象となる運用の評価

炉規則 8 3 条の対応で使用する施設の内、気中降下火砕物濃度の変更に伴い評価対象となる運用について、既認可保安規定（平成 30 年 12 月 17 日付け、原規規発第 1812177 号）における補足説明資料での評価に対し、気中降下火砕物濃度の変更に伴う評価結果を以下に示す。

なお、気中降下火砕物濃度の変更に伴う変更箇所を下線で示す。

#### (1) 改良型フィルタのフィルタ取替の着手時間について

ディーゼル発電機については、屋内に設置している吸気消音器のフィルタの閉塞が想定されるため、高濃度の降下火砕物濃度に対して確実にディーゼル発電機の機能を維持できるように、改良型フィルタを配備している。

本資料では、改良型フィルタのフィルタ取替の基準となる着手時間を計算する。

##### a. 対策の概要および改良型フィルタの仕様

火山現象による影響が発生し、又は発生するおそれがある場合、ディーゼル発電機の吸気消音器前に着脱可能な改良型フィルタを取付ける。

改良型フィルタはディーゼル発電機運転中においても容易にスライド式のフィルタを取替え・清掃することが可能である。また、フィルタには、300 メッシュの金属フィルタをブリーツ状にすることで面積を拡大させたフィルタを使用する。取替え・清掃時には、火山灰の侵入を防止するため、取替え・清掃するフィルタの流路を塞ぐ閉止板を装填する。

改良型フィルタの主な仕様を以下に示す。また、改良型フィルタの外形図を図 1 に、ディーゼル発電機の吸気消音器前への改良型フィルタ取付けを図 2 に、改良型フィルタによる火山灰捕集の概要を図 3 に、改良型フィルタの作業エリアの概要図を図 4 に、改良型フィルタ取付作業の概要を図 5 に、改良型フィルタの取替作業の概要を図 6 に、フィルタの性能試験の概要および結果を別紙 1 に示す。

改良型フィルタ台数 (台) <sup>1</sup>	1
フィルタ個数 (個) <sup>2</sup>	A 系 23、B 系 24
フィルタ外形寸法 <sup>3</sup>	405 × 600 × 152
フィルタ有効面積 (m <sup>2</sup> ) <sup>3</sup>	
フィルタの最大捕集容量 (g/m <sup>2</sup> )	315,897 (既認可: 76,174)

1 ディーゼル発電機 1 台当たり

2 改良型フィルタ 1 台当たり (フィルタ取替・清掃用として予備 (A 系 23 個、B 系 24 個を保有))

3 フィルタ 1 個当たり

##### b. 改良型フィルタの取付時間について

###### (a) 降灰到達時間

気象条件等を考慮し、噴火から降下火砕物が発電所敷地に到達するまでの時間を 60 分とする。降灰到達時間の考え方について別紙 2 に示す。

###### (b) 改良型フィルタの取付時間

改良型フィルタ取付けに要する時間は、改良型フィルタの仕様変更を実施していないため、既認可保安規定（平成 30 年 12 月 17 日付け、原規規発第 1812177 号）の補足説明資料

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



料 - 1の「別紙4 作業の成立性について」に示すとおり50分である。

したがって、改良型フィルタの取付は降下火砕物が発電所敷地に到達する前に実施可能である。

c. フィルタ取替の着手時間の計算に用いる気中降下火砕物濃度

計算に用いる気中降下火砕物濃度は、「原子力発電所の火山影響評価ガイド」(以下「ガイド」とする)の添付1「気中降下火砕物濃度の推定手法について」に定められた手法により推定した気中降下火砕物濃度とする。

気中降下火砕物濃度の算出方法および算出結果を別紙3に示す。

別紙3の結果より、大飯発電所における気中降下火砕物濃度を  $3.63\text{g}/\text{m}^3$ (既認可:  $1.44\text{g}/\text{m}^3$ ) とする。

d. フィルタの基準捕集容量到達までの時間の計算について

別紙1に示すフィルタ性能試験の結果では、フィルタの最大捕集容量が、 $315,897\text{g}/\text{m}^2$ (既認可:  $76,174\text{g}/\text{m}^2$ )となるが、フィルタ差圧曲線の差圧が高い領域を避け、差圧上昇が時間的に十分なだらかな領域となるように、フィルタ取替の目安として基準捕集容量を保守的に  $220,000\text{g}/\text{m}^2$ (既認可:  $50,000\text{g}/\text{m}^2$ )とする。フィルタの基準捕集容量到達までの時間は、以下の条件に基づいて計算した結果、361分(既認可: 207分)である。

	層厚変更後	既認可
フィルタ取替の目安となる基準捕集容量 ( $\text{g}/\text{m}^2$ )	<u>220,000</u>	50,000
ディーゼル発電機吸気流量 ( $\text{m}^3/\text{h}$ )	<input type="text"/>	同左
ディーゼル発電機 フィルタ表面積 ( $\text{m}^2$ ) = 個数 × 有効面積 = 23(個) × <input type="text"/>	<input type="text"/>	同左
ディーゼル発電機 フィルタ部の流速 ( $\text{m}/\text{s}$ ) = / / 3,600	2.41 2.8	同左
降下火砕物の大気中濃度 ( $\text{g}/\text{m}^3$ )	<u>3.63</u>	1.44
フィルタの基準捕集容量到達までの時間 (min) = / / / 60	<u>361</u>	207

e. フィルタ取替の着手時間の計算について

フィルタ取替に要する時間は、既認可保安規定(平成30年12月17日付け、原規規発第1812177号)の補足説明資料-1の「別紙4 作業の成立性について」に示すとおり1ユニットあたり要員8名で20分程度を見込んでいる。したがって、フィルタの基準捕集容量到達までの時間は 361分であったことから、フィルタ取替に要する時間(20分)を差し引くと、フィルタ取替の着手時間は 341分となるが、340分(既認可: 120分)でフィルタ取替を着手することとする。

f. フィルタの取替・清掃回数について

実機での作業時間は降灰継続時間である24時間(1,440分)を想定している。フィルタ取替に要する時間20分とフィルタ取替に着手する時間 340分を踏まえると、フィルタ取替が完了する時間は 360分である。フィルタは2セット(A系23枚、B系24枚/セット)配備していることを踏まえると、フィルタ1セット当たり火山灰を捕集する回数は 2回(1,440分/360分/2セット)となり、初回は新品フィルタであることから、フィルタの清掃回数は1回(既認可: 5回)必要である。

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

フィルタは1回清掃して繰り返し使用することとなるが、繰り返しフィルタを使用したとしても、フィルタの性能は十分確保できていることを別紙4の検証試験にて確認している。

g. 炉規則第八十三条 第一号 ロ(3)の対応におけるディーゼル発電機の機能を期待する時間について

炉規則第八十三条 第一号 ロ(3)では、気中降下火砕物濃度を超える降灰を想定し、それによりディーゼル発電機が機能喪失し、交流動力電源が喪失した場合の対応が要求されている。

その際のディーゼル発電機の機能を期待する時間として、炉規則改正のバックフィットと同様、気中降下火砕物濃度を超える降灰として当該濃度の2倍の降灰濃度を想定(基準捕集容量に到達するまでの時間361分を1/2とする。)し、ディーゼル発電機のフィルタ交換に期待せずにディーゼル発電機の機能が維持できる時間を180分(既認可:100分)と設定した。

## (2) 改良型フィルタの火山灰捕集について

改良型フィルタは、300メッシュの金属フィルタをブリーツ状にすることで面積を拡大させ、火山灰を捕集する構造としている。

改良型フィルタによる火山灰捕集の概要を図3に示す。

また、層厚変更に伴い気中降下火砕物濃度が増加し、改良型フィルタの閉塞時間が短くなることから、改良型フィルタの改造により、閉塞時間への影響対策を実施した。

改良型フィルタ閉塞時間の改善内容を別紙5に示す。

## (3) 火山灰捕集による設備への影響について

別紙1によるフィルタの性能試験結果から、火山灰捕集の量を確認すると、以下のとおりであった。

確認項目	火山灰の量
灰受けおよび上流ダクト内への堆積	約13.6kg
改良型フィルタへの付着	0.1kg以下
改良型フィルタ内部への堆積	約1.5kg
通過灰回収フィルタおよび下流ダクト内への堆積	0.06kg以下

試験装置のフィルタは、横置きに取付けているため、フィルタ内の下部に火山灰が堆積する。

改良型フィルタに付着する火山灰の量は100g以下であるが、フィルタ内部に堆積する量を合わせても約2kg程度の重量増加となる。改良型フィルタは、金属製のフィルタであることから、約2kg程度の重量増加によるフィルタへの影響はない。

また、ディーゼル発電機吸気消音器室のエリアは十分広く、改良型フィルタ以外の設備がないことから、改良型フィルタ近傍への火山灰集積による影響はない。

更に、フィルタの捕集率は約99.6%であり、改良型フィルタを通過する火山灰がディーゼル発電機に侵入する可能性はあるが、フィルタを通過する火山灰は微細なものであり、機関内に侵入しても潤滑油により機関外へ除去されること、また燃焼室に一時的に滞留したとしても排ガスとともに大気へ放出されることから、ディーゼル発電機の機能に影響はない。

(大飯発電所3, 4号炉 新知見への適合状況説明資料(DNPに対する防護)2021年3月18日提出のP38個別評価-6「ディーゼル発電機に係る影響評価」を参照)

#### (4) 改良型フィルタの差圧管理について

改良型フィルタは、時間管理によるフィルタ取替着手時間(340分)に基づき、フィルタ1セット当たり1回清掃を行うことにより、24時間のフィルタ取替運用が可能であることを確認している。

24時間以降の火山灰濃度が薄くなった場合については、フィルタ閉塞時間(許容差圧に到達する時間)が長くなり、時間管理による頻度での清掃が不要となるため、フィルタ取替着手の判断を時間管理から差圧管理に変更するとともに、社内標準に差圧管理の運用を反映する。フィルタ差圧管理運用の詳細を別紙6に示す。

#### (5) 改良型フィルタに吸着されない火山灰による影響について

改良型フィルタは、横向きに取付ける構造となっているため、構造的にフィルタに吸着されない火山灰はフィルタ入口側に落ちて堆積することが考えられる。

しかし、フィルタに到達した火山灰およびフィルタ入口付近に落ちた火山灰は、ディーゼル発電機の吸気による流れによりフィルタ内部に吸着され、フィルタ清掃時に回収することになる。また、フィルタ清掃は、フィルタ許容差圧の10分の1以下となるように基準捕集容量を設定しており、許容差圧に到達するよりも早いタイミングで清掃する運用としている。

なお、空気流入経路については、空気取入口は下向きで空気を取り入れ、広い前室エリアを經由してフィルタを通過するため、フィルタまで火山灰が到達しにくい構造となっており、さらに、フィルタ入口側はフィルタ取付フレームによる段差があり、また、広い前室エリアとつながっている構造となっている。

したがって、フィルタ入口側に落ちた火山灰が悪影響を及ぼすことはない。

(図1・図2参照)

取付前

A系 (23枚)

B系 (24枚)

取付時

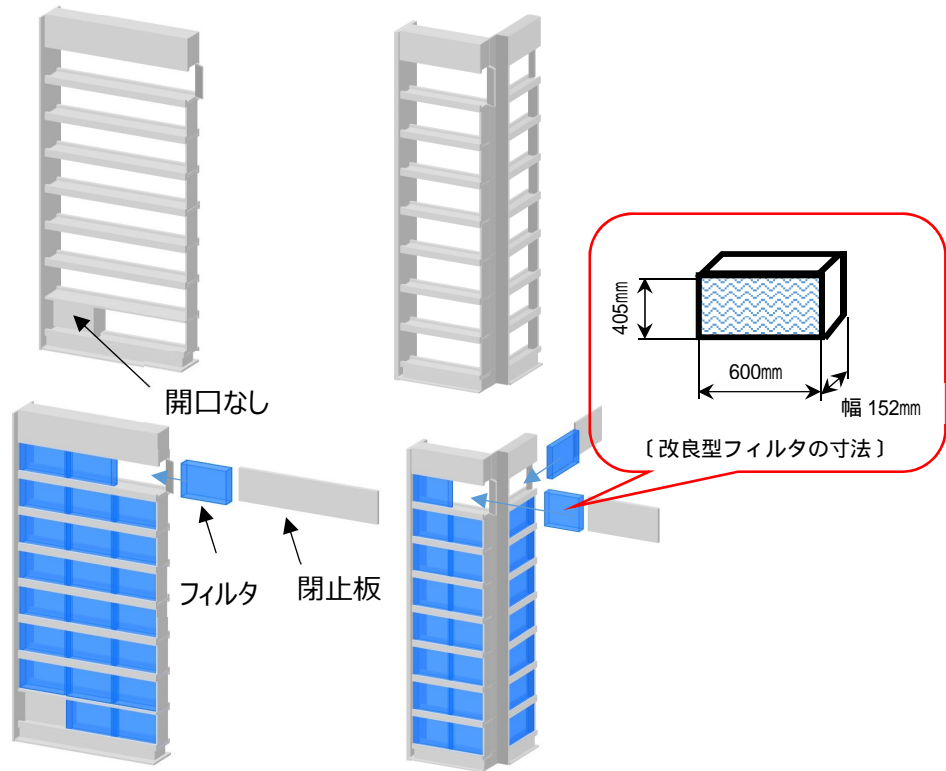


図1 改良型フィルタ外形図

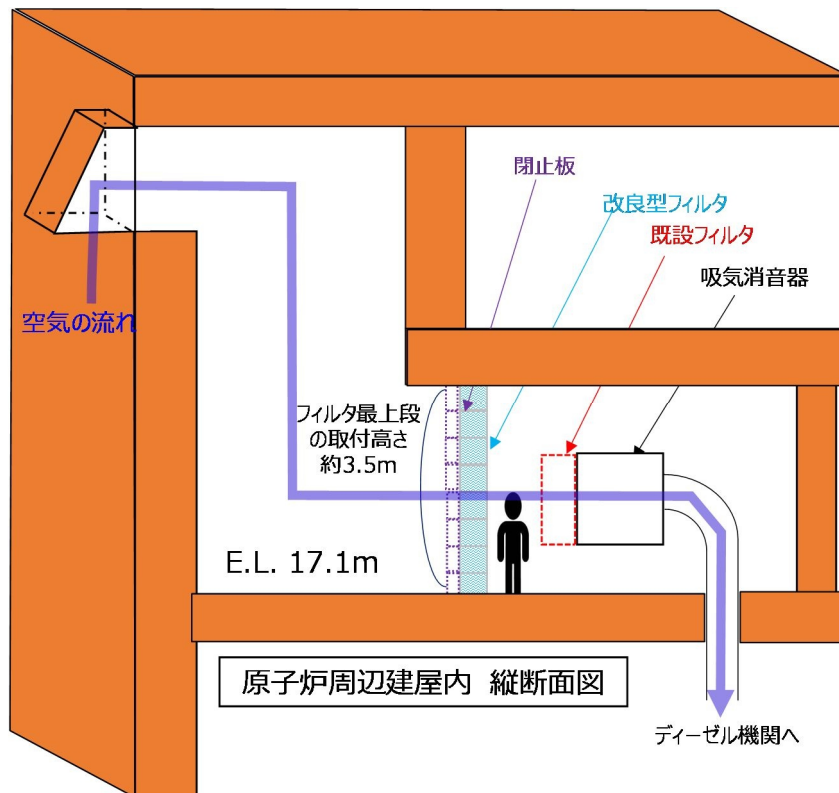
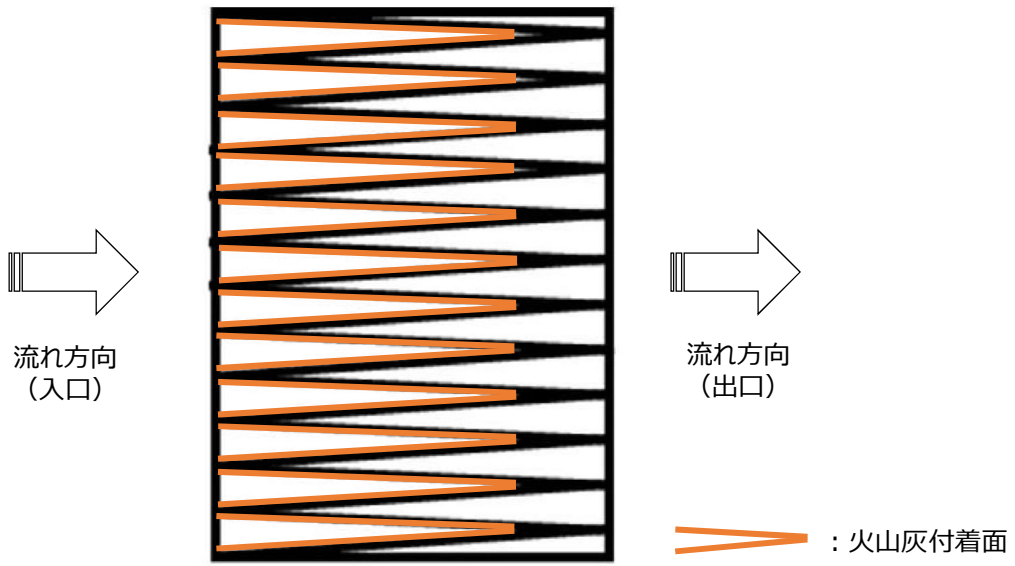


図2 ディーゼル発電機の吸気消音器前への改良型フィルタ取付



〔改良型フィルタの断面図（A 視）〕

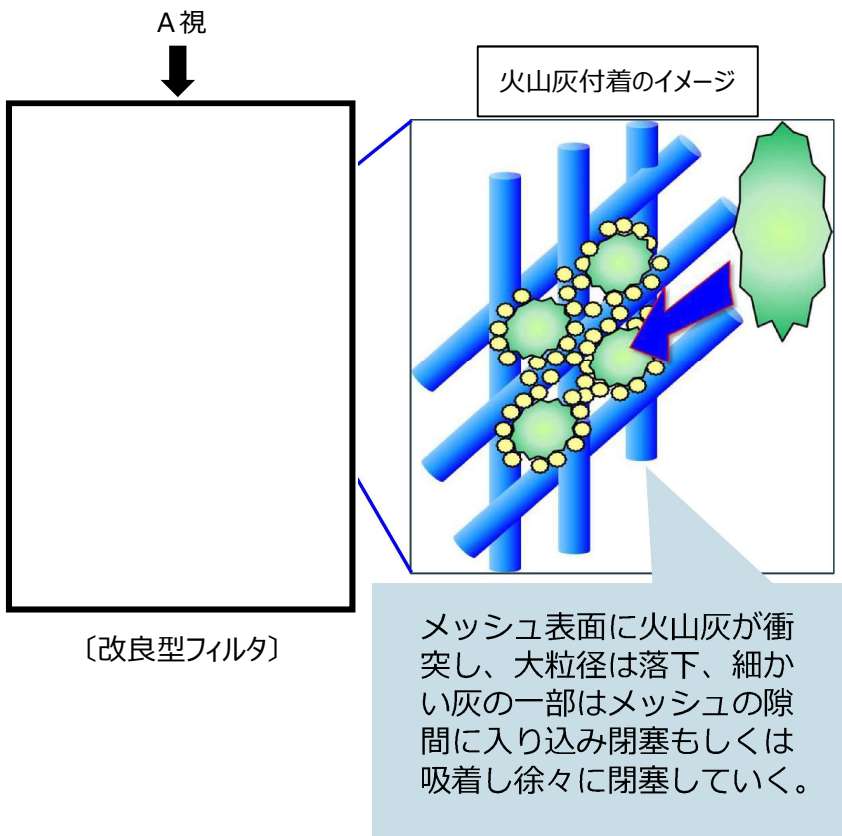


図 3 改良型フィルタの火山灰捕集の概要図

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

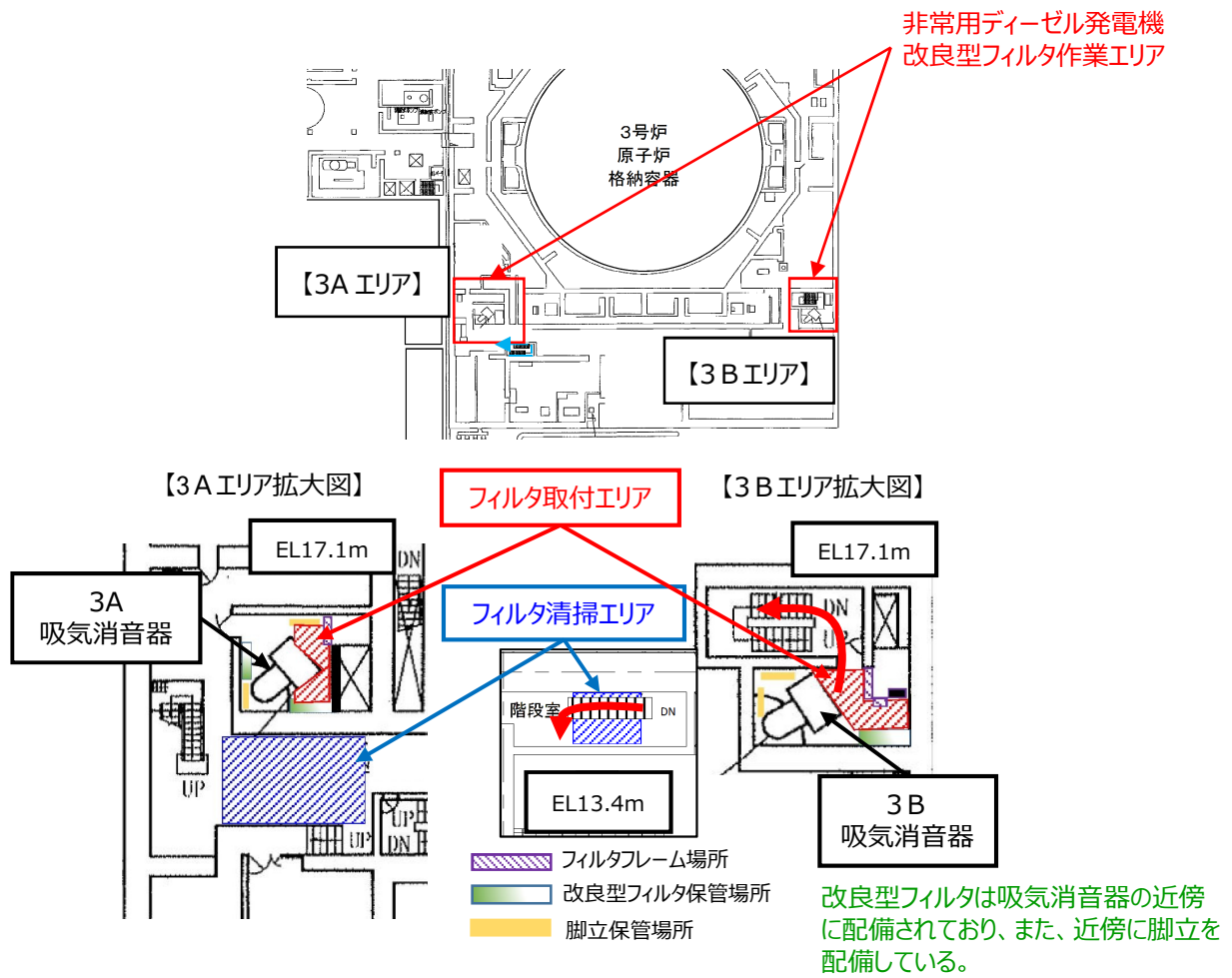
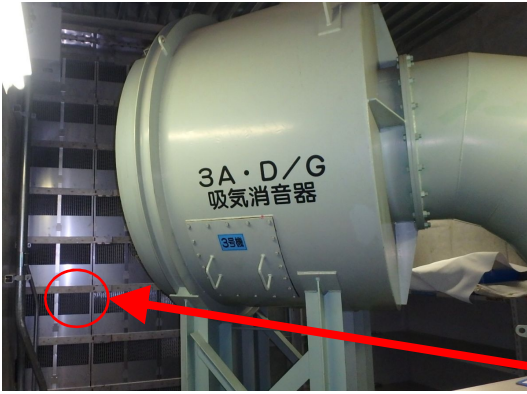


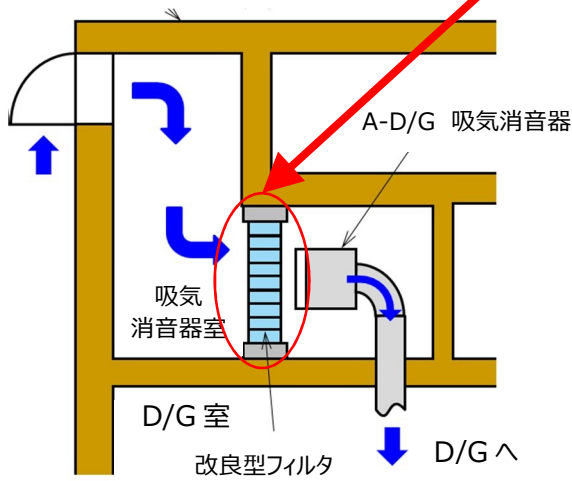
図4 改良型フィルタ取付、フィルタ取替・清掃を行う作業エリアの概要



拡大図

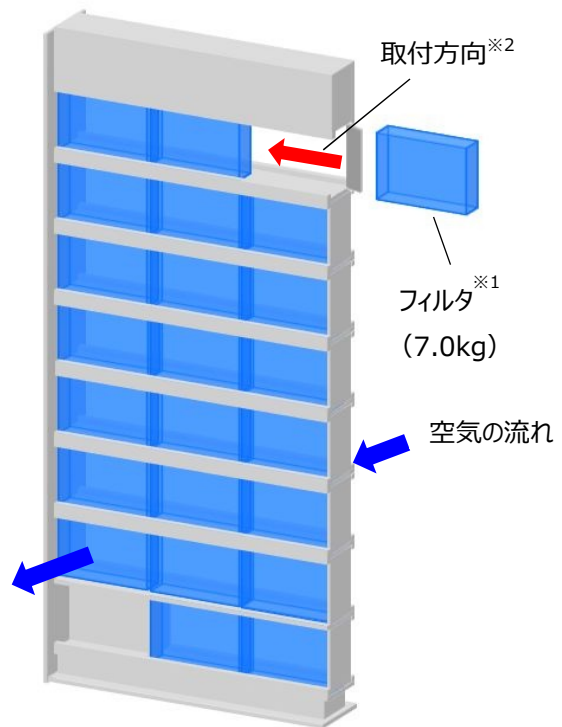


改良型フィルタ取付方向



原子炉周辺建屋内 縦断面図

改良型フィルタ



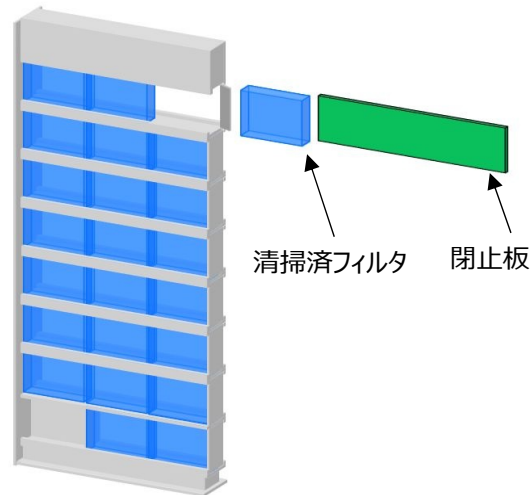
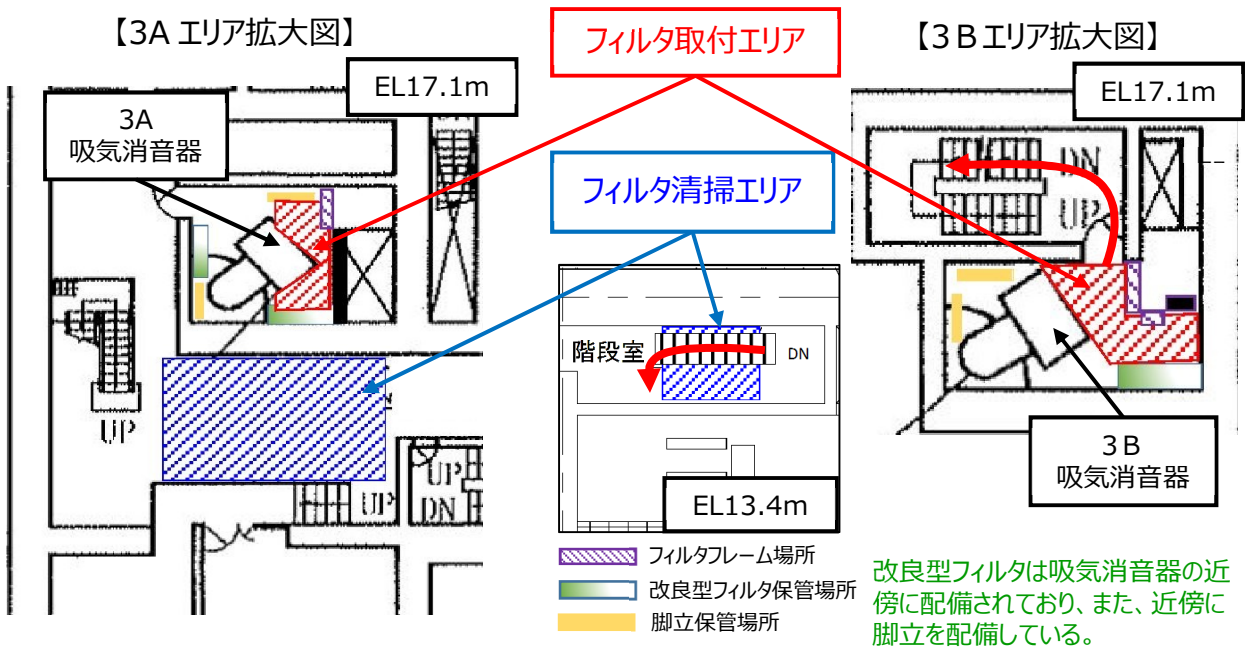
- ※1 フィルタは、非常用ディーゼル発電機運転中の取替・清掃のため、所要数の2倍を配備している。
- ※2 高所にあるフィルタ取付作業は、吸気消音器の近傍に配備している脚立を使用する。  
(高所のフィルタ取付作業状況を参照)



高所のフィルタ取付作業状況

脚立仕様：最高使用高さ 1m69cm

図5 非常用ディーゼル発電機への改良型フィルタ取付作業の概要



- 改良型フィルタの取替作業は、下図に示す手順①から④を繰り返し実施する。なお、高所にあるフィルタ取替作業は、吸気消音器の近傍に配備している脚立を使用する。
- フィルタはA系23枚、B系24枚あり、取替作業を3個セットずつ実施することになっているため、閉止板で空気の流入を止めている間は、残りの20個のフィルタから空気を取り込める。また、フィルタ取替作業の着手は、保守的に許容差圧より十分低いタイミングで実施しており、3個のフィルタ閉止により許容差圧に到達することはないため、非常用ディーゼル発電機への影響はない。

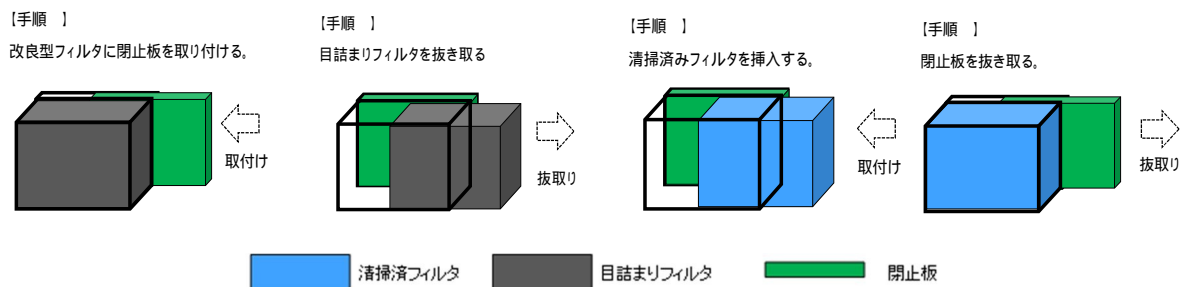


図6 非常用ディーゼル発電機の改良型フィルタ取替作業の概要



(5) 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)を用いた蒸気発生器への注水による炉心冷却の成立性について

蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)(以下、「仮設中圧ポンプ」という。)を用いた蒸気発生器への注水による炉心冷却の成立性については、既認可保安規定(平成30年12月17日付け、原規規発第1812177号)における補足説明資料での評価において有効性評価相当の解析を行い、蒸気発生器の保有水が確保され継続的な炉心冷却が可能であり炉心の著しい損傷を防止できることを確認している。今回の層厚変更により、「3.(1)g. ディーゼル発電機の機能を期待する時間について」に示す時間、「4. 火山影響等発生時における手順の変更について」に示す仮設中圧ポンプの準備完了時間が変更になったため、これに伴う解析の入力条件を変更した。以下「a.はじめに」～「e.まとめ」に示す内容は、上記の変更を踏まえて既認可と同様に、炉心の著しい損傷を防止できることを確認したものである。具体的な変更は以下のとおりであり、その他の主要解析条件及び不確かさの影響評価については、既認可と同じである。

【既認可からの変更点】

- ・「b.主要解析条件等」に示す第1表の 1～3の入力値を今回の想定時間に変更。また、その解析結果を「c.解析結果」に示している。
- ・「d.不確かさの影響評価」のうち「(c)操作時間余裕」について、今回の解析上のSG最低水位と蒸気発生器保有水量(液相)を用いて計算。

a.はじめに

火山影響等発生時において、ガイドに基づき設定した気中降下火砕物濃度を超える降下火砕物濃度を想定した場合、前項「3.層厚変更に伴い評価対象となる運用の評価」の「(1)改良型フィルタのフィルタ取替の着手時間について g.炉規則第八十三条 第一号 ロ(3)の対応におけるディーゼル発電機の機能を期待する時間について」に示すとおり、非常用ディーゼル発電機が降灰到達から180分間機能維持するものと設定する。

上記設定を踏まえて、降灰と同時に外部電源喪失が発生し、自動起動した非常用ディーゼル発電機が180分間運転継続した後、非常用ディーゼル発電機が停止することにより全交流動力電源喪失が発生した場合でも、仮設中圧ポンプにより蒸気発生器へ注水することで、炉心の著しい損傷を防止できることについて確認した。

b.主要解析条件等

第1表に主要な解析条件を示す。また、第1図に対応手順と事象進展を示す。なお、第1表以外の主要解析条件は、原子炉設置変更許可申請書 添付書類十 第7.1章 運転中の原子炉における重大事故に至るおそれがある事故のうち、事故シーケンスグループ「全交流動力電源喪失」における重要事故シーケンス「外部電源喪失+非常用所内交流電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失」と同様であり、参考表1に示す。

第1表 主要解析条件

項目	主要解析条件	条件設定の考え方
解析コード	M - R E L A P 5	新規制基準適合性確認審査で実績のあるコードを使用。(主要条件のため記載)
炉心崩壊熱	FP：日本原子力学会推奨値 アクチニド：ORIGEN2 (サイクル末期を仮定)	サイクル末期炉心の保守的な値を設定。燃焼度が高いと高次のアクチニドの蓄積が多くなるため長期冷却時の崩壊熱は大きくなる。このため、燃焼度が高くなるサイクル末期時点を対象に崩壊熱を設定。また炉心平均評価用崩壊熱を用いる。
起因事象	原子炉手動停止 (解析上の時刻0秒)	降灰予報「多量」から5分後(噴火から15分後)を設定。
原子炉手動停止後の対応	高温停止状態維持	原子炉手動停止後、1次系濃縮完了までは高温停止状態を維持。
安全機能の喪失に対する仮定(1)	外部電源喪失 (原子炉手動停止から45分後)	発電所への降灰到達時(噴火から60分後)に外部電源が喪失することを仮定。
安全機能の喪失に対する仮定(2)	非常用所内交流動力電源喪失 (原子炉手動停止から225分後 <sup>1)</sup> )	降灰到達から180分間 <sup>2</sup> の非常用ディーゼル発電機の機能維持を考慮。気中降下物濃度の2倍濃度の火山灰による閉塞を想定した場合の非常用ディーゼル発電機の機能維持時間をフィルタ試験結果より保守的に設定。
補助給水機能の喪失に対する仮定	全交流動力電源喪失と同時に機能喪失	全交流動力電源喪失により電動補助給水ポンプが停止。タービン動補助給水ポンプには期待しない。
2次系強制冷却開始(主蒸気逃がし弁開)	原子炉手動停止から265分後 <sup>3</sup> (全交流電源喪失から40分後)	仮設中圧ポンプ準備完了時間に弁の操作時間5分を加えた時間を設定。(全交流電源喪失後に操作現場に移動したのち、仮設中圧ポンプ準備完了の連絡を現場で受けてからの手動操作を想定)
仮設中圧ポンプによる蒸気発生器への注水	蒸気発生器2次側圧力2.8MPa[gage]にて注入開始	設備の仕様から設定

1、2、3：既認可においてはそれぞれ「145分後」「100分間」「185分後」となる。

また、注記箇所以外の主要解析条件は既認可と同じ。

### c. 解析結果

2次系関係の主要な事象進展を第2図から第5図に、1次系関係の主要な事象進展を第6図から第8図に示す。

原子炉の手動停止後、補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水および主蒸気逃がし弁による1次系温度の維持等により、高温停止状態を維持する。

原子炉の手動停止から45分後に発生する外部電源喪失以降も非常用ディーゼル発電機からの給電により高温停止状態を維持する。

原子炉の手動停止から225分後に、非常用ディーゼル発電機が機能喪失することにより全交流電源喪失および補助給水機能喪失が発生するが、原子炉の手動停止から265分後に主蒸気逃がし弁による2次系強制冷却を開始することで蒸気発生器の圧力が低下し、仮設中圧ポンプによる蒸気発生器への注水は原子炉の手動停止から約284分後から開始される。それまでの約59分間は蒸気発生器への注水が停止するが、仮設中圧ポンプによる注水の効果により、蒸気発生器の水位は、事象進展中、約18%以上に保たれる。(既認可：約15%)

仮設中圧ポンプによる蒸気発生器への注水により蒸気発生器2次側の保有水を確保できること、1次系の保有水が十分確保されていること、主蒸気安全弁の作動および主蒸気逃がし弁による2次系強制冷却により1次系の自然循環が維持されることから、継続的な炉心冷却が可能であり、炉心の著しい損傷を防止できる。

以降は、1次系圧力1.7MPa[gage]にて蓄圧タンク出口弁を閉止し、1次系温度170、1次系圧力0.7MPa[gage]の状態まで減温・減圧し、安定停止状態に移行する。これらの主要な事象進展と解析結果を第2表に示す。

第2表 主要な事象進展と解析結果

事象進展	層厚変更後		既認可
	解析上の経過時間(分)	火山噴火からの想定時間(分)	火山噴火からの想定時間(分)
原子炉手動停止	0	15	15
外部電源喪失発生	45	60	60
全交流動力電源喪失発生 (補助給水機能喪失発生)	225	240	160
主蒸気逃がし弁(現場)による 2次系強制冷却開始	265	280	200
仮設中圧ポンプによる蒸気発生器への 注水開始	約284	約299	約219
蒸気発生器水位(広域)の 最低値(約18%)到達	約307	約322	約247 <sup>1</sup>

1：既認可における蒸気発生器水位(広域)の最低値である約15%に到達する時間

#### d. 不確かさの影響評価

c. で実施した解析結果に対して、原子炉設置変更許可申請書 添付書類十と同等の不確かさの影響評価を実施し、運転員等操作時間および評価結果に与える影響を確認した。

不確かさの影響評価方法について、参考図 1 に示す。

不確かさの影響を確認する運転員等操作は、蒸気発生器の水位が回復に転じるまでに実施する操作を対象とする。具体的には、「外部電源喪失後の対応」、「2次系強制冷却開始」、「仮設中圧ポンプによる蒸気発生器への注水」を対象に影響を確認する。

#### (a) 解析コードにおける重要現象の不確かさの影響評価

本解析に対して不確かさの影響評価を行う重要現象は、「蒸気発生器 2 次側水位変化・ドライアウト」であり、当該重要現象に対する不確かさの影響評価は以下のとおりである。

##### ア. 運転員等操作時間に与える影響

「蒸気発生器 2 次側水位変化・ドライアウト」は、LOFTL9-3 試験の結果から、蒸気発生器水位の低下に伴う伝熱量の低下傾向を適切に模擬できており、不確かさは十分小さいと評価している。また、蒸気発生器水位を起点としている運転員等操作はないことから、運転員等操作時間に与える影響はない。

##### イ. 評価結果に与える影響

ア. に記載しているとおり、「蒸気発生器 2 次側水位変化・ドライアウト」は、LOFTL9-3 試験の結果から、蒸気発生器水位の低下に伴う伝熱量の低下傾向を適切に模擬できており、不確かさは十分小さいと評価している。このため、評価結果に与える影響は十分小さい。

#### (b) 解析条件の不確かさの影響評価

##### ア. 初期条件、事故条件および機器条件

初期条件、事故条件および機器条件は第 1 表に示す条件のうち「原子炉手動停止後の対応」および「2次系強制冷却開始」以外の条件であり、それらの条件設定を設計値等、最確条件（現実的な条件）とした場合の影響を評価する。

##### 運転員等操作時間に与える影響

炉心崩壊熱の変動を考慮し、現実的な条件の崩壊熱を用いた場合、解析条件として設定している崩壊熱より小さくなるため、蒸気発生器水位は高めに推移する。しかしながら、蒸気発生器水位を起点としている運転員等操作はないことから、運転員等操作時間に与える影響はない。

起因事象および安全機能の喪失に対する仮定の変動を考慮し、最確条件の起因事象および安全機能の喪失に対する仮定を用いた場合、非常用ディーゼル発電機フィルタの捕集容量を現実的に考えると、全交流動力電源喪失発生時刻は想定より遅れる。このように、現実的な条件で起因事象や安全機能の喪失を仮定した場合、事象進展が緩やかになるため、崩壊熱の低下により蒸気発生器水位は高めに推移する。しかしながら、蒸気発生器水位を起点としている運転員等操作はないことから、運転員等操作時間に与える影響はない。

補助給水機能の喪失については、全交流動力電源喪失発生と同時に電動補助給水ポンプは停止し、また、タービン動補助給水ポンプに期待しないことは前提条件であることから、不確かさはない。なお、さらなる考察のため、補助給水機能の喪失に対する仮定の変動を考慮し、仮にタービン動補助給水ポンプがある期間使用できる場合も考えると、その期間は補助給水が停止しないことから、事象進展が緩やかになるため、蒸気発生器水位は高めに推移する。しかしながら、蒸気発生器水位を起点としている運転員等操作はないことから、運転員等操作時間に与える影響はない。

仮設中圧ポンプによる蒸気発生器への注水については、設備仕様から設定していることから不確かさはない。このため、運転員等操作時間に与える影響はない。

#### 評価結果に与える影響

炉心崩壊熱の変動を考慮し、現実的な条件の崩壊熱を用いた場合、解析条件として設定している崩壊熱より小さくなり、蒸気発生器水位は高めに推移するため、評価結果の余裕は大きくなる。

起因事象および安全機能の喪失に対する仮定の変動を考慮し、最悪条件の起因事象および安全機能の喪失に対する仮定を用いた場合、非常用ディーゼル発電機フィルタの捕集容量を現実的に考えると、全交流動力電源喪失発生時刻は想定より遅れる。このように、現実的な条件で起因事象や安全機能の喪失を仮定した場合、事象進展が緩やかになることにより、崩壊熱の低下により蒸気発生器水位は高めに推移するため、評価結果の余裕は大きくなる。

補助給水機能の喪失については、全交流動力電源喪失発生と同時に電動補助給水ポンプは停止し、また、タービン動補助給水ポンプに期待しないことは前提条件であることから、不確かさはない。なお、さらなる考察のため、補助給水機能の喪失に対する仮定の変動を考慮し、仮にタービン動補助給水ポンプがある期間使用できる場合も考えると、その期間は補助給水が停止しないことから、事象進展が緩やかになることにより、蒸気発生器水位は高めに推移するため、評価結果の余裕は大きくなる。

仮設中圧ポンプによる蒸気発生器への注水については、設備仕様から設定していることから不確かさはない。このため、評価結果に与える影響はない。

#### イ．操作条件

操作条件の不確かさとして、解析コードおよび解析条件の不確かさが運転員等操作時間に与える影響並びに解析上の操作開始時間と実際に見込まれる操作開始時間等の操作時間の変動を考慮して、要員の配置による他の操作に与える影響および評価結果に与える影響を確認する。

#### 要員の配置による他の操作に与える影響

「原子炉手動停止後の対応（運転員操作）」に対して「仮設中圧ポンプによる蒸気発生器への注水（運転員操作）」および「2次系強制冷却開始（運転員操作）」の操作は全交流動力電源喪失発生を起点に切り替わる操作であり、作業は重複しないことから、要員の配置による他の操作に与える影響はない。また、「仮設中圧ポンプによる蒸気発生器への注水（運転員操作・緊急安全対策要員操作）」は、「2次系強制冷却開始（運転員操作・緊急安全対策要員操作）」とは異なる要員による操作であり、作業は重複しないため、要員の配置による他の操作に与える影響はない。

## 評価結果に与える影響

「原子炉手動停止後の対応」については、原子炉手動停止の発生を起点とし、全交流動力電源喪失の発生までの間、高温停止状態を維持する操作であることから、評価結果に与える影響はない。

「2次系強制冷却開始」および「仮設中圧ポンプによる蒸気発生器への注水」については、解析上の開始時間に対して実際に見込まれる開始時間は早くなる。具体的には、仮設中圧ポンプの準備操作完了を受けて、主蒸気逃がし弁開操作を開始し、主蒸気逃がし弁の開放による2次系強制冷却開始後、蒸気発生器2次側が既定の圧力まで減圧されれば、仮設中圧ポンプによる蒸気発生器への注水が開始されるが、仮設中圧ポンプの準備操作の操作時間は実際には短くなることを訓練等で確認していることから、2次系強制冷却開始時間は、解析上の想定に対して早くなる。このため、蒸気発生器2次側減圧が早まり、仮設中圧ポンプから蒸気発生器への注水が早期に開始されることから、評価結果の余裕は大きくなる。

### (c) 操作時間余裕

不確かさの影響を確認する運転員等操作のうち「原子炉手動停止後の対応」については、原子炉手動停止を起点とし、全交流動力電源喪失の発生までの間、高温停止状態を維持する操作であることから、十分な操作時間余裕がある。

また、「2次系強制冷却開始」については、解析コードおよび解析条件の不確かさによる操作開始時間への影響がないこと、解析上の操作開始時間として電源系統切替に要する時間35分と主蒸気逃がし弁開操作時間5分を設定しており、実際に見込まれる操作開始時間は早くなる<sup>(注1)</sup>ことから、操作が遅れた場合の時間余裕を確認する必要はないが、どの程度の操作時間余裕があるかを把握する観点から、評価結果に対して、対策の有効性が確認できる範囲内での操作時間余裕を確認する。

(注1): 電源系統切替が含まれる「電源車による給電準備および給電開始」操作は、想定時間110分より短い時間で操作が完了できることを確認していること、および、弁の中間開度での蒸気放出に解析上期待していないことから、実際の操作開始は早まるとしている。

「2次系強制冷却開始」に対する操作時間余裕としては、当該操作が遅れることにより主蒸気安全弁からの蒸気放出が継続することを仮定し、解析上の蒸気発生器の最低水位である約18%に相当する液相保有水である約14tonが、主蒸気安全弁から放出される蒸気として全て消費される時間を算出して概算する。

第4図に示す蒸気発生器保有水量(液相)の時間変化より、主蒸気安全弁動作時のSG保有水量低下率は約0.34ton/minであることから、余裕時間は以下の通りとなる。

#### 【評価結果】

$$\text{約 } 14\text{ton} \div \text{約 } 0.34\text{ton/min} = \text{約 } 41\text{分}$$

評価の結果、操作時間余裕として全交流電源喪失から40分後に実施する「2次系強制冷却の開始」に対して、約41分の時間余裕が確保できる。

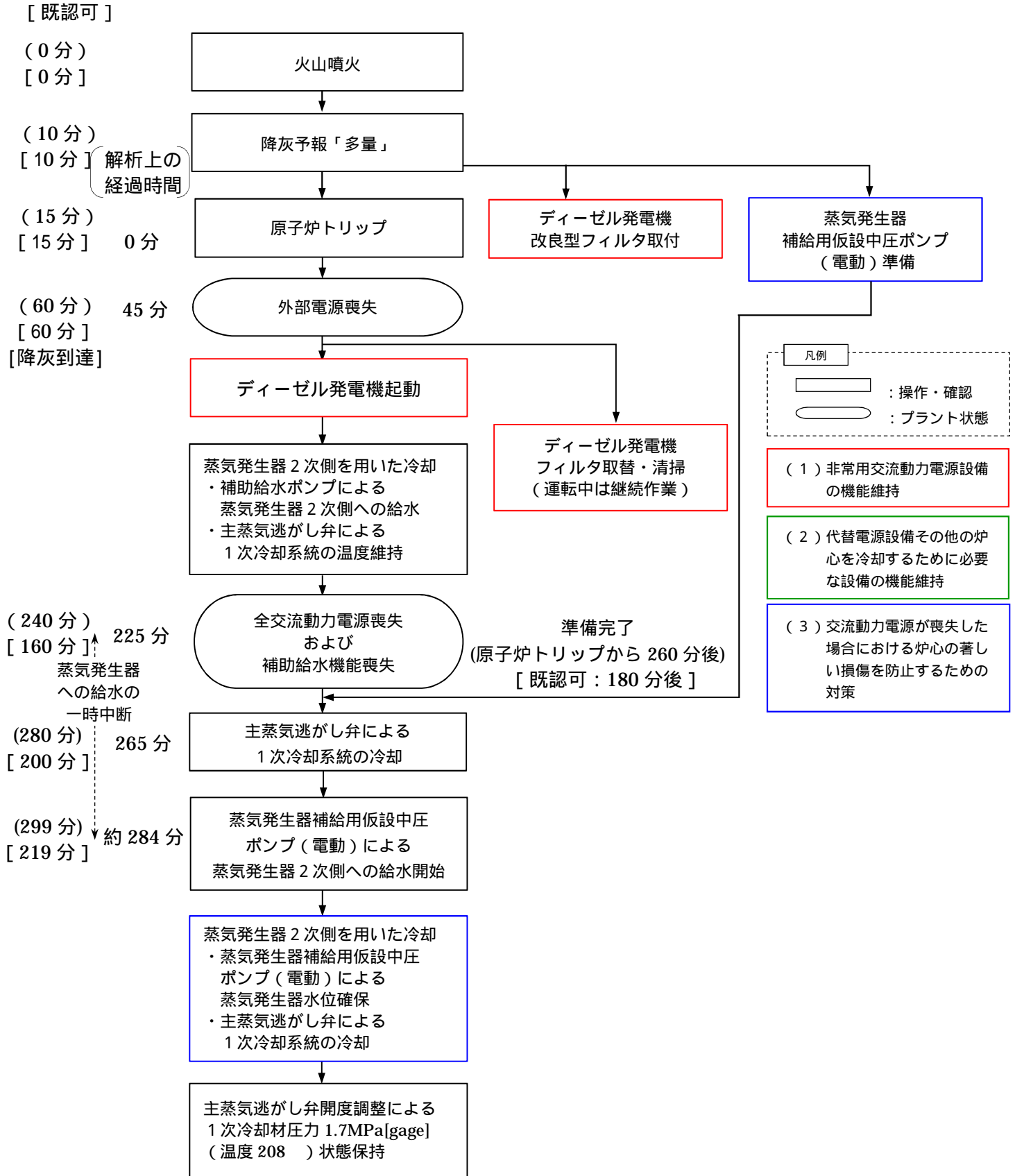
また、「仮設中圧ポンプによる蒸気発生器への注水」に関しては、仮設中圧ポンプの準備完了後に「2次系強制冷却開始」を行うことから、前述の「2次系強制冷却開始」にかかる時間余裕約41分は仮設中圧ポンプの準備にかかる時間余裕としても扱うことができる。

e. まとめ

降灰予報「多量」を受けて原子炉を手動停止させた後、降灰到達により外部電源喪失が発生し、その180分後に全交流動力電源喪失および補助給水機能喪失に至るものと想定した場合でも、仮設中圧ポンプによる蒸気発生器への注水により蒸気発生器2次側の保有水を確保できること、1次系の保有水が十分確保されていること、主蒸気安全弁の作動および主蒸気逃がし弁による2次系強制冷却により1次系の自然循環が維持されることから、継続的な炉心冷却が可能であり、炉心の著しい損傷を防止できる。また、解析コードおよび解析条件の不確かさを考慮した場合でも、蒸気発生器水位に対する余裕が大きくなる。

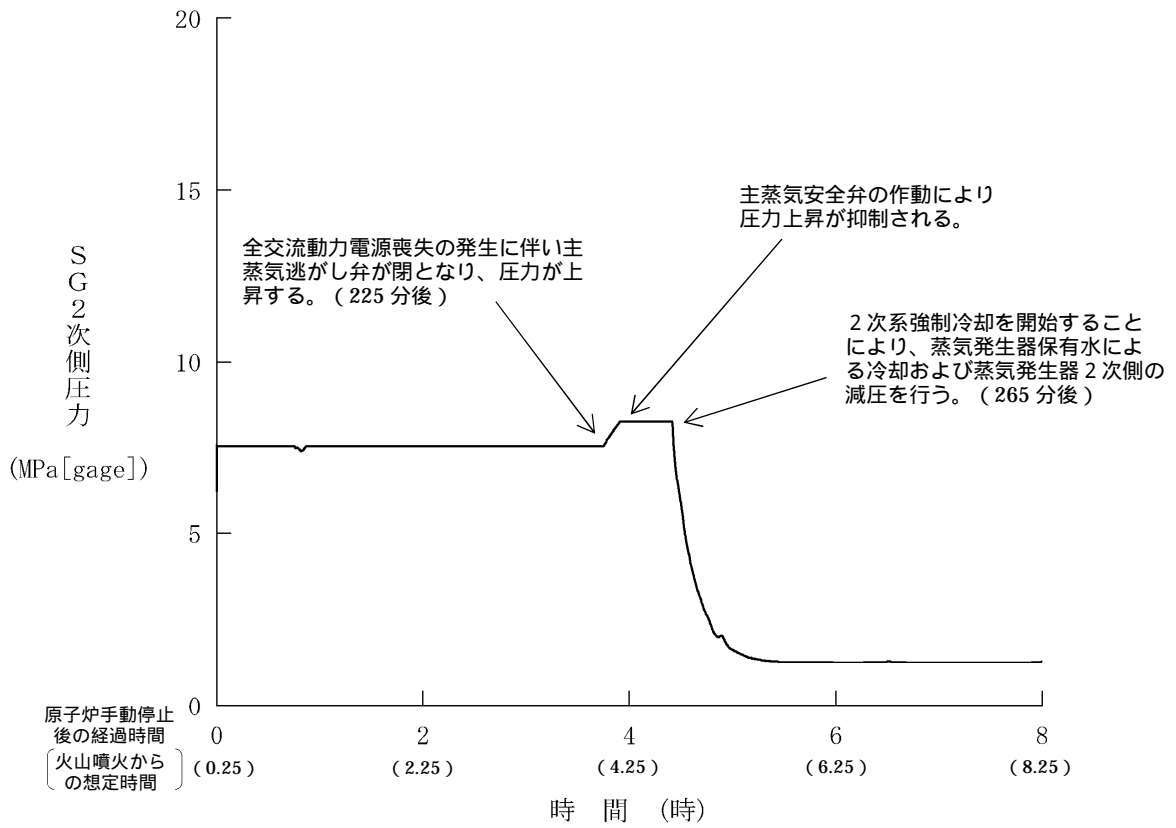
このため、仮設中圧ポンプを用いた蒸気発生器への注水により、炉心の著しい損傷を防止できることを確認した。

(火山噴火からの想定時間)

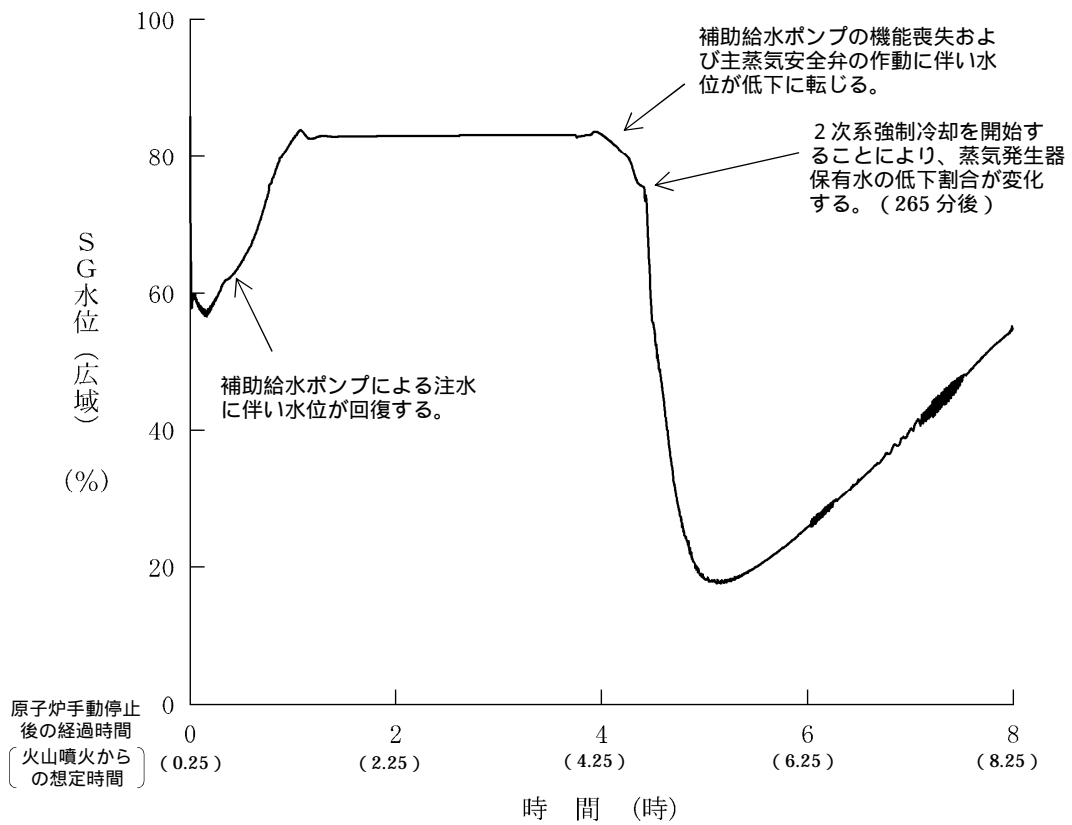


第1図 対応手順と事象進展

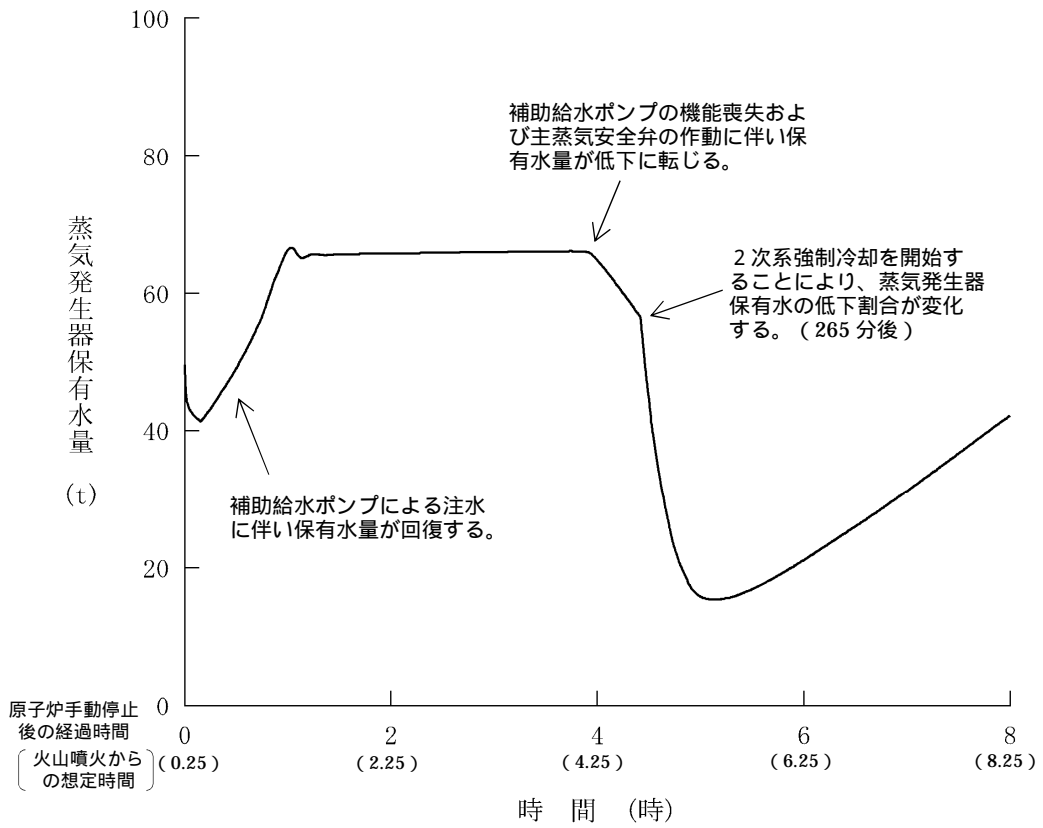




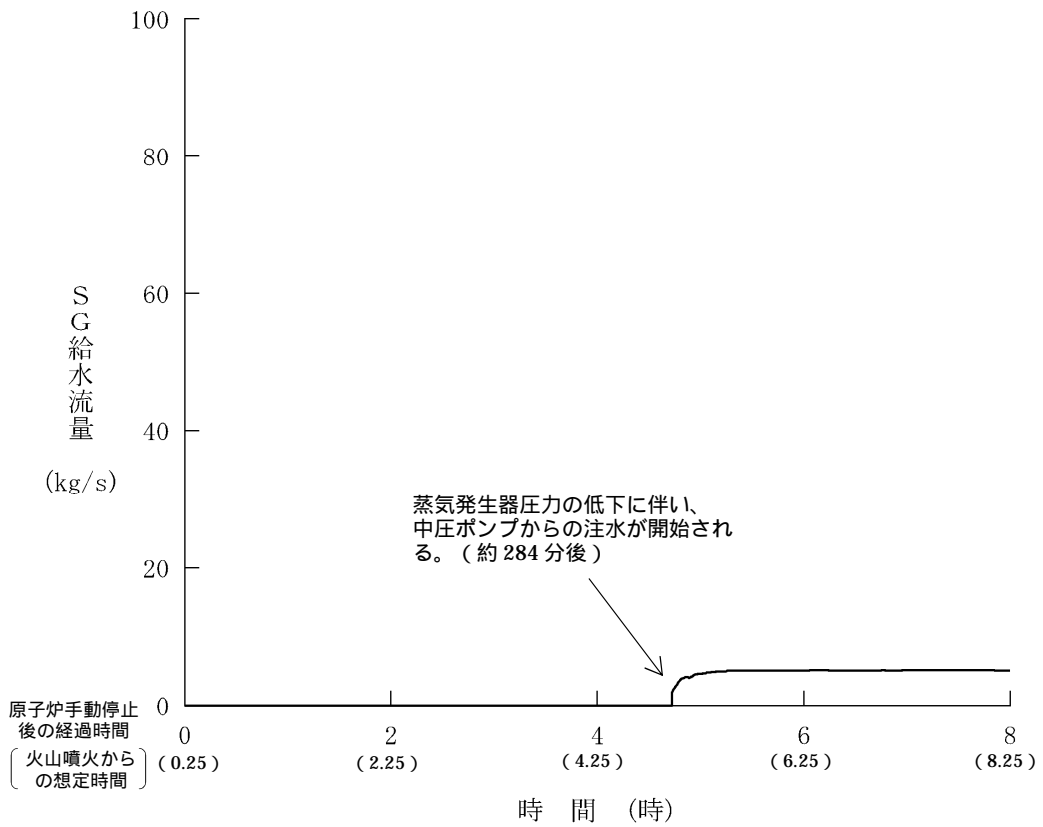
第2図 蒸気発生器2次側圧力



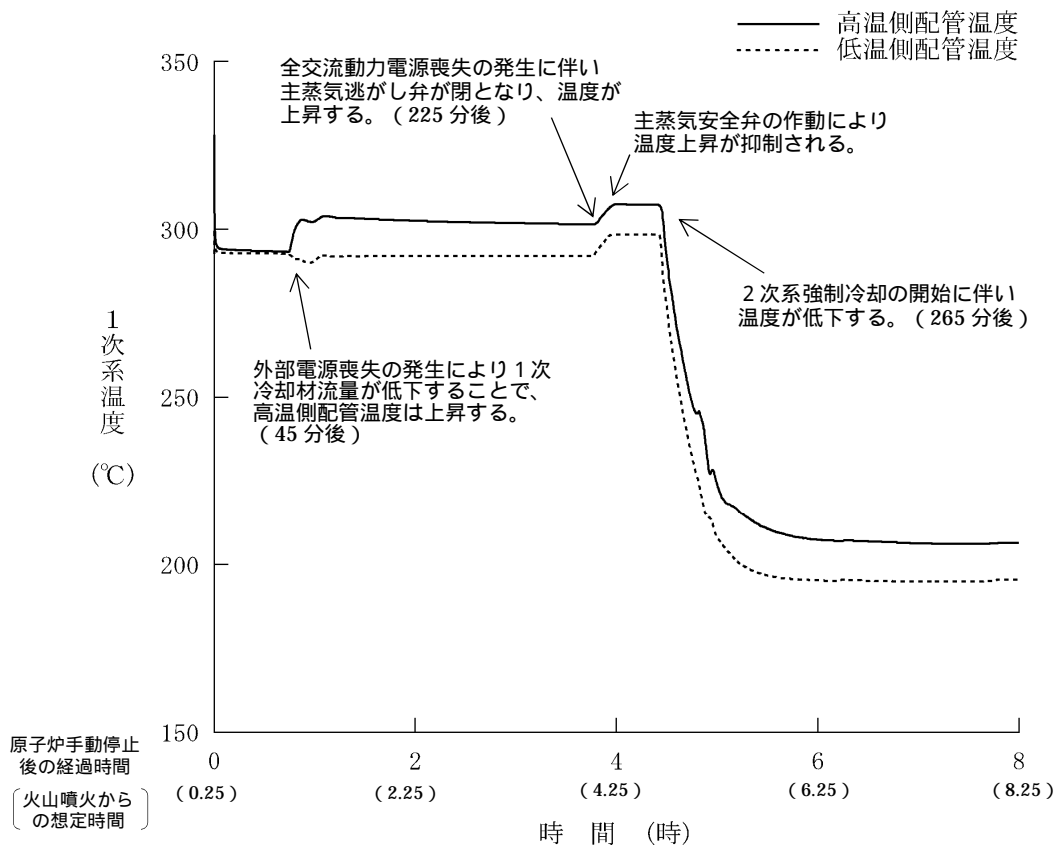
第3図 蒸気発生器水位 (広域)



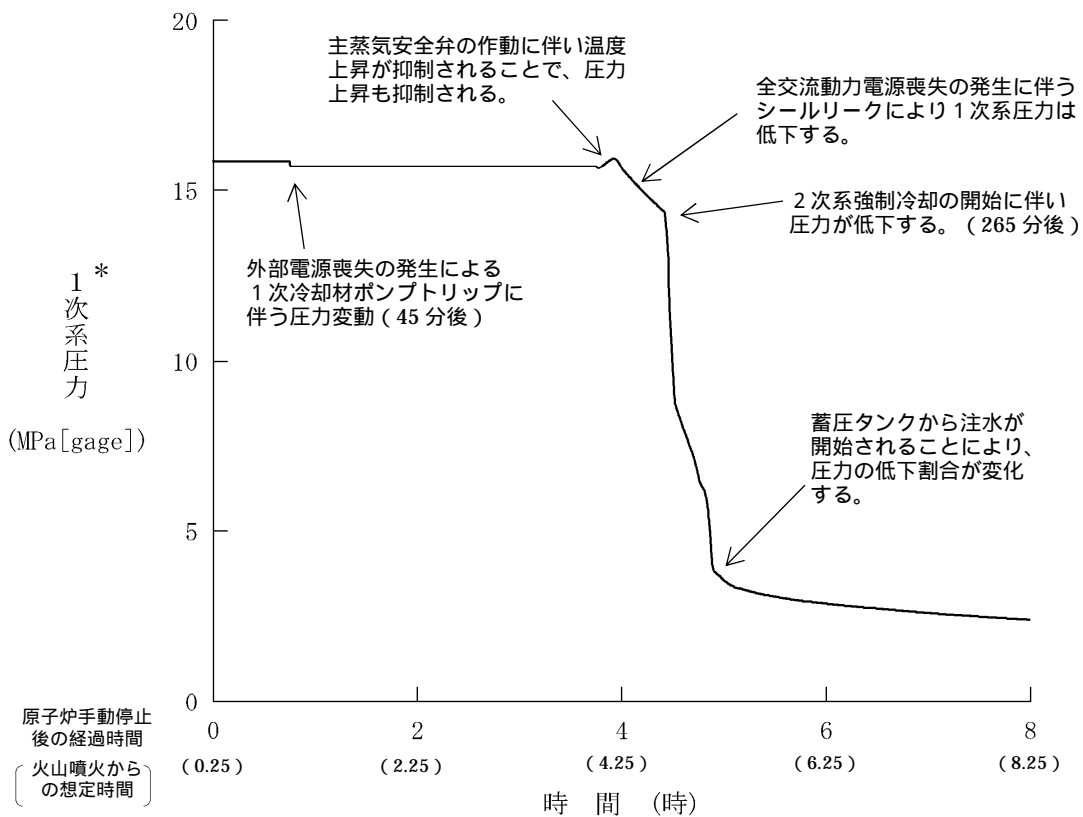
第4図 蒸気発生器保有水量 (液相)



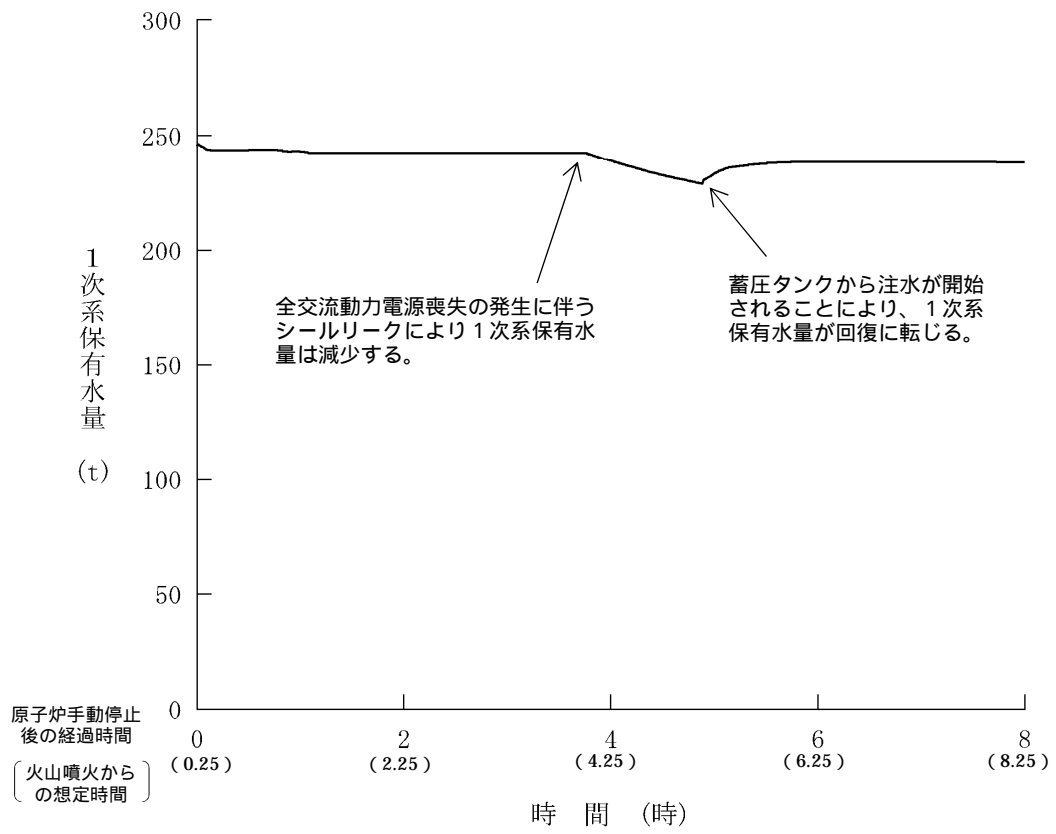
第5図 蒸気発生器2次側への注水流量



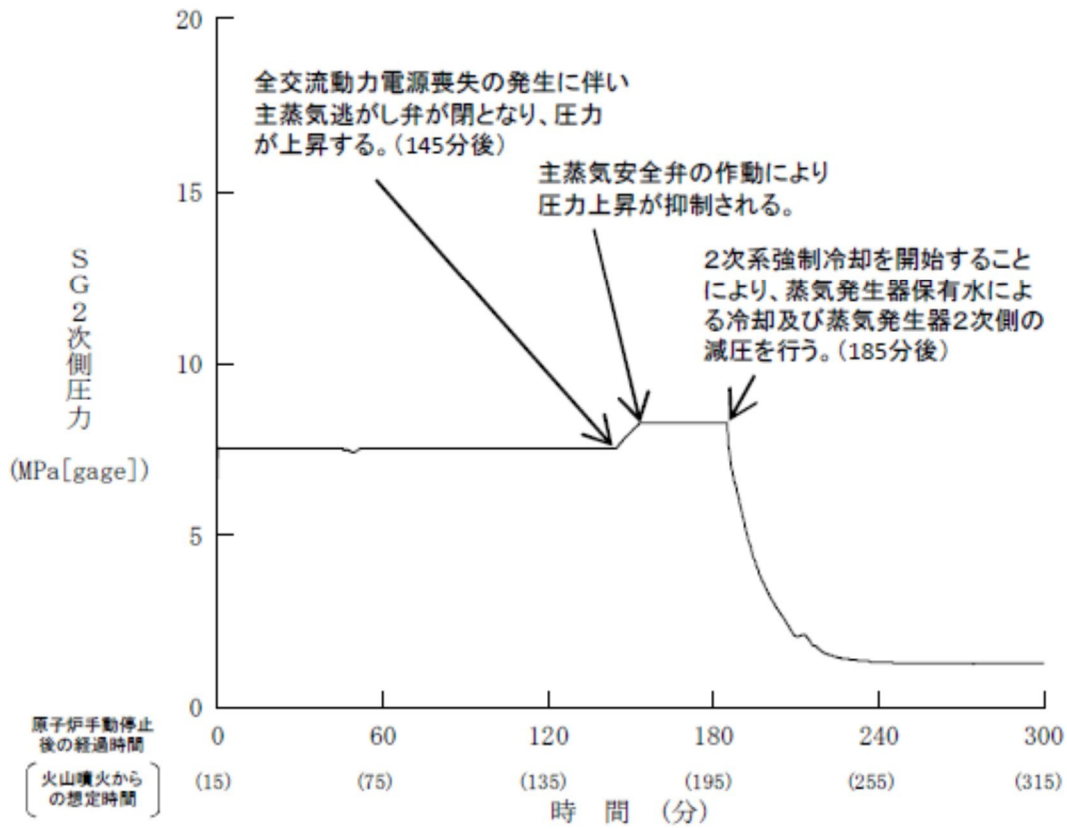
第6図 1次系温度 (高温側、低温側)



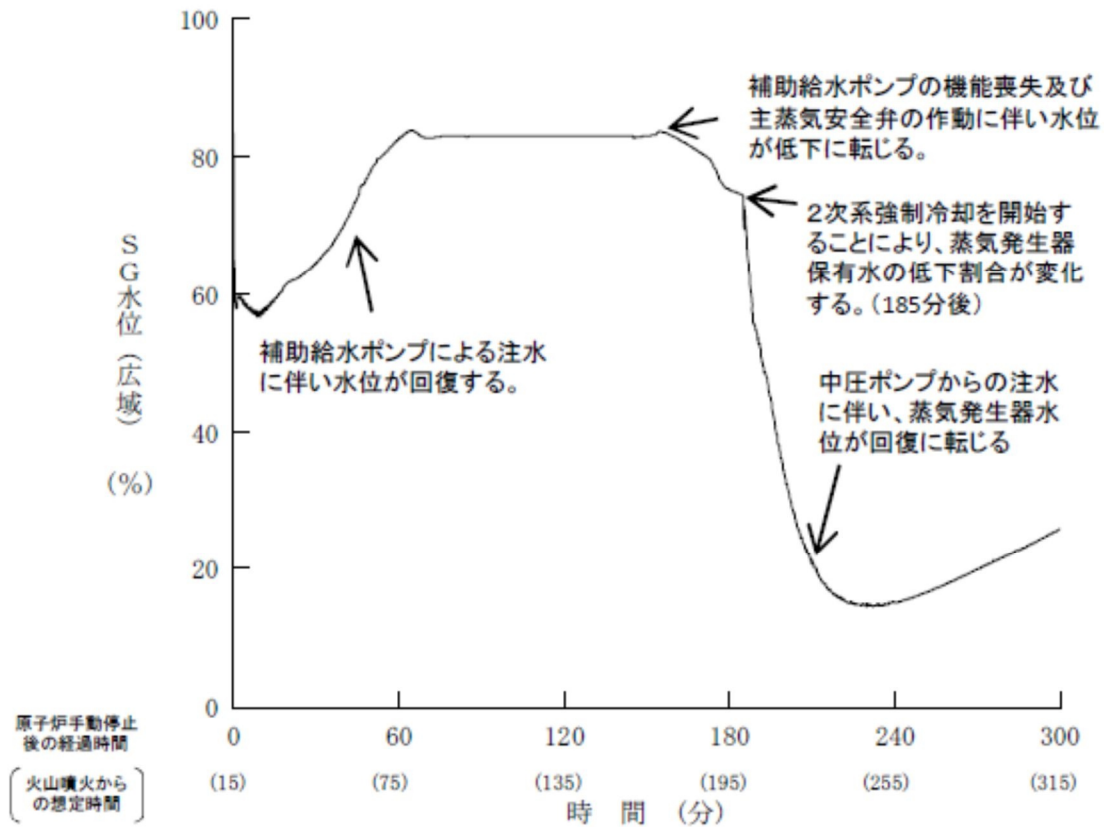
第7図 1次系圧力



第8図 1次系保有水量

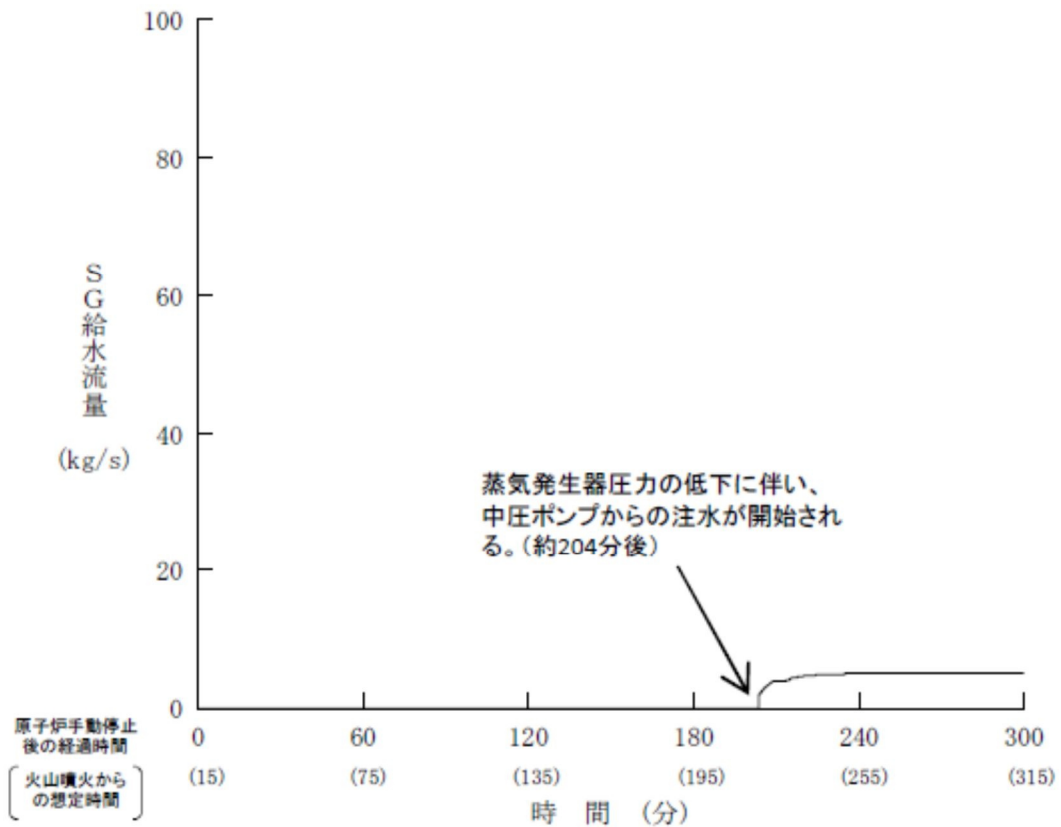


第9 - 1図 [既認可] 蒸気発生器2次側圧力

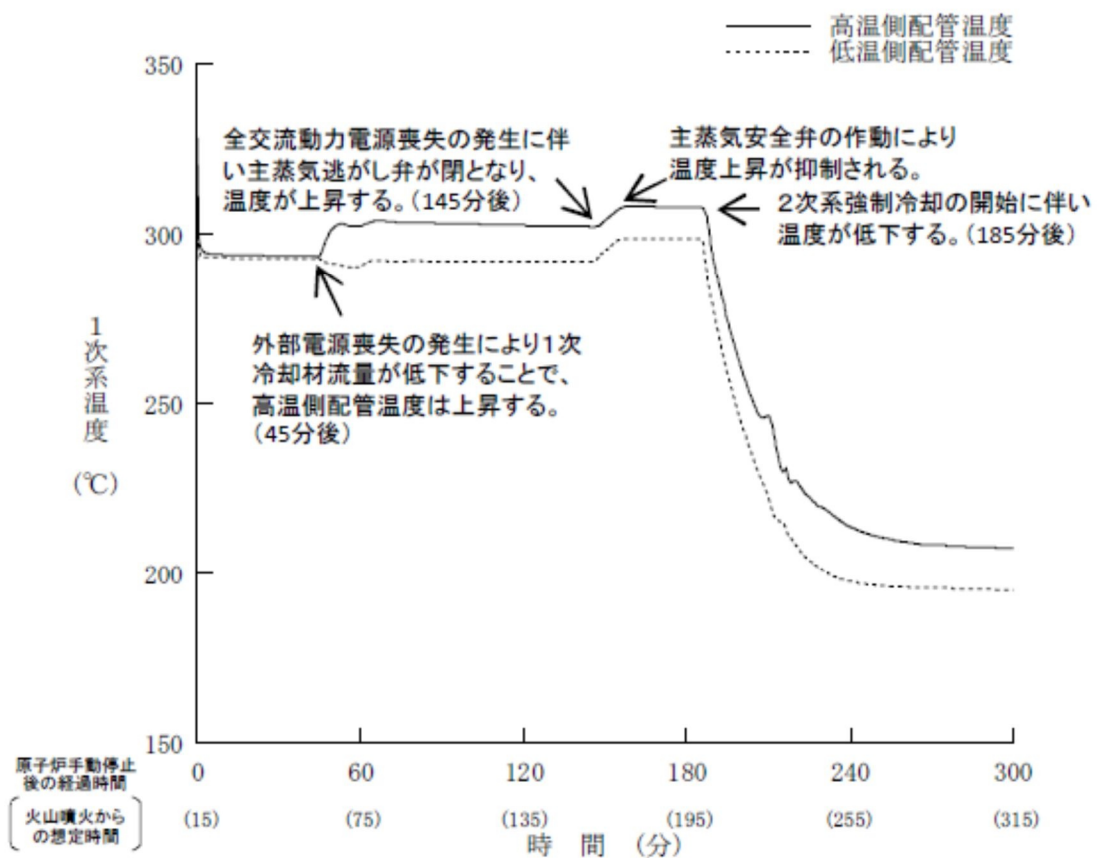


第9 - 2図 [既認可] 蒸気発生器水位 (広域)

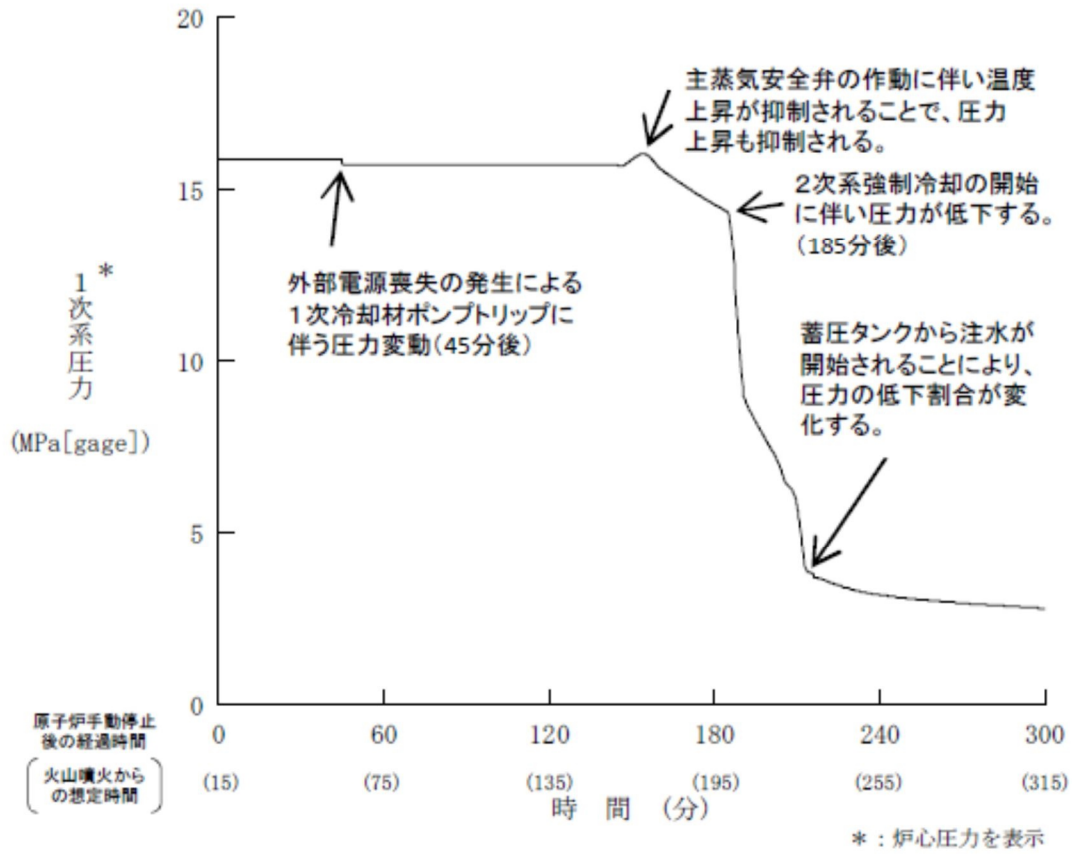
既認可においては、蒸気発生器保有水量 (液相) のグラフは作成していないため、掲載していない。今回 (層厚変更後) 分かりやすさの観点から、蒸気発生器保有水量 (液相) のグラフを作成し、第4図として掲載したが、蒸気発生器保有水量 (液相) の挙動としては、第3図「蒸気発生器水位 (広域)」と同様である。



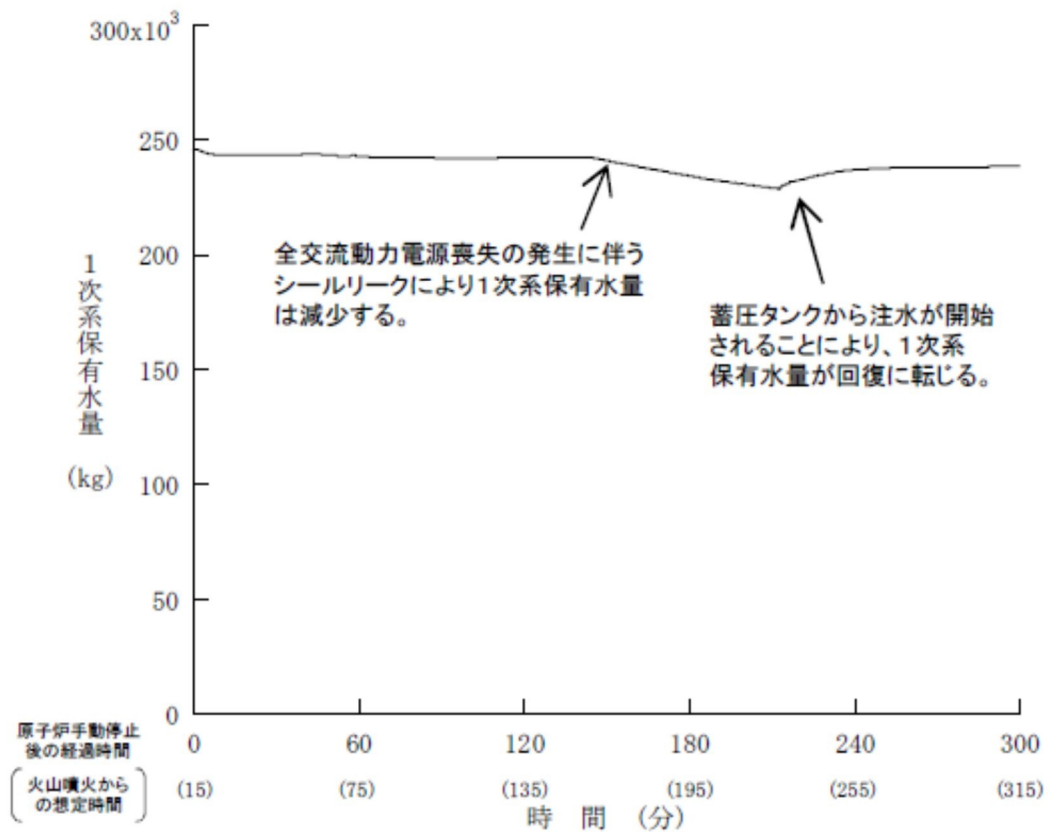
第9 - 3 図 [既認可] 蒸気発生器 2 次側への注水流量



第9 - 4 図 [既認可] 1 次系温度 (高温側、低温側)



第9 - 5 図 [既認可] 1次系圧力



第9 - 6 図 [既認可] 1次系保有水量

参考表 1 外部電源喪失 + 非常用所内交流電源喪失 + 原子炉補機冷却機能喪失の解析条件 ( 1 / 3 )

項目	主要解析条件	条件設定の考え方
解析コード	M-R-E-L-A-P-5	本重要事故シナリオの重要現象である炉心における沸騰・ポイド率変化、気液分離・対向流等を適切に評価することが可能であるコード。
炉心熱出力 (初期)	100%(3,411MWt)×1.02	評価結果を厳しくするよう、定常誤差を考慮した上限値として設定。炉心熱出力が大きいと崩壊熱が大きくなり、1次冷却材の蒸散量及び燃料被覆管温度の観点から厳しい設定。
1次冷却材圧力 (初期)	15.41+0.21MPa[gage]	評価結果を厳しくするよう、定常誤差を考慮した上限値として設定。1次冷却材圧力が高いと2次冷却系強制冷却による減温、減圧が遅くなるとともに、蓄圧注入のタイミミングが遅くなることから、厳しい設定。
1次冷却材平均温度 (初期)	307.1+2.2℃	評価結果を厳しくするよう、定常誤差を考慮した上限値として設定。1次冷却材平均温度が高いと2次冷却系強制冷却による減温、減圧が遅くなり、蓄圧注入のタイミミングが遅くなることから、厳しい設定。
炉心崩壊熱	FP：日本原子力学会推奨値 アクチニド：ORIGEN2 (サイクル末期を仮定)	サイクル末期炉心の保守的な値を設定。燃焼度が高いと高次のアクチニドの蓄積が多くなるため、長期冷却時の崩壊熱は大きくなる。このため、燃焼度が高くなるサイクル末期時点を対象に崩壊熱を設定。
蒸気発生器 2次側保有水量 (初期)	50t (1基当たり)	設計値として設定。
初期条件		

：原子炉設置変更許可申請書 添付書類十 第 7.1 章 運転中の原子炉における重大事故に至るおそれがある事故 ( 第 7.1.2.3 表 ) から抜粋した



参考表 1 外部電源喪失 + 非常用所内交流電源喪失 + 原子炉補機冷却機能喪失の解析条件 ( 2 / 3 )

項目	主要解析条件	条件設定の考え方
起因事象	外部電源喪失	外部電源喪失が発生するものとして設定。
安全機能の喪失に対する仮定	非常用所内交流電源喪失 原子炉補機冷却機能喪失	非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能喪失するものとして設定。
外部電源	外部電源なし	起因事象として、外部電源が喪失するものとしている。
RCPシール部からの漏えい率 (初期)	定格圧力において 約 4.8m <sup>3</sup> /h (21gpm) (1台当たり) 相当となる口径 約 0.3cm (約 0.13インチ) (1台当たり) (事象発生時からの漏えいを想定)	WCAP-15603のうちシールが健全な場合の漏えい率の値として設定。
原子炉トリップ信号	1次冷却材ポンプ回転数低 (定格値の 92.6%、応答時間 0.6秒)	トリップ設定値に計装誤差を考慮した低めの値として解析に用いるトリップ限界値を設定。検出遅れや信号発信遅れ時間等を考慮した遅めの値として、応答時間を設定。
タービン動補助給水ポンプ	事象発生後の 60秒後に注水開始  200m <sup>3</sup> /h (蒸気発生器 4基合計)	タービン動補助給水ポンプの作動時間は、信号遅れとポンプの定速達成時間に余裕を考慮して設定。
主蒸気逃がし弁容量	定格ループ流量 (ループ当たり) の 10% (1個当たり)	タービン動補助給水ポンプの設計値 250m <sup>3</sup> /h から、ミニフロー流量 50m <sup>3</sup> /h を除いた値により設定。
蓄圧タンク保持圧力	4.04MPa[gage] (最低保持圧力)	定格運転時において、設計値として各ループに設置している主蒸気逃がし弁 1個当たり定格主蒸気流量 (ループ当たり) の約 10% を処理できる流量として設定。
蓄圧タンク保有水量	26.9m <sup>3</sup> (1基当たり) (最低保有水量)	炉心への注水のタイミングを遅くする最低の圧力として設定。
漏えい停止圧力	0.83MPa[gage]	最低の保有水量を設定。
		1次冷却材ポンプ封水戻りラインに設置してある逃がし弁の閉止圧力を基に設定。

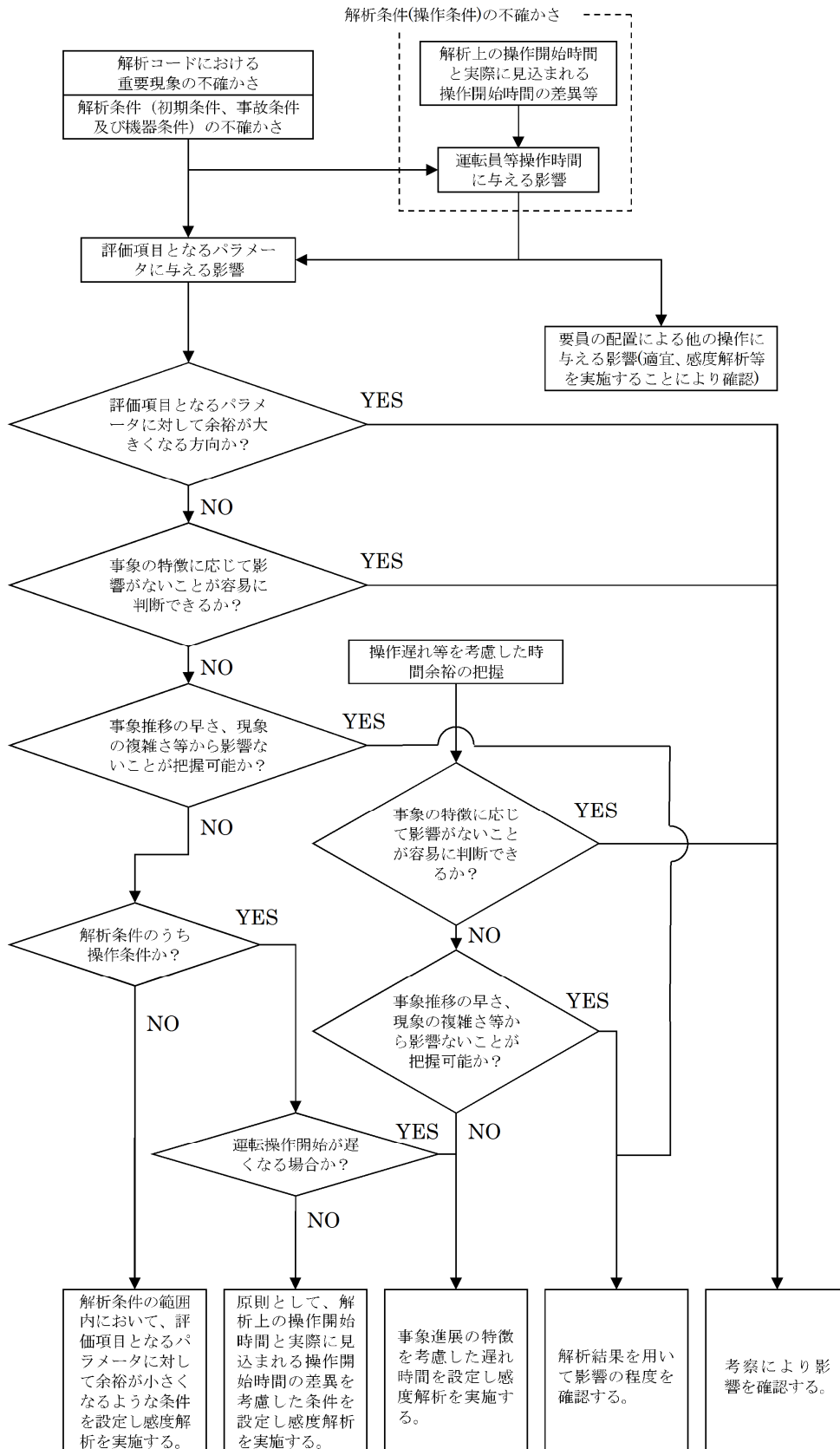
: 原子炉設置変更許可申請書 添付書類十から抜粋した

参考表 1 外部電源喪失 + 非常用所内交流電源喪失 + 原子炉補機冷却機能喪失の解析条件 ( 3 / 3 )

項目	主要解析条件	条件設定の考え方
2 次冷却系強制冷却開始 (主蒸気逃がし弁開)	事象発生から 30 分後	運転員等操作時間として、事象発生の検知及び判断に 10 分、主蒸気逃がし弁の現場開操作に 20 分を想定して設定。
交流電源確立	事象発生後の 24 時間後	—
1 次冷却材温度・圧力の保持	1 次冷却材温度 208℃ (約 1.7MPa[gage]) 到達時及び 1 次冷却材温度 170℃ (約 0.7MPa[gage]) 到達時	208℃については、蒸気発生器 2 次側冷却による 1 次冷却系の自然循環を阻害するおそれがある窒素の混入を防止するため、蓄圧タンクから 1 次冷却系に窒素が混入する圧力である約 1.2MPa[gage]に対して、0.5MPa の余裕を考慮して設定。また、170℃については、余熱除去系への切り替え等を考慮して設定。
蓄圧タンク出口弁閉止	1 次冷却材圧力約 1.7MPa[gage]到達及び代替交流電源確立 (24 時間) から 10 分後	運転員等操作時間として、蓄圧タンク出口弁の駆動源である代替交流電源確立の検知及び判断に 10 分を想定し設定。
2 次冷却系強制冷却再開 (主蒸気逃がし弁開)	蓄圧タンク出口弁閉止から 10 分後	運転員等操作時間として、主蒸気逃がし弁の調整操作に 10 分を想定し設定。
補助給水流量の調整	蒸気発生器狭域水位内	運転員操作として、蒸気発生器狭域水位内に維持するよう設定。

重大事故等対策に関連する操作条件

: 原子炉設置変更許可申請書 添付書類十から抜粋した



参考図1 解析コードおよび解析条件の不確かさの影響評価フローについて

: 新規基準適合性確認審査 安全審査資料 「重大事故等対策の有効性評価」添付資料 1.7.1 から抜粋した

## フィルタの性能試験について

## 1 試験の概要

ディーゼル発電機改良型フィルタのフィルタには、300 メッシュの金属フィルタをブリーツ状にすることで面積を確保したフィルタを使用する。

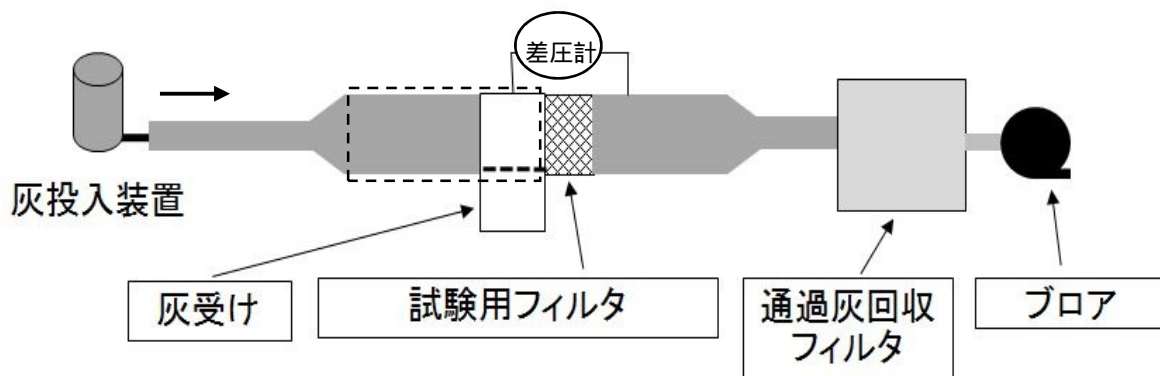
本試験では、フィルタの性能を確認するため、ディーゼル発電機改良型フィルタの吸気口を模擬した試験装置によりフィルタの閉塞時間を測定する。

## 2 試験方法

## (1) 試験装置

炉規則改正のバックフィット対応時と同じ確認方法として、図1に示すフィルタ試験装置にフィルタを挿入し、フィルタ通過風速がディーゼル発電機運転時と同じになるよう流量調整した後、火山灰（濃度：DNPを踏まえた降下火砕物濃度(3.63g/m<sup>3</sup>)、粒径分布：Tephra2で算出した粒径分布）を上流より供給する。

試験は流量を一定に保ってフィルタの圧力損失を連続的に測定し、許容差圧に到達した時点で装置を停止し、試験終了時の最大捕集容量を算出する。



試験用フィルタの入口部分が火山灰濃度 3.63g/m<sup>3</sup> (既認可 1.44g/m<sup>3</sup>) となるように、灰投入装置で調整する。

図1 試験装置概要

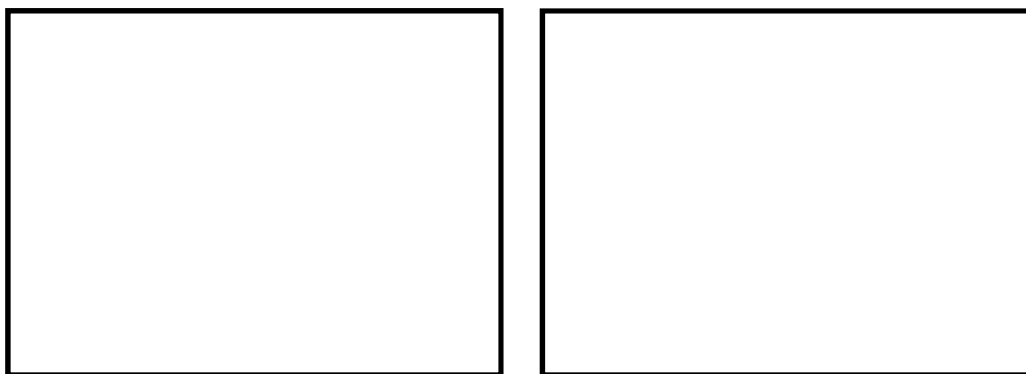


図2 試験状況

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

## (2) 試験条件

試験条件を表 1 に示す。

フィルタ性能試験では、実機で使用している 300 メッシュブリーツ型金属フィルタの試験体 (W180mm×H290mm) を用いて行う。

試験風速は、ディーゼル発電機の吸気流量が最大となる定格出力時の吸気流量から 2.8m/s と算出している。なお、ディーゼル発電機の吸気流量は、出力に応じて変化するものであり、通常時の出力は定格出力以下であることから、保守性を有している。

フィルタ許容差圧は、ディーゼル発電機が定格出力運転時において、最低限必要とする吸気流量に到達する際のフィルタ前後の差圧  と設定している。

使用する火山灰は、実際の火山灰を模擬するため、別紙 3 に示す数値シミュレーション (Tephra2) による粒径分布の計算結果となるように流径調整を行っている。

火山灰濃度は、別紙 3 に基づき  $3.63\text{g}/\text{m}^3$  (既認可:  $1.44\text{g}/\text{m}^3$ ) としている。

表 1 試験条件

試験フィルタ	300 メッシュブリーツ型金属フィルタ
フィルタ寸法	W180mm×H290mm 1
試験風速	2.8m/s
許容差圧	<input type="text"/>
使用火山灰	Tephra2 シミュレーション結果をもとに粒径調整 2
火山灰濃度 3	$3.63\text{g}/\text{m}^3$ (既認可: $1.44\text{g}/\text{m}^3$ )

1 フィルタ試験は、実機での条件を模擬し、許容差圧到達時の単位面積当たりの最大捕集容量を算出するものであるため、実機フィルタと寸法が異なっても影響はない。

2 火山灰をふるいで粒径毎に分けた後、粒径分布の割合で調合する。

3 試験用フィルタの入口部分が火山灰濃度  $3.63\text{g}/\text{m}^3$  と(既認可  $1.44\text{g}/\text{m}^3$ ) となるように、灰投入装置で調整する。

## 3 試験結果

試験結果を表 2、図 3 に示す。

試験結果に基づき、フィルタ取替の着手時間の計算に用いる基準捕集容量は保守的に  $220,000\text{g}/\text{m}^2$  とする。

なお、基準捕集容量は、許容差圧到達時間が 518 分となり、想定する降灰継続時間(24 時間)中のフィルタ 1 セット当たりの清掃回数が少なく、清掃の繰り返しによるフィルタ初期差圧上昇への影響を考慮する必要がないことから、フィルタ許容差圧の 1/10 以下となるように  $220,000\text{g}/\text{m}^2$  に設定した。

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

表2 試験結果

	層厚変更後 (層厚 25cm、ラビリンス板なし)	既認可 (層厚 10cm、ラビリンス板あり)
許容差圧到達時間	518min	310min 以上
最大捕集容量 2	315,897g/m <sup>2</sup>	76,174g/m <sup>2</sup>

2 最大捕集容量 (g/m<sup>2</sup>) = 試験濃度 (g/m<sup>3</sup>) × 試験風速 (m/s) × 閉塞時間 (s)

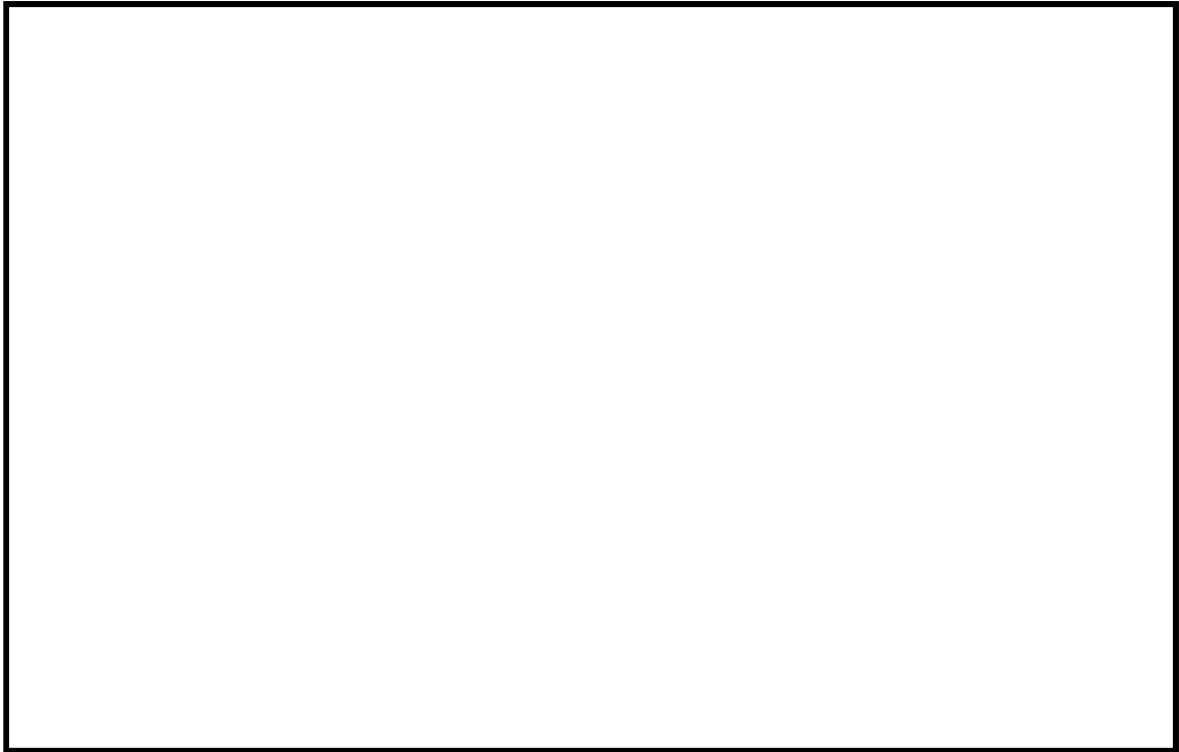


図3 フィルタ性能試験結果の圧損曲線

以上

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

## 降灰到達時間について

大飯発電所において給源火山の対象としている大山火山(大飯発電所から約190km)が噴火した後、保守的に当該地域の最大風速約60m/sでそのまま火山灰が飛散すると仮定して計算した場合、約1時間程度で発電所に到達する可能性があることから、火山の噴火から大飯発電所で降灰が開始する最短時間を約1時間とする。

大飯発電所から大山火山までの距離を図1に示す。



図1 大飯発電所から大山火山までの距離

以上

## 気中降下火砕物濃度の算出手法および算出結果

原子力発電所の火山影響評価ガイド（以下「ガイド」という。）が改正され、設計および運用等による安全施設の機能維持が可能かどうかを評価するための基準である気中降下火砕物濃度を推定する手法が示された。

大飯発電所について、ガイドに基づき気中降下火砕物濃度の算出を行った。

### 1 気中降下火砕物濃度の推定手法

ガイドにおいては、以下の2つの手法のうちいずれかにより気中降下火砕物を推定することが求められている。

- a. 降灰継続時間を仮定して降灰量から気中降下火砕物濃度を推定する手法
- b. 数値シミュレーションにより気中降下火砕物濃度を推定する手法

これらの手法のうち、設置許可段階での降灰量（層厚）の数値シミュレーション（Tephra2）との連続性の観点から、「a.降灰継続時間を仮定して降灰量から気中降下火砕物濃度を推定する手法」により気中降下火砕物濃度を推定する。

「a.降灰継続時間を仮定して降灰量から気中降下火砕物濃度を推定する手法」については、粒径の大小に関わらず同時に降灰が発生すると仮定していること、粒子の凝集を考慮しないことから、保守的な手法となっている。また、気中降下火砕物濃度の算出に用いている降下火砕物の層厚 25cm は、文献調査および地質調査では敷地付近で想定する火山噴火（大山）の降下火砕物は確認されているものの、その噴火履歴と地下構造の検討により発電運用期間に噴火の可能性は十分低いと評価されていること、噴出源が同定できない降下火砕物が 10cm 以下であること、補助的に実施した大山を対象とする数値シミュレーション（Tephra2）の計算結果が最大でも 19.3cm 程度であることを踏まえて保守的に評価した値であり、これを前提として算出する「a.降灰継続時間を仮定して降灰量から気中降下火砕物濃度を推定する手法」による気中降下火砕物濃度は保守的である。

なお、「b.数値シミュレーションにより気中降下火砕物濃度を推定する手法」については、数値シミュレーション（3次元の大気拡散シミュレーション）で使用する噴煙高さの設定や噴出率の時間変化等に課題を残しているため、必要なパラメータを設定することが困難であり、その結果の妥当性を評価することが困難である。

### 2 気中降下火砕物濃度の算出方法

ガイドに基づく気中降下火砕物濃度の算出方法を以下に示す。

粒径 <i>i</i> の降灰量	$W_i = p_i W_T$	（ $p_i$ ：粒径 <i>i</i> の割合 $W_T$ ：総降灰量）
粒径 <i>i</i> の堆積速度	$v_i = \frac{W_i}{t}$	（ $t$ ：降灰継続時間）
粒径 <i>i</i> の気中濃度	$C_i = \frac{v_i}{r_i}$	（ $r_i$ ：粒径 <i>i</i> の降下火砕物の終端速度）
気中降下火砕物濃度	$C_T = \sum_i C_i$	



### 3 入力条件および計算結果

入力条件および計算結果を表 1 に示す。

表 1 の計算結果より、大飯発電所における気中降下火砕物濃度を  $3.63\text{g}/\text{m}^3$  (既認可:  $1.44\text{g}/\text{m}^3$ ) とする。

なお、気中降下火砕物濃度は、大山 DNP の噴出規模  $11\text{km}^3$  の数値シミュレーション(Tephra2) 結果による層厚  $19.3\text{cm}$  の条件において、越畑地点における DNP の評価層厚と距離の関係をもとにした検討結果から設定した設計層厚  $25\text{cm}$  にて計算する。

表 1 入力条件および計算結果

入力条件		備考
設計層厚	25cm	見直し後の層厚
総降灰量 $W_T$	305,000g/m <sup>2</sup>	設計層厚 × 降下火砕物密度 1.22g/cm <sup>3</sup> ( Tephra2 による計算値)
降灰継続時間 $t$	24h	Carey and Sigurdsson(1989) 参考
粒径 $i$ の割合 $p_i$	別表 1 参照	Tephra2 による粒径分布の計算値
粒径 $i$ の降灰量 $W_i$		式
粒径 $i$ の堆積速度 $v_i$		式
粒径 $i$ の終端速度 $r_i$		Suzuki(1983) 参考 ( 図 1 参照 )
粒径 $i$ の気中濃度 $C_i$		式
気中降下火砕物濃度 $C_T$	3.63g/m <sup>3</sup>	式

別表 1 粒径ごとの入力条件および計算結果

粒径 $i$ ( $\mu\text{m}$ )	0 ~ 1 (707)	1 ~ 2 (354)	2 ~ 3 (177)	3 ~ 4 (88)	4 ~ 5 (44)	5 ~ 6 (22)	6 ~ 7 (11)	合計
割合 $p_i$ ( wt% )	52.8	29.9	14.0	2.6	6.6 × 10 <sup>-1</sup>	3.8 × 10 <sup>-2</sup>	1.0 × 10 <sup>-3</sup>	100
降灰量 $W_i$ ( g/m <sup>2</sup> )	1.6 × 10 <sup>5</sup>	9.1 × 10 <sup>4</sup>	4.3 × 10 <sup>4</sup>	7.9 × 10 <sup>3</sup>	2.0 × 10 <sup>3</sup>	1.2 × 10 <sup>2</sup>	3.1	$W_T=305,000$
堆積速度 $v_i$ ( g/s · m <sup>2</sup> )	1.9	1.1	4.9 × 10 <sup>-1</sup>	9.2 × 10 <sup>-2</sup>	2.3 × 10 <sup>-2</sup>	1.3 × 10 <sup>-3</sup>	3.5 × 10 <sup>-5</sup>	
終端速度 $r_i$ ( m/s )	1.8	1.0	0.5	0.35	0.1	2.6 × 10 <sup>-2</sup>	1.0 × 10 <sup>-2</sup>	
気中濃度 $C_i$ ( g/m <sup>3</sup> )	1.0	1.1	9.9 × 10 <sup>-1</sup>	2.6 × 10 <sup>-1</sup>	2.3 × 10 <sup>-1</sup>	5.1 × 10 <sup>-2</sup>	3.5 × 10 <sup>-3</sup>	$C_T=3.63$

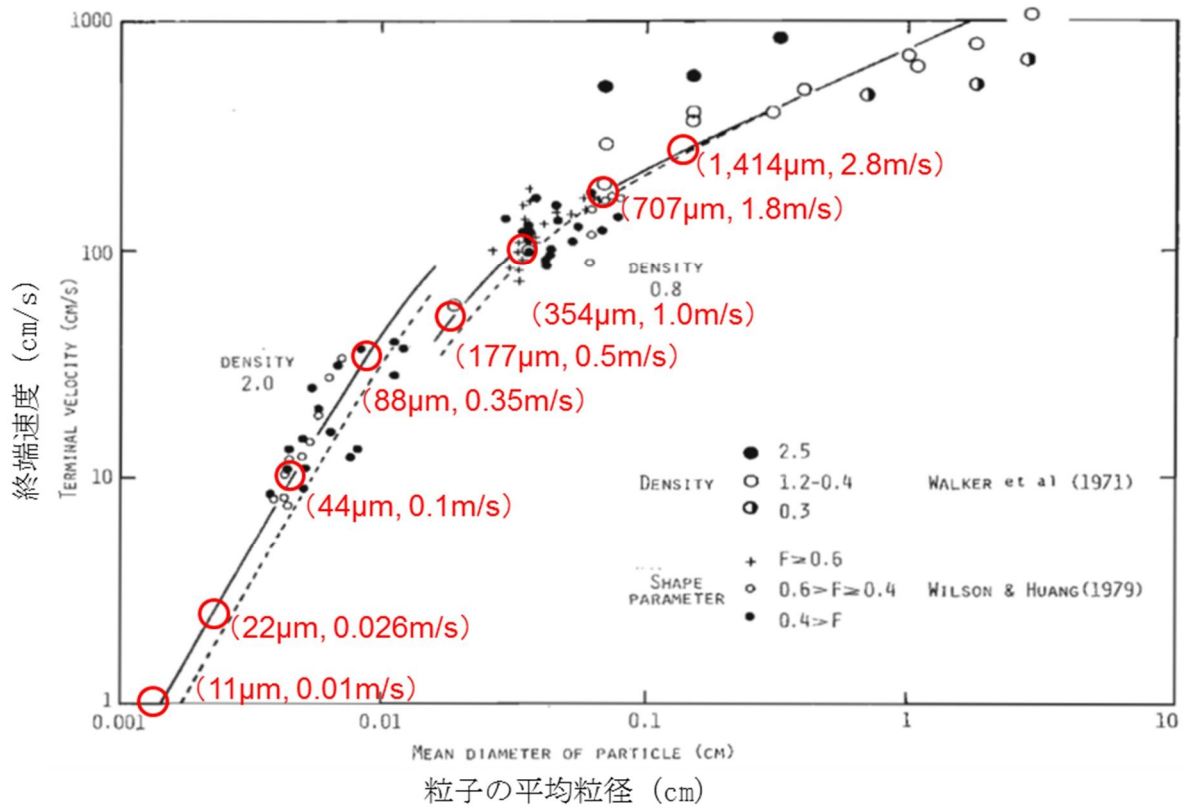


図1 Suzuki (1983) における降下火砕物の粒径と終端速度との関係図  
(粒径*i*の終端速度を赤丸表示)

Suzuki, T. (1983) A theoretical model for dispersion of tephra, Arc Volcanism : Physics and Tectonics : 95-116, Terra Scientific Publishing.

以上

## 改良型フィルタのフィルタ取替・清掃作業の検証

## 1 目的

ディーゼル発電機の改良型フィルタは、降灰時に取替・清掃を行い繰り返し使用することとしているが、フィルタを繰り返し使用したとしても、24 時間の降灰継続に対して、十分な性能が確保されていることを確認する。

## 2 検証内容

検証試験の内容としては、別紙 1 の試験装置を用いてフィルタに 410 分間、火山灰を付着させ、フィルタ清掃を 1 回行い、フィルタ清掃前後の差圧を確認する。

検証試験におけるフィルタの清掃回数は、実機での作業において、24 時間に 1 回、取替・清掃を行う想定であることから、試験での清掃回数を 1 回とした。清掃方法は、火山灰が付着した面を下向きにして床に置き、フィルタの側面を手で叩き、フィルタに衝撃を加えることで火山灰を落とす。衝撃の印加は、1 秒間に 2 回の頻度にて手で叩き、30 秒間続ける。

清掃作業の条件を表 1 に、衝撃を印加する面を図 1 に示す。

表 1 清掃作業の条件

清掃回数	<u>1 回</u>
清掃方法	火山灰が付着した面を下向きにして床に置き、フィルタの側面を手で叩き、フィルタに衝撃を加えることで火山灰を落とす。衝撃の印加は、1 秒間に 2 回の頻度にて手で叩き、30 秒間続ける。

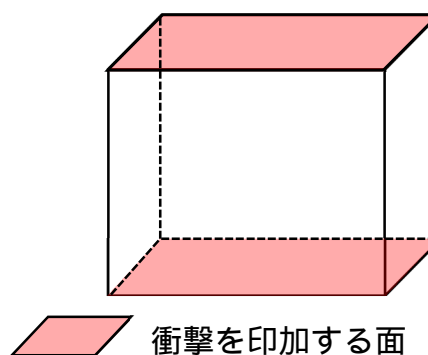


図 1 衝撃を印加する面

### 3 検証結果

火山灰を 410 分まで付着させて清掃する作業を 1 回実施し、フィルタ清掃前後の差圧を確認したところ、フィルタ清掃前の差圧挙動が大きく変化せずに許容差圧  に対して約 23mmAq 程度と十分余裕があり、また、火山灰を除去した後の差圧も回復していることを確認した。

この検証結果から、層厚変更後においても従来の清掃時間および清掃方法での成立性を確認できたため、これまで設定しているフィルタ清掃時間（60 分）は変更しない。

検証結果を表 2 に示す。

なお、基準捕集容量到達時間は 361 分であるが、火山灰付着時間がより厳しい条件で検証しているため、その結果をもって 24 時間降灰継続時のフィルタ清掃は問題なく実施可能であると判断できる。

表 2 大飯発電所で想定する粒径分布を用いた検証結果

清掃回数	状態	差圧
0 回目（初期）	-	3.67mmAq
1 回目	清掃前	22.82mmAq
	清掃後	3.83mmAq

以 上

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

### 層厚増加による改良型フィルタの閉塞時間への影響対応について

層厚変更に伴う気中降下火砕物濃度の増加より、改良型フィルタの閉塞時間は短くなるが、これまで実施したフィルタ試験では、フィルタ流速が速いと閉塞時間が短くなる知見が得られているので、フィルタ流速を遅くする対策を検討した。

以前の改良型フィルタは、強制的に流れの乱れを発生させることにより、流入する火山灰による「はたき落とし効果」を期待し、フィルタ入口と出口を互い違いに半分塞ぐラビリンス板を取付ける設計であった。(図1参照)

このラビリンス板があると、フィルタの表面積が半分になり、フィルタ流速が2倍速くなることから、ラビリンス板を取外してフィルタ試験を実施した結果、閉塞時間の改善に有効であることが確認できた。(表1参照)

ラビリンス板の設置目的である流入する火山灰による「はたき落とし効果」は、火山灰の粒径が大きいものがある場合に有効となるが、大山からの距離が約190kmと遠く火山灰の粒径が細かくなると想定される大飯発電所においては、「はたき落とし効果」を期待できないため、ラビリンス板を取外しても問題はない。

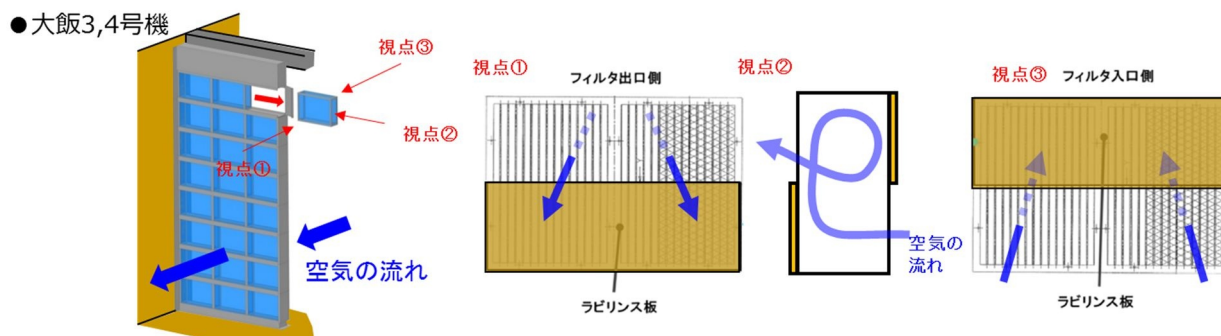


図1 改良型フィルタのラビリンス板取付け状況

表1 ラビリンス板による影響確認結果

No.	試験条件		ラビリンス板の状況	フィルタ閉塞時間	備考
	流速	火山灰濃度			
	2.8m/s	1.44g/m <sup>3</sup> (層厚 10cm)	あり	310分	
		3.63g/m <sup>3</sup> (層厚 25cm)	あり	126分	
		3.17g/m <sup>3</sup> (層厚 22cm)	なし	581分	
		3.63g/m <sup>3</sup> (層厚 25cm)	なし	518分	→ 392分の改善

#### 【考察】

・火山灰濃度が3.63g/m<sup>3</sup>と同じ条件でラビリンス板を取外すと、フィルタ閉塞時間が392分延びる結果となり、高浜3,4号炉(150分)に比べて大きな改善効果が得られた。この理由については、流速が高浜3,4号炉の3.3m/sに比べて2.8m/sと遅いことが影響していると考えられる。

### 改良型フィルタ差圧管理の運用について

火山影響等発生時におけるディーゼル発電機の機能維持対策である改良型フィルタの取付けは、気象庁が発表する降灰予報で「多量」の降灰が予想される場合等を着手の判断基準としている。さらに、フィルタ取替の運用は、降灰予報等で直ちにフィルタを取付けた後に、外部電源喪失でディーゼル発電機が起動した場合、手順に着手することとしている。

よって、最初から火山灰濃度が薄い場合の対応は考えず、ディーゼル発電機が起動した後に、火山灰濃度が薄くなる場合を想定するが、火山灰濃度の推移を想定することが困難であり、運用移行の手順を明確にするため、時間管理に基づくフィルタ取替・清掃を 24 時間継続し、24 時間以降に差圧管理の運用を行うものとする。

#### 1 差圧管理の方法

フィルタ取替の時間管理では、保守的に差圧上昇が時間的に十分なだらかな領域となるように、取替着手時間(340分)を設定しているが、このフィルタ差圧が低い領域においては、火山灰濃度の濃薄による差が発生しないことをこれまでのフィルタ試験にて確認している。

そこで、24 時間以降の火山灰濃度が低い場合でのフィルタ取替に着手する差圧は、保守的に DNP 層厚(25cm)に対する濃度のフィルタ性能試験で差圧が急上昇する手前のポイントから、フィルタ取替時間(20分)を考慮した時間(400分)での計測値 19mmAq に設定する。

フィルタ取替に着手する差圧設定の詳細を図 1 に示す。



図 1 フィルタ取替に着手する差圧設定

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

#### 4. 火山影響等発生時における手順の変更について

炉規則 8 3 条の対応として、保安規定の添付 2「3 火山影響等、降雪、地滑り発生時」に定めている蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプを用いた手順、通信連絡設備に関する手順、および電源車の燃料確保に関する手順では、電源車の配置場所をタービン建屋としているが、DNP 噴出規模見直しによる層厚変更を踏まえ、より頑強な原子炉周辺建屋に変更する。

電源車の配置場所変更に関係する各手順の詳細内容については、以下のとおりであり、手順の変更に伴う既認可保安規定（平成 30 年 12 月 17 日付け、原規規発第 1812177 号）の補足説明資料からの変更箇所を下線で示す。

##### (1) 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）を用いた蒸気発生器 2 次側による炉心冷却および同ポンプの機能を維持するための手順等

対策の概略系統図を第 1 図に、電源車による給電の概要を第 2 図に、通信連絡設備の電源系統の概要を第 3 図に、対応手順の概要を第 4 図に示すとともに、対策手順等を以下に示す。

##### a. 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）への準備作業

火山影響等発生時において蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）の機能を維持するための対策として、電源車の移動および電源ケーブルの敷設・接続、可搬式排気ファンの設置、仮設ダクトの敷設・接続並びに可搬式ダストサンプラ等を設置 1 するための手順を整備する。

##### (a) 作業手順

蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）への準備作業の概略手順は、以下のとおり。

第 5 - 1 図、第 6 図にタイムチャートを示す。

##### ア. 電源車による給電準備

発電所対策本部長は、緊急安全対策要員へ電源車による給電準備を指示する。

緊急安全対策要員は、原子炉周辺建屋 2 のスライド扉 3 を開放し、電源車を保管場所から 原子炉周辺建屋 2 内 へ移動する。

緊急安全対策要員は、電源車の燃料源となる軽油ドラム缶を 原子炉周辺建屋 2 近傍 へ移動する。

緊急安全対策要員は、原子炉周辺建屋 2 のスライド扉 3 を閉止し、人用扉を開く。

緊急安全対策要員は、人用扉を通して電源車から安全系母線に給電できるように可搬式代替電源接続盤 4 まで電源ケーブルを敷設・接続する。

緊急安全対策要員は、人用扉開口部にシート養生による目張りを実施する。

緊急安全対策要員は、原子炉周辺建屋 2 に可搬式排気ファンおよび仮設ダクトを設置する。

##### イ. 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）を用いた炉心冷却準備

作業手順は、設置（変更）許可添付書類十追補による。

##### (b) 作業の成立性

作業の成立性について、確認結果を別紙 5 に示す。

蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）への給電準備の内、屋外作業は火山灰除けのための資機材を用いて降下火砕物影響を受けないよう実施する。



b. 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）を用いた炉心冷却

火山影響等発生時において、全交流動力電源喪失となりタービン動補助給水ポンプを用いた蒸気発生器 2 次側による炉心冷却を行う際に、タービン動補助給水ポンプによる給水ができない場合は、電源車を起動し、蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）を用いた蒸気発生器 2 次側による炉心冷却を行う。

第 1 図に概略系統図、第 5 - 2 図にタイムチャートを示す。

(a) 作業手順

ア. 電源車による給電開始

発電所対策本部長は緊急安全対策要員に、当直課長は運転員等に電源車による給電開始を指示する。

運転員等は、不要負荷をしゃ断器開放操作にて切り離す。

緊急安全対策要員は、可搬式ダストサンブラ等を用いて、電源車周辺の空気中の放射性物質濃度に異常がないことを確認する 1。

緊急安全対策要員は、電源車を起動し、運転状態を確認する。

緊急安全対策要員は、可搬式排気ファンを起動する。

運転員等は、メタクラ・パワーセンタへの給電操作を行い、母線電圧にて受電確認を実施する。

イ. 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）を用いた炉心冷却

作業手順は、設置（変更）許可添付書類十追補による。

(b) 炉心冷却の成立性

作業は全て屋内で行われるため降灰による影響はない。

蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）を用いた蒸気発生器 2 次側による炉心冷却について、「5. 火山影響等発生時における対応変更のタイムチャート」に示す作業時間を踏まえた解析を実施し、不確かさの影響を考慮しても、炉心が著しい損傷に至らないことを確認している。

（3. 層厚変更に伴い評価対象となる運用の評価にある「（5）蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）を用いた蒸気発生器への注水による炉心冷却の成立性について」にて確認）

【注記】

- 1 電源車の設置場所を管理区域である原子炉周辺建屋に変更したことによる追記
- 2 電源車の設置場所変更に伴う建屋名称の見直し
- 3 電源車の設置場所変更に伴う扉名称の見直し
- 4 電源車の設置場所変更に伴うケーブル接続箇所の見直し

(2) 通信連絡設備に関する手順等

火山影響等発生時において、電源車による給電の概要を第 2 図に、通信連絡設備の機能を確保するための電源系統の概略を第 3 図に示す。

なお、電源車の対策手順等については、（1）蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）を用いた蒸気発生器 2 次側による炉心冷却および同ポンプの機能を維持するための手順等

の電源車手順と共通である。

### (3) 電源車の燃料確保に関する手順等

火山影響等発生時における電源車の燃料確保については、軽油ドラム缶から燃料を抜き取り、給油することで燃料を補給する。

電源車の燃料確保の概略図を第7図に示す。

電源車の燃料を確保するために必要となる軽油ドラム缶による燃料補給の手順等を以下のとおり整備する。

#### a. 軽油ドラム缶の建屋近傍への移動

火山影響等発生時において、降灰の影響を受けることなく燃料補給を行うため、運搬車両を用いて軽油ドラム缶を原子炉周辺建屋 5 近傍へ移動させる。

##### (a) 作業手順

軽油ドラム缶の建屋近傍への移動の概略手順は、以下のとおり。

第8図にタイムチャートを示す。

発電所対策本部長は、緊急安全対策要員に軽油ドラム缶の原子炉周辺建屋 5 近傍への移動を指示する。

緊急安全対策要員は、運搬車両を用いて軽油ドラム缶を原子炉周辺建屋 5 近傍に移動させる。

##### (b) 作業の成立性

作業の成立性について、確認結果を別紙5に示す。

降下火砕物が発電所敷地に到達する前に実施するため、降灰による影響はない。

給油作業については、消防法に基づく手続きが必要であり、具体的には「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策および手続きに係るガイドライン」で規定されているとおり、消防署への事前計画の届出および給油作業時の連絡等を実施する。

また、原子炉等規制法に基づき、建屋内に入れる電源車については、電源車を建屋内に入れた場合においても当該区画の火災荷重が管理目標値以下であることを確認した。確認結果を以下に示す。 6

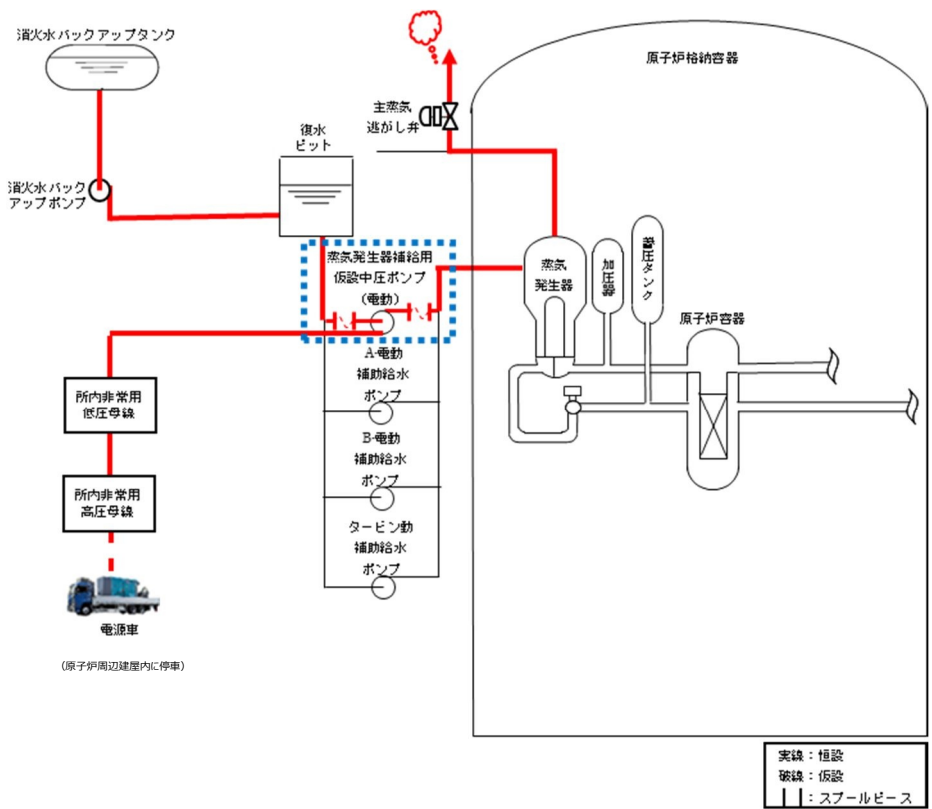
建屋	当該区画の火災荷重* (電源車の火災荷重) [MJ/m <sup>2</sup> ]	火災荷重管理 目標値 [MJ/m <sup>2</sup> ]
3号炉 原子炉周辺建屋	186.8 (30)	454
4号炉 原子炉周辺建屋	141.0 (30)	454

\* 電源車を含む当該区画の火災荷重を記載

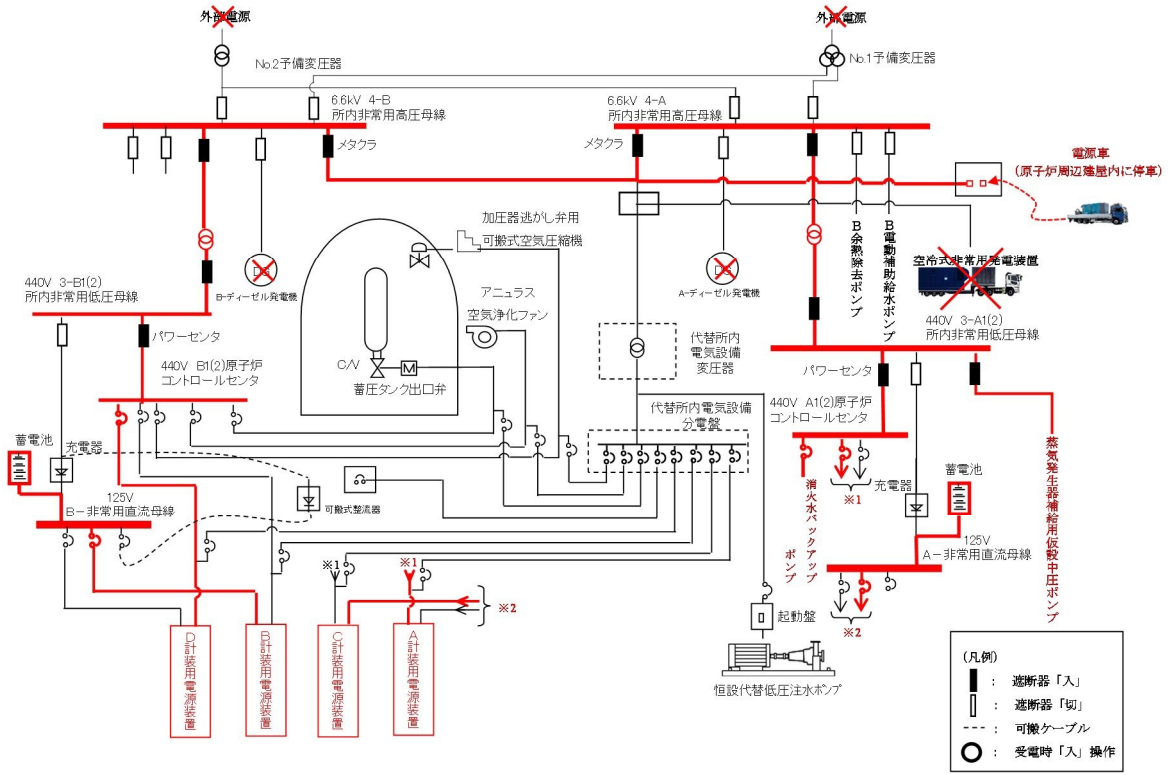
#### 【注記】

5 電源車の設置場所変更に伴う建屋名称の見直し

6 電源車の設置場所変更に伴う記載内容の見直し

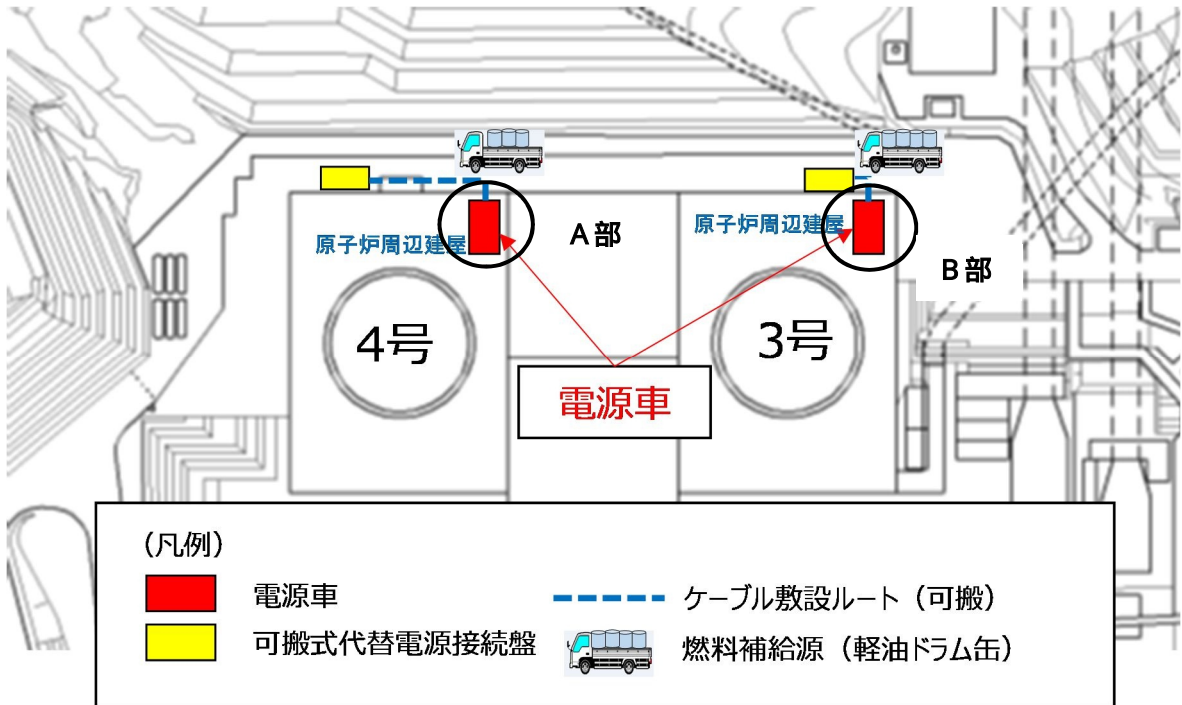


a . 系統図

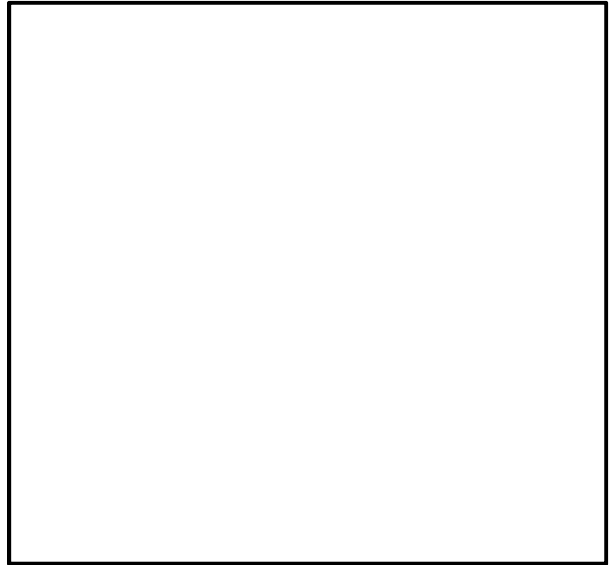


b . 給電系統図

第1図 対策の概略系統図



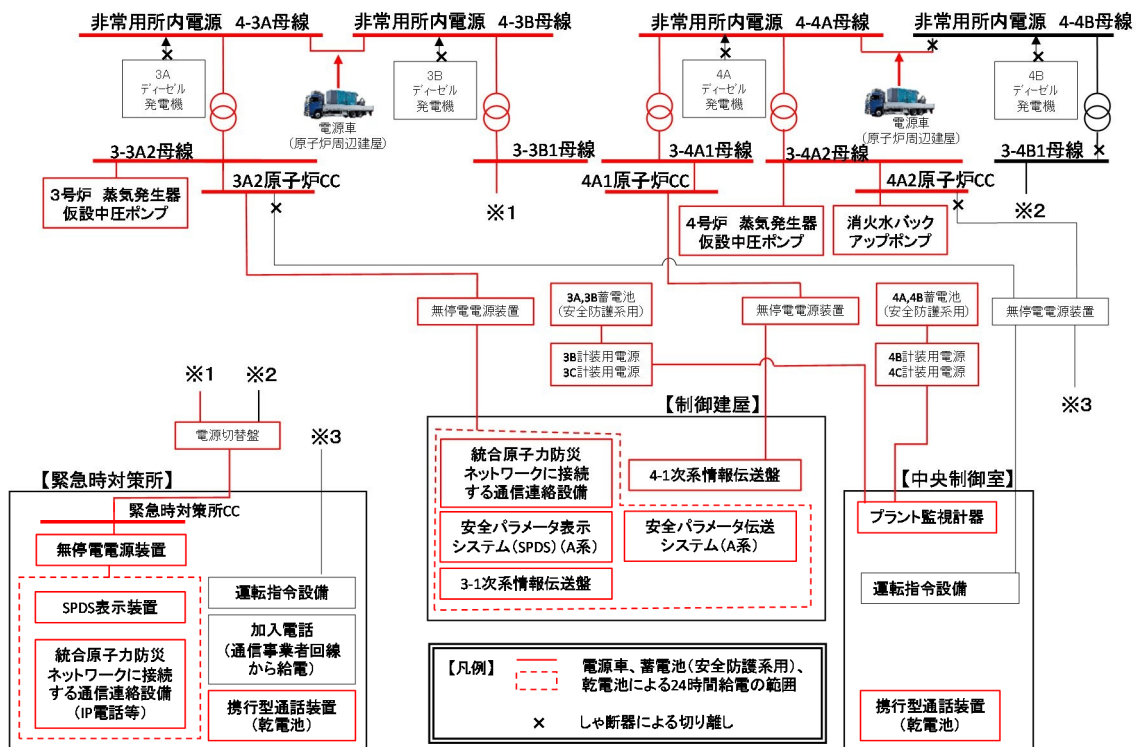
A 部詳細 ( 4 号炉原子炉周辺建屋 )



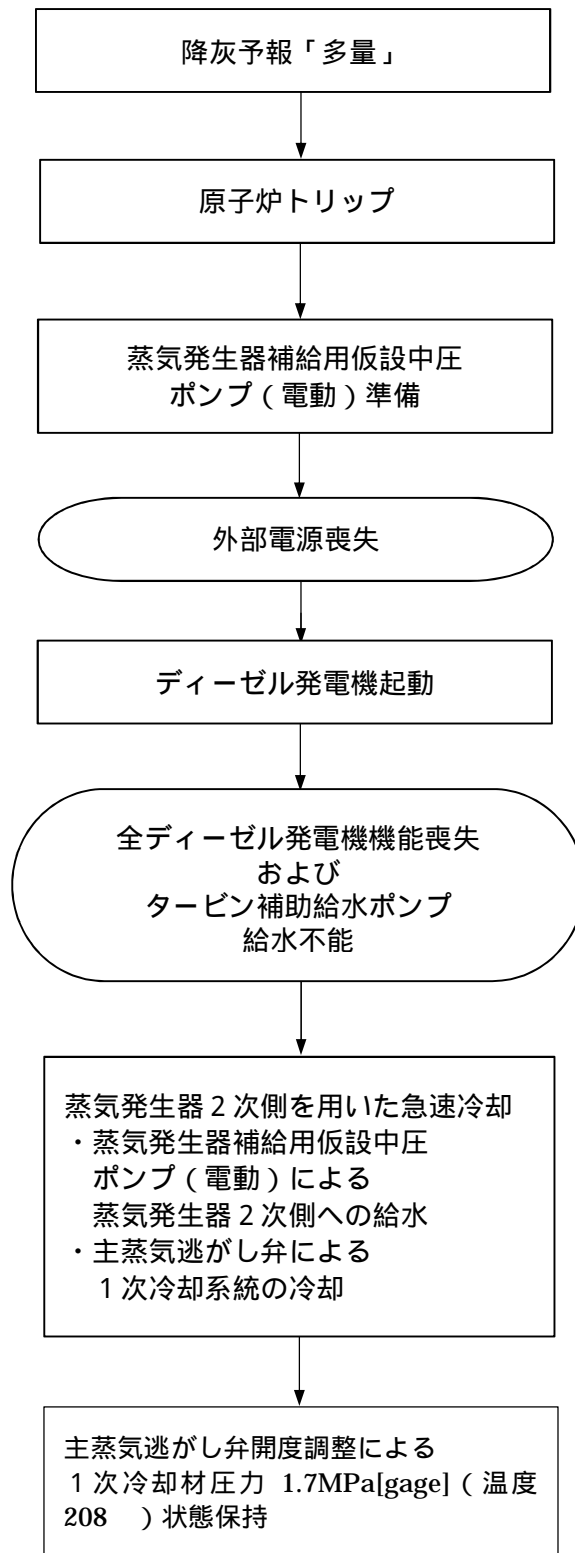
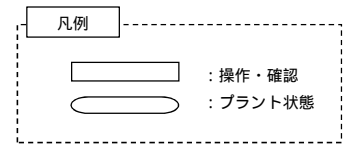
B 部詳細 ( 3 号炉原子炉周辺建屋 )

第 2 図 電源車による給電の概要

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



第3図 通信連絡設備の電源系統の概要



第 4 図 対応手順の概要

電源車による給電準備		経過時間(分)												備考			
		0	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100	110		120		
手順の項目	要員(名) (作業に必要な要員数)	噴火発生 降灰予報(多量)発令、発電所対策本部長による作業開始指示 発電所敷地への隣接到達												準備完了			
電源車の移動	緊急安全対策要員 2															電源車の移動(屋外)	
電源ケーブルの敷設・ 接続	緊急安全対策要員 (1ユニットあたり) 2															作業着手から 電源ケーブルの敷設・接続(屋外)	可搬式排気 ファン及び仮設 タクト等の設置 作業は、電源 車起動までに 緊急安全対策 要員3名が2時 間10分以内に 実施する。

第5-1図 電源車による給電準備 タイムチャート

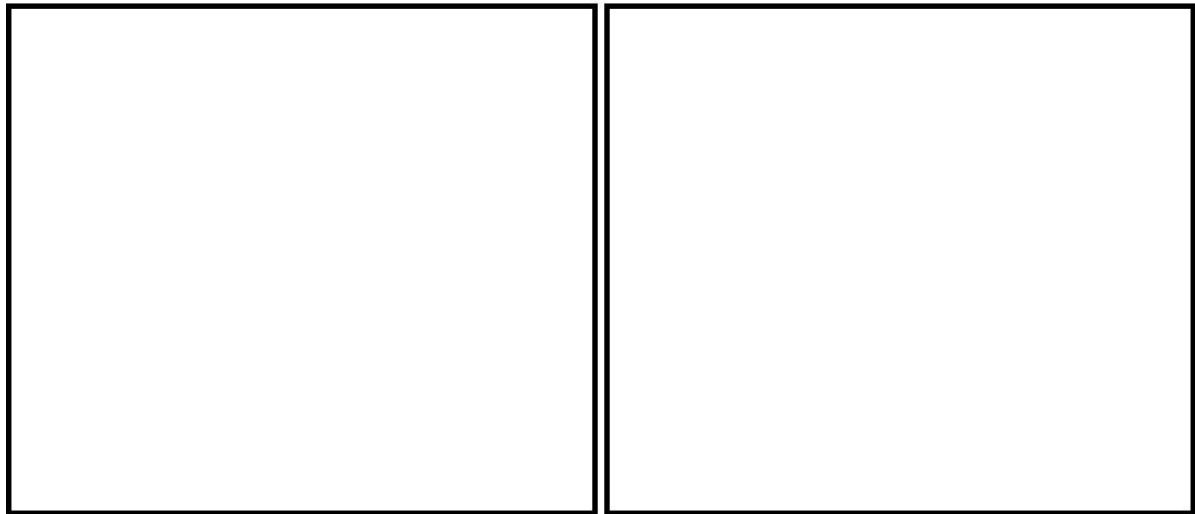
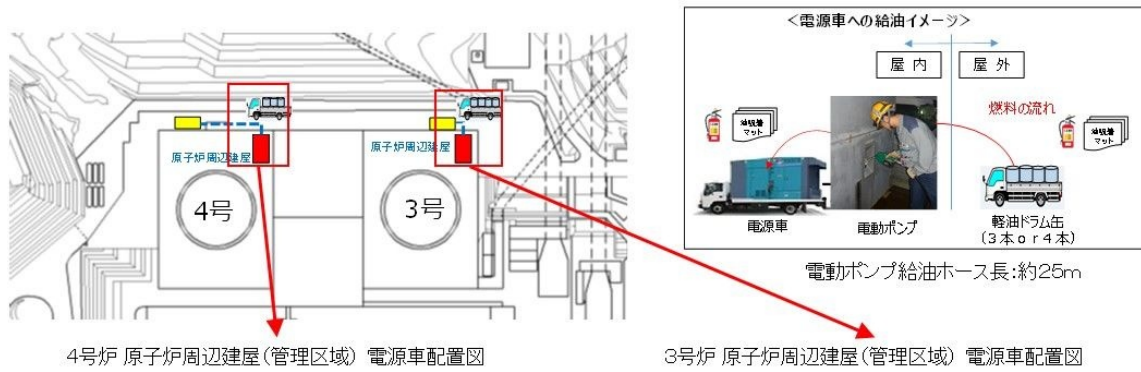
電源車 による給電開始		経過時間(分)												備考			
		0	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100	110		120		
手順の項目	要員(名) (作業に必要な要員数)	▽噴火発生から215分後 ▽全交流動力電源喪失発生 ▽蒸気発生器用仮設中庄 ポンプ(電動)による 蒸気発生器への注水可能															
電源車の給電開始	緊急安全対策要員 (1ユニットあたり) 2															給電ケーブルの敷設・接続	
	運転員等 (1ユニットあたり) 3															不要負荷の切り離し 受電 操作	

第5-2図 電源車による給電開始 タイムチャート

蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)を用いた炉心冷却準備		経過時間(分)													備考	
手順の項目	要員(名) (作業に必要な要員数)	0	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100	110	120		130
蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)による蒸気発生器への注水	緊急安全対策要員 2	噴火発生から60分後														
		移動														
		補助給水系への接続														
		注水準備														
	緊急安全対策要員 3	移動														
		系統構成														
		注水準備														
		系統接続及び電源投入														

第6図 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)を用いた炉心冷却準備 タイムチャート





第7図 電源車への燃料確保 概略図

軽油ドラム缶の建屋近傍への移動		経過時間(分)									備考	
		10	20	30	40	50	60	70	80	90		
手順の項目	要員(数)	噴火発生 降灰予報(多量)発令、発電所対策本部長による作業開始指示 約60分										
軽油ドラム缶の建屋近傍への移動	緊急安全対策要員	6				移動、燃料積み込み			建屋近傍への移動			

第8図 軽油ドラム缶の建屋近傍への移動 タイムチャート

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



## 火山影響等発生時における炉心冷却のための手順等について

### 1. 火山影響等発生時における炉心冷却のための手順等の流れについて

火山影響等発生時における炉心冷却のための手順フローを図 1 に示す。

火山影響等発生時において、原子炉停止後、外部電源喪失が発生した場合は、炉心崩壊熱の除去を維持継続する必要があるため、ディーゼル発電機からの給電により蒸気発生器 2 次側及び余熱除去系による炉心冷却を行う。この場合、継続してディーゼル発電機の機能を維持する必要があるため、ディーゼル発電機にフィルタを取り付け、定期的な取替・清掃を行う。(炉規則 83 条 第 1 号 口 (1)に係る対応)

また、この状態において全てのディーゼル発電機の機能が喪失した場合は全交流動力電源喪失となるが、降下火砕物の影響により空冷式非常用発電装置からの代替受電が不可能なため、タービン動補助給水ポンプを用いた蒸気発生器 2 次側による炉心冷却を行う。(炉規則 83 条 第 1 号 口 (2)に係る対応)

さらに、タービン動補助給水ポンプによる給水ができない場合は、蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)を用いた蒸気発生器 2 次側による炉心冷却を行う。(炉規則 83 条 第 1 号 口 (3)に係る対応)

蒸気発生器 2 次側による炉心冷却の他に、火山影響等発生時に使用する通信連絡設備において、外部電源やディーゼル発電機の機能が喪失した場合においても、電源車による給電により通信連絡設備の機能を確保する。

これに加え、火山影響等発生時において、必要な数の要員を収容する等の発電所対策本部としての機能を維持するため、緊急時対策所(指揮所)の居住性を確保する。

### 2. 層厚見直しにより変更となる手順

火山影響等発生時における炉心冷却のための手順の全体像を図 1 に示す。また、火山影響等発生時における炉心冷却のための手順等において、層厚見直しにより変更となる手順を図 1 の黄色点線で示す。層厚見直しにより「蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)準備」、「通信連絡設備の確保」が(保安規定 添付 2 に記載している手順・作業)が変更となり、「ディーゼル発電機フィルタ取替・清掃」、「蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)起動」は保安規定の手順の変更はないが、手順に関するタイムチャートが変更となる。

このうち、「ディーゼル発電機フィルタの運用を変更した内容」を別紙 2、「蒸気発生器への注水による炉心冷却の成立性を見直しにより注水作業を変更した内容」を別紙 3、「火山影響発生時に使用する設備の設置場所変更に伴って作業を変更した内容」を別紙 4 で説明する。

詳細手順の変更については、添付「大飯発電所 火山影響等発生時における手順の比較」に示す。

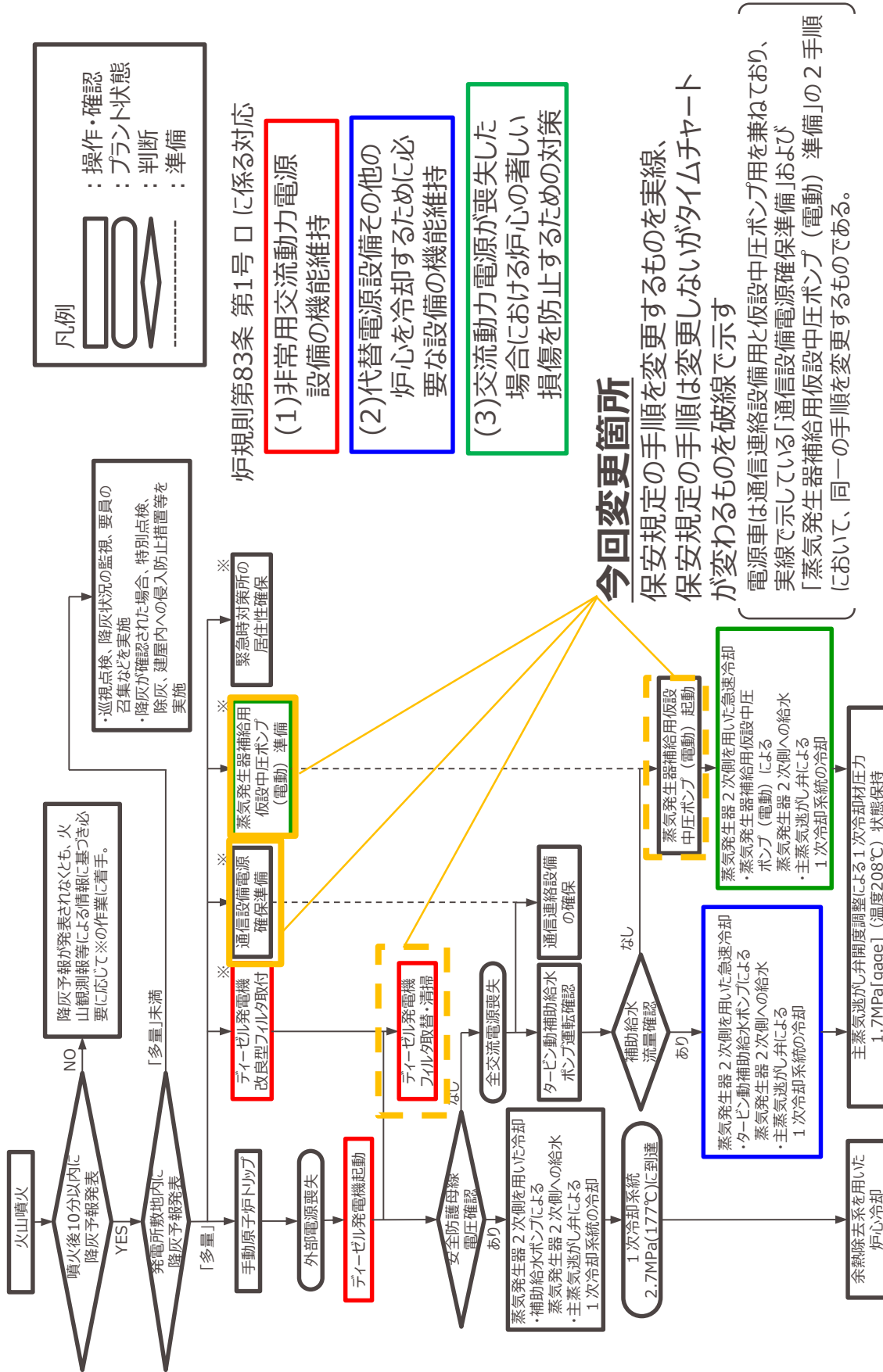


図1 火山影響等発生時における炉心冷却のための手順フロー

大飯発電所 火山影響等発生時における手順の比較

変 更 前 (平成30年12月17日付け、原規規発第1812177号)	変 更 後 (令和3年7月1日申請版)	理 由
<p>(2) ディーゼル発電機の機能を用いた手順                      「(1)b.対応手段と設備の選定の結果」を踏まえた対策の概略系統図を第6図に、対応手順の概要を第7図に示すとともに、対策手順等を以下に示す。</p> <p>a. ディーゼル発電機への改良型フィルタ取付                      火山影響等発生時においてディーゼル発電機の機能を維持するための対策として、フィルタの取替・清掃が容易な改良型フィルタを取り付けるための手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準                      (中略)</p> <p>(b) 作業手順                      ディーゼル発電機改良型フィルタ取り付けの概略手順は以下のとおり。                      第8図に概略図、第9図にタイムチャートを示す。                      発電所対策本部長は、緊急安全対策要員へディーゼル発電機の改良型フィルタ取り付けを指示する。                      緊急安全対策要員は、ディーゼル発電機の吸気消音器前まで移動する。                      緊急安全対策要員は、吸気消音器付近に収納している作業に必要な資機材を準備する。                      緊急安全対策要員は、既設フィルタを取り外す。                      緊急安全対策要員は、吸気消音器前方に改良型フィルタを取り付ける。</p>	<p>手順変更なし</p>	<p>・炉規則第83条第一号口                      (1)の要求である「火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関する」と。「ディーゼル発電機の機能を用いた手順」については、DNP層厚変更を踏まえても作業手順の変更はない。</p>

大飯発電所 火山影響等発生時における手順の比較

変 更 前 (平成30年12月17日付け、原規規発第1812177号)	変 更 後 (令和3年7月1日申請版)	理 由
<p>(2) ディーゼル発電機の機能を用いた手順 (続き)</p> <p>b. ディーゼル発電機による給電              火山影響等発生時において、原子炉停止後、外部電源喪失が発生した場合は、炉心崩壊熱の除去を維持継続するため、ディーゼル発電機からの給電により蒸気発生器2次側及び余熱除去系による炉心冷却を行う。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準              (中略)</p> <p>(b) 作業手順              ディーゼル発電機は、外部電源喪失により自動起動し所内非常用電源に給電する。ディーゼル発電機が自動起動しない場合は、通常の運転操作により手動起動し所内非常用電源に給電する。</p> <p>c. 蒸気発生器2次側及び余熱除去系を用いた炉心冷却              火山影響等発生時において、原子炉停止後、外部電源喪失が発生した場合は、炉心崩壊熱の除去を維持継続するため、ディーゼル発電機からの給電により蒸気発生器2次側及び余熱除去系による炉心冷却を行う。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準              (中略)</p> <p>(b) 作業手順              蒸気発生器2次側を用いた炉心冷却に係る作業手順は、通常の運転操作による。              なお、水源は降下火砕物に対する健全性を確認した復水ピット及び消火水/バックアップタンクを使用する。              余熱除去系を用いた炉心冷却に係る作業手順は、通常の運転操作による。</p>	<p>手順変更なし</p>	<p>・炉規則第83条第一号口(1)の要求である「火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に關すること。」に対する対策のうち、「ディーゼル発電機による給電」手順および「蒸気発生器2次側及び余熱除去系を用いた炉心冷却」手順については、DNP層厚変更を踏まえても作業手順の変更はない。</p>

大飯発電所 火山影響等発生時における手順の比較

変 更 前 (平成30年12月17日付け、原規規発第1812177号)	変 更 後 (令和3年7月1日申請版)	理 由
<p>(2) ディーゼル発電機の機能を用いた手順 (続き)</p> <p>d. ディーゼル発電機改良型フィルタのフィルタ取替・清掃          火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、ディーゼル発電機が起動した場合において、改良型フィルタの閉塞を防止するため、フィルタの取替・清掃の手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準          (中略)</p> <p>(b) 作業手順          ディーゼル発電機改良型フィルタのフィルタ取替・清掃の概略手順は以下のとおり。フィルタ取替に着手するタイミングは「補足説明資料-2 改良型フィルタのフィルタ取替の着手時間について」に記載する。          第10図に取替手順の概略図、第11図にタイムチャートを示す。</p> <p>発電所対策本部長は、緊急安全対策要員へディーゼル発電機改良型フィルタの時間監視、フィルタ取替・清掃を指示する。          緊急安全対策要員は、交換用フィルタを保管場所から所定の場所へ運搬する。          緊急安全対策要員は、フィルタの取替・清掃を実施する。</p>	<p>手順変更なし</p>	<p>・炉規則第83条第一号口(1)の要求である「火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。」に対する対策のうち、「ディーゼル発電機改良型フィルタのフィルタ取替・清掃」手順については、DNP層厚変更を踏まえても作業手順の変更はない。</p>

大飯発電所 火山影響等発生時における手順の比較

変更前（平成30年12月17日付け、原規規発第1812177号）	変更後（令和3年7月1日申請版）	理由
<p>(3) タービン動補助給水ポンプを用いた蒸気発生器2次側による炉心冷却のための手順等        「(1)b.対応手段と設備の選定の結果」を踏まえた対策の概略系統図を第12図に、対応手順の概要を第13図に示すとともに、対策手順等を以下に示す。</p> <p>a. タービン動補助給水ポンプを用いた炉心冷却        火山影響等発生時において、原子炉停止後、外部電源が喪失しディーゼル発電機から給電中に全てのディーゼル発電機が機能喪失となった場合は全交流動力電源喪失となるが、降下火砕物の影響により空冷式非常用発電装置からの代替受電ができない場合に、タービン動補助給水ポンプを用いた蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準        (中略)</p> <p>(b) 作業手順        ア. 電源車による給電開始        「(4)b.(b)ア.電源車による給電開始」による。</p> <p>イ. タービン動補助給水ポンプを用いた炉心冷却        作業手順は、設置（変更）許可添付書類十追補による。</p>	<p>手順変更なし</p>	<p>・炉規則第83条第一号口(2)の要求である「(1)に掲げるもののほか、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること。」に        対する対策のうち、「タービン動補助給水ポンプを用いた炉心冷却」手順については、DNP層厚変更を踏まえても作業手順の変更はない。</p>



大飯発電所 火山影響等発生時における手順の比較

凡例 赤下線：層厚変更に伴う変更箇所

青下線：変更前後の差異箇所

緑文字：実際には記載のない補足記載

変更前（平成30年12月17日付け、原規規発第1812177号）	変更後（令和3年7月1日申請版）	理由
<p>(4) 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）を用いた蒸気発生器2次側による炉心冷却及び同ポンプの機能を維持するための手順等</p> <p>「(1)b.対応手段と設備の選定の結果」を踏まえた対策の概略系統図を第14図に、電源車による給電の概要を第15図に、対応手順の概要を第16図に示すとともに、対策手順等を以下に示す。</p> <p>a. 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）への準備作業</p> <p>火山影響等発生時に蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）の機能を維持するための対策として、電源車の移動及び電源ケーブルの敷設・接続、可搬式排気ファン<sup>1</sup>の設置、仮設ダクトの敷設・接続の手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>(中略)</p> <p>(b) 作業手順</p> <p>蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）への準備作業の概略手順は以下のとおり。第17-1図、第18図にタイムチャートを示す。</p> <p>ア. 電源車による給電準備</p> <p>発電所対策本部長は、緊急安全対策要員へ電源車による給電準備を指示する。</p> <p>緊急安全対策要員は、タービン建屋のオープンハッチシャッターを開放し、電源車を保管場所からタービン建屋内へ移動する。</p> <p>緊急安全対策要員は、電源車の燃料源となる軽油ドラム缶をタービン建屋近傍へ移動する。</p> <p>緊急安全対策要員は、タービン建屋のオープンハッチシャッターを閉止する。</p> <p>緊急安全対策要員は、電源車から安全メタクラまで電源ケーブルを敷設する。</p> <p>緊急安全対策要員は、人用扉を開放し、タービン建屋に可搬式排気ファン及び仮設ダクトを設置する。</p> <p>緊急安全対策要員は、人用扉開口部にシート養生による目張りを実施する。</p>	<p>(1) 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）を用いた蒸気発生器2次側による炉心冷却および同ポンプの機能を維持するための手順等</p> <p>対策の概略系統図を第1図に、電源車による給電の概要を第2図に、通信連絡設備の電源系統の概要を第3図に、対応手順の概要を第4図に示すとともに、対策手順等を以下に示す。</p> <p>a. 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）への準備作業</p> <p>火山影響等発生時に蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）の機能を維持するための対策として、電源車の移動および電源ケーブルの敷設・接続、可搬式排気ファン<sup>1</sup>の設置、仮設ダクトの敷設・接続並びに可搬式ドラム缶等を設置1するための手順を整備する。</p> <p>(a) 作業手順</p> <p>蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）への準備作業の概略手順は、以下のとおり。第5-1図、第6図にタイムチャートを示す。</p> <p>ア. 電源車による給電準備</p> <p>発電所対策本部長は、緊急安全対策要員へ電源車による給電準備を指示する。</p> <p>緊急安全対策要員は、原子炉周辺建屋2のスライド扉3を開放し、電源車を保管場所から原子炉周辺建屋2内へ移動する。</p> <p>緊急安全対策要員は、電源車の燃料源となる軽油ドラム缶を原子炉周辺建屋2近傍へ移動する。</p> <p>緊急安全対策要員は、原子炉周辺建屋2のスライド扉3を閉止し、人用扉を開く。</p> <p>緊急安全対策要員は、人用扉を通して電源車から安全系母線に給電できるように可搬式代替電源接続盤4まで電源ケーブルを敷設・接続する。</p> <p>緊急安全対策要員は、人用扉開口部にシート養生による目張りを実施する。</p> <p>緊急安全対策要員は、原子炉周辺建屋2に可搬式排気ファンおよび仮設ダクトを設置する。</p>	<p>・炉規則第83条第一号(3)の要求である</p> <p>「(2)に掲げるものほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。」に対する対策のこと。」に対する対策のうち、「電源車による給電準備」手順については、DNP層厚変更を踏まえ、下線部のとおり作業手順を変更する。</p> <p>1 電源車の設置場所を管理区域である原子炉周辺建屋に変更したことによる追記</p> <p>2 電源車の設置場所変更に伴う建屋名称の見直し</p> <p>3 電源車の設置場所変更に伴う扉名称の見直し</p> <p>4 電源車の設置場所変更に伴うケーブル接続箇所の見直し</p> <p>（「電源車による給電準備」の変更前後の、の順序については、建屋内への降灰侵入低減を考慮し変更する）</p>

大飯発電所 火山影響等発生時における手順の比較

変更前（平成30年12月17日付け、原規規発第1812177号）	変更後（令和3年7月1日申請版）	理由
<p>b. 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）を用いた炉心冷却                  火山影響等発生時において、全交流動力電源喪失となりタービン動補助給水ポンプを用いた蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う際に、タービン動補助給水ポンプによる給水ができない場合は、電源車を起動し、蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）を用いた蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。</p> <p>第14図に概略系統図、第17-2図にタイムチャートを示す。</p> <p><u>(a) 手順着手の判断基準</u></p> <p>(b) 作業手順                  ア. 電源車による給電開始                  発電所対策本部長は緊急安全対策要員に、当直課長は運転員等に電源車による給電開始を指示する。                  運転員等は、不要負荷をしゃ断器開放操作にて切り離す。                  緊急安全対策要員は、<u>安全系メタクラに電源ケーブルを接続する。</u>                  緊急安全対策要員は、電源車を起動し、運転状態を確認する。                  緊急安全対策要員は、可搬式排気ファンを起動する                  運転員等は、メタクラ・パワーセンタへの給電操作を行い、母線電圧にて受電確認を実施する。</p>	<p>b. 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）を用いた炉心冷却                  火山影響等発生時において、全交流動力電源喪失となりタービン動補助給水ポンプを用いた蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う際に、タービン動補助給水ポンプによる給水ができない場合は、電源車を起動し、蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）を用いた蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。</p> <p>第1図に概略系統図、第5-2図にタイムチャートを示す。</p> <p>(a) 作業手順                  ア. 電源車による給電開始                  発電所対策本部長は緊急安全対策要員に、当直課長は運転員等に電源車による給電開始を指示する。                  運転員等は、不要負荷をしゃ断器開放操作にて切り離す。                  緊急安全対策要員は、<u>可搬式ダストンプラ等を用いて、電源車周辺の空気中の放射性物質濃度に異常がないことを確認する</u> 1。                  緊急安全対策要員は、電源車を起動し、運転状態を確認する。                  緊急安全対策要員は、可搬式排気ファンを起動する。                  運転員等は、メタクラ・パワーセンタへの給電操作を行い、母線電圧にて受電確認を実施する。</p>	<p>・炉規則第83条第一号口（3）の要求である「（2）に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。」に対する対策のうち、「電源車による給電開始」手順については、DNP層厚変更を踏まえ、下線部のとおり作業手順を変更する。</p> <p>1 電源車の設置場所を管理区域である原子炉周辺建屋に変更したことによる追記</p>

大飯発電所 火山影響等発生時における手順の比較

変更前（平成30年12月17日付け、原規規発第1812177号）	変更後（令和2年6月3日付け、原規規発第2006033号）	理由
<p>a. 緊急時対策所の居住性確保に関する手順等</p> <p>火山影響等発生時において、必要な数の要員を収容する等の発電所対策本部としての機能を維持するため、緊急時対策所（指揮所）の居住性を確保する。</p> <p>緊急時対策所（指揮所）は、1・2号炉原子炉補助建屋内に配置しているため、緊急時対策所（指揮所）の居住性は、緊急時対策所（指揮所）を開放することにより居住性を確保する。概要を第19図に示す。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準                      （中略）</p> <p>(b) 作業手順                      緊急時対策所の居住性確保のための概略手順は以下のとおり。</p> <p>発電所対策本部長は、緊急時対策本部要員へ緊急時対策所扉の開放を指示する。                      緊急時対策本部要員は、緊急時対策所扉を開放する。</p>	<p>1. 緊急時対策所の居住性確保に関する手順等</p> <p>(1) 対応手段と設備の選定の考え方</p> <p>火山影響等発生時において、必要な数の要員を収容し、緊急時対策本部としての機能を維持するため、緊急時対策所の居住性を確保する。</p> <p>緊急時対策所の居住性確保のために必要な設備として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対策所非常用空気浄化ファン</li> <li>・緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット</li> </ul> <p>が設置されているが、降灰時においてはフィルタの閉塞が懸念されるため、上記設備は使用せず、緊急時対策所入口扉を開放し、仮設フィルタを設置することにより対応する。</p> <p>仮設フィルタ設置の概要を第1図に示すとともに、対策内容を以下に示す。なお、仮設フィルタは緊急時対策所内に保管・設置することとしており、フィルタ閉塞時は適宜フィルタの交換を行うことから、降下火砕物の影響を受けることはない。</p> <p>(2) 手順着手の判断基準                      （中略）</p> <p>(3) 作業手順                      緊急時対策所の居住性確保のために、<u>仮設フィルタを設置する手順は以下のとおり</u>。第2図にタイムチャートを示す。</p> <p>発電所対策本部長は、仮設フィルタの取り付けを指示する。                      緊急安全対策要員は、緊急時対策所扉を開放する。                      緊急安全対策要員は、<u>緊急時対策所扉(2箇所)に仮設フィルタを取り付ける。</u></p>	<p>・既認可保安規定の炉規則第83条第四号の要求である「前三号に掲げるもののほか、設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。」に対する対策のうち、「緊急時対策所の居住性確保に関する手順等」については、新緊急時対策所の認可(令和2年6月3日付け、原規規発第2006033号)の際に変更後のとおり手順を変更しており、火山灰層厚の増加によっても仮設フィルタの取り付け方法に変更はなく、緊急時対策所内の酸素濃度および二酸化炭素濃度を監視し必要に応じて仮設フィルタを取替えることに変更はないことから、手順の変更はない。</p>

大飯発電所 火山影響等発生時における手順の比較

変更前（平成30年12月17日付け、原規規発第1812177号）	変更後（令和2年6月3日付け、原規規発第2006033号）	理由
<p>b. 通信連絡設備に関する手順等</p> <p>(a)対応手段と設備の選定の考え方</p> <p>火山影響等発生時における通信連絡については、新規制基準対応として整備した設計基準事故対処設備（重大事故等対処設備との兼用を含む。）の通信連絡設備のうち、降下火砕物の影響を受けない有線系の設備を複数手段確保することにより機能を確保する。なお、発電所外への通信連絡設備については、災害時優先契約回線に加えて輻輳等による制限を受けない専用通信回線にも接続している。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>(b)対応手段と設備の選定の結果</p> <p>火山影響等発生時に使用する通信連絡設備は以下のとおり。発電所内外の通信連絡設備の概要を第20図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転指令設備（事故一斉放送装置）</li> <li>・保安電話</li> <li>・加入電話、加入ファクシミリ</li> <li>・統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP電話、IP-FAX）</li> <li>・安全パラメータ表示システム（SPDS）SPDS表示装置及び安全パラメータ伝送システム</li> <li>・携行型通話装置</li> </ul> <p>これらの設備については、降下火砕物堆積荷重に対して構造健全性を有する建屋内に設置されており、また有線系の通信回線有ることから降下火砕物の影響を受けることはない。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p>	<p>2. 通信連絡設備に関する手順等</p> <p>(1)対応手段と設備の選定の考え方</p> <p>火山影響等発生時における通信連絡については、新規制基準対応として整備した設計基準事故対処設備（重大事故等対処設備との兼用を含む。）の通信連絡設備のうち、降下火砕物堆積荷重に対して構造健全性を有する建屋内に設置されており、降下火砕物の影響を受けない有線系の設備を複数手段確保することにより機能を確保する。なお、発電所外への通信連絡設備については、災害時優先契約回線に加えて輻輳等による制限を受けない専用通信回線にも接続している。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>(2)対応手段と設備の選定の結果</p> <p>火山影響等発生時に使用する通信連絡設備は以下のとおり。設備の概要を第3図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転指令装置（事故一斉放送装置）</li> <li>・保安電話</li> <li>・加入電話、加入ファクシミリ</li> <li>・統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP電話、IP-FAX）</li> <li>・安全パラメータ表示システム（SPDS）SPDS表示装置及び安全パラメータ伝送システム</li> <li>・携行型通話装置</li> </ul> <p>上記設備について、電源系統の概要を第4図に、電源車による給電の概要を第5図に示すとともに、対応手順等を以下に示す。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p>	<p>・既認可保安規定の炉規則第83条第四号の要求である「前三号に掲げるもののほか、設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。」に対する対策のうち、「緊急時対策所の居住性確保に関する「手順等」については、新緊急時対策所の認可（令和2年6月3日付け、原規規発第2006033号）の際に変更後のとおり手順を変更しており、火山灰層厚の増加によっても変更後に記載している考え方、設備を使用した対応を行うことに変更はない。</p>

大飯発電所 火山影響等発生時における手順の比較

変更前（平成30年12月17日付け、原規規発第1812177号）	変更後（令和2年6月3日付け、原規規発第2006033号）
<p>(c) 手順着手の判断基準</p> <p>ア、電源車及び電源車（緊急時対策所用）(DB)による給電準備              気象庁が発表する降灰予報（「速報」又は「詳細」）により発電所への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において地理的領域（発電所敷地から半径160km）内の火山に20km以上の噴煙が観測されたが噴火後の10分以内に降灰予報が発表されない場合又は降下火砕物による発電所への重大な影響が予想される場合。              なお、その後降灰予報が発表され、発電所への降灰が「多量」未満もしくは範囲外となつた場合は、体制を解除する。</p> <p>イ、電源車及び電源車（緊急時対策所用）(DB)による給電開始              火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、3号炉又は4号炉のディーゼル発電機全台が機能喪失した場合、電源車による給電を開始する。              火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、1号炉のディーゼル発電機全台が機能喪失した場合、電源車（緊急時対策所用）(DB)による給電を開始する。</p> <p>(d) 作業手順              通信連絡設備への給電準備及び給電開始の概略手順は以下のとおり。              第17-1図及び第23-1図に給電準備のタイムチャートを示す。              第17-2図及び第23-2図に給電開始のタイムチャートを示す。</p> <p>ア、電源車による給電準備              「(4)a.(b)作業手順」による。</p> <p>イ、電源車（緊急時対策所用）(DB)による給電準備              発電所対策本部長は、緊急安全対策要員へ電源車（緊急時対策所用）(DB)による給電準備を指示する。              緊急安全対策要員は、1・2号炉燃料取扱建屋のシャッターを開放し、電源車（緊急時対策所用）(DB)を保管場所から1・2号炉燃料取扱建屋内へ移動する。              緊急安全対策要員は、1・2号炉燃料取扱建屋のシャッターを閉止し、人用扉を開く。              緊急安全対策要員は、人用扉を通して電源車（緊急時対策所用）(DB)から緊急時対策所まで給電できるようにケーブルを敷設・接続する。              緊急安全対策要員は、人用扉開口部にシート養生による目張りを実施する。              緊急安全対策要員は、燃料取扱建屋に可搬式排気ファン及び仮設ダクトを設置する。</p>	<p>(3) 手順着手の判断基準</p> <p>ア、電源車による給電準備              気象庁が発表する降灰予報（「速報」又は「詳細」）によりおおい町への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において、地理的領域（発電所敷地から半径160km）内の活火山に20km以上の噴煙が観測されたが噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合又は降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合。</p> <p>イ、電源車による給電開始              火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、3号炉又は4号炉のディーゼル発電機全台が機能喪失した場合、電源車による給電を開始する。</p> <p>（作業手順については、「電源車による給電準備」に記載のとおり）</p>
	<p>理由</p> <p>・既認可保安規定の炉規則第83条第四号の要求である「前三号に掲げるもののほか、設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。」に対する対策のうち、「緊急時対策所の居住性確保に関する手順等」については、新緊急時対策所の認可（令和2年6月3日付け、原規規発第2006033号）の際に変更後のおり手順を変更しており、「電源車による給電準備、給電開始」および電源車（緊急時対策所用）(DB)による給電準備、給電開始」について、「電源車による給電準備および給電開始」手順に集約されており、変更後の手順は前述のとおり。</p>

大飯発電所 火山影響等発生時における手順の比較

変更前（平成30年12月17日付け、原規規発第1812177号）	変更後（令和3年7月1日申請版）	理由
<p>ウ．電源車による給電開始                      「(4)b．(b)ア．電源車による給電開始」による。</p> <p>工．電源車（緊急時対策所用）(DB)による給電開始                      発電所対策本部長は、緊急安全対策要員に電源車（緊急時対策所用）(DB)による給電開始を指示する。                      緊急安全対策本部要員は、不要負荷を切り離す。                      緊急安全対策要員は、可搬式ダストサンブラ等を用いて、電源車周辺の空気中の放射性物質濃度に異常がないことを確認する。                      緊急安全対策要員は、電源車を起動し、運転状態を確認する。                      緊急安全対策要員は、可搬式排気ファンを起動する。</p> <p>c．電源車の燃料確保に関する手順等                      火山影響等発生時における電源車の燃料確保については、軽油ドラム缶から燃料を抜き取り、給油することで燃料を補給する。                      電源車の燃料確保の概略図を第25図に示す。                      電源車の燃料を確保するために必要となる軽油ドラム缶による燃料補給の手順等を以下のとおり整備する。</p> <p>(a) 軽油ドラム缶の建屋近傍への移動                      火山影響等発生時において、降灰の影響を受けることなく燃料補給を行うため、運搬車をを用いて軽油ドラム缶をタービン建屋近傍へ移動させる。</p> <p>ア．手順着手の判断基準                      （中略）</p>	<p>（作業手順については、「電源車による給電開始」に記載のとおり）</p> <p>(3) 電源車の燃料確保に関する手順等                      火山影響等発生時における電源車の燃料確保については、軽油ドラム缶から燃料を抜き取り、給油することで燃料を補給する。                      電源車の燃料確保の概略図を第7図に示す。                      電源車の燃料を確保するために必要となる軽油ドラム缶による燃料補給の手順等を以下のとおり整備する。</p> <p>a．軽油ドラム缶の建屋近傍への移動                      火山影響等発生時において、降灰の影響を受けることなく燃料補給を行うため、運搬車をを用いて軽油ドラム缶を原子炉周辺建屋 5近傍へ移動させる。</p>	<p>・炉規則第83条第一号口                      (3)の要求である                      「(2)に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するのための対策に関すること。」に対する対策のうち、「軽油ドラム缶の建屋近傍への移動」手順については、DNP層厚変更を踏まえ、下線部のとおり作業手順を変更する。</p> <p>5 電源車の設置場所変更に伴う建屋名称の見直し</p>

大飯発電所 火山影響等発生時における手順の比較

変更前（平成30年12月17日付け、原規規発第1812177号）	変更後（令和3年7月1日申請版）	理由
<p>イ．作業手順                      軽油ドラム缶の建屋近傍への移動の概略手順は以下のとおり。                      第26図にタイムチャートを示す。                      発電所対策本部長は、緊急安全対策要員に軽油ドラム缶のタービン建屋近傍への移動を指示する。                      緊急安全対策要員は、運搬車両を用いて軽油ドラム缶をタービン建屋近傍に移動させる。</p> <p>(b) 軽油ドラム缶からの燃料補給                      火山影響等発生時において、電源車の燃料を確保するための対策として軽油ドラム缶からの燃料補給を行う手順を整備する。</p> <p>ア．手順着手の判断基準                      （中略）</p> <p>イ．作業手順                      軽油ドラム缶からの燃料補給の概略手順は以下のとおり。                      第27図にタイムチャートを示す。                      発電所対策本部長は、緊急安全対策要員に軽油ドラム缶からの燃料補給を指示する。                      緊急安全対策要員は、電源車の油量を確認し、必要に応じ燃料補給を実施する。</p>	<p>(a) 作業手順                      軽油ドラム缶の建屋近傍への移動の概略手順は、以下のとおり。第8図にタイムチャートを示す。                      発電所対策本部長は、緊急安全対策要員に軽油ドラム缶の原子炉周辺建屋5近傍への移動を指示する。                      緊急安全対策要員は、運搬車両を用いて軽油ドラム缶を原子炉周辺建屋5近傍に移動させる。</p> <p>（「軽油ドラム缶からの燃料補給」作業手順については変更なし）</p>	<p>・炉規則第83条第一号口（3）の要求である                      「（2）に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。」に対する対策のうち、「軽油ドラム缶の建屋近傍への移動」手順については、DNP層厚変更を踏まえ、下線部の変更とおり作業手順を変更する。</p> <p>5 電源車の設置場所変更に伴う建屋名称の見直し</p>

層厚変更に伴うディーゼル発電機改良型フィルタの運用変更と  
手順・タイムチャートへの影響について

1. ディーゼル発電機改良型フィルタの運用変更について

「3. 気中降下火砕物濃度の変更に伴い評価対象となる運用の評価」において、ディーゼル発電機改良型フィルタに係る手順・時間への影響を以下に示す。

内容	作業手順	作業時間	着手時間
フィルタの取替 清掃	無 (フィルタの仕様を変更していないため、作業手順に影響はない)	無 (作業手順に変更がないため、作業時間に影響は無い)	<b>有</b> <b>(フィルタの基準捕集容量到達が変更となるため、取替の着手時間に影響がある)</b>

2. 手順・タイムチャートへの影響について

「3. 気中降下火砕物濃度の変更に伴い評価対象となる運用の評価」ではフィルタ取替の着手時間を変更しており、変更前が 120 分だったが、変更後は 340 分でフィルタ取替を着手することとなっている。

噴火発生からのタイムチャートの前後表を以下に示す。フィルタ取替の着手時間の変更に伴い、1 回目のフィルタ取替に着手する時間は、変更前が噴火発生後から 3 時間(噴火発生から 60 分後に降灰が到達 + フィルタ取替の着手時間 120 分 = 180 分)としていたが、変更後は噴火発生後から 6 時間 40 分後(噴火発生から 60 分後に降灰が到達 + フィルタ取替の着手時間 340 分 = 400 分)となっている。また、フィルタ取替の間隔についても、変更前が 120 分間隔だったが、変更後は 340 分間隔となっている。

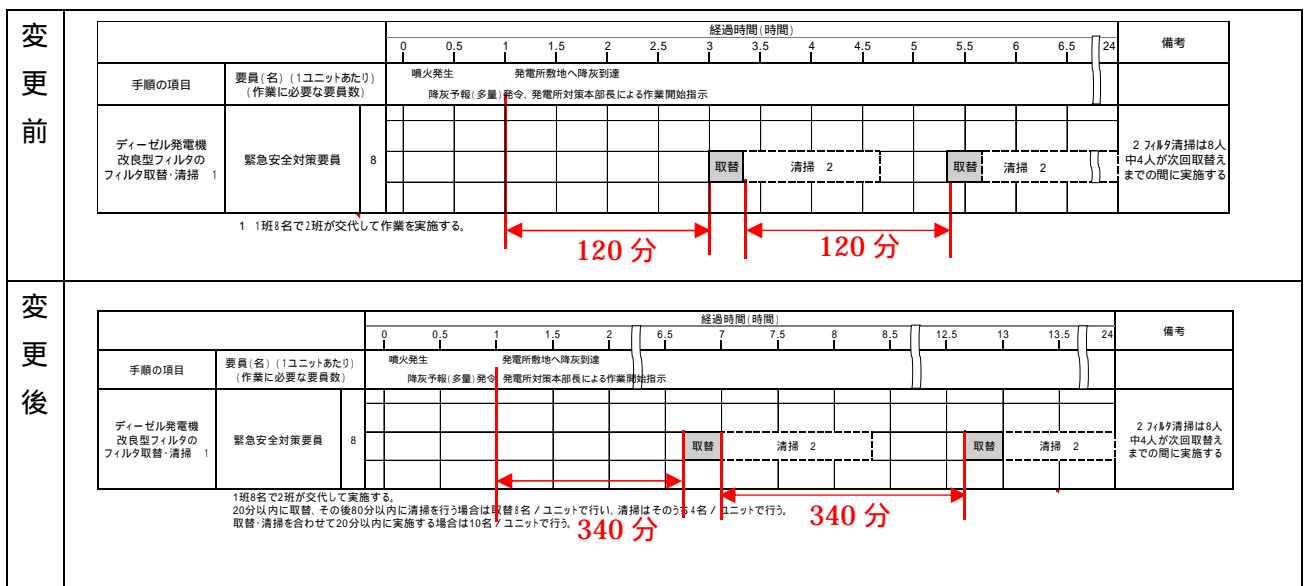


表 1 ディーゼル発電機改良型フィルタの取替・清掃におけるタイムチャート



蒸気発生器への注水による炉心冷却の成立性の見直しと  
蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）による注水作業の変更について

1. はじめに

火山影響発生時において、全交流動力電源喪失が発生した場合でも、蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）（以下、「仮設中圧ポンプ」という。）により蒸気発生器へ注水することで、炉心の著しい損傷を防止できることについて確認しているが、層厚の見直しによる、仮設中圧ポンプによる蒸気発生器への注水作業の変更点を説明する。

2. 層厚見直し後の解析条件の変化について

火山影響発生時における対応手順が解析条件に影響する部分は「2次系強制冷却開始(主蒸気逃がし弁開)」であり、仮設中圧ポンプによる蒸気発生器への注水準備の完了時間が設定条件となっている。この準備完了時間は、変更前が195分(原子炉トリップから180分)、変更後が275分(原子炉トリップから260分)となっている。

主な変更点として、火山灰の噴出規模の見直しに伴いディーゼル発電機改良型フィルタの基準捕集容量到達までの時間変更により、フィルタの閉塞(全交流電源喪失)発生時間が160分から240分に変更となっている。(「3. 気中降下火砕物濃度の変更に伴い評価対象となる運用の評価(1)g.」を参照)

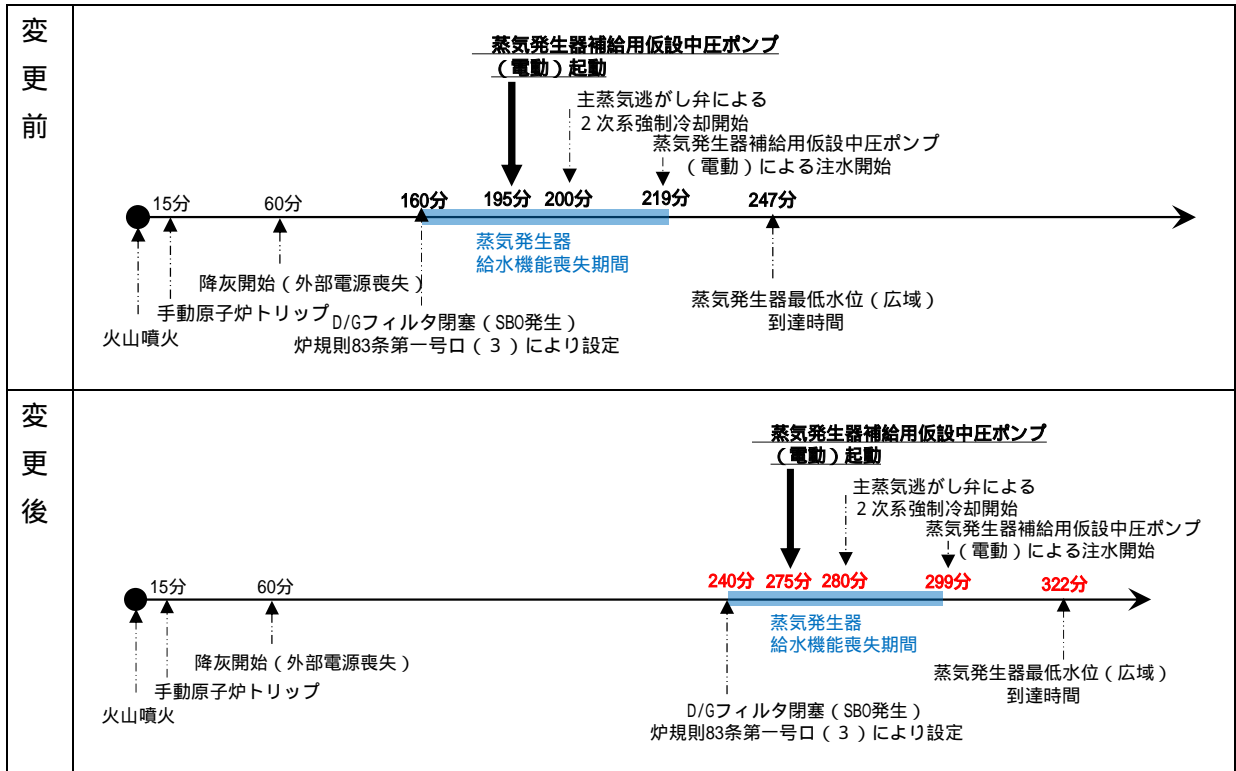


表 1 火山噴火以降の事象進展と対応手順

### 3. 層厚見直し後の仮設中圧ポンプによる蒸気発生器への注水作業の変化について

仮設中圧ポンプによる蒸気発生器への注水作業は、作業着手タイミングの変更により、仮設中圧ポンプの準備完了、起動時間が195分(原子炉トリップから180分)から275分(原子炉トリップから260分)へ変更されている。

仮設中圧ポンプによる蒸気発生器への注水作業の層厚変更前後のタイムチャートを表2に示す。

電源車からの給電作業における不要負荷の切り離しは、全交流動力電源機能喪失後の作業となるため、変更前は噴火発生から160分後に着手としていたが、変更後は240分となっている。

また、電源車の給電ケーブル敷設接続作業は、噴火発生から125分経過後に作業を着手することとしていたが、変更後は215分後に着手することとなっている。

なお、電源車の移動先をタービン建屋から原子炉周辺建屋へ変更したことに伴い、電源車の移動作業と可搬式排気ファンと仮設ダクトの設置に係る作業が変更となっているが、これらの作業に関しては別紙4で説明する。

変更前	仮設中圧ポンプによる蒸気発生器への給水準備		経過時間(分)																											備考
			0	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100	110	120	130	140	150	160	170	180	190	200	210	220	230	240	250	260	
手順の項目	要員(名) (作業に必要な要員数)	噴火発生 発電所敷地への降灰到達 降灰予報(多量)発令、発電所対策本部長による作業開始指示																												
ホース接続、 系統構成、 注水準備	緊急安全 対策要員 (1ユニット あたり) 5(3号炉) 5(4号炉)	110分																												
電源車の移動	緊急安全 対策要員 (1ユニット あたり) 2 (3,4号炉)	25分 (3号炉)	25分 (4号炉)																											
給電用ケーブル敷 設、接続	緊急安全 対策要員 (1ユニット あたり) 2(3号炉) 2(4号炉)	55分																												
可搬式排気ファン及 び仮設ゲート等の設 置作業	緊急安全 対策要員 (3,4号 炉合計) 4 (3,4号炉)	60分																												
不要負荷切り離し、安 電操作	運転員 (1ユニット あたり) 5(3号炉) 5(4号炉)	30分 (不要負荷 切り離し)																											5分 (安電 操作)	

変更後	仮設中圧ポンプによる蒸気発生器への給水準備		経過時間(分)																											備考
			0	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100	110	120	130	140	150	160	170	180	190	200	210	220	230	240	250	260	
手順の項目	要員(名) (作業に必要な要員数)	噴火発生 発電所敷地への降灰到達 降灰予報(多量)発令、発電所対策本部長による作業開始指示																												
ホース接続、 系統構成、 注水準備	緊急安全 対策要員 (1ユニット あたり) 5(3号炉) 5(4号炉)	110分																												
電源車の移動	緊急安全 対策要員 (1ユニット あたり) 2 (3,4号炉)	50分 (3,4号炉)																												
給電用ケーブル敷 設、接続	緊急安全 対策要員 (1ユニット あたり) 2(3号炉) 2(4号炉)	55分																												
可搬式排気ファン及 び仮設ゲート等の設 置作業	緊急安全 対策要員 (1ユニ ットあたり) 3(3号炉) 3(4号炉)	50分(屋外:移動) 80分(屋内:設置)																												
不要負荷切り離し、安 電操作	運転員 (1ユニット あたり) 5(3号炉) 5(4号炉)	30分 (不要負荷 切り離し)																											5分 (安電 操作)	

電源車の移動先をタービン建屋から原子炉周辺建屋へ変更したことに伴う変更

表2 仮設中圧ポンプによる蒸気発生器への注水作業におけるタイムチャート

火山影響発生時に使用する設備の設置場所変更に伴う手順の変更について

1. 設置位置を変更する設備について

既認可保安規定の炉規則第 8 3 条に対する対策として、対応時の設置位置をタービン建屋に定めている設備があるが、火山灰降灰層厚増加を考慮して、より頑健な建屋である原子炉周辺建屋に設置場所を変更する対応をとっている。

設置位置をタービン建屋に定めている設備は以下のとおりであり、これらの設備は対応時の設置位置を原子炉周辺建屋に変更する。

- ・ 電源車
- ・ 軽油ドラム缶（燃料運搬車）

各設備の変更する詳細配置は 添付「火山影響等発生時における配置図、タイムチャートの比較」に示す。

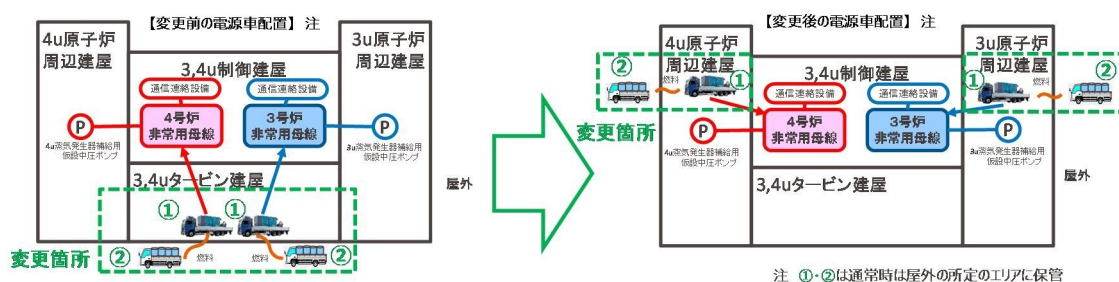


図 1 火山影響発生時に使用する設備の設置場所変更の概要  
 ( ① は電源車、 ② は軽油ドラム缶（燃料運搬車）を示す )

2. 設置場所を変更に伴う作業手順の変更について

電源車と軽油ドラム缶(燃料運搬車)の手順項目と各手順に対する作業量とタイムチャートへの影響を表 1 に示す。

各手順に対する作業量とタイムチャートへ影響があるものは電源車の移動、可搬式ファン及び仮設ダクト等の設置であり、当該作業については作業時間と人数の変更を行う。なお、電源車の移動、可搬式ファン及び仮設ダクト等の設置に係る具体的な変更点を図 2 ~ 4 に示す。

各手順に対する詳細な作業とタイムチャートは 添付「火山影響等発生時における配置図、タイムチャートの比較」に示す。

	手順項目	作業量・タイムチャートへの影響
電源車	電源車の移動	有 <u>(移動先の変更に伴い移動距離が変わるため、作業量が変動する)</u>
	給電ケーブルの敷設・設置	無 (電源車の移動先および接続先が変更となることで、ケーブルの敷設距離が変更となるが、配備しているケーブルで対応可能であることを確認している。また、ケーブル長は変更前と比べ短くなり、取り回しや接続も容易になるため作業時間に影響はなく、変更前の作業人数・時間で対応可能であることを確認している)
	可搬式ファン及び仮設ダクト等の設置	有 <u>(設置位置が変更に伴い、ダクト長に大きな差はなく、既設のダクト、ファンを使用できることを確認しているが、可搬式ファン及び仮設ダクト等の屋外から屋内へ運搬する作業が追加されるため、作業量が変動する)</u>
軽油ドラム缶 (燃料運搬車)	燃料運搬車の移動	無 (移動先は変更となるが、移動距離に大きな差はないため、作業量に変動はない)
	燃料補給	無 (設置位置が変更となるが補給ホース長が変わらないため、作業量の変動はない)

表1 各手順に対する作業量とタイムチャートへの影響

大飯発電所原子炉施設保安規定 令和2年6月3日付け 原規規発第2006033号 時点より影響を比較

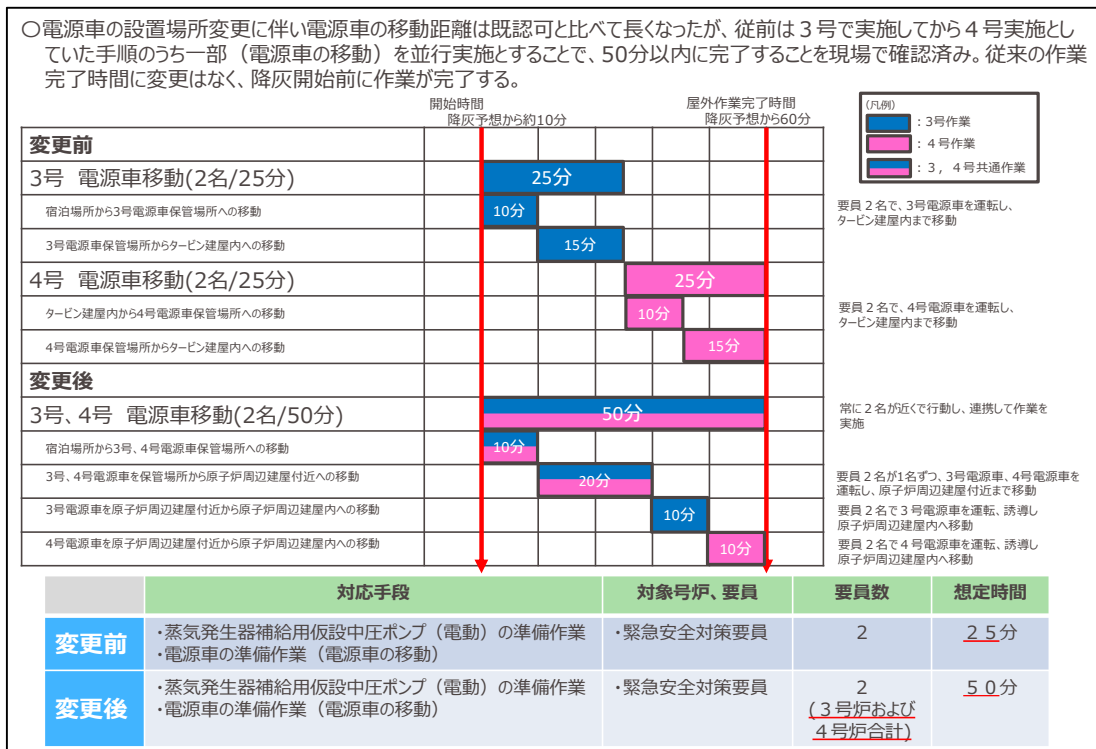


図2 電源車移動に係る具体的な変更点(1/2)

- 電源車の設置場所変更に伴い電源車の移動距離は既認可と比べて長くなったが、従前は3号で実施してから4号実施としていた手順のうち一部（電源車の移動）を並行実施とすることで、50分以内に完了することを現場で確認済み。従来の作業完了時間に変更はなく、降灰開始前に作業が完了する。

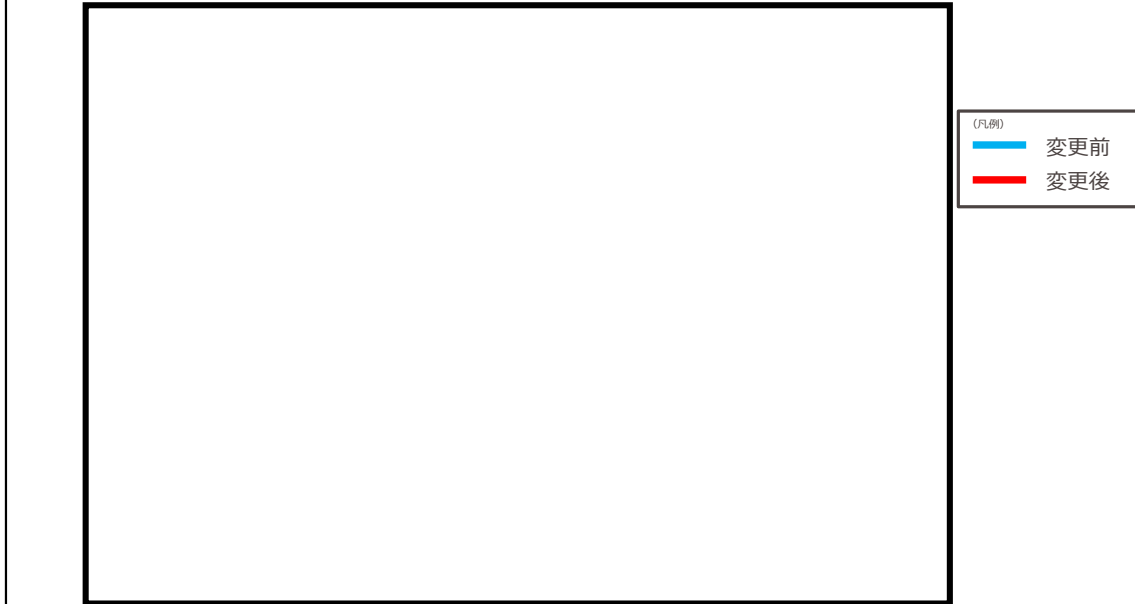
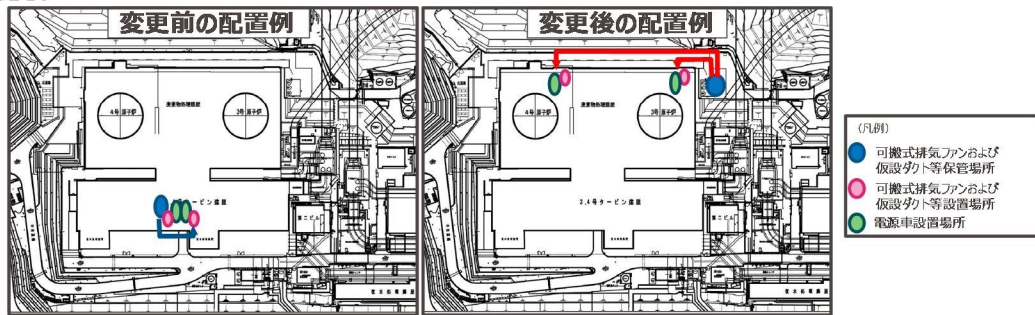


図3 電源車移動に係る具体的な変更点 ( 2 / 2 )

- 電源車の設置場所変更に伴い、従来タービン建屋（屋内）に保管していた可搬式排気ファン、仮設ダクト等の保管場所を原子炉周辺建屋近傍（屋外）へ変更した。（原子炉周辺建屋内に適した保管場所がないため）
- これにより可搬式排気ファン、仮設ダクト等を屋外から屋内へ運搬する手順が追加となったが、降灰開始までに対応できることを現場で確認済み。
- また、屋内作業の想定時間が20分増加するが、炉心冷却が可能な蒸気発生器の水位を維持できる時間内に作業を完了できる。



	開始時間 降灰予想約10分	屋外作業完了時間 降灰開始60分まで	
<b>変更前（1箇所当たり）</b>			
可搬式排気ファンおよび仮設ダクト等設置（4名/60分）			60分
<b>変更後（1箇所当たり）</b>			
可搬式排気ファンおよび仮設ダクト等運搬（3名/50分）	50分		屋内作業
可搬式排気ファンおよび仮設ダクト等設置（3名/80分）		屋外作業	80分

**注記の記載**

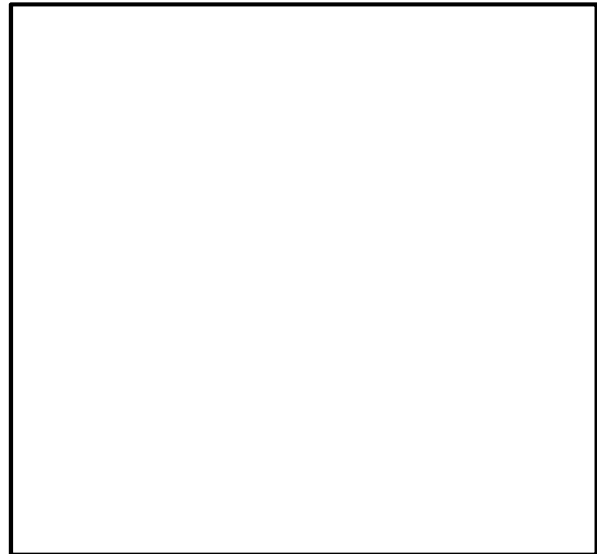
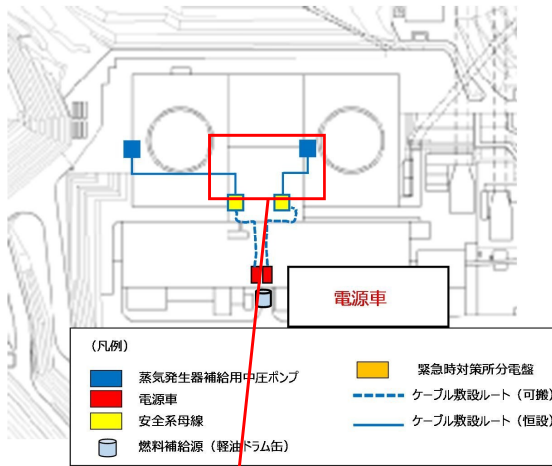
**変更前** 可搬式排気ファンおよび仮設ダクト等設置作業は、1箇所あたり上表とは別に緊急安全対策要員4名が60分以内で実施する。

**変更後** 可搬式排気ファンおよび仮設ダクト等設置作業は、1箇所あたり上表とは別に緊急安全対策要員3名が130分以内で実施する。

図4 可搬式ファン及び仮設ダクト等の設置に係る具体的な変更点

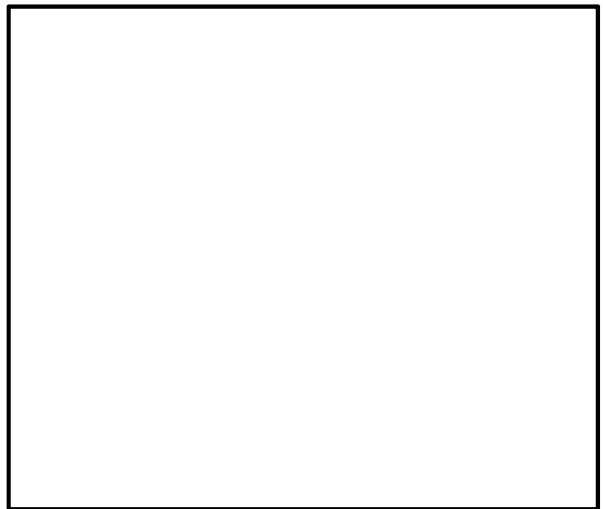
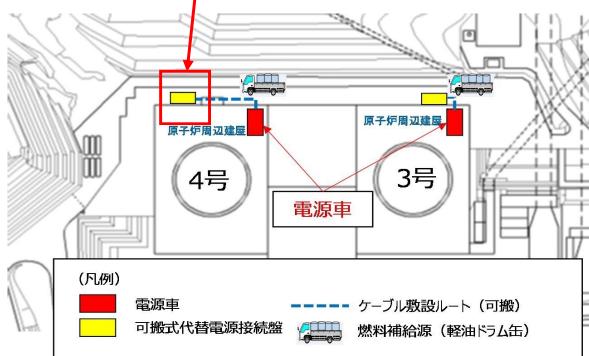
枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

変更前



3号炉及び4号炉 タービン建屋

変更後



原子炉周辺建屋 (4号炉の例)

理由

・炉規則第83条第一号口(3)の要求である「(2)に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。」に対する対策のうち、「電源車による給電準備」手順において、上流文書にて火山灰が影響を与える評価対象施設として評価し、火山灰降灰層厚増加を考慮し、より頑健な建屋である原子炉周辺建屋に電源車の配置場所を変更する。

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

大飯発電所 火山影響等発生時における配置図、タイムチャートの比較  
(電源車の移動ルート変更に伴う変更)

電源車による給電準備		経過時間(分)												備考		
手順の項目	要員(名)(1ユニットあたり) (作業に必要な要員数)	0	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100	110		120	
噴火発生 降灰予報(多量)発令、発電所対策本部長による作業開始指示 発電所敷地への降灰到達																
電源車の移動	緊急安全対策要員 2				電源車の移動(屋外)											準備完了
電源ケーブルの敷設・接続	緊急安全対策要員 2								作業着手から							
電源ケーブルの敷設・接続(屋内)																
屋外作業は降灰到達までに完了させる。 可搬式排気ファン及び仮設ダクト等の設置作業は、電源車起動までに、緊急安全対策要員4名が2時間以内に実施する。																

変更前

電源車による給電準備		経過時間(分)												備考		
手順の項目	要員(名) (作業に必要な要員数)	0	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100	110		120	
噴火発生 降灰予報(多量)発令、発電所対策本部長による作業開始指示 発電所敷地への降灰到達																
電源車の移動	緊急安全対策要員 2				電源車の移動(屋外)											準備完了
電源ケーブルの敷設・接続	緊急安全対策要員 (1ユニットあたり) 2								作業着手から							
電源ケーブルの敷設・接続(屋外)																
可搬式排気ファン及び仮設ダクト等の設置作業は、電源車起動までに、緊急安全対策要員3名が2時間10分以内に実施する。																

変更後

・炉規則第83条第一号口(3)の要求である「(2)に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。」に対する対策のうち、「電源車による給電準備」手順において、電源車の移動ルート変更に伴い、移動作業を2ユニット並行作業とし**2人25分(1ユニットあたり)から2人50分**に変更する

理由



大飯発電所 火山影響等発生時における配置図、タイムチャートの比較  
 (蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)による蒸気発生器への注水(変更なし))

		経過時間(分)														
		0	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100	110	120	130	
蒸気発生器補給用 仮設中圧ポンプ (電動)による 蒸気発生器への注水	緊急安全対策要員	噴火発生から60分														
		移動														
		補助給水系への接続														
		注水準備														

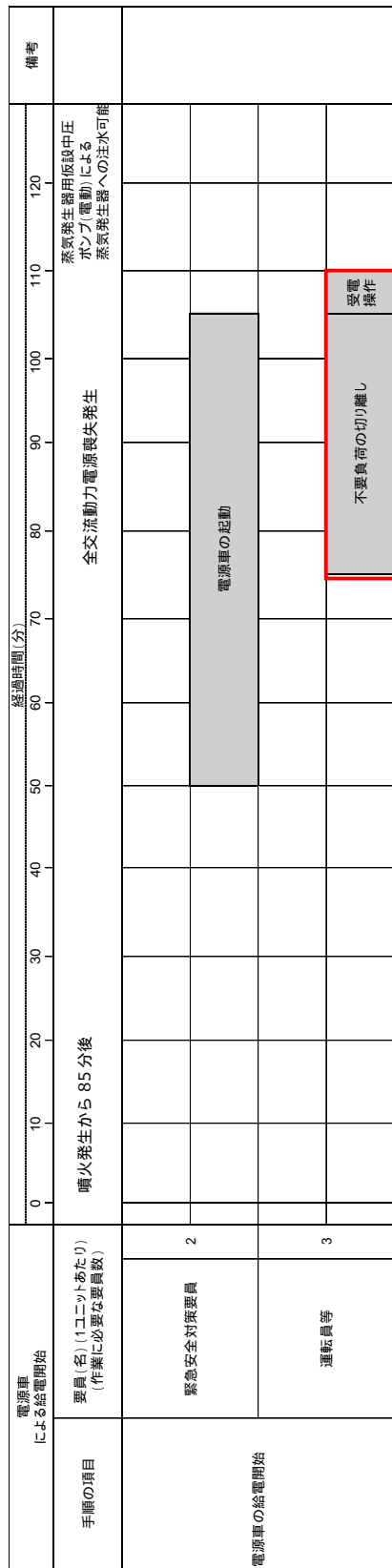
変更前

		経過時間(分)														
		0	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100	110	120	130	
蒸気発生器補給用 仮設中圧ポンプ (電動)による 蒸気発生器への注水	緊急安全対策要員	噴火発生から60分														
		移動														
		補助給水系への接続														
		注水準備														

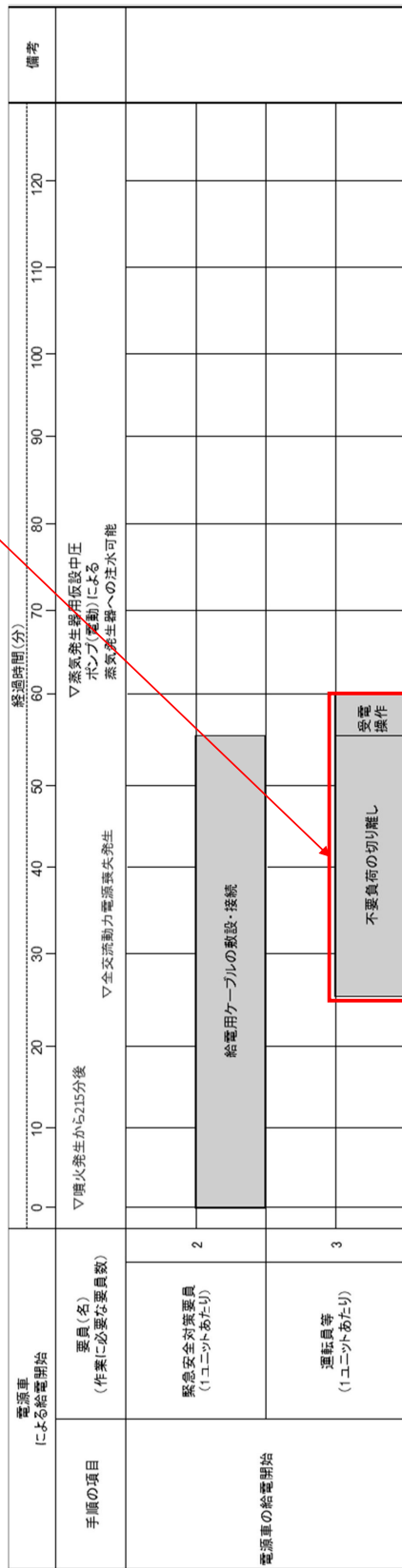
変更後

理由  
 ・炉規則第83条第一号口(3)の要求である「(2)に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。」に対する対策のうち、「電源車による給電準備」手順において、電源車の配置場所に変更するものの、蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプの設置場所に変更はないことから、本作業に係る時間に変更はない。

大飯発電所 火山影響等発生時における配置図、タイムチャートの比較  
(電源車の給電開始(変更なし))



変更前



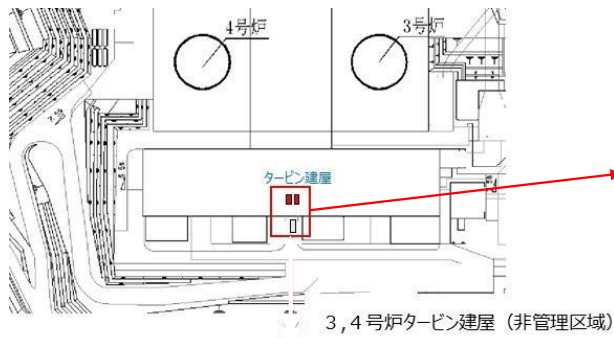
変更後

・炉規則第83条第一号口(3)の要求である「(2)に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。」に対する対策のうち、「電源車による給電開始」手順については、DNP層厚変更を踏まえ一部手順を変更するものの、不要負荷の切り離し等の作業自体に変更はないことから、本作業に係る時間の変更はない。  
(変更後の時間軸の起点の明確化)

理由

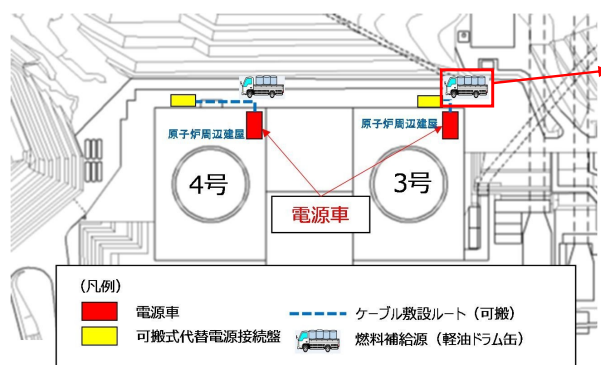
大飯発電所 火山影響等発生時における配置図、タイムチャートの比較  
(軽油ドラム缶配置場所の変更)

変更前



3号炉及び4号炉 タービン建屋

変更後



原子炉周辺建屋 (3号炉の例)

理由

・炉規則第83条第一号口(3)の要求である「(2)に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。」に対する対策のうち、「軽油ドラム缶の建屋近傍への移動」手順において、上流文書にて火山灰が影響を与える評価対象施設として評価し、火山灰降灰層厚増加を考慮し、より頑健な建屋である原子炉周辺建屋に電源車の配置場所を変更することに伴い、軽油ドラム缶の配置場所を原子炉周辺建屋近傍に変更する。

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

大飯発電所 火山影響等発生時における配置図、タイムチャートの比較  
(軽油ドラム缶の建屋内への移動(変更なし))

手順の項目		要員(数)	経過時間(分)										備考								
			10	20	30	40	50	60	70	80	90										
噴火発生			降灰予報(多量)発令、発電所対策本部長による作業開始指示 ▽約60分																		
軽油ドラム缶の建 屋内への移動	6	緊急安全対策要員																			

変更前

手順の項目		要員(数)	経過時間(分)										備考								
			10	20	30	40	50	60	70	80	90										
噴火発生			降灰予報(多量)発令、発電所対策本部長による作業開始指示 約60分																		
軽油ドラム缶の建屋近傍への移動	6	緊急安全対策要員																			

変更後

理由  
・炉規則第83条第一号ロ(3)の要求である「(2)に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。」に対する対策のうち、「軽油ドラム缶の建屋近傍への移動」手順において、上流文書にて火山灰が影響を与える評価対象施設として評価し、火山灰降灰層厚増加を考慮し、より頑健な建屋である原子炉周辺建屋に電源車の配置場所を変更することに伴い、軽油ドラム缶の配置場所を原子炉周辺建屋近傍に変更するが、各作業時間を変更することなく実施できることを確認している。

火山影響等発生時の対する保安規定審査資料の手順の想定時間の考え方  
および火山影響等発生時の教育訓練について

1. 火山影響等発生時の対する保安規定審査資料の手順の変更前後及び想定時間について  
火山影響等発生時の手順の変更有無、必要要員数及び作業時間、作業の成立性を別紙 5 - 1 に示す。
2. 手順の想定時間等とその成立性の確認の考え方について
  - (1) 想定時間  
 想定時間については、各作業を実施することにより、必要な時間に必要な設備が準備完了となるように以下を考慮し、設定している。  
 移動：人の移動については、通常よりも遅く歩いた場合（4km/h 未満）を想定している。また、車両等の移動については、運転速度を構内の制限速度（30km/h）以下として想定している。  
 作業：過去の同種の作業等で実施したものがある場合（例えば電源ケーブル、ホース敷設等の訓練）はその時間をもとに余裕をみた時間を想定している。  
 ：全体の作業時間、作業場所・環境等を考慮して設定  
 必要人数： と の想定により、必要な時間に必要な設備が準備できるように必要な人数を設定している。  
 よって、想定時間については、 ～ を集約したものとなり、具体的には手順ごとには、別紙 5 - 1 のとおりとなる。
  - (2) 実績時間  
 上記で想定した時間および人数にて実施できるかどうかを、実際に同様の内容を実施した時間および同種訓練や作業等からの実績にて計測し、問題ないかどうかを確認した時間を別紙 5 - 1 に記載している。  
 また、屋外作業については、防保護具（マスク、ゴーグル）も着用した上で確認を実施している。（別紙 5 - 2）
  - (3) 成立性の確認  
 上記内容を踏まえた上でタイムチャート上の「作業時間」として設定して、火山影響等発生時の対応としての全体の成立性を確認している。
3. 火山影響等発生時の教育訓練について  
 火山影響等発生時の教育訓練については、机上による手順書の確認ならびに現場トレースによる資機材の配備場所や設置場所の確認を含む教育訓練を年 1 回実施している。  
 本教育訓練では、S A 訓練と異なり成立性確認は実施していないものの、保安規定添付 2「火山影響等発生時の対策における主な作業」に要員数や想定時間の記載があることを踏まえ、以下の点に留意して実施している。
  - (1) 2. に記載のとおり要員数や想定時間は、実際に検証（環境条件等も考慮）した上で、余裕を持った設定とする。
  - (2) 手順通りに実施すれば想定時間の遵守が可能であることを確認の上、手順書を作成する。
  - (3) 机上訓練では、要員数や想定時間に加え、想定されるシナリオ等に係る内容も教育する。
  - (4) 火山影響等発生時の手順の多くは基本的に S A 手順の類似であり、S A の力量があれば対応可能であるが、火山影響等発生時に特有の手順（D G フィルタに係る手順等）は実機等を用いて実施している。  
 今後も、保安規定に基づき定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な教育訓練となるよう継続的に見直しを実施していく。

以上

## 作業の成立性について

## 【ディーゼル発電機への改良型フィルタ取付】

## 1. 作業手順にかかる変更有無

発電所敷地へ降灰到達前に実施する手順であることから、火山灰層厚が 10 cm から 25 cm に変更になっても降灰到達時間の変更はなく、手順としては変更ない

## 2. 作業概要

火山影響等発生時においてディーゼル発電機の機能を維持するための対策として、フィルタの取替・清掃が容易な改良型フィルタの取付および既設フィルタの取外しを 3 人 1 組で行う。

## 3. 必要要員数および作業時間

作業手順に変更がなく、本手順は降灰到達前に実施することから、層厚見直しの影響は受けないため、必要要員数及び作業時間も変更はない。

層厚見直し前			層厚見直し後		
想定【分】	実績【分】	人数【人/ユニット】	想定【分】	実績【分】	人数【人/ユニット】
50	44	6	変更前と同様		
移動 15	移動 15				
作業 35	作業 29				

手順の項目	要員(名)(1ユニットあたり) (作業に必要な要員数)	経過時間(分)								備考	
		0	10	20	30	40	50	60	70		80
		▽噴火発生									
		▽発電所敷地へ降灰到達									
		▽準備完了									
		▽降灰予報(多量)発令、発電所対策本部長による作業開始指示									
改良型フィルタ 取付	緊急安全対策要員 6				移動						
			15分			改良型フィルタ取付 既設フィルタ取外	35分				

## 4. 作業の成立性に係る環境条件

アクセス性	ヘッドライト・懐中電灯等を携行していることから、アクセス可能である。
作業環境	ディーゼル発電機改良型フィルタの設置エリア周辺には、作業を行う上で支障となる設備はなく、また、作業員はヘッドライト・懐中電灯等を携行していることから、作業は実施可能である。
作業性	既設のディーゼル発電機吸気消音器前方に改良型フィルタを取付ける作業で、工具が不要であり、容易に実施可能である。
連絡手段	火山影響等発生時においても、運転指令設備等にて通話可能である。



【ディーゼル発電機改良型フィルタのフィルタ取替・清掃】

1. 作業手順にかかる変更有無

ディーゼル発電機が起動した場合に、屋外から給気するため改良型フィルタの閉塞を防止するため、改良型フィルタの取替・清掃を実施するものであり、火山灰層厚が10 cmから25 cmに変更になると時間が短くなる方向であるが、フィルタのラビリンズ板を取り外すことで閉塞時間は10 cm時よりも25 cm時の方が延びたため、現状の手順の変更はない。

2. 作業概要

火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、ディーゼル発電機が起動した場合において、吸気フィルタの閉塞を防止するため、フィルタの取替・清掃を4人1組で行う。

3. 必要要員数および作業時間

作業手順にかかる変更はなく、清掃作業は屋内で行うことから、層厚見直しの影響は受けないため、必要要員数及び作業時間の変更はない。

層厚見直し前			層厚見直し後		
想定【分】	実績【分】	人数【人/ユニット】	想定【分】	実績【分】	人数【人/ユニット】
100	56	8	変更前と同様		
取替 20	取替 15				
清掃 80	清掃 41				

手順の項目	要員(名)(1ユニットあたり) (作業に必要な要員数)	経過時間(時間)												備考						
		0	0.5	1	1.5	2	6.5	7	7.5	8	8.5	12.5	13		13.5	24				
ディーゼル発電機改良型フィルタのフィルタ取替・清掃 1	緊急安全対策要員 8	<div style="text-align: center;"> <span style="color: red; font-weight: bold;">20分 80分</span> </div>												2人1組清掃は8人中4人が次回取替えまでの間に実施する						

1班8名で2班が交代して実施する。  
20分以内に取替、その後80分以内に清掃を行う場合は取替8名/ユニットで行い、清掃はそのうち4名/ユニットで行う。  
取替・清掃を合わせて20分以内に実施する場合は10名/ユニットで行う。

なお、作業場所への移動時間については、上記タイムチャートの作業時間に含まれている。考え方については別紙5-3で説明する。

4. 作業の成立性に係る環境条件

アクセス性	ヘッドライト・懐中電灯等を携行していることから、アクセス可能である。
作業環境	フィルタの取替を行うディーゼル発電機改良型フィルタの設置エリア周辺には、作業を行う上で支障となる設備はなく、また、作業員はヘッドライト・懐中電灯等を携行していることから、作業は実施可能である。また、フィルタの清掃は降灰の影響を受けない建屋内で実施する。
作業性	フィルタの取替は工具が不要であり、容易に実施可能である。また、フィルタの清掃は振動を加え、付着している灰を落とす。
連絡手段	火山影響等発生時においても、運転指令設備等にて通話可能である。



【電源車による給電準備および給電開始】

1. 作業手順にかかる変更有無

電源車の移動、燃料補給源（軽油ドラム缶）の運搬、電源ケーブルの敷設、可搬式排気ファン及び仮設ダクト等の設置を実施するもので、以下の手順が変更になった。

火山灰層厚が 10 cm から 25 cm への変更に伴ってタービン建屋からより頑強な原子炉周辺建屋へ「電源車」、「燃料補給源（軽油ドラム缶）」の配置場所が変更になった。また、それに付随する電源ケーブル、可搬式排気ファン及び仮設ダクト等の配備場所及び配置場所を変更した。

蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）準備時間が 180 分から 260 分に変更させたことに伴い可搬式排気ファン及び仮設ダクト等の敷設等の人数を変更した。

2. 作業概要

火山影響等発生時において、蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）および通信連絡設備（3, 4号炉側）に給電するために必要な設備の電源対策として、電源車の移動、電源ケーブルの敷設・接続、可搬式排気ファンの設置および仮設ダクトの敷設・接続、並びに可搬式ダストサンプラ等の設置を行う。

3. 必要要員数および作業時間

電源車の配置場所を変更したことにより、保安規定の当該作業について 2 名で 25 分の作業としていたが、3号炉および4号炉合計として 2 名で 50 分の作業に変更している。

なお、電源ケーブルの敷設・接続（屋内）および不要負荷の切り離し・受電作業については、着手時期、想定時間および作業人数に変更はない。

層厚見直し前			層厚見直し後		
想定【分】	実績【分】	人数【人/ユニット】	想定【分】	実績【分】	人数【人/ユニット】
95	90	7 運転員 3 SA 要員 4	110	105	7 運転員 3 SA 要員 4

なお、上記とは別に可搬式排気ファンの設置および仮設ダクト敷設・接続、並びに可搬式ダストサンプラ等の設置については、緊急安全対策要員 3 名（現場）が作業時間 130 分以内で行う。

電源車による給電準備		経過時間(分)												備考		
手順の項目	要員(名) (作業に必要な要員数)	0	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100	110		120	
電源車の移動	緊急安全対策要員 (1ユニットあたり)	2														可搬式排気ファン及び仮設ダクト等の設置作業は、電源車起動までに、緊急安全対策要員 3 名が 1 時間 10 分以内を実施する。
電源ケーブルの敷設・接続	緊急安全対策要員 (1ユニットあたり)	2														

電源車による給電開始		経過時間(分)												備考		
手順の項目	要員(名) (作業に必要な要員数)	0	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100	110		120	
電源車の給電開始	緊急安全対策要員 (1ユニットあたり)	2														
	運転員等 (1ユニットあたり)	3														



#### 4 . 作業の成立性に係る環境条件

アクセス性	ヘッドライト・懐中電灯等を携行していることから、アクセス可能である。
作業環境	電源車の保管場所周辺、原子炉周辺建屋および制御建屋には、作業を行う上で支障となる設備はなく、作業員はヘッドライト・懐中電灯等を携行していることから、作業は実施可能である。
作業性	電源車の固縛解除、移動および電源ケーブルの敷設・接続は容易に実施可能である。また、可搬式排気ファン、仮設ダクトおよび可搬式ダストサンプラ等は可搬式であり、容易に移動・設置が可能である。
連絡手段	火山影響等発生時においても、運転指令設備等にて通話可能である。



【蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）を用いた炉心冷却準備】

1. 作業手順にかかる変更有無

蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）の補助給水系統への接続及び系統構成を実施するもので、建屋内での手順であることから、手順としては変更ない。

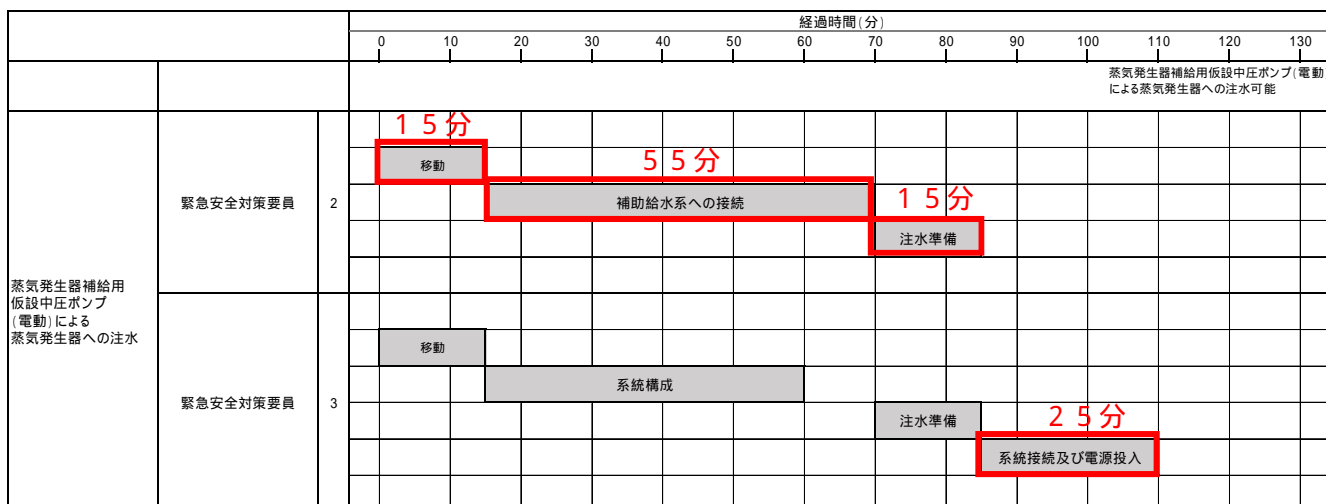
2. 作業概要

火山影響等発生時において、蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）から蒸気発生器への注水のための補助給水系統への接続、系統構成及び注水準備を行う。

3. 必要要員数および作業時間（設置（変更）設置添付書類十追補による）

作業手順及び配置・敷設場所に変更がないため、必要要員数及び作業時間も変更はない。

層厚見直し前			層厚見直し後		
想定【分】	実績【分】	人数【人/エツト】	想定【分】	実績【分】	人数【人/エツト】
110	98	5			変更前と同様



4. 作業の成立性に係る環境条件

アクセス性	ヘッドライト・懐中電灯等を携行していることから、アクセス可能である。
作業環境	蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）の設置場所周辺には、作業を行う上で支障となる設備はなく、作業員はヘッドライト・懐中電灯等を携行していることから、作業は実施可能である。
作業性	蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）から蒸気発生器への注水のための系統構成は、弁操作やホース接続（フランジ接続又はカブラ式）であり、容易に実施可能である。
連絡手段	火山影響等発生時においても、運転指令設備等にて通話可能である。

【軽油ドラム缶の建屋近傍への移動】

1. 作業手順にかかる変更有無

燃料補給源（軽油ドラム缶）の移動を実施するもので、移動に関しては、降灰前に実施するものであるが、以下の手順が変更になった。

火山灰層厚が 10 cm から 25 cm への変更に伴ってタービン建屋からより頑強な原子炉周辺建屋近傍へ「燃料補給源（軽油ドラム缶）」の配置場所が変更になった。

2. 作業概要

火山影響等発生時において、燃料補給における降灰の影響を低減させるため、燃料運搬車（軽油ドラム缶を積載）1 台 / ユニットを原子炉周辺建屋近傍へ移動させる。

3. 必要要員数および作業時間

電源車の移動場所が変更となったが、移動距離に大差はないため移動時間に影響はない。また本手順は降灰到達前に実施することから、層厚見直しの影響は受けないため、必要要員数および作業時間に変更はない。

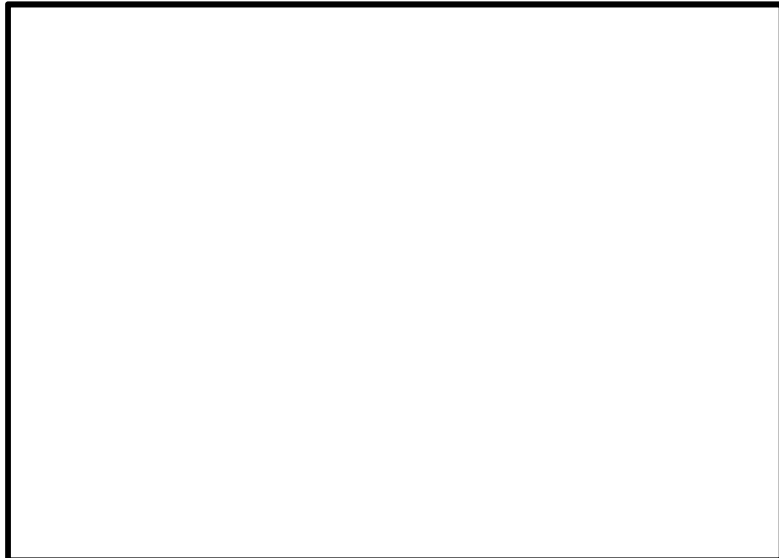
層厚見直し前			層厚見直し後		
想定【分】	実績【分】	人数【人/2ユニット】	想定【分】	実績【分】	人数【人/2ユニット】
50	45	6 (3, 4号炉 合計)	変更前と同様		

軽油ドラム缶の建屋近傍への移動		経過時間（分）									備考	
		10	20	30	40	50	60	70	80	90		
手順の項目	要員（数）	噴火発生 降灰予報（多量）発令、発電所対策本部長による作業開始指示 約60分										
軽油ドラム缶の建屋近傍への移動	緊急安全対策要員 6				40分		移動、燃料積み込み 10分				建屋近傍への移動	

なお、作業場所への移動時間については、上記タイムチャートの作業時間に含まれている。考え方については別紙 5 - 3 で説明する。

4. 作業の成立性に係る環境条件

アクセス性	ヘッドライト・懐中電灯等を携行していることから、アクセス可能である。
作業環境	軽油ドラム缶の保管場所周辺および原子炉周辺建屋には、作業を行う上で支障となる設備はなく、作業員はヘッドライト・懐中電灯等を携行していることから、作業は実施可能である。
作業性	軽油ドラム缶の建屋近傍への移動に特殊な操作はないことから、容易に作業できる。
連絡手段	火山影響等発生時においても、運転指令設備等にて通話可能である。



枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

【軽油ドラム缶からの燃料補給】

1. 作業手順にかかる変更有無

燃料補給源（軽油ドラム缶）の補給を実施するもので、補給は原子炉周辺建屋近傍の屋外作業であるが、元々屋外作業であり、層厚変更になっても、手順としての変更ない。

2. 作業概要

火山影響等発生時において、電源車の燃料を確保するための対策として軽油ドラム缶からの燃料補給を行う。

3. 必要要員数および作業時間

補給操作内容は変わらないため、必要要員数及び作業時間に変更はない。

層厚見直し前			層厚見直し後		
想定【分】	実績【分】	人数【人/2ユニット】	想定【分】	実績【分】	人数【人/2ユニット】
50 (軽油ドラム缶1本当たり)	40 (軽油ドラム缶1本当たり)	2 (3, 4号炉合計)	変更前と同様		

手順の項目	要員(数)	経過時間(分)								備考	
		10	20	30	40	50	60	70	80		90
軽油ドラム缶からの燃料補給 タイムチャート	緊急安全対策要員 2	▽約50分									
		10分	移動	40分	軽油ドラム缶からの燃料補給						

4. 作業の成立性に係る環境条件

アクセス性	ヘッドライト・懐中電灯等を携行していることから、アクセス可能である。
作業環境	原子炉周辺建屋には、作業を行う上で支障となる設備はなく、作業員はヘッドライト・懐中電灯等を携行していることから、作業は実施可能である。
作業性	軽油ドラム缶の補給作業に特殊な操作はないことから、容易に作業でき、屋外作業時には、ヘッドライト・懐中電灯等携行し、作業性を確保する。また、軽油ドラム缶から電源車給油口までの距離約20mに対し、電動ポンプの給油ホース長は約25mあるため問題ない。
連絡手段	火山影響等発生時においても、運転指令設備等にて通話可能である。



## 高濃度の降下火砕物環境下における作業時の対応について

## 1 概 要

火山影響等発生時に屋外にて行う作業は、高濃度の降下火砕物環境下で実施するが、作業時に装着する防護具、視認性向上のための対応について取りまとめる。

## 2 火山影響等発生時に屋外において実施する作業項目

火山影響等発生時に屋外にて行う主な作業は以下のとおりであるが、いずれの作業も複雑な手順を要求されない作業であるため、広範囲の視界が必要となるものではない。

## 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）関連作業

- ・蒸気発生器 2 次側への給水するための給電用の電源車の移動、ラインナップ<sup>1</sup>及び給電用ケーブル敷設、接続

1 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）に用いる電源車の移動及びラインナップは降下火砕物が発電所敷地に到達する前までに完了することから、高濃度の降下火砕物環境下での作業とはならない。

## 通信連絡設備関連作業

- ・通信連絡設備への給電用の電源車の移動<sup>2</sup>

2 通信連絡設備に用いる電源車の移動は降下火砕物が発電所敷地に到達する前までに完了することから、高濃度の降下火砕物環境下での作業とはならない。

## 燃料補給作業

- ・火山影響等発生時において、電源車の燃料を確保するための対策として軽油ドラム缶からの燃料補給を行う。

## 3 高濃度の降下火砕物環境下での作業時に着用する防護具

高濃度の降下火砕物環境下での作業時は、作業着を着用の上、ヘルメット、ゴーグル、マスク、手袋を着用する。また、作業性向上の観点で、昼夜を問わずヘッドライトを着用する。さらに、降灰の状況により必要に応じて雨合羽を着用する。

図 2 に高濃度の降下火砕物環境下での作業時に着用する防護具の状況を示す。

降下火砕物の終端速度は 2.8m/s (1.414mm) であり、一般的な雨 (2 ~ 10m/s) と同等である。

#### 4 高濃度の降下火砕物環境下での視認性向上のための対応

高濃度の降下火砕物環境下においては視界が悪くなることが予想されることから、資機材等の運搬、人の移動時の衝突等を避けるため以下の対応を行う。

- ・屋外で作業を行う者の視認性向上を図るため、ヘッドライトを着用する。

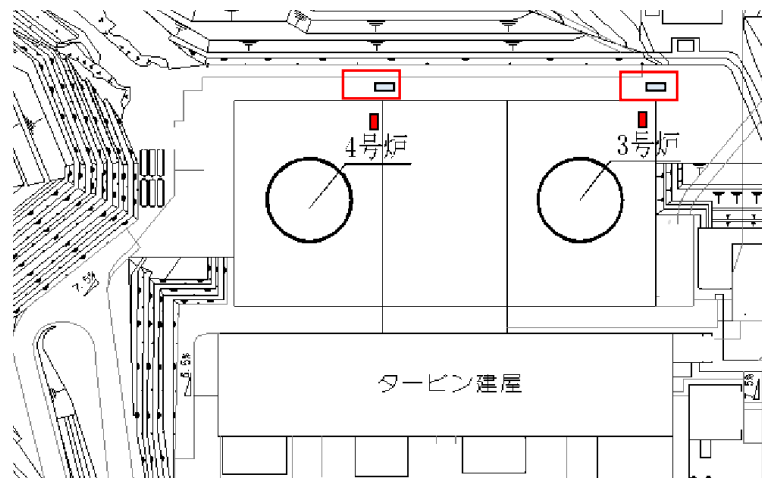
図3に高濃度の降下火砕物環境下における視認性向上のために使用する資機材の例を示す。

#### 5 気中降下火砕物濃度を越える降下火砕物濃度環境下での対応

気中降下火砕物濃度を越える降下火砕物濃度環境下であったとしても、屋外にて行ういずれの作業も複雑な手順を要求されない作業であり、また、広範囲の視界が必要となるものではない。したがって、ヘッドライトの着用で視認性に問題はない。マスクについては適宜交換することで十分対応可能である。

#### 6 まとめ

火山影響等発生時に屋外において実施する作業にあたっては、作業員防護の観点からヘルメット、ゴーグル、マスク、手袋等の防護具を適切に着用するとともに、視界が悪くなることを考慮して、ヘッドライトを着用する。



- 電源車
- 燃料

図1 高濃度の降下火砕物環境下での主な屋外作業場所



図2 高濃度の降下火砕物環境下における作業時の防護具着用状況



ヘッドライト

図3 高濃度の降下火砕物環境下における視認性向上のための資機材（例）



(参考)

## 降灰状況における視界について

### 1 概要

高濃度の降下火砕物環境下では、視界が悪化し各種の作業に影響が生じる可能性があるため、参考としてどの程度の視界となるか確認を行った。

### 2 確認方法

降下火砕物による視認性への影響を確認するため、図1に示す装置を用いて、カメラの前に火山灰付着シートを挿入し目標物の撮影を行う。

火山灰付着シートは火山灰を粘着シートにふるいで一様に分散させて作成する。

火山灰付着シートへの火山灰付着量 ( $\text{g}/\text{m}^2$ ) は、気中降下火砕物濃度を包絡する濃度  $4(\text{g}/\text{m}^3)$  と視認距離 (m) の積により決定し、火山灰付着量を変化させて写真を撮影する。

なお、降下火砕物環境下では照度も低下するため、ヘッドライトを照らしながら実施する。

### 3 確認結果

確認結果を図2に示す。

今回実施した確認においては、少なくとも視認距離 6m 程度までは目標物の輪郭が明確に視認できる結果となった。また、視認距離 10m でも目標物自体の視認性に問題はなく、気中降下火砕物濃度を越える気中降下火砕物濃度であったとしても、屋外作業が必要な範囲で目標物の視認が可能である。

### 4 火山灰付着シートの設置位置及び枚数による影響について

今回の確認においては、視点と目標物間の空間に存在する降下火砕物を平面上に落とし込んで火山灰付着量を決定しているため、視認距離 6m (火山灰付着量  $24\text{g}/\text{m}^2$ ) において火山灰付着シートの設置位置及び枚数を変化させ影響確認を行った

確認結果を図3に示す。見え方に差異はあるものの、いずれも目標物の視認は可能である。

### 5 結論

降下火砕物環境下では、視認距離は 6m 程度確保でき、目標物も視認できることから、降下火砕物環境下においてヘッドライトを着用することで作業が可能である。

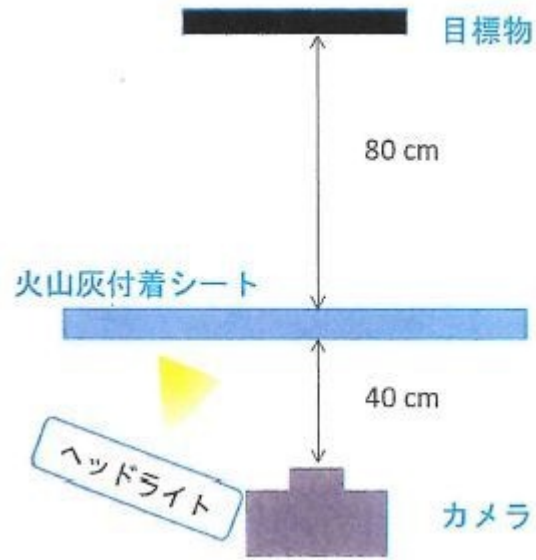


図1 装置概要









視認距離(m)	0	1
火山灰付着量(g/m <sup>2</sup> )	0	4.0
写真		
視認距離(m)	2	4
火山灰付着量(g/m <sup>2</sup> )	8.0	16.0
写真		
視認距離(m)	6	10
火山灰付着量(g/m <sup>2</sup> )	24.0	40.0
写真		
視認距離(m)	14	16
火山灰付着量(g/m <sup>2</sup> )	56.0	64.0
写真		

図2 確認結果

		基本ケース	位置変更①	位置変更②	枚数分割①	枚数分割②
視認距離		6m (24g/m <sup>2</sup> )				
シート①	火山灰付着量	24g/m <sup>2</sup>	24g/m <sup>2</sup>	24g/m <sup>2</sup>	12g/m <sup>2</sup>	6g/m <sup>2</sup>
	設置位置※	40cm	20cm	100cm	40cm	24cm
シート②	火山灰付着量	-	-	-	12g/m <sup>2</sup>	6g/m <sup>2</sup>
	設置位置※				80cm	48cm
シート③	火山灰付着量				6g/m <sup>2</sup>	
	設置位置※				72cm	
シート④	火山灰付着量	6g/m <sup>2</sup>				
	設置位置※	96cm				
写真						
確認状況						

※ カメラからの距離

図3 火山灰付着シートの設置位置及び枚数による影響確認結果

### タイムチャート上の移動時間の考え方について

手順の想定時間は別紙 5 のとおり、移動の想定と作業の想定、必要人数の設定によって決められており、運転員及び緊急安全対策要員の個別操作時間については、現場での操作時間に加え、移動時間も考慮して設定している。

火山影響等対応時における移動時間の考え方は、「 . 噴火発生からの初動対応」、「 . 対応作業が完了した要員が別の作業場所へ移動する場合」、「 . 反復する作業を長時間行う場合」に分けて設定している。

#### . 噴火発生からの初動対応

火山噴火発生時に対応する噴火発生時の初動手順は、中央制御室または緊急時対策所等からの移動時間を踏まえて設定している。

#### . 対応作業が完了した要員が別の作業場所へ移動する場合

複数の作業を行う要員の移動は、基本的に前作業完了時間から次作業着手時間の間に行われる。ただし、作業によっては前作業と後作業の間隔がない場合があるため、移動時間を考慮したうえで個別手順時間を設定している。移動時間の考慮としては、移動前と移動後で以下の 7 つのエリアに大別し、これらのエリア間の移動距離に応じて移動時間を設定している。

火山影響等発生時におけるタイムチャートのうち移動要員の時間設定（前作業と後作業の間隔がない場合）の一覧を第 1 図に示す。

3号炉（共用号炉）作業場所	作業内容
原子炉周辺建屋内	○非常用ディーゼル発電機改良型フィルタ取付 ○非常用ディーゼル発電機改良型フィルタ取替・清掃 ○蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）ホース接続、系統構成、注水準備
原子炉周辺建屋内、周辺エリア	○可搬式排気ファン・仮設ダクト等資機材運搬 ○可搬式排気ファン設置・仮設ダクト設置
原子炉制御建屋内	○不要負荷切り離し ○受電操作
緊急時対策所内	○緊急時対策所仮設フィルタの設置

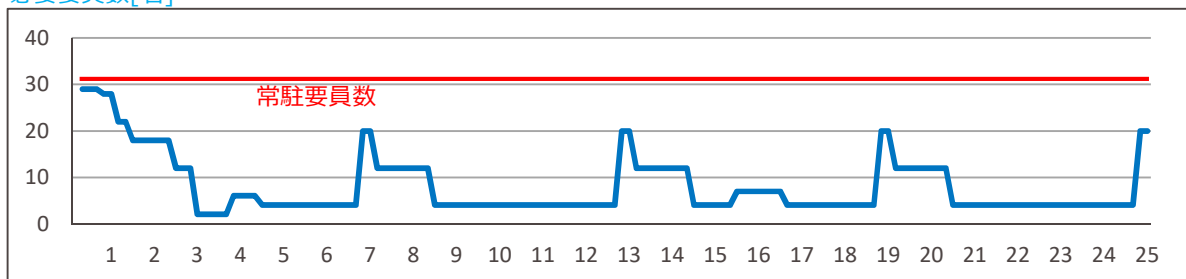
4号炉作業場所	作業内容
原子炉周辺建屋内	<ul style="list-style-type: none"> <li>○非常用ディーゼル発電機改良型フィルタ取付</li> <li>○非常用ディーゼル発電機改良型フィルタ取替・清掃</li> <li>○蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)ホース接続、系統構成、注水準備</li> </ul>
原子炉周辺建屋内、周辺エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>○可搬式排気ファン・仮設ダクト等資機材運搬</li> <li>○可搬式排気ファン設置・仮設ダクト設置</li> </ul>
原子炉制御建屋内	<ul style="list-style-type: none"> <li>○不要負荷切り離し</li> <li>○受電操作</li> </ul>

・反復する作業を長時間行う場合

反復する作業を長時間行う場合も、移動時間の考え方は「対応作業が完了した要員が別の作業場所へ移動する場合」と同じである。

ただし、非常用ディーゼル発電機改良型フィルタ取替・清掃等の反復する作業を長時間行う手順について、必要要員数のピークは初動対応であることから、時間の経過とともに他の作業を終えた緊急安全対策要員と適宜交代することも可能である。なお、噴火発生からの時間経過における緊急安全対策要員の必要人数を下図に示す。

必要要員数[名]



緊急安全対策要員の必要人数の時間経過

噴火発生からの時間経過 [時間]

火山影響等発生時におけるタイムチャートのうち移動要員の時間設定

手順の項目	要員(名)		移動前の作業場所	移動後の作業場所	移動時間(分)	作業内容
	3号	4号				
ブリーチの準備 の開始時刻	[4]	[4]	①3号原子炉制御室 ②4号原子炉制御室内	①3号原子炉制御室 ②4号原子炉制御室内	1分	●清掃
ブリーチの準備 完了時刻	[5]	[5]	③0号原子炉制御室内 ④4号原子炉制御室内	③0号原子炉制御室内 ④4号原子炉制御室内	3分	●ブリーチの準備、注水準備 (注水後の高濃度汚染は確認員1名/1人が作業する)
ブリーチの準備 完了時刻	[1]	[1]	⑤緊急時対策所内	⑤緊急時対策所内	15分	●ブリーチの準備
ブリーチの準備 完了時刻	[2]	[2]	⑥0号原子炉制御室 ⑦4号原子炉制御室内	⑥0号原子炉制御室 ⑦4号原子炉制御室内	1分	●ブリーチの準備
ブリーチの準備 完了時刻	[1]	[1]	⑧0号原子炉制御室 ⑨4号原子炉制御室内	⑧0号原子炉制御室 ⑨4号原子炉制御室内	1分	●ブリーチの準備
ブリーチの準備 完了時刻	[2]	[2]	⑩0号原子炉制御室 ⑪4号原子炉制御室内	⑩0号原子炉制御室 ⑪4号原子炉制御室内	1分	●ブリーチの準備

第1図 火山影響等発生時におけるタイムチャートのうち移動要員の時間設定

## 火山影響等発生時における電源車の使用について

### 1. 火山影響等発生時における電源車の整理について

火山影響等発生時の体制整備等に係る措置として、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等が一部改正された。具体的な要求として、火山影響等発生時において、原子炉の停止等の操作を行えるよう、現炉規則第 83 条第 1 号口(1)～(3)に係る体制整備を定め、これらについて保安規定に記載することが求められている(平成 29 年 9 月 20 日 原子力規制委員会 資料 6)。

本要求に基づき、火山に対する対応においては、電源車や改良型フィルタを用いることになるが、それらの運用は保安規定審査の中で説明している。(H29.7.19 の降下火砕物の影響評価に関する検討チームで決定された「気中降下火砕物濃度等の設定、規制上の位置付け及び要求に関する基本的考え方」において、「気中降下火砕物に対しては、施設・設備面での対応だけでなく、運用面での対応も含めて全体として対応する」と整理されているため、設工認の設備としての整理ではなく、保安規定にて運用の成立性を示した上で用いることとしている。)

### 2. 火山影響等発生時における電源車の容量について

電源車から給電する必要がある通信連絡設備の最大所要負荷については表 1、2 に示すとおり 3 号炉約 137kW、4 号炉約 144kW である。電源車の容量については、最大所要負荷に対し十分な余裕を有する 488kW としており、問題がないことを確認している。

### 3. 発電所に配備している電源車のうち火山影響等発生時に使用する電源車等について

発電所に配備している電源車のうち、火山影響等発生時に使用する電源車等の整理を表 2 に示す。大飯 3・4 号炉では既工認において 3 種類 13 台の電源車が配備されており、このうち 4 台の電源車を火山影響等発生時に使用する。詳細を表 3 に示す。蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)の仕様を表 4 に示す。



表1 3号炉 電源車の最大所要負荷

最大所要負荷			電源車の容量
蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）及び通信連絡設備	負 荷	合 計	
【原子炉周辺建屋】 ・蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）	約 75kW	約 137kW	488kW
【原子炉補助建屋】 ・3号計装用電源 （中央制御室用衛星電話（固定）） ・無停電電源装置 （安全パラメータ表示システム（SPDS）A系 安全パラメータ伝送システムA系 統合原子力防災ネットワーク用通信機器）	約 25kW <sup>1</sup>		
【緊急時対策所】 ・SPDS表示装置 ・統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 （TV会議システム、IP電話、IP-FAX） ・衛星電話（固定） ・緊急時衛星通報システム ・加入ファクシミリ	約 33kW		
【屋内】 ・可搬式排気ファン	約 4kW		

1: 計装用電源4台の内、2台は蓄電池(安全防護系用)から24時間連続給電されるため、残り2台を電源車の所要負荷に計上する。

表 2 4号炉 電源車の最大所要負荷

最大所要負荷			電源車の容量
蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）及び通信連絡設備	負 荷	合 計	
【原子炉周辺建屋】 ・蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）	約 75kW	約 144kW	488kW
【原子炉補助建屋】 ・4号計装用電源 （中央制御室用衛星電話（固定）） ・無停電電源装置	約 20kW <sup>1</sup>		
【屋外】 ・消火水バックアップポンプ	約 45kW		
【屋内】 ・可搬式排気ファン	約 4kW		

1: 計装用電源4台の内、2台は蓄電池(安全防護系用)から24時間連続給電されるため、残り2台を電源車の所要負荷に計上する。

表3 発電所に配備している電源車のうち、火山影響等発生時に使用する電源車の整理

工認名称	SA利用目的	識別番号	火山影響等発生時の 使用用途 <sup>1</sup>
電源車	設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、重大事故等の対応として、空冷式非常用発電装置を使用する。最低限必要な設備に電力を供給する可搬型代替電源設備として電源車を使用する。	3A	いずれかを3号炉電源車として使用
		3B	
		4A	いずれかを4号炉電源車として使用
		4B	
電源車 (可搬式代替低圧注水 ポンプ用)	炉心注水機能が喪失した場合等を想定した可搬型重大事故防止設備（代替炉心注水）として、可搬式代替低圧注水ポンプを配備し原子炉へ注水できる設計としている。 可搬式代替低圧注水ポンプは駆動源として電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）を使用する。	予備機 (3、4号炉で1台)	-
		3A	-
		3B	-
		4A	-
電源車（緊急時対策所 用） (3・4号機共用)	緊急時対策所は、代替電源設備からの給電を可能としており、全交流動力電源が喪失した場合、代替電源設備としての電源車（緊急時対策所用）を使用する。	4B	-
		予備機 (3、4号炉で1台)	-
		A	-
		B	-
軽油ドラム缶 (3・4号機共用)	送水車の動作に必要な駆動用燃料を貯蔵する燃料設備として送水車燃料タンクを設ける。送水車燃料タンクへの燃料補給は、軽油ドラム缶より補給する。	予備機 (3、4号炉で1台)	-
		-	燃料補給源として、7個使用 (105個のうち予備1個))

火山等影響発生時に使用する電源車を太線枠で示している。

1. 重大事故等と火山事象の重畳は考えにくいことから、SA時と使用用途が異なる場合がある。なお、本表では使用する想定である電源車を記載。被災状況によって、使用する電源車が違ふ場合有り。（緊急時対策所用の電源車を除き、燃料消費量・発電容量・燃料保有量の仕様は全て同じ）

			仕様	
名 称			蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ	
ポンプ	種 類	-	横軸多段ディフューザ形ポンプ	
	容 量	m <sup>3</sup> /h/個	50	
	揚 程	m	300	
	最 高 使 用 圧 力	MPa	4.2	
	最 高 使 用 温 度		60	
	主 要 寸 法	吸 込 口 径	mm	100
		吐 出 口 径	mm	80
		た て	mm	600
		横	mm	1165
	材 料	高 さ	mm	660
		ケ ー シ ン グ	-	SCS14
		ケ ー シ ン グ カ バ ー	-	SCS14
	個 数	-	1	
取 付 箇 所	-	原子炉周辺建屋 E.L. +17.1m		
原 動 機	種 類	-	三相誘導電動機	
	出 力	kW/個	75	
	個 数	-	1	
	取 付 箇 所	-	ポンプと同じ	

表 4 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）仕様



## 火山影響等発生時の対応に必要な資源について

## 1. 概要

火山影響等発生時に必要な資源として、水源と燃料に関する説明を行う。

## 2. 火山影響等発生時に必要な水源について

火山影響等発生時は、蒸気発生器 2 次側による炉心冷却を行う手順としている。蒸気発生器 2 次側への注水手段として電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)があるが、いずれの手段においても降下火砕物からの防護対象施設としている原子炉周辺建屋に設置している復水ピットおよび降下火砕物に対する健全性を確認した消火水バックアップタンクにより水源を確保することとしている。

## a. ディーゼル発電機の機能維持

復水ピットの有効水量は各号炉 1,035m<sup>3</sup> であり、補助給水ポンプを用いた蒸気発生器への給水は約 18.7 時間継続が可能である。

また、消火水バックアップタンクの有効水量は 285m<sup>3</sup> であり、消火水バックアップタンクから復水ピットへ補給を行うことで約 27.1 時間の給水継続が可能である。

## b. タービン動補助給水ポンプを用いた蒸気発生器 2 次側による炉心冷却の機能の維持

復水ピットの有効水量は各号炉 1,035m<sup>3</sup> であり、タービン動補助給水ポンプを用いた蒸気発生器への給水による 2 次冷却系の冷却は約 18.7 時間の給水継続が可能である。

また、消火水バックアップタンクの有効水量は 285m<sup>3</sup> であり、消火水バックアップタンクから復水ピットへ補給を行うことで約 27.1 時間の給水継続が可能である。

## c. 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)を用いた蒸気発生器 2 次側による炉心冷却及び同ポンプの機能の維持

復水ピットの有効水量は各号炉 1,035m<sup>3</sup> であり、補助給水ポンプ及び蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)を用いた蒸気発生器への給水による 2 次冷却系の冷却は約 18.7 時間の給水継続が可能である。

また、消火水バックアップタンクの有効水量は 285m<sup>3</sup> であり、消火水バックアップタンクから復水ピットへ補給を行うことで約 27.1 時間の給水継続が可能である。

なお、炉規則第 83 条第一号口(3)に係るシナリオでは、今回の層厚見直しにより、蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)の起動時間が変更になったものの、炉心で発生する崩壊熱量は既認可と同じであり、必要な除熱量(給水量)に変更がないことから給水継続可能時間に影響はなく、水源となる復水ピット及び消火水バックアップタンクの水量の総和(1,320m<sup>3</sup>)が、必要な給水量(除熱量)(1,246m<sup>3</sup>)を上回るため、火山影響等発生時に必要な水源を確保できる。必要な給水量の詳細を 2.1 に記載する。

## 2.1 必要な給水量（除熱量）の根拠

火山対応では火山噴火後、1時間で降灰開始し、その後24時間の運用の成立性が要求されていることから、炉停止後25時間後の給水量を必要な給水量として、下図の設置許可の崩壊熱除去に必要な給水量のグラフを用いて算出する。具体的な手順は以下のとおり。

25時間までの給水量は崩壊熱除去に必要な給水量のグラフを使用し、外挿すること（炉停止後18～20時間の給水量は $33\text{m}^3/\text{h}$ であるが、保守的に $35\text{m}^3/\text{h}$ として外挿）により算出する。

なお、崩壊熱は時間と共に減衰するため、20時間以降を外挿することは保守的な扱いとなる。

$$\text{炉停止後 25 時間までの給水量} = 35\text{m}^3 / \text{h} \times (25\text{h} - 20\text{h}) + 820\text{m}^3 = 995\text{m}^3$$

さらに、運転手順として、1次冷却材系統を出力運転状態から170一定維持まで冷却することとしており、 $250.8\text{m}^3$ の水量が必要となる。火山対応においても同じ量の給水が必要となり、 $250.8\text{m}^3$ を考慮する。

$$\text{必要な給水量} = 995\text{m}^3 + 250.8\text{m}^3 = 1,245.8\text{m}^3 \cong 1,246\text{m}^3$$

なお、水源が枯渇するまでの時間は、以下の通り。

- ・復水ピットからの給水継続時間は18.7時間となる。（下図参照）そのため、18.7時間までに消火水バックアップタンクから復水ピットへ補給を行うこととなる。
- ・復水ピット及び消火水バックアップタンクからの給水継続時間は以下の計算式のとおり27.1時間となる。

$$\text{給水継続時間} = (((1,035\text{m}^3 + 285\text{m}^3) - 1,245.8\text{m}^3) \div 35\text{m}^3 / \text{h}) + 25\text{h} = 27.12\text{h} \cong 27.1\text{h}$$

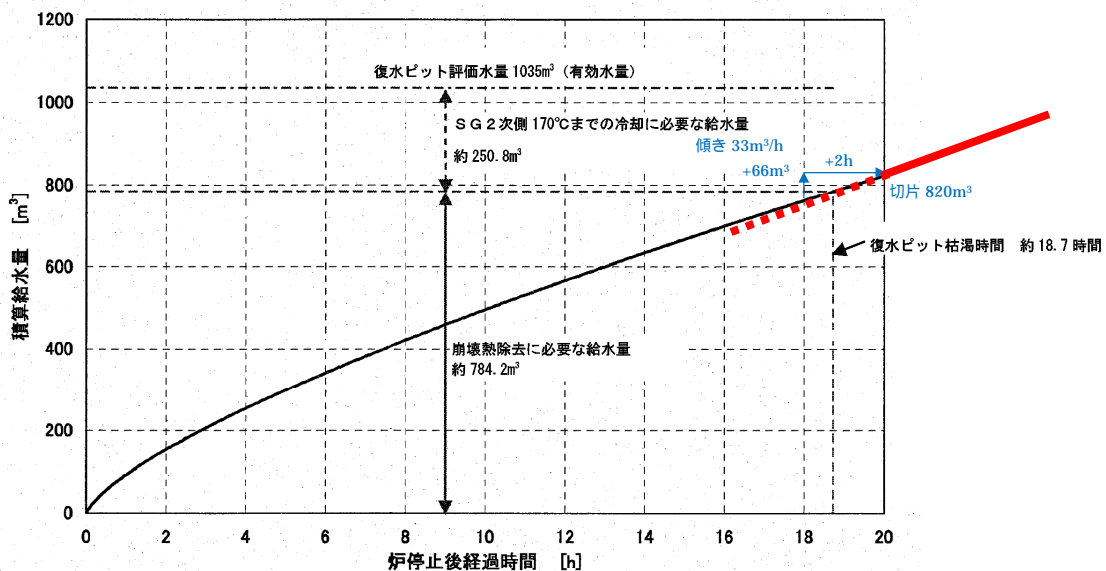


図 崩壊熱除去に必要な給水量のグラフ

【設置許可まとめ資料の有効性評価 重要事故シーケンス：全交流動力電源喪失＋原子炉補機冷却機能喪失＋RCPシールLOCA】抜粋

### 3. 火山影響等発生時に必要な燃料について

#### 3.1 燃料補給を考慮する必要がある電源設備

##### (1) ディーゼル発電機

外部電源が喪失した場合自動起動するため、燃料補給を考慮する必要がある。

##### (2) 電源車

全交流動力電源が喪失した場合に、蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)により蒸気発生器2次側へ注水を行う際使用するため、燃料補給を考慮する必要がある。

また、全交流動力電源が喪失した場合に、通信連絡設備(3,4号炉側)への給電のために使用するため、燃料補給を考慮する必要がある。

#### 3.2 電源設備に対する燃料補給の要否

「3.1 燃料補給を考慮する必要がある電源設備」に対する燃料補給の要否を表3.2.1に取りまとめる。

表 3.2.1 火山影響等発生時における電源設備に対する燃料補給の要否

	単位時間当たりの消費量	燃料タンクの容量	運転可能時間	燃料補給の要否	燃料補給方法
ディーゼル発電機	1.765m <sup>3</sup> /h	-	84.9時間	不要	-
電源車	3号炉： 50.3 /h	441	3号炉： 約 8.7時間	必要	軽油ドラム缶(768)を降灰前に3号炉の建屋近傍に異動させ、燃料を抜き取り給油する。
	4号炉： 42.2 /h	441	4号炉： 約 10.4時間	必要	軽油ドラム缶(576)を降灰前に4号炉の建屋近傍に異動させ、燃料を抜き取り給油する

以上より、ディーゼル発電機は燃料補給が不要であり、電源車は燃料補給が必要である。

### 3.3 燃料補給の実施方法

火山影響等発生時において、電源車から仮設中圧ポンプ及び通信連絡設備に対して給電に必要な燃料を確保するため、軽油ドラム缶から燃料を補給する。

電源車への燃料補給は、電動ポンプ、給油ホース及び給油ノズルを使用して電源車に給油する。燃料補給の実施概要図を以下に示す。



図 3.3.1 軽油ドラム缶から電源車への燃料補給実施概要図

### 3.4 降灰到達後 2 4 時間までの給電に係る燃料保有量の評価

#### (1) 電源車の燃料保有量

電源車及び軽油ドラム缶の燃料保有量を表 3.4.1 にまとめる。

表 3.4.1 電源車及び軽油ドラム缶の燃料保有量

火山影響等発生時の用途	識別番号	燃料タンク容量 (L)	補給燃料の確保容量 (L)
電源車	3A(3B), 4A(4B)	441以上 (490)	-
軽油ドラム缶	-	-	3号炉 : 768 [192 × 4 缶] (800 [200 × 4 缶]) 4号炉 : 576 [192 × 3 缶] (600 [200 × 3 缶])

：要目表に記載の値、( )内は公称値

#### (2) 電源車の燃料消費量と燃料推移

炉規則第 83 条第一号口(3)に係るシナリオでは、今回の層厚見直しにより、電源車の起動時間が後ろ倒しとなるため既認可(層厚見直し前)と比較して燃料消費量は減少することから、燃料消費量と燃料補給を考慮した場合の燃料推移について整理した。

電源車の燃料消費量を表 3.4.2、燃料推移を図 3.4.1 に示す。



表 3.4.2 電源車の燃料消費量

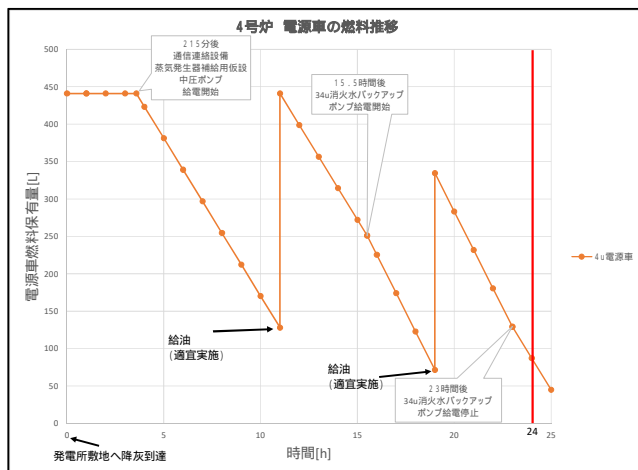
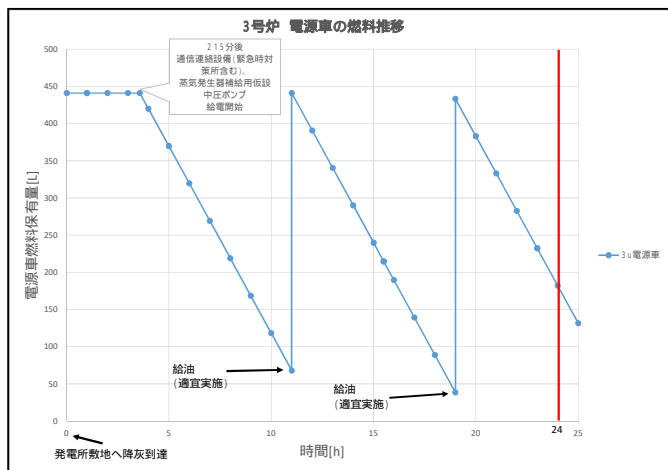
号炉	時間 [既認可] <sup>4</sup>	単位時間 当たりの 消費量	燃料消費量 [既認可] <sup>4</sup>	負荷
3号炉	降灰到着～215分間経過 <sup>1</sup> [降灰到着～135分間経過]	0 /h	0	
	215分間経過 <sup>1</sup> (運転開始)～24時間経過まで [135分間経過(運転開始)～24時間経過まで] (適宜、燃料補給を実施)	50.3 /h	1027.0 [1094.1]	緊急時対策所 + 通信連絡設備 + 可搬式排気ファン + 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ (電動)
	合計		1027 [1095]	小数点以下一桁を切り上げ
4号炉	降灰到着～215分間経過 <sup>1</sup> [降灰到着～135分間経過]	0 /h	0	
	215分間経過 <sup>1</sup> (運転開始)～15.5時間経過 <sup>2</sup> まで [135分間経過(運転開始)～15.5時間経過まで] (適宜、燃料補給を実施)	42.2 /h	502.89 [559.15]	通信連絡設備 + 可搬式排気ファン + 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)
	15.5時間経過 <sup>2</sup> ～23時間経過 <sup>3</sup> まで [15.5時間経過～23時間経過まで] (適宜、燃料補給を実施)	51.3 /h	384.75 [384.75]	通信連絡設備 + 可搬式排気ファン + 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動) + 34u 消火水バックアップポンプ
	23時間経過 <sup>3</sup> ～24時間経過まで [23時間経過～24時間経過まで] (適宜、燃料補給を実施)	42.2 /h	42.2 [42.2]	通信連絡設備 + 可搬式排気ファン + 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)
合計		930 [987]	小数点以下一桁を切り上げ	

1 : 通信連絡設備受電開始時間

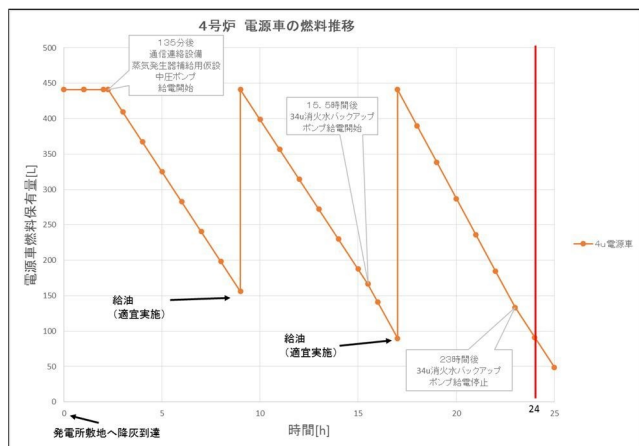
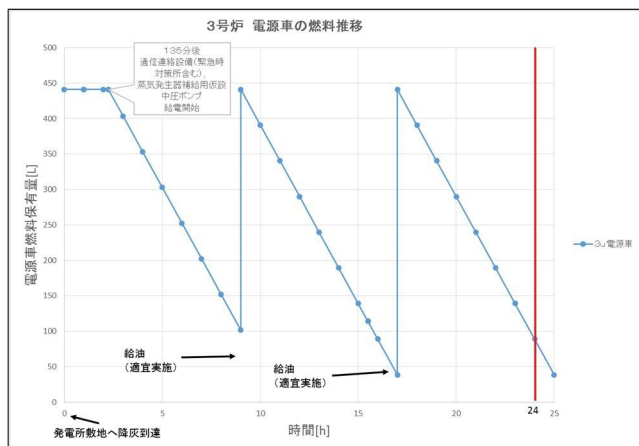
2 : 34u 消火水バックアップポンプ起動時間

3 : 34u 消火水バックアップポンプ停止時間

4 : 令和2年6月3日付け 原規規発第2006033号



層厚見直し後



既認可 (層厚見直し前)

図 3.4.1 電源車の燃料推移

(3) 燃料保有量の評価

降灰到達後 24 時間までの電源車による給電に必要な燃料消費量を踏まえ、燃料保有量を評価した結果、表 3.4.3 のとおり、必要な燃料が確保されていることを確認した。

表 3.4.3 燃料保有量の評価結果

電源設備	燃料保有量			燃料消費量	燃料補給方法
	燃料タンク容量 [公称値]	軽油ドラム缶容量 [公称値]	燃料容量 (燃料補給源との合算)	降灰到達後 24 時間 運転継続に必要な 燃料消費量	
電源車 (3号炉用)	441 l [490 l]	768 l [800 l]	1,209 l (441 l + 768 l)	1,027 l (既認可 1,095 l)	軽油ドラム缶 4 缶 (容量: 768 l) から燃料補給
電源車 (4号炉用)	441 l [490 l]	576 l [600 l]	1,017 l (441 l + 576 l)	930 l (既認可: 987 l)	軽油ドラム缶 3 缶 (容量: 576 l) から燃料補給

### 3.5 燃料補給時の残油を考慮した燃料保有量の評価

軽油ドラム缶から電源車への燃料補給では、軽油ドラム缶を傾けて電動ポンプで底面付近の残油もほぼすべて吸込むことができるため、残油を考慮した場合でも上記の3.4項の燃料保有量の評価に変更はない。

#### (参考) 電源車及び軽油ドラム缶燃料の健全性について

電源車は1回/月の無負荷試運転と1回/年の負荷試運転を実施しており、これらの試運転により消費する燃料を、都度補給している。

2020年度の燃料補給実績(大飯3,4号機の例)を表3.5.1に示すが、電源車に対して約2年で燃料の総入替えを実施していることとなる。また、軽油ドラム缶については、1~2年に1回燃料の総入替えを実施しており、これまでの無負荷試運転及び負荷試運転時に燃料の劣化に起因する不具合が発生していないことを確認している。

表3.5.1 電源車の燃料タンク容量と2020年度燃料補給量

設備名称	識別番号	燃料タンク容量 1(L)	2020年度燃料補給量 2(L/年)
電源車	3A(3B),4A(4B)	441以上(490)	約240
軽油ドラム缶	-	192以上(200)	約200

1: 要目表に記載の値、( )内は公称値

2: 燃料補給量の平均値

## 5. 海水ポンプおよび海水ストレーナに対する気中降下火砕物濃度の影響について

既認可保安規定（平成 30 年 12 月 17 日付け、原規規発第 1812177 号）の補足説明資料からの層厚変更に伴う変更箇所を下線で示す。

### 1. 概要

海水ポンプおよび海水ストレーナに対する降下火砕物の影響として、新規制基準適合性審査時において荷重、閉塞、腐食、磨耗による影響評価を実施しているが、DNP 噴出規模見直しを踏まえた気中降下火砕物濃度を考慮した影響評価を実施する。

### 2. 気中降下火砕物濃度に対して評価が必要な影響因子

海水ポンプおよび海水ストレーナに対する降下火砕物による影響因子（荷重、閉塞、腐食、磨耗）について、新規制基準適合性審査時の評価結果を踏まえ、気中降下火砕物濃度を考慮した評価を行う。

#### (1) 海水ポンプ

##### 荷重

###### 【DNP 設工認における評価】

設置許可において設定した層厚「25cm」に積雪および風を考慮して荷重評価を行い、問題ないことを評価している。

###### 【気中降下火砕物濃度を考慮した評価】

想定する降下火砕物の層厚「25cm」は変わらないことから、荷重に対する評価に影響はない。

##### 閉塞

###### 【新規制基準適合性審査時における評価】

設置許可において設定した降下火砕物の粒径「1mm 以下」に対し、流水部、軸受の間隙（異物逃がし溝）が降下火砕物の粒径より大きいこと、および電動機が全閉型であることから、閉塞するおそれはないと評価している。

###### 【気中降下火砕物濃度を考慮した評価】

想定する降下火砕物の粒径「1mm 以下」は変わらないことから、閉塞に対する評価に影響はない。

なお、気中降下火砕物濃度を考慮すると、短期間で降下火砕物が海面に降ることにより、海水中の降下火砕物濃度が上昇する可能性が懸念されるが、以下の理由により閉塞に対する評価に影響はない。

- ・降下火砕物は、粒径分布に関わらず、海水との密度差により海水面に浮くか又は短時間で海底に沈むため、海水中の降下火砕物濃度が極めて高くなることは考えにくい。
- ・海水中の降下火砕物の性質（沈むものの割合、沈降速度等）は粒径により変化するものと考えられるが、想定する層厚「25cm」に対して海水ポンプ室底面は十分な深さ（5.1m）があり、仮に降下火砕物が海水中に均一に分散したとしても、濃度は8wt%程度である。（表 - 1 参照）
- ・層厚増加に伴い濃度が4wt%程度から8wt%程度に増加するが、図 - 1 で示す火山灰の容積濃度とせん断抵抗の関係図では、火山灰濃度が8wt%程度の領域で、せん断応力の著しい増加はないことから、火山灰層厚の増加に伴う海水の著しい粘性増加は起こらない。したがって、火山灰層厚の増加が海水ポンプの運転に影響を及ぼすことはない。
- ・海水ポンプ室へ入る降下火砕物は、海水ポンプ室内へ直接降るものと海水ポンプ室外の海面へ降った降下火砕物が海水とともに取水口から海水ポンプ室へ流入するものが想定されるが、海水ポンプ室の形状および貯水堰により、海水ポンプ室外の海面へ降った降下火砕物が海水ポンプ室内へ多量流入する可能性は低い。（海水ポンプ室の形状を図 2 に示す。）
- ・海水ポンプ吸い込み口は海水ポンプ室底面より1m以上高いレベルにある。したがって、降下火砕物が海水ポンプ室底面に堆積しても海水ポンプの取水に影響を及ぼすことはない。

表 - 1 層厚と海水中の濃度

プラント	見直し後の層厚	海水ポンプ底面の深さ	濃度	【参考】層厚見直し前の濃度
大飯3, 4号炉	25cm	5.1m	8wt%	4wt%

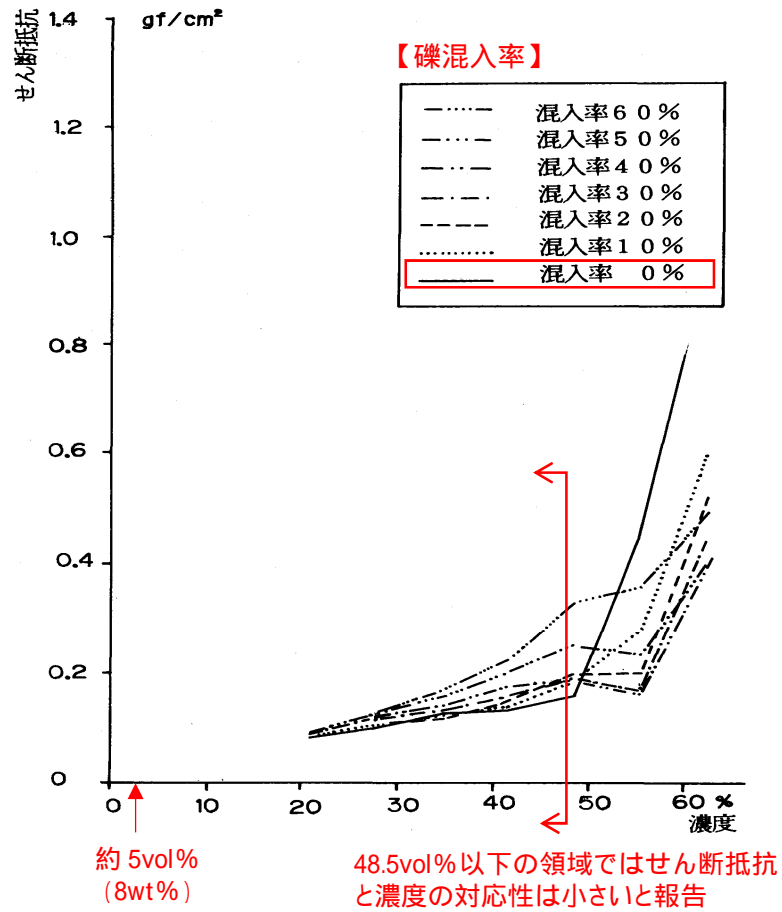


図 - 1 Taniguchi(1994) における礫混入火山灰泥流の濃度とせん断抵抗の関係  
 谷口 義信(1994)：桜島火山灰泥流のレオロジー特性、新砂防、Vol.47(195)、P28-P35

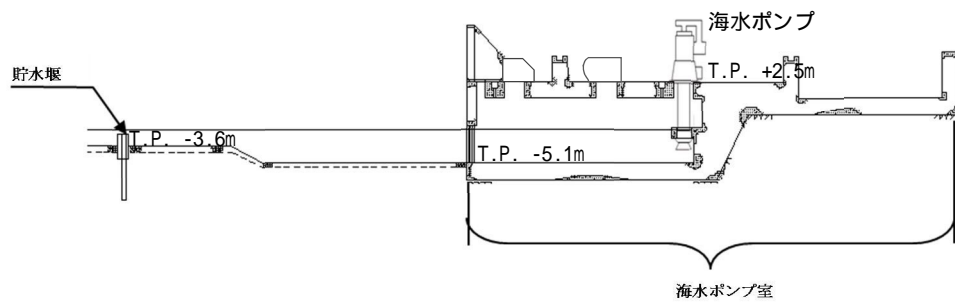


図 - 2 海水ポンプ室の形状

## 腐食

### 【新規制基準適合性審査時における評価】

海水ポンプは防汚塗装を施しており、海水と金属が接することはない。海水ポンプモータは、全閉構造であることから、火山灰の侵入による影響はない。

### 【気中降下火砕物濃度を考慮した評価】

気中降下火砕物濃度を考慮しても、腐食に対する評価に影響はない。

## 磨耗

### 【新規制基準適合性審査時における評価】

海水ポンプモータが全閉構造であることから、磨耗への影響はないことを確認している。

### 【気中降下火砕物濃度を考慮した評価】

気中降下火砕物濃度を考慮しても、磨耗に対する評価に影響はない。

なお、気中降下火砕物濃度を考慮すると、短期間で降下火砕物が海面に降ることにより、海水中の降下火砕物濃度が上昇する可能性が懸念されるが、以下の理由により磨耗に対する評価に影響はない。

- ・海水ポンプは通常運転時においても磨耗を引き起こす要因となりうる砂を含む海水を通水しながら運転しており、特に台風等の強風時は海底の砂を多量に含んだ海水を通水しているが、海水ポンプの磨耗によるトラブルは発生していない。
- ・降下火砕物は海水との密度差により海水面に浮くか又は短時間で海底に沈むため、海水中の降下火砕物濃度が極めて高くなることは考えにくい。したがって、短期(24時間)でポンプの運転に支障をきたすような磨耗が発生することは考えにくい。

## (2) 海水ストレーナ

### 閉塞

#### 【新規制基準適合性審査時における評価】

設置許可において設定した降下火砕物の粒径「1mm以下」に対し、海水ストレーナメッシュが大きいことから、閉塞するおそれはないと評価している。また、下流設備であるディーゼル機関の冷却器、空調用冷凍機、原子炉補機冷却水冷却器においても閉塞することはないと評価している。

#### 【気中降下火砕物濃度を考慮した評価】

想定する降下火砕物の粒径「1mm以下」は変わらないことから、閉塞に対する評価に影響はない。

なお、気中降下火砕物濃度を考慮すると、短期間で降下火砕物が海面に降ることにより、海水中の降下火砕物濃度が上昇する可能性が懸念されるが、以下の理由により閉塞に対する評価に影響はない。

- ・降下火砕物は、粒径分布に関わらず、海水との密度差により海水面に浮くか又は短時間で海底に沈むため、海水中の降下火砕物濃度が極めて高くなることは考えにくい。
- ・海水中の降下火砕物の性質（沈むものの割合、沈降速度等）は粒径により変化するものと考えられるが、想定する層厚「25cm」に対して海水ポンプ室底面は十分な深さ（5.1m）があり、仮に降下火砕物が海水中に均一に分散したとしても、濃度は8wt%程度である。（表 - 1 参照）
- ・層厚増加に伴い濃度が 4wt%程度から 8wt%程度に増加するが、図 - 1 で示す火山灰の容積濃度とせん断抵抗の関係図では、火山灰濃度が 8wt%程度の領域で、せん断応力の著しい増加はないことから、火山灰層厚の増加に伴う海水の著しい粘性増加は起こらない。したがって、火山灰層厚の増加が海水ポンプの運転に影響を及ぼすことはない。
- ・海水ポンプ室へ入る降下火砕物は、海水ポンプ室内へ直接降るものと海水ポンプ室外の海面へ降った降下火砕物が海水とともに取水口から海水ポンプ室へ流入するものが想定されるが、海水ポンプ室の形状および貯水堰により、海水ポンプ室外の海面へ降った降下火砕物が海水ポンプ室内へ多量流入する可能性は低い。（海水ポンプ室の形状を図 2 に示す。）

#### 腐食

##### 【新規制基準適合性審査時における評価】

海水ストレーナは外装塗装が施されていることから、直ちに腐食により機能を喪失することはない。

##### 【気中降下火砕物濃度を考慮した評価】

気中降下火砕物濃度を考慮しても、腐食に対する評価に影響はない。

### 3. まとめ

海水ポンプおよび海水ストレーナに対する降下火砕物の影響は、荷重、閉塞、腐食、磨耗が想定されるが、各影響因子に対して気中降下火砕物濃度を考慮した影響評価を実施した結果、健全性に問題がないことを確認した。

以 上



## 6. 火山対応の運用等に対する設工認上の扱いについて

### 1. 概要

本資料は、想定される自然現象(火山)に対する手順上、必要な運用や施設について従来の既許認可からの整理を行うものである。

### 2. 除灰関係の整理

DNP設置許可で確認した除灰関係の確認事項は表1のとおりである。一部の施設については、除灰の成立性もしくは灰置場の確保に対して定量的な確認は行っていないが、定性的に手順の成立性は可能と判断している。

表1. DNP設置許可における除灰手順の整理

施設名	除灰に要する時間	灰置場の容量	主な資機材 <sup>1</sup>	確認結果
DB施設	建屋に対する除灰時間を確認。 建屋以外の施設は火山灰が堆積する面積が小さいため除灰は可能。	建屋及び屋外タンクに堆積する灰に対して確認。 上記以外の施設は火山灰が堆積する量が少ないため灰置場までの運搬を考えていない。	スコップ スノーダンプ マスク ゴーグル ヘッドライト	運用及び資機材の変更なし。
SA施設	建屋に対する除灰時間を確認。 建屋以外の施設は火山灰が堆積する面積が小さいため除灰は可能。	建屋に堆積する灰に対して確認。 上記以外の施設は火山灰が堆積する量が少ないため灰置場までの運搬を考えていない。	スコップ スノーダンプ マスク ゴーグル ヘッドライト	運用及び資機材の変更なし。
燃料油輸送ルート (アクセスルート)	ディーゼル発電機の燃料補給で使用するアクセスルートに対する除灰時間を確認。 火山事象とSA事象は重畳しないが、大飯固有として降下火砕物による間接的影響によるDG7日間運転時に必要な燃料補給への影響を確認。	確認不要。 道路脇に除けるため、確認不要。	ブルドーザー マスク ゴーグル ヘッドライト	運用及び資機材の変更なし。

1 社内マニュアルに使用する資機材を整理している。

## 2.1. 除灰に要する時間及び灰置場の確保（DB、SA）

DB、SA施設に係る除灰に要する時間及び灰置場の確保については、DNP設置許可で確認をしている。DNP設置許可で実施した除灰に要する時間及び灰置場の確保の確認結果を別紙1に示す。

## 2.2. 燃料油輸送ルートの除灰に要する時間（アクセスルート）

燃料油輸送ルートの除灰に要する時間については、DNP設置許可で確認をしている。DNP設置許可で実施した除灰に要する時間の確認結果を別紙2に示す。

## 2.3. 屋外のSA設備の除灰及びアクセスルートの確保

屋外のSA設備の除灰及びアクセスルートの確保については、新規制基準工認から基本設計方針に「降灰時の除灰運用を保安規定に定める」旨を記載し、保安規定には、「降下火砕物および積雪の除去作業については、降灰および降雪の状況を踏まえ、設備に悪影響を及ぼさないよう実施する。」と記載している。また、社内マニュアルにおいても除灰運用を定めており、屋外のSA設備については、降灰の状況を踏まえて設備に悪影響を及ぼさないよう除灰を実施し、アクセスルートの確保については、状況確認を行うとともに速やかに除灰を実施することとしている。なお、火山事象が重大事故等の起因とならないこと、並びに重大事故当時に火山事象が発生していることは考えにくく、設備を使用しない保管時を考慮するため、重大事故等と火山事象の重畳を考慮する必要はない。（別紙3参照）

したがって、屋外のSA設備の除灰及びアクセスルートの確保に関する設工認上の扱いとしては、除灰運用を保安規定に定めることとしている。

大飯3,4号機における基本設計方針の当該箇所を別紙4に、保安規定の当該箇所を別紙5に、社内マニュアルの当該箇所を別紙6に示す。

【大飯発電所3, 4号炉 新知見への適合状況説明資料 (DNP に対する防護) 2021 年 3 月 18 日提出】

(抜粋)  : DNP 設置許可で提出した資料に補足説明を追加した箇所

補足資料-6

#### 6. 火山灰の除灰に要する時間について

火山灰の除灰に要する概算時間について、土木工事の人力作業<sup>※</sup>を参考に試算した結果を以下に示す。

表 除灰に要する概算時間

項 目		評価諸元
① 堆積面積 (m <sup>2</sup> )	原子炉格納容器 (3号炉)	約 1,700m <sup>2</sup>
	原子炉格納容器 (4号炉)	約 1,700m <sup>2</sup>
	原子炉周辺建屋 (3号炉)	約 5,500m <sup>2</sup>
	原子炉周辺建屋 (4号炉)	約 5,500m <sup>2</sup>
	制御建屋	約 3,000m <sup>2</sup>
	廃棄物処理建屋	約 3,000m <sup>2</sup>
	合計	約 20,400m <sup>2</sup>
② 堆積厚さ (m)		0.25m
③ 堆積量=①×② (m <sup>3</sup> )		約 5,100m <sup>3</sup>
④ 1 m <sup>3</sup> 当たりの作業人工 <sup>※</sup> (人日/m <sup>3</sup> )		0.39 人日/m <sup>3</sup>

#### 1. 作業量 (上記のとおり)

$$0.39 \text{ 人日/m}^3 \times 5,100 \text{ m}^3 = \text{約 } 1,989 \text{ 人日 (※)}$$

#### 2. 作業日数 (試算例)

(1) 作業人数: 84 人 (6 人/組 × 14 組)

【内訳】原子炉格納容器 (各 1 組)、原子炉周辺建屋 (各 4 組)、制御建屋 (2 組)、  
廃棄物処理建屋 (2 組) [計 14 組]

(2) 所要日数: 約 24 日

(※) 「国土交通省土木工事積算基準 (H24)」における人力掘削での人工を保守的に採用

以 上

7. 灰置場について

灰置場として、積み上げた火山灰が崩れるなど、発電所の重要安全施設やS A時に必要となるアクセスルートに影響を及ぼすことがないように、それらから離れ、かつ、低い場所にある定検用地のエリアを選定しており、除去した火山灰が灰置場に現実的に集積可能かどうか概略試算を行った。

図に示す範囲に仮に高さ約 1.4m で集積した場合でも、その容量は約 7,000m<sup>3</sup>となる。ここで、層厚 25 cm の火山灰を想定した場合、表のとおり火山灰の除去が必要となる施設の屋根部に堆積する火山灰の量は約 5,100m<sup>3</sup>であり、灰置場としてスペースが確保できるものと考えられる。

表 火山灰の除去が必要な施設の屋根部に堆積する火山灰の量

項目	建屋
対象施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉格納容器（3号炉）</li> <li>・原子炉格納容器（4号炉）</li> <li>・原子炉周辺建屋（3号炉）</li> <li>・原子炉周辺建屋（4号炉）</li> <li>・制御建屋</li> <li>・廃棄物処理建屋</li> </ul>
面積合計	約 20,400m <sup>2</sup>
降灰量（層厚 25cm）	約 5,100m <sup>3</sup>

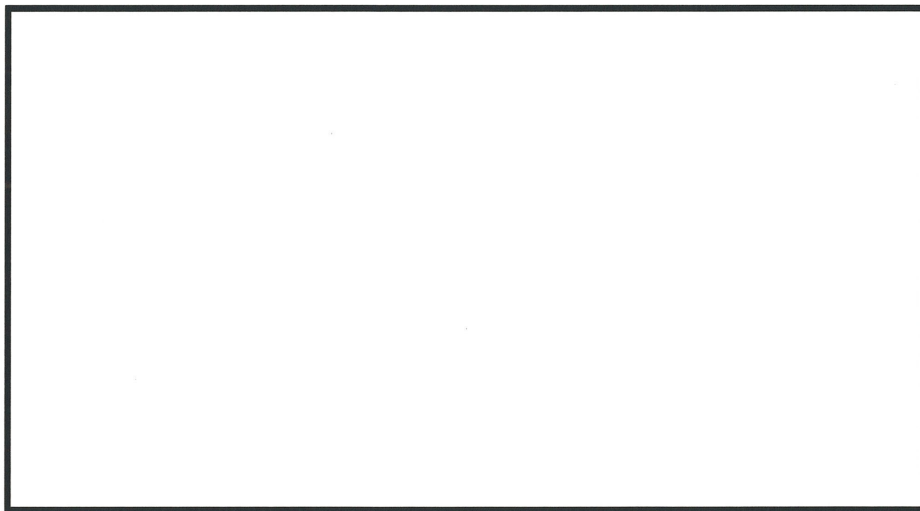


図 大飯発電所の平面図

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

以上

灰置場に火山灰を一時保管しても周辺施設に影響がないことを確認している。

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

3. 火山灰の除灰に要する時間について

火山灰の除灰に要する概算時間について、土木工事の人力作業\*を参考に試算した結果を以下に示す。

表 除灰に要する概算時間

項 目		評価諸元
①堆積面積 (m <sup>2</sup> )	緊急時対策所建屋	約 500m <sup>2</sup>
	特重施設の建屋	
	合計	
②堆積厚さ (m)		0.25m
③堆積量=①×② (m <sup>3</sup> )		
④ 1 m <sup>3</sup> 当たりの作業人工* (人日/m <sup>3</sup> )		0.39 人日/m <sup>3</sup>

1. 作業量 (上記のとおり)

0.39 人日/m<sup>3</sup> ×

2. 作業日数 (試算例)

(1) 作業人数:

【内訳】、緊急時対策所建屋 (1 組)、特重施設の建屋

(2) 所要日数: 約 15 日

(※) 「国土交通省土木工事積算基準 (H24)」における人力掘削での人工を保守的に採用

以 上

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

4. 灰置場の場所及び容量について

灰置場として、積み上げた火山灰が崩れるなど、発電所の重要安全施設やSA時に必要となるアクセスルートに影響を及ぼすことがないように、それらから離れ、かつ、低い場所にある定検用地のエリアを選定しており、除去した火山灰が灰置場に現実的に集積可能かどうか概略試算を行った。

図に示す範囲に仮に高さ約1.4mで集積した場合でも、その容量は約7,000m<sup>3</sup>となる。ここで、層厚25cmの火山灰を想定した場合、表のとおり火山灰の除去が必要となる施設の屋根部に堆積する火山灰の量は [ ] であり、火山灰の除去が必要となる設計基準対象施設の屋根部に堆積する火山灰の量約5,100m<sup>3</sup>と合わせても [ ] であることから、灰置場として容量があると考えられる。

表 火山灰の除去が必要な施設の屋根部に堆積する火山灰の量

項目	建屋
対象施設	・緊急時対策所建屋 ・特重施設の建屋
面積合計	[ ]
降灰量(層厚25cm)	[ ]

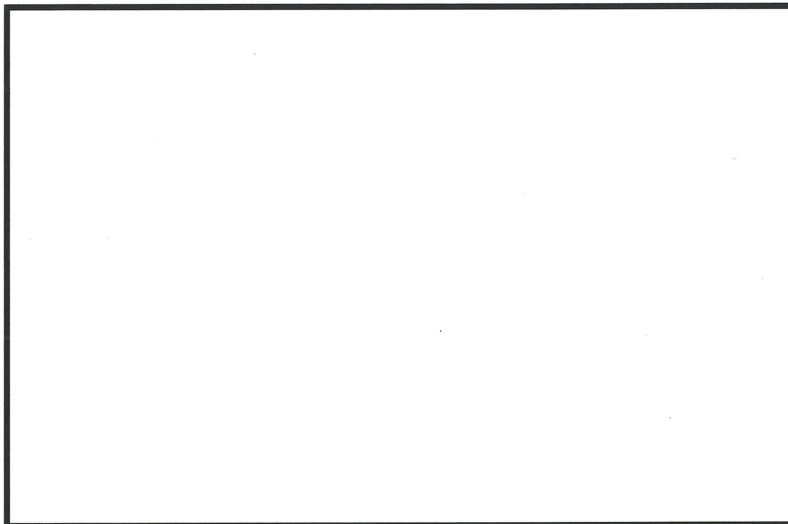


図 大飯発電所の平面図

以上

[ ] 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

- 121 -

灰置場に火山灰を一時保管しても周辺施設に影響がないことを確認している。

[ ] 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

【大飯発電所 3, 4号炉 新知見への適合状況説明資料 (DNP に対する防護) 2021 年 3 月 18 日提出】  
(抜粋)

補足資料-9

## 9. アクセスルートの復旧への影響について

火山灰の降灰により外部電源喪失が考えられることから、火山影響評価として、降灰時におけるタンクローリーによる燃料輸送機能に影響が生じないことを確認するため、アクセスルートの復旧に要する概算時間について評価する。

ここでは保守的に降灰と積雪時におけるアクセスルートへの火山灰等の堆積状況を想定し、要員 1 名にてブルドーザーを操作するとし、ディーゼル発電機の燃料油輸送ルートの復旧時間が、燃料油の移送が必要となるディーゼル発電機の起動後 3 日 (保安電源において評価) に対し、復旧時間が概算 291 分 (5 時間程度) であり、3 日以内に十分な余裕を確保して実施できることを確認した。

## 1. ブルドーザ仕様 (50 t)

- ・一回の押し出し可能量 23.3 t
- ・ブレードの全幅 4.300 m
- ・走行速度 前進: 1 速 60m/min  
後進: 1 速 78m/min

## 2. 降灰及び降雪への対応について

(1) 降灰については、降灰予報の情報を受けた際に要員を確保する。降灰が確認された場合はアクセスルートの除灰を行うことにより対処が可能である。積雪については、通常時から、気象予報、積雪状況に応じて構内道路の除雪作業を行うこととしており、SA対策時においても車両等の積雪時の走行性能を勘案した上で、必要に応じて除雪作業を行うことにより対処が可能である。

## (2) 降灰及び降雪除去速度の算出

## 1) 降灰条件

- ・厚さ: 0.25m
- ・単位堆積重量: 1.5t/m<sup>3</sup> (湿潤状態)

## 2) 降雪条件

- ・厚さ: 1m (福井県建築基準法施行細則)
- ・単位堆積重量: 0.3t/m<sup>3</sup> (福井県建築基準法施行細則)

(3) 除去方法

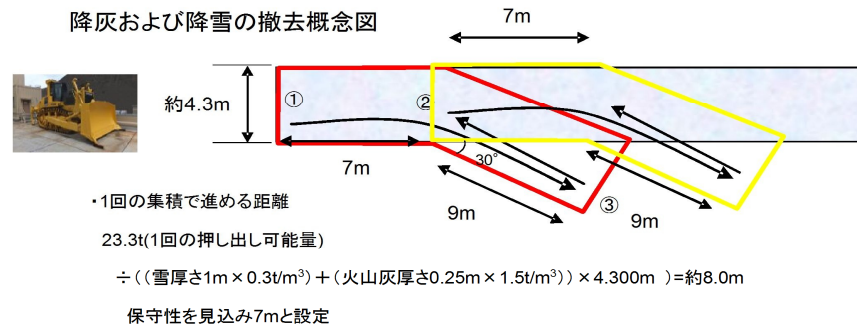
- ・アクセスルート上に降り積もった火山灰及び雪を、ブルドーザで道路脇へ押し出し除去する。
- ・一回の押し出し可能量を23.3tとし、23.3tの火山灰及び雪を集積し、道路脇へ押し出す作業を1サイクルとして繰り返す。
- ・一回の集積で進める距離X  
 $= 23.3t \div ((\text{雪厚}1\text{m} \times 0.3\text{t/m}^3 + \text{火山灰厚}0.25\text{m} \times 1.5\text{t/m}^3) \times 4.300\text{m})$   
 $= 8.02\text{m} \approx 8.0\text{m}$
- ・1サイクル当りの作業時間は、1速の走行速度(60 m/min)で作業を実施すると仮定する。

A : 押し出し (①→②→③) :  $(7\text{m} + 9\text{m}) \div 60\text{m/min} = 0.267\text{min} \approx 0.27\text{min}$

B : ギア切り替え : 0.1min

C : 後進 (③→②) :  $9\text{m} \div 78\text{m/min} = 0.115\text{min} \approx 0.12\text{min}$

1サイクル当りの作業時間 (A + B + C + B) =  $0.27\text{min} + 0.1\text{min} + 0.12\text{min} + 0.1\text{min}$   
 $= 0.59\text{min}$



(4) 降灰及び降雪除去速度

1サイクル当りの除去延長 ÷ 1サイクル当りの除去時間  
 $= 7\text{m} \div 0.59\text{min} = 0.711\text{km/h} \approx 0.7\text{km/h}$

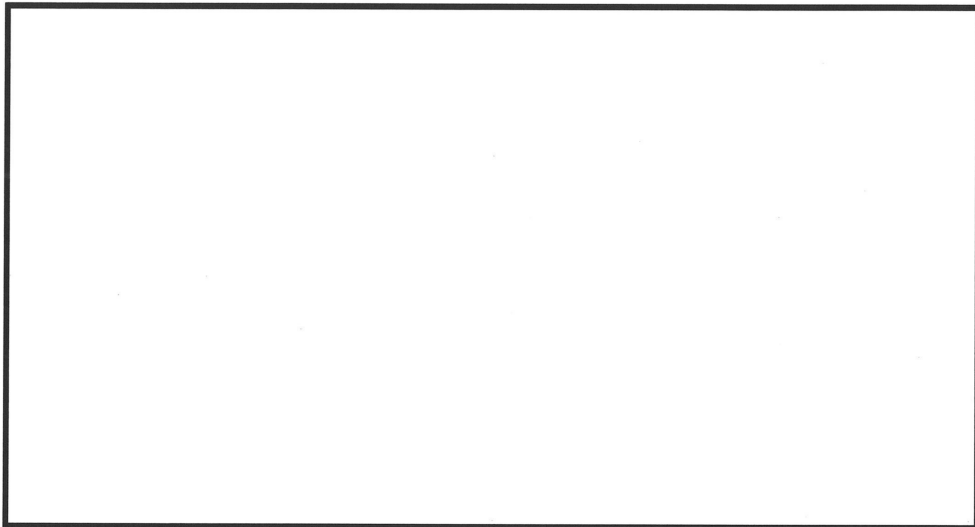
3. 復旧時間について

下図のアクセスルートについて上記の速度を用いて復旧することを想定する。ブルドーザは配置場所よりスタートし、0.7km/hにて復旧を開始する。なお、一度復旧が終わったルートについては2km/hで移動可能とする。

想定時間については下表のとおりとなり、約5時間程度で復旧が可能である。



ルート番号	総距離(m)	0.7km/hにて復旧する距離(m)	2km/hにて復旧する距離(m)	時間(分)	合計時間(分)
①→②	665	665	0	57	57
②→③	379	297	82	28	85
③→④	695	553	142	51	136
④→⑤	684	404	280	44	180
⑤→⑥	449	366	83	34	214
⑥→①	1051	812	239	77	291



枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

以上

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

## 【大飯 3 号機 原規規発第 1708254 号 平成 29 年 8 月 25 日認可 (資料 2-4-3)】

## 添付 2-4-3-3 ~ 添 2-4-3-4

## 3.1 降下火砕物の影響を考慮する施設と影響因子との関連

設計に考慮すべき直接的影響因子については、降下火砕物の特徴から以下のものが考えられる。

降下火砕物はマグマ噴出時に粉砕、急冷したガラス片、鉱物結晶片からなる粒子であり、堆積による構造物への荷重、並びに施設への取り込みによる閉塞及び磨耗が考えられる。また、降下火砕物には亜硫酸ガス、硫化水素及びフッ化水素等の火山ガス成分が付着しているため、施設への接触による腐食、並びに施設への取り込みによる大気汚染が考えられる。さらに、降下火砕物は水に濡れると酸性を呈し導電性を生じるため、絶縁低下が考えられる。

防護対象施設及び防護対象施設に影響を及ぼす可能性のあるクラス3(発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類)に属する施設(以下「クラス3に属する施設」という。)のうち、屋外に設置している施設、防護対象施設を内包し降下火砕物からその施設を防護する建屋について、降下火砕物が堆積しやすい構造を有する場合には荷重による影響を受ける可能性があるため、構造物への荷重を影響因子として設定する。

防護対象施設及び防護対象施設に影響を及ぼす可能性のあるクラス3に属する施設のうち、降下火砕物を含む海水の流路となる水循環系の施設への閉塞による影響を受ける可能性があるため、水循環系の閉塞を影響因子として設定する。

防護対象施設及び防護対象施設に影響を及ぼす可能性のあるクラス3に属する施設及びその他施設のうち、降下火砕物を含む空気の流れとなる換気系、電気系及び計装制御系の施設への閉塞による影響を受ける可能性があるため、換気系、電気系及び計装制御系における閉塞を影響因子として設定する。

防護対象施設及び防護対象施設に影響を及ぼす可能性のあるクラス3に属する施設のうち、降下火砕物を含む海水の流れとなる水循環系の施設、並びに空気を取り込みかつ摺動部を有する換気系の施設への磨耗による影響を受ける可能性があるため、水循環系、換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を影響因子として設定する。

防護対象施設及び防護対象施設に影響を及ぼす可能性のあるクラス3に属する施設のうち、屋外に設置している施設、降下火砕物を含む海水の流れとなる水循環系の施設、並びに降下火砕物を含む空気の流れとなる換気系、電気系及び計装制御系の施設や、防護対象施設を内包する施設について、腐食により防護対象施設の安全機能に有意な影響が発生する場合には、腐食による影響を受ける可能性があるため、構造物、水循環系、換気系、電気系及び計装制御系における腐食を影響因子として設定する。

中央制御室への大気汚染による影響を受ける可能性があるため、発電所周辺の大気汚染を影響因子として設定する。

防護対象施設のうち、空気を取り込む機構を有する計装盤への絶縁低下による影響を受ける可能性があるため、絶縁低下を影響因子として設定する。

設定した各影響因子と降下火砕物の直接的影響を考慮する施設との組合せについて整理し、降下火砕物の影響を考慮する各施設の特性を踏まえて、降下火砕物による直接的な影響に対する必要な設計項目を選定した結果を第3-1表に示す。

また、屋外に設置している重大事故等対処設備については、火山事象が重大事故等の起因とならないこと、並びに重大事故等時に火山事象が発生していることは考えにくいとため、設備を使用していない保管時を考慮することとする。このため、閉塞、磨耗、大気汚染及び絶縁低下については、降下火砕物の影響を受けず、影響を受ける可能性がある荷重、腐食については、降下火砕物を除去することを保安規定に定めることにより、降下火砕物による影響を受けない設計とする。

【大飯 3 号機 原規規発第 1708254 号 平成 29 年 8 月 25 日認可（基本設計方針）】（抜粋）

変更前	変更後
<p>原子炉格納容器内の安全施設は、設計基準事故等時に想定される</p>	<p>対処設備を内包する原子炉周辺建屋及び制御建屋並びに海水ポンプ室から 100m 以上の離隔距離を確保した保管場所を定めて保管する設計とする。</p> <p>運用として、竜巻が襲来して、個々の設備が損傷した場合は、原子炉の停止を含めた対応を速やかに行うこととし、この運用について、保安規定に定める。</p> <p>悪影響防止のための固縛については、位置的分散とあいまって、浮き上がり又は横滑りによって設計基準事故対処設備（防護対象施設）や同じ機能を有する他の重大事故等対処設備に衝突し、損傷させることのない設計とするとともに、重大事故等発生時の初動対応時間を確保するために、固縛装置の数を可能な限り少なくする設計とする。固縛装置の設計は、風荷重による浮き上がり及び横滑りの荷重並びに保管場所を踏まえて固縛の要否を決定し、固縛が必要な場合は、発生する風荷重に耐える設計とする。</p> <p>なお、固縛が必要とされた重大事故等対処設備のうち車両型の設備については、耐震設計に影響を与えないよう、固縛装置に余長を持たせた設計とする。</p> <p>積雪及び火山の影響については、必要により除雪及び除灰等の措置を講じる。この運用について、保安規定に定める。</p> <p>屋外の重大事故等対処設備は、重大事故等時に、万が一、使用中に機能を喪失した場合であっても、可搬型重大事故等対処設備によるバックアップが可能となるように位置的分散を考慮して可搬型重大事故等対処設備を複数保管する設計とする。</p> <p>原子炉格納容器内の安全施設及び重大事故等対処設備は、設計基</p>

## 【大飯発電所原子炉施設保安規定 2021年6月4日改正】(抜粋)

当直課長は、外気取入口に設置している平型フィルタの差圧確認、外気取入ダンプの閉止、換気空調設備の停止、中央制御室および安全補機開閉器室の閉回路循環運転による建屋内への降下火砕物の侵入防止を実施する。

## b. 降下火砕物および積雪の除去作業

(a) 各課(室)長は、降灰が確認された場合は、施設の機能に影響が及ばないよう、換気空調設備のフィルタおよびディーゼル発電機消音器のフィルタの清掃や取替え、水循環系のストレーナ洗浄作業、開閉所設備の碍子洗浄作業を実施する。

(b) 各課(室)長は、降下火砕物の堆積が確認された場合は、降下火砕物より防護すべき屋外の施設、ならびに降下火砕物より防護すべき施設を内包する建屋について、長期的な堆積により施設に悪影響を及ぼさないよう降下火砕物を除去する。

また、上記以外の重大事故等対処設備に対する降下火砕物および積雪の除去作業については、降灰および降雪の状況を踏まえ、設備に悪影響を及ぼさないよう実施する。

## c. 地滑り防護対策の堰堤の健全性確保

土木建築課長は、地滑りが確認された場合は、施設の機能に影響が及ばないよう、堰堤の堆積制限位以下になるよう土砂撤去作業を実施する。

## d. 地滑り発生後の撤去作業が困難と判断された場合の対応

土木建築課長は、地滑り発生後の土砂撤去作業において、7日以内に堆積制限位以下にできないと判断した場合は当直課長に連絡する。連絡を受けた当直課長は、地滑りが確認された後、7日以内に原子炉を停止(モード5まで)する。

## e. ディーゼル発電機の機能を維持するための対策

火山影響等発生時において、ディーゼル発電機の機能を維持するため、ディーゼル発電機へのフィルタの取付およびフィルタの取替・清掃を実施する。

## (a) ディーゼル発電機への改良型フィルタ取付

各課(室)長は、フィルタの取替・清掃が容易な改良型フィルタを取り付ける。

## ア. 手順着手の判断基準

気象庁が発表する降灰予報(「速報」または「詳細」)によりおおい町への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において、地理的領域(発電所敷地から半径160km)内の活火山に20km以上の噴煙が観測されたが噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合または降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合

## (b) ディーゼル発電機改良型フィルタのフィルタ取替・清掃

各課(室)長は、ディーゼル発電機が起動した場合において、フィルタの閉塞を防止するため、フィルタの取替・清掃を実施する。

## ア. 手順着手の判断基準

火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、ディーゼル発電機が起動した場合

## f. タービン動補助給水ポンプを用いた炉心を冷却するための対策

## イ 屋外アクセスルートの確保

安全・防災室長は、屋外のアクセスルートの確保に当たって、以下の運用管理を実施することを社内標準に定める。

- (7) 屋外の可搬型重大事故等対処設備の保管場所から使用場所まで運搬するアクセスルートの状況確認、海水等の取水ポイントの状況確認、ホース敷設ルートの状態確認を行い、あわせて燃料油貯蔵タンクおよび重油タンク、空冷式非常用発電装置、その他の屋外設備の被害状況の把握を行う。
- (イ) 屋外アクセスルートに対する地震による影響、その他の自然現象による影響を想定し、複数のアクセスルートの中から早期に復旧可能なアクセスルートを確認するため、障害物を除去可能なブルドーザ1台（予備1台）を保管および使用する。
- (ウ) 地震による屋外タンクからの溢水および降水に対して、道路上の自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所にアクセスルートを確認する。
- (エ) 津波の影響については、津波遡上のないエリアに早期に復旧可能なアクセスルートを確認する。想定を上回る万一のガレキ発生に対してはブルドーザにより速やかに撤去することにより対処する。
- (オ) 考慮すべき自然現象のうち落雷、凍結および森林火災、外部人為事象のうち、近隣工場等の火災（発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災およびばい煙等の二次的影響）および有毒ガスに対して、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確認する。
- (カ) 周辺構造物、周辺機器の倒壊による障害物については、ブルドーザによる撤去あるいは転倒による閉塞がないルートを通行する。
- (キ) 基準地震動に対して耐震裕度の低い周辺斜面の崩壊に対しては、崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ブルドーザによる崩壊箇所の復旧を行う。
- (ク) 耐震裕度の低い地盤にアクセスルートを設定する場合は、道路面のすべりによる崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ブルドーザによる崩壊箇所の復旧を行い、通行性を確保する。
- (ケ) 不等沈下等による段差の発生が想定される箇所においては、段差緩和対策を講じる設計とするとともに、段差が発生した場合には、ブルドーザによる段差発生箇所の復旧を行う。さらに地下構造物の損壊が想定される箇所については、陥没対策を講じる。想定を上回る段差が発生した場合は、複数のアクセスルートによる迂回やブルドーザによる段差解消対策により対処する。
- (コ) アクセスルート上の台風および竜巻による飛来物、積雪、降灰については、ブルドーザによる撤去を行う。想定を上回る積雪、降灰が発生した場合は、除雪、除灰の頻度を増加させることにより対処する。また、凍結、積雪を考慮し、車両については、オールシーズンタイヤまたはスタッドレスタイヤを配備する。

## ウ 屋内アクセスルートの確保

安全・防災室長は、屋内のアクセスルートの確保に当たって、以下の運用管理を実施することを社内標準に定める。

- (7) 屋内の可搬型重大事故等対処設備の保管場所へ運転員（当直員）、緊急時対策本部要員および緊急安全対策要員が移動するアクセスルートの状況確認を行い、あ

## 【大飯発電所 一般防災業務所達】(抜粋)

別表 19

## 火山灰降灰予報時における対応手順

事象進展	実施箇所・内容		
	発電室(※1)	安全・防災室(※1)	各課(室)(※1)
福井県を対象に降灰予報が発表され、降灰予想地域に発電所が含まれる場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>当直課長は、気象協会からの情報(降灰予報)を受信(中央制御室へFAX)した場合、降灰予報FAXを確認する。</li> <li>当直課長は、降灰予想地域に発電所が含まれる場合は、安全・防災室課長(SA/D B)(※2)に連絡する。</li> </ul>	安全・防災室課長(SA/D B)は、当直課長からの連絡に基づき警戒本部を設置し、降灰情報の収集に努め、各課(室)長への周知を行うとともに以下の対応を実施する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>①対応要員の召集</li> <li>②降灰状況の監視</li> </ol>	
火山灰の降灰が確認された場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>当直課長は、以下の措置を実施する。               <ol style="list-style-type: none"> <li>①降灰時の点検(特別点検)を行い、状況に応じて、関係各課(室)に詳細点検等を依頼する。</li> <li>②外気取入口に設置している平型フィルタの差圧確認、外気取入ダンパの閉止、換気空調設備の停止または閉回路循環運転、水循環系のストレーナ洗浄の実施。</li> <li>③特高開閉所の碍子洗浄の実施。</li> </ol> </li> <li>発電室長は、当直課長から連絡を受けた点検結果について、所長および原子炉主任技術者へ報告する。 点検の結果、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、必要に応じて原子炉停止等の措置について対策本部と協議する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全・防災室課長(SA/D B)は、所長に報告するとともに、対策本部に移行する。</li> <li>本部長は関係各課(室)長に対して対策の実施を指示する。</li> <li>本部長は、換気空調設備停止に伴う屋内作業への影響を、各課(室)長に検討させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各課(室)長は、設備の詳細点検、ならびに施設の機能に影響が及ばないよう必要な補修(換気空調設備のフィルタの清掃や取替え含む)を実施する。また、ディーゼル発電機消音器のフィルタについて、点検ならびに排気温度等の確認により、状況に応じて清掃や、取替えを行う。</li> <li>点検の結果により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある場合には、対策本部の指示に従い必要な対策を行う。</li> </ul>
火山灰の堆積が確認された場合	—	本部長は、関係各課(室)への対策を指示する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>安全・防災室課長(SA/D B)は、ブルドーザによる構内除灰(アクセスルート、タンクローリー輸送・退避ルート、竜巻車両避難ルート・避難場所(※3))を指示する。</li> </ul>	各課(室)長は、建屋、屋外設備(屋外SA設備含む)の状況確認を行うとともに、資機材等を用いて30日を目処に速やかに除灰を実施する。

		<p>また、タンクローリー上部の除灰が必要と判断した場合は、除灰を実施する。なお、撤去作業に使用するブルドーザの使用優先順位は別表29に定める。</p> <p>・屋外設備等(SA設備を含む)に関して重機以外での除灰作業が求められる場合は、対応要員の召集を行う。</p>	
		また、荷重の影響を低減するため降灰時に積雪があれば除雪も合わせて実施する。	
火山灰の降灰後における中長期の対応	<p>発電室長は、発電室業務所則に基づき、設備の日常巡回点検を行う。</p> <p>異常が確認されれば、関係各課(室)長等へ対応を依頼する。</p>	<p>関係各課(室)長は、降下火砕物より防護すべき屋外の施設、ならびに防護すべき施設を内包する建屋について、長期的な堆積により施設に悪影響を及ぼさないよう降下火砕物を除去する。</p> <p>また、上記以外の重大事故等対処設備に対する降下火砕物の除去作業については、降灰の状況を踏まえ、設備に悪影響を及ぼさないよう実施する。</p>	

前兆事象を伴う事象により、設備の巡視点検が必要と判断される場合は、本部長(※2)の指示により、別表27に定める設備の巡視点検を実施し、外観点検等により異常の有無を確認する。

※1：発電室、関係各課の対応標準

発電室・・・3・4号機事故時操作所則

電気保修課、機械保修課・・・保修業務所則

土木建築課・・・土木建築業務所則

※2：通常勤務時間外は全体指揮者、休祭日は休日指揮者が代行する。

※3：各種ルート、場所については別表28に定める。

## 灰置き場への火山灰の運搬について

### 1. 火山灰運搬に用いる車両の扱い

灰置き場への火山灰の運搬は、ブルドーザ等の重機を用いて灰置き場へのルートを確認し、トラックにて火山灰を運搬する作業を繰り返すこととしているが、ブルドーザ等の重機は設備・資機材として管理しており、また、トラックについては従来から汎用品として扱っているため、今後も同様の扱いとする。

### 2. 火山灰影響への対応

灰置き場への火山灰の運搬は降灰終了後に実施するため、火山灰の影響は限定的であると考えているが、火山灰の乾燥状態、風や人の活動により地面に積もった火山灰が巻き上げられることで、運搬車両に対して以下の影響を及ぼす可能性がある。

これらの影響に係る対応については、火山灰の運搬作業に係る留意事項として、社内標準に定めることとする。

#### 視界への影響

巻き上げられた火山灰により視界への影響が出る可能性があるが、ライトを点灯し徐行することで対応する。

#### エンジンフィルタの目詰まり

巻き上げられた火山灰が運搬車両の吸気口から入りエンジンフィルタが目詰まりすることが考えられるが、適宜フィルターを交換しつつ使用することで対応する。

フィルターの交換は容易にできることを確認しており、また、交換したフィルターについてはエアダスターを用いて付着した火山灰を清掃しながら繰り返し使用する。

以 上